

第1回 定例会

平成29年第1回中城村議会定例会会期日程表

開 会 平成29年3月6日

会 期 23 日間

閉 会 平成29年3月28日

日 次	月 日	曜日	開議時刻	会議名	事 項
第1日	3月6日	月	午前10時	本会議	会議録署名議員の指名、会期の決定 諸般の報告、行政報告、施政方針 議案第1号、2号、3号、4号、5号、6号、 7号、8号、9号、10号、11号、12号、13号、 14号、15号に対する説明 報告第1号、2号、3号に対する説明
第2日	3月7日	火	午前10時	本会議	議案第16号、17号、18号、19号、20号、21号、 22号、23号に対する説明 同意第1号、2号及び、諮問第1号、2号、3 号に対する説明 質疑、討論、採決
第3日	3月8日	水	午前10時	本会議	議案第24号、25号、26号、27号、28号、29号、 30号に対する説明
第4日	3月9日	木	午前10時	本会議	議案第1号、2号、3号、4号、5号、6号、 7号、8号、9号、10号、11号、12号、13号、 14号、15号、16号、17号、18号、19号、20号、 21号、22号、23号に対する質疑、討論、採決
第5日	3月10日	金	午前10時	本会議	議案第24号、25号、26号、27号、28号、29号、 30号に対する質疑（委員会付託）
第6日	3月11日	土	\	休 会	防災訓練 中学校卒業式
第7日	3月12日	日	\	休 会	
第8日	3月13日	月	午前10時	委員会	委員会審議
第9日	3月14日	火	午前10時	委員会	委員会審議
第10日	3月15日	水	午前10時	委員会	委員会審議
第11日	3月16日	木	午前10時	委員会	委員長取りまとめ
第12日	3月17日	金	午前10時	委員会	委員会審議（連合審査）
第13日	3月18日	土	\	休 会	
第14日	3月19日	日	\	休 会	
第15日	3月20日	月	\	休 会	春分の日
第16日	3月21日	火	午前10時	委員会	委員会審議（連合審査）
第17日	3月22日	水	午前10時	本会議	一般質問
第18日	3月23日	木	\	休 会	小学校卒業式
第19日	3月24日	金	午前10時	本会議	一般質問
第20日	3月25日	土	\	休 会	
第21日	3月26日	日	\	休 会	
第22日	3月27日	月	午前10時	本会議	一般質問
第23日	3月28日	火	午前10時	本会議	委員長報告、質疑、討論、採決及び陳情・発議 等採決 閉会

目 次

(平成 29 年)

第 1 回定例会

第 1 日目 (3 月 6 日)

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	3
平成29年度 施政方針	6
議案第 1 号 中城村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例	14
議案第 2 号 世代間交流・人材育成・防災避難拠点施設の設置及び管理に関する条例	15
議案第 3 号 中城村一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例	17
議案第 4 号 中城村職員の自己啓発等休業に関する条例	25
議案第 5 号 中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	28
議案第 6 号 中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	38
議案第 7 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	44
議案第 8 号 中城村役場庁舎建設基金条例の一部を改正する条例	45
議案第 9 号 中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	47
議案第10号 中城村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例	48
議案第11号 中城村税条例等の一部を改正する条例	51
議案第12号 中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例	69
議案第13号 中城村課設置条例の一部を改正する条例	71
議案第14号 中城村就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例	72
議案第15号 中城村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	74
報告第 1 号 平成29年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について	75
報告第 2 号 議会の議決を経た工事請負契約 (世代間交流・人材育成・防災避難拠点施設新築工事) の改定契約について	75
報告第 3 号 議会の議決を経た工事請負契約 (ハブ対策防除壁整備工事) の改定契約について	76

第2日目(3月7日)

議案第16号	中部広域市町村圏事務組合の規約の変更	81
議案第17号	中頭地方視聴覚協議会規約の変更	84
議案第18号	久場前浜原線建設工事(2工区)改定契約	85
議案第19号	新垣地区土地改良事業(農用地保全)計画	86
議案第20号	平成28年度中城村一般会計補正予算(第6号)	87
議案第21号	平成28年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	93
議案第22号	平成28年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	96
議案第23号	平成28年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	98
同意第1号	教育委員会教育長の任命について	100
同意第2号	教育委員会委員の任命について	101
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	102
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	103
諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	104

第3日目(3月8日)

議案第24号	平成29年度中城村一般会計予算	109
議案第25号	平成29年度中城村国民健康保険特別会計予算	115
議案第26号	平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計予算	119
議案第27号	平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計予算	121
議案第28号	平成29年度中城村公共下水道事業特別会計予算	123
議案第29号	平成29年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算	125
議案第30号	平成29年度中城村水道事業会計予算	127

第4日目(3月9日)

議案第1号	中城村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例	133
議案第2号	世代間交流・人材育成・防災避難拠点施設の設置及び管理に関する条例	136
議案第3号	中城村一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例	136
議案第4号	中城村職員の自己啓発等休業に関する条例	138
議案第5号	中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	139
議案第6号	中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	140
議案第7号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	140
議案第8号	中城村役場庁舎建設基金条例の一部を改正する条例	141
議案第9号	中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関	

	する条例の一部を改正する条例	141
議案第10号	中城村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例	141
議案第11号	中城村税条例等の一部を改正する条例	142
議案第12号	中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例	142
議案第13号	中城村課設置条例の一部を改正する条例	143
議案第14号	中城村就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例	143
議案第15号	中城村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	144
議案第16号	中部広域市町村圏事務組合の規約の変更	144
議案第17号	中頭地方視聴覚協議会規約の変更	144
議案第18号	久場前浜原線建設工事（2工区）改定契約	145
議案第19号	新垣地区土地改良事業（農用地保全）計画	146
議案第20号	平成28年度中城村一般会計補正予算（第6号）	147
議案第21号	平成28年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	156
議案第22号	平成28年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	156
議案第23号	平成28年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	157
議案第31号	平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）	157

第5日目（3月10日）

議案第24号	平成29年度中城村一般会計予算	161
議案第25号	平成29年度中城村国民健康保険特別会計予算	186
議案第26号	平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計予算	186
議案第27号	平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計予算	186
議案第28号	平成29年度中城村公共下水道事業特別会計予算	187
議案第29号	平成29年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算	187
議案第30号	平成29年度中城村水道事業会計予算	187

第6日目（3月11日） 休 会（土）

第7日目（3月12日） 休 会（日）

第8日目（3月13日） 委 員 会（月） 委員会審議

第9日目（3月14日） 委 員 会（火） 委員会審議

第10日目（3月15日） 委 員 会（水） 委員会審議

第11日目（3月16日） 委 員 会（木） 委員長取りまとめ

第12日目（3月17日） 委員会（金） 委員会審議（連合審査）

第13日目（3月18日） 休 会（土）

第14日目（3月19日） 休 会（日）

第15日目（3月20日） 休 会（月） 春分の日

第16日目（3月21日） 委員会（火） 委員会審議（連合審査）

第17日目（3月22日）

一般質問

3番 大城 常良 議員	191
2番 比嘉 麻乃 議員	202
7番 金城 章 議員	211
1番 石原 昌雄 議員	217
13番 仲座 勇 議員	223

第18日目（3月23日） 休 会（木） 小学校卒業式

第19日目（3月24日）

一般質問

4番 外間 博則 議員	231
9番 仲真 功浩 議員	236
10番 安里 ヨシ子 議員	247
12番 新垣 博正 議員	252
15番 宮城 重夫 議員	260

第20日目（3月25日） 休 会（土）

第21日目（3月26日） 休 会（日）

第22日目（3月27日）

一般質問

8番 伊佐 則勝 議員	269
5番 仲松 正敏 議員	273
6番 新垣 貞則 議員	283
14番 新垣 善功 議員	294

第23日目（3月28日）

議案第1号	中城村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例	309
議案第2号	世代間交流・人材育成・防災避難拠点施設の設置及び管理に関する条例	309
議案第3号	中城村一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例	310
議案第4号	中城村職員の自己啓発等休業に関する条例	311
議案第24号	平成29年度中城村一般会計予算	312
議案第25号	平成29年度中城村国民健康保険特別会計予算	313
議案第26号	平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計予算	314
議案第27号	平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計予算	315
議案第28号	平成29年度中城村公共下水道事業特別会計予算	316
議案第29号	平成29年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算	317
議案第30号	平成29年度中城村水道事業会計予算	318
陳情第1号	「沖縄の民意を尊重し、地方自治の堅持を日本政府に求める意見書」の採択を求める陳情	319
決議第1号	閉会中の所管事務調査について	319
決議第2号	閉会中の議員派遣について	322

平成29年第1回中城村議会定例会（第1日目）

招集年月日	平成29年3月6日（月）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開会	平成29年3月6日（午前10時00分）		
	散会	平成29年3月6日（午前11時57分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	石原昌雄	9番	仲真功浩
	2番	比嘉麻乃	10番	安里ヨシ子
	3番	大城常良	11番	新垣徳正
	4番	外間博則	12番	新垣博正
	5番	仲松正敏	13番	仲座勇
	6番	新垣貞則	14番	新垣善功
	7番	金城章	15番	宮城重夫
	8番	伊佐則勝	16番	與那覇朝輝
欠席議員				
会議録署名議員	11番	新垣徳正	12番	新垣博正
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	知名勉	議事係長	比嘉保
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	與儀忍
	副村長	比嘉忠典	企業立地・観光推進課長	屋良朝次
	教育長	呉屋之雄	都市建設課長	新垣正
	総務課長	新垣親裕	農林水産課長兼農業委員会事務局長	津覇盛之
	住民生活課長	仲村盛和	上下水道課長	仲村武宏
	会計管理者	比嘉義人	教育総務課長	名幸孝
	税務課長	稲嶺盛昌	生涯学習課長兼生涯学習係長	金城勉
	福祉課長	仲松範三	教育総務課長主幹	安田智
	健康保険課長	比嘉健治		

議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告
第 4	行政報告
第 5	平成29年度 施政方針
第 6	議案第 1 号 中城村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例
第 7	議案第 2 号 世代間交流・人材育成・防災避難拠点施設の設置及び管理に関する条例
第 8	議案第 3 号 中城村一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例
第 9	議案第 4 号 中城村職員の自己啓発等休業に関する条例
第 10	議案第 5 号 中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
第 11	議案第 6 号 中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
第 12	議案第 7 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
第 13	議案第 8 号 中城村役場庁舎建設基金条例の一部を改正する条例
第 14	議案第 9 号 中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
第 15	議案第10号 中城村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例
第 16	議案第11号 中城村税条例等の一部を改正する条例
第 17	議案第12号 中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例
第 18	議案第13号 中城村課設置条例の一部を改正する条例
第 19	議案第14号 中城村就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例
第 20	議案第15号 中城村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
第 21	報告第 1 号 平成29年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について
第 22	報告第 2 号 議会の議決を経た工事請負契約（世代間交流・人材育成・防災避難拠点施設新築工事）の改定契約について
第 23	報告第 3 号 議会の議決を経た工事請負契約（ハブ対策防除壁整備工事）の改定契約について

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。ただいまより平成29年第1回中城村議定例会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番 新垣徳正議員及び12番 新垣博正議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたしません。

お諮りします。本定例会の会期は本日3月6日から3月28日までの23日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、本議会の会期は本日3月6日より3月28日までの23日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。資料がお手元に配られていると思いますので、御参照ください。

諸般の報告について

平成28年12月9日より、平成29年3月5日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

記

1 例月現金出納検査の報告について

村監査委員より、平成28年12月、平成29年1月、2月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。

2 一部事務組合議会、介護保険広域連合議会、後期高齢者医療広域連合議会の報告について

それぞれの議会議員より、各議会における議事の経過及び結果の報告がありました。お手元に報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。

それらに付随するその他の資料等は議会事

務局に保管してありますので、閲覧してください。

3 陳情、要請等の処理について

期間中に受理した陳情、要請等は2件受理し、3月3日の議会運営委員会で協議した結果、配布してあります陳情等処理一覧表のとおり、1件は本会議で審議し、他1件は資料配付といたします。

4 沖縄県町村議会議長会関係について

2月21日(火)定期総会が自治会館で開催され、議長、事務局長が出席しております。2月23日(木)町村議会議員・事務局職員研修会が南風原町で開催されております。詳細については別紙をご参照ください。

5 中部町村議会議長会関係について

1月27日(金)1月定例会が西原町で開催され、議長と事務局長が出席しております。詳細については別紙をご参照下さい。

6 その他

その他の日程等については別紙をご参照下さい。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告を行います。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは行政報告を読み上げて御報告を申し上げます。

行政報告。平成28年12月から平成29年2月までの行政報告でございます。抜粋して読み上げて御報告申し上げます。

12月6日には、中城郵便局地域協力に関する地位協定を結ばせていただきました。子供見守りあるいは不法投棄、高齢者の徘徊も含めた地域協力の調印式でございました。

12月16日には、沖縄地区史跡整備市町村協議会の40周年の記念講演を行い、参加をいたしております。

翌日17日には、世界遺産中城城跡での初の横綱白鵬土俵入りを行い、1,000名以上の方々が

来場しております。

翌18日には、村の青年まつりに参加をさせていただいております。

23日には、わかてだを見る集い、恒例でございますけれども、非常に定着をしているところでございます。

1月に入りまして、1月4日には中城村初興し（ハチウクシー）村始まって以来の村民栄誉賞を大城立裕先生の表彰も含めて、村民とともに一緒に新年を祝いました。

6日、8日は恒例の出初式、そして成人式に参加をしております。

11日には、大和ハウス主催の桜プロジェクトが南小学校で開催され参加をしております。同じ日には新春の集いに参加をしております。

1月14日には、若竹福祉会成人式、これは村出身の新垣凜子さんの成人式に参加をしております。

1月29日には、中城村老人文化作品展覧会に参加をしております。

1月31日には、人權の花の開花式、これは津覇小学校で行いまして、参加をしております。

2月に入りまして、2月5日には、ちゅーぶ広域産業まつり、これは北中城のしおさい公苑で行いましたけれども、多数来場されて盛況を呈しておりました。

2月13日には、県の子ども・子育て会議。私も町村会の代表として参加をしております。

17日には、東海岸サンライズ協議会の4首長が県知事を表敬し、MICE建設に向けての促進を陳情しております。

翌18日には、ごさまる太鼓の20周年記念公演が津覇小学校でありまして、参加をしております。

翌日には、おきなわマラソンがございました。行政報告は以上でございます。

続きまして、平成28年度の主要施策の執行状況調書（第4・四半期分）でございます。読み

上げて御報告申し上げます。

まず1ページのほうから、総務課のほうでございます。事業名、契約年月日、契約方法、契約金額、落札率、契約の相手方の順に読み上げて御報告申し上げます。総務課、11節、平成28年度備蓄生活物資、平成29年2月3日、指名競争入札、84万1,104円（35.4%）（株）マチダテクノ。13節、平成28年度災害関係表示板設置委託業務、平成29年2月6日、指名競争入札、170万6,400円（95.8%）（株）リック。

続いて企画課、13節、ごさまるネットワーク強靱化対応業務、平成29年2月15日、随意契約、216万円、西日本電信電話株式会社。13節、メール・ファイル無害化システム委託業務、平成29年2月15日、随意契約、572万4,000円、沖縄日立ネットワークシステムズ株式会社。同じく13節、総合運用テスト委託業務（独自利用事務）、平成29年2月9日、随意契約、105万8,400円、株式会社オーシーシー。

企業立地・観光推進課、18節、護佐丸観光資源制作事業 着ぐるみ購入業務、平成28年12月6日、随意契約、72万9,000円（100%）K I G U R U M I . B I Z 株式会社。18節、サッカースタッフベンチ購入業務、平成28年12月2日、指名競争入札、712万8,000円（96.8%）中頭スポーツ。19節、中城村グスクの響き 実行委員会補助金、平成28年12月9日、補助金、1,769万8,000円、中城村グスクの響き実行委員会。

続いて税務課、13節、平成28年度イメージ管理サービス導入業務、平成28年12月19日、随意契約、83万1,600円、株式会社オーシーシー。同じく13節、課税資料イメージ管理サービス導入業務、平成28年12月20日、随意契約、129万6,000円、株式会社T K C。

都市建設課、13節、平成28年度調査業務（その6）、平成28年12月9日、随意契約、480万1,680円（97.5%）株式会社与那嶺測量設計。

同じく13節、平成28年度南上原地区 出来形確定測量委託業務（その2）、平成28年12月22日、随意契約、604万8,000円（93.4%）、株式会社与那嶺測量設計。同じく13節、中城村新庁舎測量業務、平成29年2月10日、随意契約、197万6,400円（67.3%）、株式会社双葉測量設計。15節、南上原地区築造工事（28-8工区）、平成28年12月22日、指名競争入札、3,431万4,840円（93.4%）、株式会社五城。15節、南上原地区坂田線整備工事（28-9工区）、平成29年2月8日、指名競争入札、3,726万円（93.7%）、有限会社津城電気工事。同じく15節、南上原地区築造工事（28-10工区）、平成29年2月8日、指名競争入札、3,687万1,200円（93.8%）、有限会社玉那覇組。同じく15節、村道中城城跡線改良舗装工事（9工区）、平成28年12月1日、指名競争、8,618万4,000円（95%）（有）ヒ口建設・仲真設備工業 特定建設工事共同企業体。同じく15節、村道若南線整備工事（2工区）、平成28年12月5日、指名競争入札、1,634万400円（95%）、有限会社ピース造園土木。同じく15節、道路反射鏡・防犯灯設置工事、平成28年12月27日、指名競争入札、124万2,000円（63.8%）、沖縄道路興業株式会社。17節、公有財産購入、平成28年12月2日から平成29年1月27日、随意契約、386万2,685円（100%）、泊地区1件 北上原地区3件 久場地区1件。22節、物件移転補償、平成28年12月2日から平成29年1月20日、随意契約、862万4,663円（100%）、泊地区1件 北上原地区5件 南上原地区2件でございます。

続いて上下水道課、15節、添石地内配水管布設工事（28-3工区）、平成28年12月26日、指名競争入札、1,657万8,000円（99.7%）、仲真設備工業。

続いて教育総務課、18節、平成28年度中城南小学校管理備品購入業務、平成29年2月14日、指名競争入札、535万4,640円（94.4%）、株式

会社オキジム。

続いて生涯学習課、11節、「中城村戦前の集落」印刷製本業務、平成28年12月1日、指名競争入札、62万7,050円（39.2%）、沖印社。13節、平成28年度村内文化財整備工事設計委託業務、平成28年12月9日、指名競争入札、205万2,000円（89%）、株式会社真南風。同じく13節、平成28年度中城城跡岩盤動態状況解析委託業務、平成28年12月26日、随意契約、77万7,600円（98.6%）、株式会社真南風。15節、平成28年度中城城跡整備工事、平成29年1月12日、指名競争入札、1,399万2,480円（94.7%）、有限会社喜舎場石材。13節、平成28年度中城城跡整備工事施工監理委託業務、平成29年1月20日、随意契約、117万7,200円（97.3%）、株式会社真南風。13節、平成28年度中城城跡遺構測量委託業務、平成29年1月27日、指名競争入札、124万2,000円（92%）、株式会社 琉球サーベイ。18節、中城村郷土資料購入事業、平成28年12月3日、指名競争、422万851円（84.5%）、株式会社 紀伊國屋書店。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 続いて教育行政報告を行います。教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 おはようございます。教育行政報告をいたします。平成28年12月から平成29年2月までの報告です。

12月4日、第11回空手演武会に参加。日本一になった與那覇綾子さんの演武に皆、魅了され拍手喝采がありました。

18日、CGG運動に参加。3小学校区に分かれて、清掃活動をしている子供たちを激励しております。

20日、第15回定例教育委員会議、中城南小学校児童数増に対する対応策、中城村の表彰者推薦の提案。

22日、イルミネーション並びに「電照文字」点灯式に参加いたしました。吉の浦保育所の幼

児による遊戯の後、電照文字「結」が点灯されております。

23日、わかてだを見る集いに参加、中城湾からの上る朝日を期待いたしましたが、雲に隠れて時間が経ってから、見えました。

年開けて、1月4日、中城村初興し（ハチウクシー）に参加、芥川賞受賞作家の大城立裕氏が中城村の村民栄誉賞を受賞しております。

6日、中・北消防出初式に参加、災害を想定し、消火活動、救助活動、指揮系統の総合訓練を実施しております。

8日、成人式に参加、村民の281名が権利と義務を伴う新成人としてスタートしております。

11日、桜プロジェクトに参加、大和ハウスの厚意による桜の植樹と和楽器の体験が中城南小学校で行われました。同じ日、新春の集いに参加、中城村商工会関係者が集い、鏡開きの後、名刺交換やアトラクションでにぎわいました。

15日、ごさまるトリムマラソン大会に参加、体育振興により健康づくりや生きがいを図るための事業であります。

20日、第1回定例教育委員会議に参加、中城南小学校開校準備委員会設置要綱を廃止する要綱について、話し合っております。

24日、こころのプロジェクト「夢の先生」。24日は、元湘南ベルマーレの鈴木選手とそれから翌日の25日、中日ドラゴンズの県出身の又吉投手による実技と夢に対するお話がありました。中城中学校2年生が対象でありまして、生徒たちは夢と自信が持てたと話しておりました。

29日、中城村老人文化作品展示会に参加、日頃の活動成果を展示発表し、村民への理解と会員交流を図るのが目的として行われております。

31日、人権の花「開花式」に参加、生きた教育として人権尊重思想を育み、情操を豊かにするのが目的であります。

2月11日、中頭地区学力推進大会に参加、実践活動の発表、講演会で成果を共通実践につな

げる学力向上に資することを目的としております。

13日、市町村教育委員会委員及び教育長研修会に参加、新教育委員会制度の実施状況及び課題についての講演がありました。

19日、おきなわマラソン大会に参加、スポーツ振興に貢献し、中部圏の地域活性化並びに経済振興に寄与するのが目的であります。

21日、第2回定例教育委員会議に参加、平成29年度教職員管理職人事異動の内申、学校防犯システム導入についての話を行っております。

25日、村子連の活動報告会に参加、村子連の活動や体験学習を報告するとともに、子供たちの健全育成を図るのが目的であります。以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で行政報告を終わります。

日程第5 平成29年度 施政方針を行います。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは平成29年度の施政方針を読み上げて、述べさせていただきます。

平成29年度 施政方針

はじめに

平成29年度一般会計予算をはじめとする関係諸議案のご審議をお願いするにあたり、村政経営に対する基本的な考え方として施政方針を申し上げ、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年、中城村長として3期目の当選することができ、村政経営の舵取りを任せられましたことは、誠に光栄に存じますとともに、1期目、2期目以上に多くの村民の皆様ご期待に応えられるよう成果を追い求め、「住みたい村・住みよい村・住み続けたい村」づくりを推進していきます。

私の村長就任当初の人口は1万6,700人余りでしたが、昨年の6月には人口2万人を超

え、全国で4番目に人口の多い村となりました。就任当初から掲げています、子育てしやすい村づくりが着実に推進され、その想いが実を結び始めていることは、大変うれしく思います。

「暗ければ、民はついて来ぬ」大政奉還や明治維新に影響をもたらした坂本竜馬の言葉です。これからの中城村が暗い状況であれば、村民は誰もついてはきません。先人の方々は今日の中城村をつくるために挑戦を続け、未来を拓いていただきました。私たちの子や孫がこの先の中城村を明るくし、さらに未来の中城村を豊かにするためにも、今いる私たちがその責任を全うすべきです。中城村の魅力と個性を飛躍させ、更なる村の繁栄・発展へ導くよう努力し、昨年度以上に一步、二歩と着実に前進していきます。

さて、国政においては安倍政権の経済政策であるアベノミクスが経済の好循環を生み出していると言われ、今後も安定した政治基盤の下、更に前に進めていくとされています。民間企業の雇用促進や働きかたの改革を進める一方で、沖縄県の離職率は全国で最も悪く、依然として県民所得は低水準にあります。安倍政権が掲げている地方の経済の活性化等においては更なる期待をし、地方創生のあり方を模索しながら、的確に対応を図り、地域経済の発展に努めてまいります。

また、県内の状況に目を向けますと、沖縄振興予算が大幅な減額となり、各市町村において、その影響が懸念されております。沖縄振興特別推進市町村交付金では、不用額及び繰越額の影響から、県全体で118億円、中城村においては5,100万円の減額となり、事業実施の影響が懸念されます。これまで以上の事業内容の精査を行い、中城村に効果的な事業展開に努め、適正な交付金の活用を図りたいと考えます。

村内では、平成28年度も話題の絶えない活気と魅力あふれる事業を展開してまいりました。

5月30日には、待望の護佐丸歴史資料図書館の開館を行いました。オープニングセレモニーでは、当時の内閣府特命担当大臣である島尻大臣をはじめ、各種関係機関や支援をいただいた皆様方に感謝の意を込め、祝賀会を開催しました。護佐丸歴史資料図書館では、沖縄の歴史について様々な企画展を開催しております。子ども達の利用も多く、今後も村民が郷土の歴史を学び、憩える施設になるよう取り組みます。

また、5年に一度開催される世界のウチナーンチュ大会では多くのウチナーンチュが来沖し、県内各地で様々な交流イベントが開催されました。中城村においても、第6回世界のウチナーンチュ大会・中城人（ナカグスクンチュ）交流会を開催し、盛大におもてなしを実施しました。

観光振興については、中城護佐丸まつりやプロジェクションマッピング、世界遺産劇場など、中城城跡を活用した各種イベントを実施し、大盛況を収めました。また、継続的なプロサッカーキャンプの受入に成功し、ガンバ大阪、川崎フロンターレに来ていただきました。

護佐丸バス・タクシーの運行については本格運行から1年が経過し、利用状況の分析を行っております。各路線の利用者状況からは、小中学生や高校生の利用が多く、高齢者の外出するきっかけをつくることもできました。中城村の長年の課題であった公共交通の脆弱性について、少しずつではありますが、改善されてきております。

中城村の特色ある支援策の一つである、特定不妊治療の助成によって、平成28年度は5人の赤ちゃんが誕生しました。不妊に悩む夫

婦の力になれたことは、非常に嬉しく、生まれてきてくれた子どもには大変感謝しております。

これから審議いただきます平成29年度予算については、歳入では人口増加に伴う一定の税収の増加は見込めるものの、歳出では医療や福祉関係費の増大や、認可保育園の負担金、子育て支援の扶助費等、非常に厳しい財政運営を余儀なくされております。厳しい財政状況が続く中、徹底した事業整理を行い、歳出の抑制に努め、豊かな村を目指して村民第一のサービス展開を図ります。

その重点施策として、平成29年度ではさらなる子育て支援の強化を図ります。これまで、通院に係る子ども医療費に関して未就学児を対象とし、一部1,000円の自己負担が必要でしたが、対象を中学生までに広げ、自己負担額も無くし、子育てに関する医療費の無料化を実施します。このことによって、歳出が増加することは避けられませんが、全職員がこれまで以上に歳出の抑制に努め、限られた財源の中で何ができるか知恵を絞り、子どもたちが健やかに生活できる環境を創出させるため、総力をあげて取り組んでいきます。

以上のことを基本軸とし、これより、平成29年度の施政方針として述べさせていただきます。

1 郷土を学び、ひとが輝く村へ

中城村の誇りである、世界遺産中城城跡。沖縄戦の戦禍を受けた中でも原型を留めており、その城壁は非常に美しく、その城主であった護佐丸は非常に立派な方だったのだと感じます。先人の方から受けついで、この貴重な文化財を、後世へ継承していくために、継続して保存整備を進めてまいります。

中城村独自の教育プログラムである「中城ごさまる科」が、教育特例校として認可され

3年が過ぎました。引き続き郷土の歴史に興味をもち、地域に誇りを持てる児童生徒を育成するため、世界遺産中城城跡と地域の偉人護佐丸についての教育プログラムを継続します。

学校教育において、「心身ともに健康で、確かな知性と豊かな人間性を育み、激動する社会をたくましく生きる村民の育成」を教育目標に掲げ、家庭、学校、地域の連携を密にし、児童生徒の活動を積極的に支援します。

近年の社会においては、I T環境が急速に発展し、多様化が進んでいます。次世代を担う子ども達にとって、情報教育は必要不可欠であり、そのためのI C T専門員を配置し、学校の情報教育の推進を図ります。

さらに、不登校や発達障害等における課題の解決に向けて、教育相談員や心理相談員、特別支援員を配置し、安心して学べる環境づくりや、きめ細やかな支援ができる体制を構築します。

昨年の夏休み期間、護佐丸歴史資料図書館では、たくさんの小中学生が勉強や会話を楽しんでいる姿がありました。この資料図書館を建設して、大変良かったと感じる瞬間でした。この施設は、護佐丸が活躍した時代を中心に、小中学生にもわかりやすい、琉球史や中城村の歴史に関する資料展示など、郷土の歴史を学べる重要な施設です。その持てる機能を十分に発揮させ、ごさまる科の支援や各種イベントを展開し、郷土の偉人、護佐丸について村内外へ発信させることができます。一般図書コーナーや児童図書コーナー、各種A V資料についても、計画的に充実を図りながら、学力向上と人材育成の推進、郷土を誇れる村づくりを展開していきます。

スポーツレクリエーション活動は、単に体力や健康の増進に限らず、地域や家庭のコミュニケーションを深め、子どもたちの健全

育成にも役立つものです。村民のスポーツレクリエーションへの関心の高まりや、多様化するライフスタイルに応じた活動の推進を図るため、各種団体やスポーツ推進委員、中学校部活指導者等と連携し、より充実した活動の振興につとめます。吉の浦公園は、村民、村内各種育成団体に各施設を開放し、健康づくりや交流の場として多様に利用していただき、村民の親交の場として活用を図ります。

生涯学習や人材育成の推進を図るため、自発的な学習活動の援助と社会教育行政の企画・実施の強化を行いながら、村婦人会や青年会、村PTA連合会等の各種団体並びに、村子ども育成連絡協議会の諸活動を支援し充実させます。村民のニーズが高い生涯学習教室や講座を継続的に開催し、近年の少子化や核家族化など、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた対応を図ります。さらに、中城村に留まらず、村外、県外、国外へと各方面への交流を促す事業を展開し、視野の広い人材の育成に努めます。

2 健やかに暮らせる村へ

働き盛り世代の生活習慣病の予防が重要となっています。昨年度より実施しています特定健診と、ガン検診を組み合わせた「40歳記念総合がん検診」及び身体に負担の少ない血液検査によるがん検診「アミノインデックスがん検診」の助成を、継続して実施するとともに、集団健診及び人間ドックなどの個別健診と合わせて、受診しやすい体制を整えて生活習慣病予防へ取り組んでまいります。特定健診の未受診者に対しては、個別ハガキによる再度の受診勧奨、さらに生活習慣病の予防・改善が必要な方々へは、保健師及び管理栄養士による保健指導、ヘルスアップ教室や栄養教室、二次健診の実施により重症化予防に努めてまいります。

中城村の高齢者人口は、増加傾向にあり高齢社会を見据えた対策が必要となります。介護予防への関心は年々高まっており、村民に知識普及や各公民館や吉の浦会館で実施している介護予防教室を拡充し、認知症予防として、引き続き各種養成講座や講演会、認知症サポーターの育成に努めて、各種予防対策を講じます。

また、地域における高齢者支援として、地域敬老会事業補助金を拡充します。

高齢者が住み続ける地域の中で生きがいを持ち、安心して心豊かに暮らしていけるよう地域と連携した「ふれあい事業」を引き続き取り組み、充実した生活環境を創出するため、関係機関と連携を図ってまいります。

障がい者（児）数は、年々増加傾向にあり、障害の内容も様々で、ニーズも多様化しています。障害福祉サービスの充実に努めるとともに、障害等のある方や、その家族が自らの意思で、様々な社会参加を通じて地域で安心し、自立した生活ができるよう地域生活支援事業の充実を図ります。

さらに、発達の子や療育を必要とする子は、心理士による巡回訪問指導を行い、早期発見・早期支援に努め、健やかな発達を推進し、さらなる福祉の向上に努めます。

3 子育てへの挑戦

子育てしやすいまちランキングで全国2位の称号をいただいてから、2年が過ぎました。人口2万人目の赤ちゃんも誕生し、今後の中城村は明るい兆しが絶えません。中城村をさらに発展させるためにも全国1位を目指して、私たちは挑戦を続けなければなりません。

安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、妊婦や乳幼児の健康診査、健康相談、新生児訪問指導などを行い、妊産婦期から出産後の母と子の健康管理に努め、

子どもの健やかな育成、子育てのしやすい環境整備に取り組んでまいります。また、平成29年度は村内保育園2園に新たな園舎建設の支援を行い、待機児童解消へ向けた子どもの受け入れ態勢の充実や、豊かな保育環境の強化を図ります。

冒頭で述べましたように、こども医療費助成事業は、子育て支援の重要な事業として取り組んできましたが、通院に対する助成は就学前までとしていました。今年度から中学校卒業まで対象を拡充し、無料化することで、安心して医療が受けられ、子育て世代の経済的負担軽減を図ります。

また、引き続き多子家庭への支援として第3子以降保育料無料化事業を実施し、経済的負担を和らげ、第3子以降の出産を促すことや、やむを得ず認可外保育施設を利用する方への支援、多様なニーズにきめ細かく対応できる体制の整備、発育や発達に遅れを持つ園児に支援員を加配し、心身に障害を持つ子どもが通園できる環境の整備を行います。地域子育て支援センターでは、多くの子育て中の親子を支援するとともに、毎月1回のわくわくクラブを開催し、発達面で気になる子への支援も継続します。

さらに、共働きやひとり親家庭において、子どもが病気になってしまった場合は、保護者は子育てと就労の両立が難しくなります。その受け皿として子どもを預けられる環境をつくり、子育てに関する不安の解消に努め、一時的な預かりや保育所等への送迎などができる育児支援も充実させます。

沖縄県内の子どもは3人に1人が貧困状態にあると推計されています。中城村では、子どもの貧困対策に対応するため専門員を配置し、地域・家庭及び学校・学習支援施設等の関連機関との情報共有や、子どもを支援につなげるための相談及び調整を実施します。

食事の提供及び共同での調理、生活指導、学習支援等を行い、安心して過ごせる子どもの居場所の連携を推進し、児童生徒やその家族の支援を図ります。中学校進学後は、高校受験対策を図るために放課後の時間を活用した学習支援へと繋げ、貧困の連鎖の解消に努めます。

4 産業振興の活性化にむけて

農業の振興については、農家の安定生産や負担軽減による所得向上を図るため、国・県の交付金等、制度の活用による生産施設の導入及び生産組織の育成や新たな農業の担い手となる新規就農者への支援に努めてまいります。

また、県などの関係機関と連携し、営農指導の強化により、農業経営の改善及び栽培技術向上を図り、農業経営の安定化に努めてまいります。

基幹作物であるさとうきびについては、病虫害防除、優良種苗の普及や機械化の推進による生産の向上につとめ、園芸作物では、収益性の高い品目の栽培の推進及び伝統野菜である島にんじん、島大根は、品質向上に向けた研究の継続や生産拡大及び販路拡大のための取り組みにより特産品としてのブランド化を目指します。

また、新たな特産品についても継続して検討するとともに、地域で生産される農産物を学校給食等で活用する地産地消の推進にも取り組んでまいります。

水産業では、漁業者への支援として、漁業組合育成補助金及び漁具購入費補助金の交付をいたします。また、より良い漁業環境づくりのため、漁港施設の維持管理に努めるとともに、水産資源の保全、確保のため稚貝の放流など、漁業組合や関係機関と連携した取り組みを行ってまいります。

家畜の伝染性疫病の予防及びまん延を防ぐため、家畜飼養箇所の把握、ワクチン注射、予防を行い、畜産の振興を図ります。

土地利用と調和のとれた商工業の発展を目指し、中小企業を中心とした経営基盤の強化、創業者の育成及び女性の起業等の支援に取り組めます。また、今年1月からテスト販売が始まりました護佐丸焼きなど、商工会の会員が新商品の開発や各支援事業にチャレンジできるよう中城村商工会と情報の共有と連携を図ります。

さらに、特産品開発に取り組む個人や組織に対して継続的なサポートを行います。好評を得た島にんじんドーナツのように、今後も村内の食材を利用した新たな商品開発に努めます。

5 観光振興の飛躍

中城城跡の入客数は各種イベントの開催などにより、対前年比10%増の13万5,164人となり、年間来場者数が初めて13万人を超えました。また、イベント件数も順調に推移し、8件の観光イベントを実施し、うち、4件は誘致によるものでした。平成28年度に導入しました電動カートも好評で、足腰の弱いお年寄りや小さなお子さんを連れた家族連れなどに大変喜ばれております。

県内の観光市場は堅調に推移していくことが見込まれる中、大型MICE施設の建設や中城湾港への大型クルーズ船寄港の決定など、とりわけ外国人観光客の増加が期待されます。そのため、ICTを活用したアプリケーションの利用促進と外国語版パンフレットを増刷し、外国人に対する案内サービスの充実を図ります。さらに、中部広域圏市町村事務組合における観光連携に関する部会においても、積極的な意見提案を行い、中城村への観光客入客を目指していきます。

これからも需要が伸びることが予想される地域交流型観光に対応できるよう、NPO法人の民泊事業や中城城跡におけるイベント活動を支援し、観光客誘客促進を目指すとともに、引き続き世界遺産中城城跡に民間主催のイベントが誘致できるよう周知活動を展開してまいります。

さらに、中城村の魅力を県内、県外、国外へと情報発信を行い、今後の観光産業をより強化にするためにも平成30年度における、中城村観光協会の設立を目標に掲げ、中城村の観光産業を始めとする、あらゆる産業への波及効果を模索します。

6 都市基盤・生活環境の整備

南上原土地区画整理事業は、平成4年から事業を開始し、補助幹線3路線が供用開始されています。事業進捗は94%に達しており、保留地処分も93%まで処分済みとなっております。平成29年度は、琉球大学側の既成市街地の築造工事、物件の移転補償等、約6億円の事業を予定しています。

平成30年度内には保留地処分を終えて、平成31年度からは事業収束にむけて換地計画・換地処分業務を進めてまいります。

一方、南上原以外の地域は全てが市街化調整区域となっており、人口増加が鈍化していましたが、緩和区域が拡大することによって大幅に住宅建築が可能となり人口増加が見込まれます。

地域防犯については、これまでも「ちゅらさん運動」を中心に行政・警察・学校・地域防犯ボランティア等との連携を強化しながら、防犯対策活動を推進してまいりました。中城村・宜野湾市・宜野湾警察署の連絡会を継続的に開催し、地域の犯罪情勢の把握や警戒情報などの共有、行政へ求められる対応体制の拡充に努めております。また、平成28年10月

に設置した南上原糸蒲公園内の「パトカー・防犯ボランティア立寄所」を、現在交番などが所在しない上地区の防犯拠点と位置づけ、警察と連携したパトロールの強化、特殊詐欺事件や不審者情報の広報、防犯に関する啓発活動を行います。また、さらなる防犯対策の強化を図るため、交付金を活用した防犯灯及び防犯カメラの設置に向けた取組を実施し、安心、安全な環境の推進に努めます。

さらに、自主防災組織の組織率が著しく低い沖縄県において、組織の重要性や必要性を十分に説明し、自主防災組織の結成促進を図るとともに、補助金の交付や適切な助言等を通し、組織力の強化に取り組み、行政と地域が一体となって災害に立ち向かえるむらづくりを目指してまいります。

中城村は著しい人口及び商業施設の伸展に伴い、ごみの排出総量が増加傾向にあります。近い将来には現在のごみ処理施設「青葉苑」の処理能力を超えることが予測され、ごみ減量化は喫緊の課題であり、ごみ処理施設の確保も重要な課題であります。現在、中城村・北中城村・浦添市の3市村によるごみ処理の広域化と浦添市への処理施設建設を進めており、ごみ処理能力の向上や効率化、経費削減が期待されます。平成38年度の供用開始を目標にプロジェクトを推進してまいります。

本村は豊かな自然と農地に恵まれている反面、人目につきにくい場所への不法投棄が後を絶ちません。不法投棄の件数及び量は減少傾向にあります。職員による継続的なパトロール、監視カメラや警告看板の設置、啓発活動など、地域と連携をとりながら継続して対策を講じていきます。

7 平和への願い

全てが焦土と化してしまった沖縄戦。戦後70年を過ぎ、戦争の風化が懸念される中、中

城村では1985年に宣言された「中城村非核宣言」のもと、核兵器の廃絶と世界の恒久平和を願ってまいります。沖縄戦の体験者の証言は重要である一方で、その世代の方々は年々高齢化していきます。中城村では、沖縄戦の悲惨さを決して風化させないため、聞き取り調査や現地調査、文献調査などを行い、沖縄戦の実態を記録に残し、地域住民の平和への意識を高め、平和の尊さを次世代に受け継ぎます。

さらに、村内の中学生を対象に沖縄戦に関する学習会を開催します。また、中学生を被爆地長崎県へ青少年平和学習交流団として派遣を行います。

そのような中でも、普天間飛行場を離発着する米軍機は中城村の上空を、昼夜問わず飛行し、その騒音や墜落への恐怖を抱かずにはいられません。恒常化している状況に沖縄防衛局への抗議や改善要求を行うとともに、翁長県知事と連携した辺野古新基地建設反対と、1日も早い普天間飛行場の返還を訴えてまいります。

8 健全な行財政経営の確立

社会環境の変化等に伴い複雑・多様化する業務や行政課題を的確に把握し、村民ニーズに柔軟に対応できる行政サービスを行うため、職員の資質向上と能力開発に継続して取り組みます。

主に、女性リーダー育成研修への派遣や、組織内の横断的連携、協力体制強化のための職場内研修を実施するとともに、専門的知識と実践力を高める研修への派遣も行い、各担当業務に関する知識の習得はもとより、職員の意識改革と資質の向上を図ってまいります。また、これまで那覇市の旅券センターで行っていたパスポートの事務手続きを、事務の権限移譲を受け、中城村で受付及び交付ができ

る体制を整備します。

新庁舎の建設については、村の第四次総合計画、庁舎建設基本計画に基づき、平成28年度は候補地の決定を行い、基本設計へ着手いたしました。防災時の拠点として使用できる新庁舎へ、村民の意見を取り入れながら、基本設計、実施設計を進めてまいります。村政・防災の拠点となる、安心・安全な庁舎をめざし、村民の皆様が利用しやすい庁舎の完成に向け、計画的に取り組んでまいります。

自主財源の柱である村税につきましては、村民の皆様から信頼される公平で公正な賦課徴収に取り組んでまいります。

平成29年度は、県内全市町村で開始される個人住民税の特別徴収義務者の一斉指定を実施いたします。また、各税における納税環境の充実を図るため、納税者の利便性の向上と収納確保に努め、引き続き口座振替の推進及びコンビニ収納を円滑に運用します。

村税徴収向上対策としては、徴収力の強化を図り、悪質な滞納者に対しては、預金、給与等の差押や不動産合同公売等の滞納処分を実施し、滞納整理を一層強化することで、徴収率の向上と滞納繰越額の縮減に努めてまいります。病気や失業等により生活が厳しい納税者の方につきましては、丁寧な納税相談を

行い、法律に基づいた徴収緩和措置を適用し、納税者の納付環境を緩和しつつ、納税者の皆様のより一層の納税意識の向上に努めます。

ふるさと納税制度については、年々注目度が高まり、各自治体においても特産品の開発や各種アピールを行うことによって、寄附額を増加させる取り組みが活発化しています。中城村においても、平成28年度からは民間力を活かした特設サイトの構築やポータルサイトへの登録、クレジット決済を可能にするなど、寄附件数を増加させる基盤づくりを強化し、利便性の向上に努めることで前年比の6倍以上の寄附額を達成することができました。この寄附額を増加させ、財政運営の効率化及び安定化の一つとして活用していきます。

総論として、今後、新庁舎の建設をはじめ、医療費や子ども子育て関連経費などの社会保障費の増加により、多額の収支不足が見込まれます。限られた財源を有効に活用しながら、歳入歳出における財源確保対策を行うとともに、事務事業の見直しと村債発行の抑制に積極的に取り組み、持続可能な財政基盤構築に努めてまいります。このような状況に基づき編成しました一般会計予算案並びに特別会計予算案は次のとおりです。

会 計 名	予 算 額
一般会計予算（案）	7,019,132千円
国民健康保険特別会計予算（案）	2,785,045千円
後期高齢者医療特別会計予算（案）	125,501千円
土地区画整理事業特別会計予算（案）	601,405千円
公共下水道特別会計予算（案）	315,776千円
汚水処理施設管理事業特別会計予算（案）	2,453千円
水道事業会計予算（案）	収益的収入 525,418千円 収益的支出 490,185千円

	資本的収入	52,001千円
	資本的支出	146,841千円
	資本的収入が資本的支出に対し不足する額については、損益勘定留保資金等で補てんいたします。	

以上、平成29年度の施政方針について所信を申し述べてまいりましたが、これまで以上に我々の力が試され、一丸となってあらゆる課題に取り組む所存です。議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成29年3月6日

中城村長 浜田 京介

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 以上で施政方針を終わります。

10分間休憩します。

休憩（10時57分）

~~~~~

再開（11時09分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

続きまして、日程第6 議案第1号 中城村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは議案第1号 中城村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例について、御提案申し上げます。

#### 議案第1号

##### 中城村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

中城村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成29年3月6日 提出

中城村長 浜田 京介

#### 提案理由

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の改正に伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるためこの条例を制定する必要がある。

## 中城村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、中城村農業委員会の委員(以下「農業委員」という。)及び農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)の定数を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、6人とする。

(推進委員の定数)

第3条 推進委員の定数は、6人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(中城村農業委員会定数条例の廃止)

2 中城村農業委員会定数条例(平成17年中城村条例第17号)は、廃止する。

(経過措置)

3 農業委員が農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任する間は、農業委員の定数については、なお従前の例による。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第7 議案第2号 世代間交流・人材育成・防災避難拠点施設の設置及び管理に関する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第2号 世代間交流・人材育成・防災避難拠点施設の設置及び管理に関する条例について御提案申し上げます。

### 議案第2号

#### 世代間交流・人材育成・防災避難拠点施設の設置及び管理に関する条例

世代間交流・人材育成・防災避難拠点施設の設置及び管理に関する条例を制定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成29年 3月 6日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

世代間交流・人材育成・防災避難拠点施設の設置及び管理を行うため、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

世代間交流・人材育成・防災避難拠点施設の設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、世代間交流・人材育成・防災避難拠点施設の設置及び管理について定めることを目的とする。

(設置)

第2条 世代間交流の促進、人材育成の推進などをはかるコミュニティ活動の場及び防災避難拠点施設として、別表のとおり世代間交流・人材育成・防災避難拠点施設(以下「施設」という。)を設置する。

(使用の許可)

第3条 施設を使用しようとする者は、村長の許可を受けなければならない。

2 村長は、施設の管理上必要と認めるときは、前項の規定による許可に条件を付けることができる。

(使用の許可の制限)

第4条 施設を使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、村長は使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又はその付属物を毀損するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他施設の管理上支障があると認めるとき。

(使用者の義務)

第5条 第3条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、この条例及びこれに基づく規則並びに村長の指示に従わなければならない。

(許可の取消し)

第6条 村長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 第4条各号に掲げる事由に該当したとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。

(使用料)

第7条 使用料は無料とする。

(損害賠償)

第8条 使用者が故意又は過失によって施設又はその付属物を毀損若しくは滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、村長が損害を賠償させることが適当でないと認められたときは、この限りではない。

(管理の委託)

第9条 村長は、施設の管理運営を別表の団体に委託することができる。

2 村長は、前項の規定により委託した場合は、委託料を支払わないものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第2条・第9条関係)

| 名称                  | 所在地                         | 委託の相手方 |
|---------------------|-----------------------------|--------|
| 世代間交流・人材育成・防災避難拠点施設 | 中城村字北浜和宇慶北浜原<br>98番地1、98番地2 | 北浜自治会  |

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第8 議案第3号 中城村一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第3号 中城村一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例について御提案申し上げます。

議案第3号

中城村一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例

中城村一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により議会の議決を求める。



平成29年 3月 6日 提出

中城村長 浜 田 京 介

#### 提 案 理 由

臨時・非常勤職員の任用等について、制度的な位置付けを整理するにあたり、一般職非常勤職員について任用、勤務条件等について定める必要がある。

#### 中城村一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例

##### ( 目的 )

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の 2 第 4 項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第24条第 5 項の規定に基づき、中城村の一般職非常勤職員（地公法第17条第 1 項の規定により任命する職員（地公法第28条の 5 第 1 項又は第28条の 6 第 2 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）のうち、勤務時間が短い職務に従事する職員で、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第 2 条第 1 項第 1 号及び地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「地公災法」という。）第 2 条第 1 項に規定する職員（以下「常勤職員という」）でないものをいう。）の任用、報酬及び費用弁償の額並びに勤務条件等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 一般職非常勤職員の取扱いに関しては、別に条例で定めるものを除いては、この条例の定めるところによる。

##### ( 任用 )

第 2 条 任命権者は、職務内容、期間及び職場の実態等を考慮し、業務遂行上必要があると認められるときは、競争試験又は選考により一般職非常勤職員を任用することができる。ただし、規則で定めるものは、任用することができない。

2 任命権者は、一般職非常勤職員を任用したときは、任用期間、勤務時間、報酬額その他の勤務条件等を記載した辞令書を交付しなければならない。

##### ( 責務 )

第 3 条 任命権者は、一般職非常勤職員の制度上の意義に鑑み任用するものとし、地公法の精神に反する運用を行うことがないよう留意しなければならない。

##### ( 任用期間 )

第 4 条 一般職非常勤職員の任用期間は、12月を超えない範囲内で必要な期間とする。ただし、1 会計年度を超えることはできない。

2 任命権者が特に必要と認めるときは、第 2 条第 1 項の規定に基づき、一般職非常勤職員を再度任用することができる。

(報酬)

第5条 一般職非常勤職員の報酬は月額とする。

- 2 報酬表は、別表第1に定めるとおりとし、全ての一般職非常勤職員に適用するものとする。
- 3 一般職非常勤職員に対しては、前2項及び第11条に定める報酬を除くほか、いかなる報酬も支給しない。

(初任給の基準)

第6条 新たに報酬表の適用を受ける一般職非常勤職員となった者の号俸は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。

- 2 前項に規定するほか、一般職非常勤職の報酬に関し必要な事項は、村長が規則で定める。

(費用弁償)

第7条 一般職非常勤職員の通勤に関する費用を、別表第2のとおり弁償するものとする。

- 2 一般職非常勤職員に費用弁償として支給する旅費の額は、特別の定めがあるもののほか、中城村職員の旅費に関する条例(昭和47年中城村条例第19号)に定める額とする。

(報酬及び費用弁償の支給及び支払方法)

第8条 一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償の支給及び支払方法は、中城村職員の給与に関する条例(昭和59年中城村条例第13号)の例による。

(勤務日及び勤務時間)

第9条 一般職非常勤職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分を超えないものとし、勤務日はその者の職務内容を考慮して、任命権者が定めるものとする。ただし、勤務の性質上、勤務日又は勤務時間を指定することができないときには、1月若しくは1年における必要勤務日数又はその他の方法により定めるものとする。

- 2 任命権者は、一般職非常勤職員に週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とされた日において特に勤務することと命ずる必要がある場合には、勤務時間が割り振られた日を週休日に変更して割り振ることができる。

(報酬の減額)

第10条 一般職非常勤職員が勤務しないときは、年次有給休暇若しくは特別休暇(有給の休暇に限る。)による場合又は特に勤務しないことについて任命権者の承認を受けた場合を除き、その勤務しない1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬を減額して支給する。

(割増報酬)

第11条 緊急その他やむを得ない理由により、あらかじめ割り振られた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で常勤職員の例に準じた割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間であるときは、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を割増報酬として支給する。

- 2 一般職非常勤職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間の合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する報酬は、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間

当たりの報酬額の100分の100とする。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ勤務した時間が1月に60時間を超えた一般職非常勤職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の150（その勤務が午後10時から翌朝の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を割増報酬として支給する。

4 前項までに掲げるもののほか、一般職非常勤職員の割増報酬については、村長が規則で定める。

（勤務1時間当たりの報酬額の算出）

第12条 一般職非常勤職員の勤務1時間当たりの報酬額は、当該一般職非常勤職員の報酬の月額に12を乗じ、その額を1年間の日数から週休日及び休日等の現日数を差し引いた日数に1日の勤務時間数を乗じたもので除した額とする。

2 前項に定める額を算出する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（分限）

第13条 任命権者は、一般職非常勤職員を解職しようとするときは、解職しようとする日の少なくとも30日前に、当該職員に通告するものとする。ただし、当該一般職非常勤職員の責に帰すべき理由により解職する場合は、この限りではない。

（休日及び休憩時間）

第14条 あらかじめ勤務日が定められている一般職非常勤職員は、当該勤務日が中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年中城村条例第7号。以下「勤務時間条例」という。）

第9条に規定する休日にあたる時は、特に勤務を命ぜられない限り、勤務することを要しない。

2 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

3 前項以外の勤務時間が定められている一般職非常勤職員については、常勤職員との権衡を考慮し、任命権者が任用の際に定めるものとする。

（休暇）

第15条 一般職非常勤職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

（年次有給休暇）

第16条 任命権者は会計年度を単位として年次有給休暇を与えるものとし、任用が6月を超える任用予定期間及び所定労働日数の区分に応じ、別表第3に定める労働日数の年次有給休暇を与えるものとする。

2 前項に定めるもののほか、年次有給休暇に関し必要な事項は、規則で定める。

（病気休暇）

第17条 一般職非常勤職員の病気休暇はその年において継続勤務した期間（月単位で計算）によ

り別表第4で定める日数の病気休暇を与えるものとする。

2 前項に定めるもののほか、病気休暇に関し必要な事項は、規則で定める。

(特別休暇)

第18条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他特別の事由により、一般職非常勤職員が勤務しないことが相当であるとして、村長が規則で定める場合における有給又は無給の休暇とする。

2 前項に定めるもののほか、特別休暇に関し必要な事項は、規則で定める。

(職務に専念する義務の免除)

第19条 一般職非常勤職員に対し、中城村職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和47年中城村条例第27号)の例により、職務に専念する義務を免除することができる。

2 前項に該当する場合及びその期間並びにその承認については、規則で定める。

(服務)

第20条 一般職非常勤職員は、次に掲げる事項を常に遵守しなければならない。

(1) 就業、服務に関する諸事項を遵守し、誠実に勤務すること。

(2) 法令、中城村条例及び規則等の定めに従い、かつ、所属長、その他上司の指揮命令に従い、職務に専念すること。

(3) 職務上知り得た個人情報や機密情報を業務中、業務外、あるいは在職中、退職後を問わず、第三者に漏えい又は開示しないこと。

(4) 収納した現金の取扱いや関係書類の引継ぎについては、所属長の指示に従い適正に処理すること。

(5) 故意又は重大な過失により中城村に損害を与えたときは、弁償の責に応じること。

(6) 中城村の信用を傷つけ、又は中城村全体の不名誉となるような行為をしないこと。

2 前項に掲げるもののほか、一般職非常勤職員の服務については、常勤職員の例による。

(退職)

第21条 一般職非常勤職員は、次の各号のいずれかに該当するときは退職する。

(1) 任用期間が満了したとき。

(2) 本人が死亡したとき。

(3) 本人から退職したい旨の申出があり、任命権者が認めたとき。

(研修)

第22条 任命権者は、一般職非常勤職員に対し、業務の遂行上必要な知識及び技能を修得させるための研修を命ずることができる。

(社会保険)

第23条 一般職非常勤職員の社会保険の適用については、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の定めるところによる。

(災害補償)

第24条 一般職非常勤職員の公務上の災害については、地公災法又は労働者災害補償保険法(昭

和22年法律第50号)の規定により補償するものとする。

(規則への委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が規則で定める。

附則

この条例は平成29年4月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

| 号俸 | 報酬月額(円) |
|----|---------|
| 1  | 125,500 |
| 2  | 126,700 |
| 3  | 127,900 |
| 4  | 129,100 |
| 5  | 130,300 |
| 6  | 131,500 |
| 7  | 132,700 |
| 8  | 133,900 |
| 9  | 135,100 |
| 10 | 136,300 |
| 11 | 137,500 |
| 12 | 138,700 |
| 13 | 139,900 |
| 14 | 141,100 |
| 15 | 142,300 |
| 16 | 143,500 |
| 17 | 144,700 |
| 18 | 145,900 |
| 19 | 147,100 |
| 20 | 148,300 |
| 21 | 149,500 |
| 22 | 150,700 |
| 23 | 151,900 |
| 24 | 153,100 |
| 25 | 154,300 |
| 26 | 155,500 |
| 27 | 156,700 |

| 号俸 | 報酬月額(円) |
|----|---------|
| 51 | 185,500 |
| 52 | 186,700 |
| 53 | 187,900 |
| 54 | 189,100 |
| 55 | 190,300 |
| 56 | 191,500 |
| 57 | 192,700 |
| 58 | 193,900 |
| 59 | 195,100 |
| 60 | 196,300 |
| 61 | 197,500 |
| 62 | 198,700 |
| 63 | 199,900 |
| 64 | 201,100 |
| 65 | 202,300 |
| 66 | 203,500 |
| 67 | 204,700 |
| 68 | 205,900 |
| 69 | 207,100 |
| 70 | 208,300 |
| 71 | 209,500 |
| 72 | 210,700 |
| 73 | 211,900 |
| 74 | 213,100 |
| 75 | 214,300 |
| 76 | 215,500 |
| 77 | 216,700 |

|    |         |
|----|---------|
| 28 | 157,900 |
| 29 | 159,100 |
| 30 | 160,300 |
| 31 | 161,500 |
| 32 | 162,700 |
| 33 | 163,900 |
| 34 | 165,100 |
| 35 | 166,300 |
| 36 | 167,500 |
| 37 | 168,700 |
| 38 | 169,900 |
| 39 | 171,100 |
| 40 | 172,300 |
| 41 | 173,500 |
| 42 | 174,700 |
| 43 | 175,900 |
| 44 | 177,100 |
| 45 | 178,300 |
| 46 | 179,500 |
| 47 | 180,700 |
| 48 | 181,900 |
| 49 | 183,100 |
| 50 | 184,300 |

|     |         |
|-----|---------|
| 78  | 217,900 |
| 79  | 219,100 |
| 80  | 220,300 |
| 81  | 221,500 |
| 82  | 222,700 |
| 83  | 223,900 |
| 84  | 225,100 |
| 85  | 226,300 |
| 86  | 227,500 |
| 87  | 228,700 |
| 88  | 229,900 |
| 89  | 231,100 |
| 90  | 232,300 |
| 91  | 233,500 |
| 92  | 234,700 |
| 93  | 235,900 |
| 94  | 237,100 |
| 95  | 238,300 |
| 96  | 239,500 |
| 97  | 240,700 |
| 98  | 241,900 |
| 99  | 243,100 |
| 100 | 244,300 |

別表第2（第7条関係）

| 通勤距離        | 通勤に関する費用（月額） |
|-------------|--------------|
| 片道2キロメートル以上 | 2,000円       |

別表第3（第16条関係）

年次休暇

|        |            |            |                         |                         |                        |                       |   |
|--------|------------|------------|-------------------------|-------------------------|------------------------|-----------------------|---|
| 所定労働日数 | 1年間の所定労働日数 | 217日<br>以上 | 169日<br>～<br>216日<br>まで | 121日<br>～<br>168日<br>まで | 73日<br>～<br>120日<br>まで | 48日<br>～<br>72日<br>まで |   |
| 年次休暇日数 | 在職年数区分     | 1年         | 12                      | 8                       | 6                      | 4                     | 2 |
|        |            | 2年         | 13                      | 9                       | 6                      | 4                     | 2 |
|        |            | 3年         | 14                      | 10                      | 8                      | 5                     | 2 |
|        |            | 4年         | 16                      | 12                      | 9                      | 6                     | 3 |
|        |            | 5年以上       | 18                      | 13                      | 10                     | 6                     | 3 |

備考

- 1 時間を単位として付与する場合は、表中の日数に1労働日の日数に1労働日の勤務時間に相当する時間数を乗じた時間とする。
- 2 在職年数については4月1日現在で計算し、1年未満の月数については切り捨てるものとする。
- 3 1週間の所定労働時間が30時間以上の者については、1週間の所定労働日数に関わらず、この表「5日以上」の欄を適用する。

別表第4（第17条関係）

病気休暇

| 継続勤務した期間           | 付与日数 |
|--------------------|------|
| 1月に達するまでの期間        | 1日   |
| 1月を超え2月に達するまでの期間   | 2日   |
| 2月を超え3月に達するまでの期間   | 3日   |
| 3月を超え4月に達するまでの期間   | 4日   |
| 4月を超え5月に達するまでの期間   | 5日   |
| 5月を超え6月に達するまでの期間   | 6日   |
| 6月を超え7月に達するまでの期間   | 7日   |
| 7月を超え8月に達するまでの期間   | 8日   |
| 8月を超え9月に達するまでの期間   | 9日   |
| 9月を超え10月に達するまでの期間  | 10日  |
| 10月を超え11月に達するまでの期間 | 11日  |
| 11月を超え12月に達するまでの期間 | 12日  |

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 続きまして、日程第9議案第4号 中城村職員の自己啓発等休業に関する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第4号 中城村職員の自己啓発等休業に関する条例について御提案申し上げます。

#### 議案第4号

#### 中城村職員の自己啓発等休業に関する条例

中城村職員の自己啓発等休業に関する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成29年3月6日 提出

中城村長 浜 田 京 介

#### 提 案 理 由

職員の能力開発のための大学等課程の履修又は、国際貢献活動を支援するため、職員の自己啓発等に関し必要な事項を定めるため提案する。

#### 中城村職員の自己啓発等休業に関する条例

##### （趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるものとする。

##### （自己啓発等休業の承認及び申請）

第2条 任命権者は、職員としての在職期間が2年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、大学課程の履修（法第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）又は国際貢献活動（法第26条の5第1項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業を承認することができる。

2 前項の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに、当該期間中の大学等課程の履修又は同項に規定する国際貢献活動の内容を明らかにして申請しなければならない。



(自己啓発等休業の期間)

第3条 法第26条の5第1項に規定する条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあっては2年(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として村長が定める場合は、3年)、国際貢献活動のための休業にあっては3年を超えない範囲内の期間とする。

(大学等教育施設)

第4条 法第26条の5第1項に規定するその他の条例で定める教育施設は、次の各号に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定する大学(当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。)
- (2) 学校教育法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設(自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。)
- (3) 前2号に掲げる教育施設に相当する教育を行うと認められる課程を置く外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずる教育施設で任命権者が認めたもの  
(奉仕活動)

第5条 法第26条の5第1項に規定する条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

- (1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第13条第1項第4号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動(当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。以下同じ。)
- (2) 前号に掲げるもののほか、国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち職員として参加することが適当であると認められるものとして任命権者が認めるもの  
(自己啓発等休業の期間の延長)

第6条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第3条に規定する期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成19年法律第45号)第4条第2項の規定により人事院規則で定める特別の事情を基準として村長が認める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。

3 第2条第1項の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

(自己啓発等休業の承認の取消事由)

第7条 法第26条の5第5項に規定するその他条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

(2) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

(報告等)

第8条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

(1) 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合

(2) 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合

(3) 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることにより、十分な意思疎通を図るものとする。

(職務復帰後における号給の調整)

第9条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第10条 沖縄県市町村総合事務組合一般職の職員の退職手当支給条例(昭和50年条例第1号。以下「退職手当支給条例」という。)第7条の4第1項及び第8条第5項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、同条例第7条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 自己啓発等休業をした期間についての退職手当支給条例第8条第5項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数(法第55条の2第1項ただし書の規定による許可を受けて現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数)」とあるのは、「その月数(法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業の期間中の同項に規定する大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の規則で定める要件に該当する場合については、その月数の2分の1に相当する月数)」とする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、公布の日から施行する。

( 中城村職員の定数条例の一部改正 )

2 中城村職員の定数条例（平成7年中城村条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条「休職者は、第2条の定員外とする。」を「次の各号に掲げる職員は、第2条に規定する職員の定数外にあるものとする。」に改め、次の2号を加える。

( 1 ) 休職している職員

( 2 ) 中城村職員の自己啓発等休業に関する条例第2条第1項の規定により承認を受けて自己啓発休業をしている職員

( 中城村職員の給与に関する条例の一部改正 )

3 中城村職員の給与に関する条例（昭和59年中城村条例第13号）の一部を次のように改正する。

中城村職員の給与に関する条例第25条の次に次の1条を加える。

( 自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与 )

第25条の2 中城村職員の自己啓発等休業に関する条例第2条の規定による承認を受けた職員には、同条の自己啓発等休業をしている期間については、いかなる給与も支給しない。

( 中城村現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 )

4 中城村現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和59年中城村条例第14号）の一部を次のように改正する。

中城村現業職員の給与の種類及び基準に関する条例第14条の2の次に次の1条を加える。

( 自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与 )

第14条の3 中城村職員の自己啓発等休業に関する条例第2条の規定による承認を受けた職員には、同条の自己啓発等休業をしている期間については、いかなる給与も支給しない。

( 中城村水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 )

5 中城村水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和59年中城村条例第15号）の一部を次のように改正する。

中城村水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の次に次の1条を加える。

( 自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与 )

第13条の2 中城村職員の自己啓発等休業に関する条例第2条の規定による承認を受けた職員には、同条の自己啓発等休業をしている期間については、いかなる給与も支給しない。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を  
終わります。

続きまして、日程第10 議案第5号 中城村

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正す  
る条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第5号 中城村職員の  
育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

について御提案申し上げます。

議案第5号

中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

中城村職員の育児休業等に関する条例（平成4年中城村条例第8号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成29年3月6日 提出

中城村長 浜田京介

提 案 理 由

地方公務員の育児休業に関する法律（平成3年法律第110号）が改正されたことにより、育児休業に係る子の対象範囲の拡大等について改正されたため、所要の改正をする必要がある。

中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

中城村職員の育児休業等に関する条例（平成4年中城村条例第8号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 改正前                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1） <u>育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて任用された職員</u></p> <p>（2） <u>中城村職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第24号。以下「定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</u></p> <p>（3） <u>次のいずれかに該当する常時勤務することを要しない職員以外の非常勤職員</u></p> <p>ア <u>次のいずれにも該当する非常勤職員</u></p> <p>（ア） <u>任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職</u></p> | <p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1） <u>非常勤職員</u></p> <p>（2） <u>臨時的に任用される職員</u></p> <p>（3） <u>育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u></p> |

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 改正前                                                                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> <p><u>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下、この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</u></p> <p><u>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> | <p><u>(4) 中城村職員の定年等に関する条例(昭和59年中城村条例第24号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</u></p> <p><u>(5) 育児休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員</u></p> |

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 改正前                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>( 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者 )</u></p> <p><u>第 2 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者は、児童福祉法 ( 昭和 22 年法律第 164 号 ) 第 6 条の 4 第 2 項に規定する養育里親である職員 ( 児童の親その他の同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。 ) に同法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により委託されている当該児童とする。</u></p> <p><u>( 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日 )</u></p> <p><u>第 2 条の 3 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</u></p> <p><u>( 1 ) 次号及び第 3 号に掲げる場合以外の場合</u><br/><u>非常勤職員の養育する子の 1 歳到達日</u></p> <p><u>( 2 ) 非常勤職員の配偶者 ( 届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。 ) が当該非常勤職員の養育する子の 1 歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業 ( 以下この条において「<u>法等育児休業</u>」という。 ) をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業しようとする場合 ( 当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の 1 歳到達日の翌日後である場合又は当該法等育児休業の期間の初日前である場合を除く。 ) 当該子</u></p> | <p><u>( 6 ) 前号に掲げる職員のほか、職員が育児休業により養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができる場合における当該職員</u></p> |

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 改正前 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| <p>が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする法等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該法等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにおいて、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日</p> <p>ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該</p> |     |

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする法等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合</u></p> <p><u>イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</u></p> <p><u>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)</u></p> <p><u>第2条の4 育児休業法第2条第1項のただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は57日間とする。</u></p> <p>(再度の育児休業をすることができる特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p><u>(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> <p>ア 死亡した場合</p> <p><u>イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合</u></p> <p><u>(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する</u></p> | <p>(再度の育児休業をすることができる特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p><u>(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条第2号に掲げる事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</u></p> |



| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> <p>ア <u>前号ア又はイに掲げる場合</u></p> <p>イ <u>民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。</u></p> <p>(8) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしよう</u><br/><u>とすること。</u></p> <p>(育児休業の承認の取消事由)</p> <p>第5条 <u>育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。</u></p> | <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(育児休業の承認の取消事由)</p> <p>第5条 <u>育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。</u></p> <p>(1) <u>職員が育児休業により養育している子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったとき。</u></p> <p>(2) <u>育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき。</u></p> |

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>( 育児短時間勤務をすることができない職員 )</p> <p>第9条 法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u></p> <p>(2) <u>定年条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</u></p>                                                                     | <p>( 育児短時間勤務をすることができない職員 )</p> <p>第9条 法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>非常勤職員</u></p> <p>(2) <u>臨時的に任用される職員</u></p> <p>(3) <u>法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u></p> <p>(4) <u>中城村職員の定年等に関する条例(昭和59年中城村条例第24号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</u></p> <p>(5) <u>育児短時間勤務(法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をすることにより養育しようとする子について、配偶者が法その他の法律により育児休業をしている職員</u></p> <p>(6) <u>前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員</u></p> |
| <p>( 育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情 )</p> <p>第10条 <u>育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</u></p> <p>(1) <u>育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の</u></p> | <p>( 育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情 )</p> <p>第10条 法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) <u>育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第14条第2号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消され</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                      |

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> <p>(2) <u>育児短時間勤務をしている職員が、第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>育児短時間勤務の承認が、第13条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)</p> <p>第11条 <u>育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年中城村条例第7号。以下「勤務時間条例」という。)第4条の規定の適用を受ける職員の次に掲げる勤務の形態、(育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。)</u>とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(育児短時間勤務の承認の取消事由)</p> <p>第13条 <u>育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。</u></p> | <p><u>た後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>育児短時間勤務の承認が、第14条第3号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)</p> <p>第11条 <u>法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年中城村条例第7号。以下「勤務時間条例」という。)次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態(同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。)</u>とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(育児短時間勤務の承認の取消事由)</p> <p>第13条 <u>法第12条において準用する法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。</u></p> |

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(1) <u>育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。</u></p> <p>(2) <u>育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。</u></p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</u></p> <p>(2) <u>次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</u></p> <p>ア <u>特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p>イ <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> | <p>(1) <u>職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。</u></p> <p>(2) <u>育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。</u></p> <p>(3) <u>育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。</u></p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</u></p> <p>(2) <u>育児短時間勤務又は法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</u></p> <p>(3) <u>部分休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員</u></p> <p>(4) <u>前号に掲げる職員のほか、職員が部分休業により養育しようとする時間において、養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員</u></p> |

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 改正前                                                                                                                                                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(部分休業の承認)</p> <p>第18条 <u>部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間職員等を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤について定められた時間)の始め又は終わりにおいて30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 <u>労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は勤務時間条例第15条第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u></p> <p>3 <u>非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護するための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を超えない範囲内で)行うものとする。</u></p> | <p>(部分休業の承認)</p> <p>第18条 <u>部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 <u>労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u></p> |

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

続きまして、日程第11 議案第6号 中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を

改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第6号 中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正す

る条例について御提案申し上げます。

議案第 6 号

中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年中城村条例第 7 号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 3 月 6 日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提 案 理 由

地方公務員の育児休業に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）及び育児休業、介護休業等育児又は家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）の一部改正を踏まえ、所要の改正をする必要がある。

中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年中城村条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                       | 改正前                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 4 条 （略）<br>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4 週間ごとの期間につき 8 日の週休日（ <u>育児短時間勤務職員等にあつては 8 日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあつては 8 日以上の週休日</u> ）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（ <u>育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容</u> ）により、4 週間ごとの期 | 第 4 条 （略）<br>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4 週間ごとの期間につき 8 日の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4 週間ごとの期間につき 8 日の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4 週間を超えない期間につき 1 週間あたり 1 日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。 |

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 改正前 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| <p>間につき8日（再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第8条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護する者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2項に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合に</p> |     |

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 改正前 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| <p>は、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務をさせてはならない。</p> <p>4 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2項に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものと</p> |     |



| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 改正前                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>して規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)</u>が、<u>規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるもとして規則で定める場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)</u>が規則で定めるところにより、<u>当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員(ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)</u>が、<u>規則で定めるところにより、要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)</u>における」と第2項中「<u>当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u></p> <p>5 <u>前各項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(休暇の種類)</p> <p>第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、<u>介護休暇、介護時間及び組合休暇とする。</u></p> <p>(介護休暇)</p> <p>第15条 <u>介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)</u>父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに<u>支障があるものを</u></p> | <p>(休暇の種類)</p> <p>第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、<u>介護休暇及び組合休暇とする。</u></p> <p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、<u>職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)</u>父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに<u>支障があるものの介護をするた</u></p> |

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>いう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u></p> <p>2 <u>介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(介護時間)</p> <p><u>第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u></p> <p>2 <u>介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u></p> <p>3 <u>介護時間については、中城村職員の給与に関する条例第10条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条第11条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。</u></p> <p>(病気休暇、特別休暇、<u>介護休暇、介護時間及び組合休暇の承認</u>)</p> <p>第17条 <u>病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</u></p> | <p><u>め、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u></p> <p>2 <u>介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(病気休暇、特別休暇、<u>介護休暇及び組合休暇の承認</u>)</p> <p>第17条 <u>病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</u></p> |

| 改正後                                                                                                         | 改正前                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第19条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。</p> | <p>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第19条 非常勤職員の勤務時間、休暇等については、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。</p> |

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休憩(11時25分)

~~~~~

再開(11時27分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

続きまして、日程第12 議案第7号 特別職

の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第7号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第7号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年中城村条例第16号)の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成29年3月6日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)の施行に伴い、所要の改正をする必要がある。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年中城村条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表1（第2条関係）			別表1（第2条関係）		
職名	報酬の額	旅費の額（県内）	職名	報酬の額	旅費の額（県内）
教育委員会委員	月額 56,200円	船賃、航空賃、車賃は実費、日当は1,500円、宿泊料（食卓料を含む）は1夜につき10,000円とする。中城村職員の旅費に関する条例第3条の規定に定める額	教育委員会委員長	月額 69,200円	船賃、航空賃、車賃は実費、日当は1,500円、宿泊料（食卓料を含む）は1夜につき10,000円とする。中城村職員の旅費に関する条例第3条の規定に定める額
選挙管理委員会委員長	月額 57,600円		教育委員会委員	月額 56,200円	
選挙管理委員会委員	月額 45,600円		選挙管理委員会委員長	月額 57,600円	
監査委員	学識経験者 月額 60,500円		選挙管理委員会委員	月額 45,600円	
	議員選出 月額 48,500円		監査委員	学識経験者 月額 60,500円	
固定資産評価審査委員会委員	月額 4,000円			議員選出 月額 48,500円	
農業委員会会長	基本給（月額） 55,000円 能率給 予算の範囲内で村長が定める額		固定資産評価審査委員会委員	月額 4,000円	
			農業委員会会長	月額 63,400円	
			農業委員会副会長	月額 53,300円	
			農業委員会委員	月額 51,400円	
農業委員会委員	基本給（月額） 45,000円 能率給 予算の範囲内で村長が定める額				
農地利用最適化推進委員	基本給（月額） 40,000円 能率給 予算の範囲内で村長が定める額				
（略）			（略）		
中城村護佐丸歴史資料図書館協議会委員	日額 4,000円		中城村護佐丸歴史資料図書館協議会委員	日額 4,000円	
農業委員候補者評価委員	日額 4,000円		（略）		
（略）					

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 現に在任する農業委員会会長、農業委員会副会長及び農業委員会委員の任期中においては、前項の規定による改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は適用せず、改正前の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第13 議案第8号 中城村役場庁舎建設基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第8号 中城村役場庁舎建設基金条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第 8 号

中城村役場庁舎建設基金条例の一部を改正する条例

中城村役場庁舎建設基金条例（平成11年中城村条例第2号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成29年3月6日 提出

中城村長 浜田 京介

提 案 理 由

庁舎建設事業の進捗に伴う資金計画において、庁舎建設以外についても関連事業経費の支出が見込まれることから、庁舎建設事業に要する経費について積立及び処分を行うことができるよう改正する必要がある。

中城村役場庁舎建設基金条例の一部を改正する条例

中城村役場庁舎建設基金条例（平成11年中城村条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（設置）</p> <p>第1条 庁舎建設事業に要する経費に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、中城村役場庁舎建設基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 本村の役場庁舎建設資金に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、中城村役場庁舎建設基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>
<p>（処分）</p> <p>第5条 基金は、<u>第1条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</u></p>	<p>（処分）</p> <p>第5条 基金は、<u>役場庁舎建設のため必要があるときは、その全部又は一部を処分することができる。</u></p>

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第14 議案第9号 中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第9号 中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第9号

中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年中城村条例第18号）の一部を別紙の通り改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成29年3月6日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」の一部改正に伴い、条例の関連部分の改正を行う必要がある。

中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年中城村条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第10号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第10号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第9号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第9号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（平成29年5月30日）から施行する。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第15 議案第10号 中城村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第10号 中城村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第10号

中城村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例

中城村特定個人情報保護条例（平成27年中城村条例第16号）の一部を別紙の通り改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求めます。

平成29年 3月 6日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提 案 理 由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」の一部改正に伴い、条例の関連部分の改正を行う必要がある。

中城村特定個人情報保護条例（平成27年中城村条例第16号）の一部を改正する条例
中城村特定個人情報保護条例（平成27年中城村条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p>（6）<u>情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第29条において同じ。）に規定する記録に記録された特定個人情報</u></p> <p>（保有特定個人情報の提供先等への通知）</p> <p>第29条 実施機関は、訂正決定に基づく保有特定個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有特定個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する<u>条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）</u>）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p>（6）<u>情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報</u></p> <p>（保有特定個人情報の提供先等への通知）</p> <p>第29条 実施機関は、訂正決定に基づく保有特定個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有特定個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は<u>情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）</u>）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(利用停止請求権)</p> <p>第30条 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報(開示決定に基づき開示を受けた保有特定個人情報に限るものとし、情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。</p> <p>(1) 次のイからホまでのいずれかの場合 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>イ <u>実施機関により適法に取得されたものでないとき。</u></p> <p>ロ <u>利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき。</u></p> <p>ハ <u>第9条の規定に違反して利用されているとき。</u></p> <p>ニ <u>第3条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。</u></p> <p>ホ <u>番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(利用停止請求権)</p> <p>第30条 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報(開示決定に基づき開示を受けた保有特定個人情報に限るものとし、情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。</p> <p>(1) 次のイからホまでのいずれかの場合 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>イ <u>実施機関により適法に取得されたものでないとき</u></p> <p>ロ <u>利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき</u></p> <p>ハ <u>第9条の規定に違反して利用されているとき</u></p> <p>ニ <u>第3条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき</u></p> <p>ホ <u>番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(審査会への諮問)</p> <p>第36条 開示・訂正決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、中城村情報公開条例(平成14年中城村条例第19号)に規定する中城村個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。</p> <p>(1)~(4) (略)</p>	<p>(審査会への諮問)</p> <p>第36条 開示・訂正決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、中城村情報公開条例に規定する中城村個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。</p> <p>(1)~(4) (略)</p>

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（平成29年5月30日）から施行する。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第16 議案第11号 中城村税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第11号 中城村税条例等の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第11号

中城村税条例等の一部を改正する条例

中城村税条例（昭和47年中城村条例第37号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成29年3月6日提出

中 城 村 長 浜 田 京 介

提 案 理 由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方消費税率引上げ実施時期の変更に対応するため、中城村税条例等を改正する必要がある。

中城村税条例等の一部を改正する条例

（中城村税条例の一部改正）

第1条 中城村税条例（昭和47年中城村条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>第3条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受</p>	<p>附 則</p> <p>第3条の3の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受</p>

改正後	改正前
<p>けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2～3（略）</p>	<p>けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2～3（略）</p>

（中城村税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 中城村税条例等の一部を改正する条例（平成28年中城村条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（中城村税条例の一部改正）</u></p> <p>第1条 中城村税条例（昭和47年中城村条例第37号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第19条中「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）」を削り、同条第3号中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削り、同条に次の2号を加える。</p>	<p><u>（中城村税条例の一部改正）</u></p> <p>第1条 中城村税条例（昭和47年中城村条例第37号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</p> <p>第19条中「<u>）</u>、第53条の7、第67条」の次に「<u>、第81条の6第1項</u>」を加え、「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）」を削り、「<u>第98条第1項</u>」を「<u>第81条の6第1項の申告書、第98条第1項</u>」に改め、同条第3号中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を</p>

改正後	改正前
<p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>第43条～第50条 (略)</p>	<p>除く。)」を削り、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改め、同条に次の2号を加える。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p><u>第34条の4中「100分の9.7」を「100分の6」に改める。</u></p> <p>第43条～第50条 (略)</p> <p><u>第80条第1項及び第2項を次のように改める。</u></p> <p><u>軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</u></p> <p><u>2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含めないものとする。</u></p> <p><u>第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。</u></p> <p><u>第80条の2を削る。</u></p> <p><u>第81条を次のように改める。</u></p> <p><u>(軽自動車税のみならず課税)</u></p> <p><u>第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p><u>3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p><u>4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p><u>第81条の次に次の7条を加える</u> <u>（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）</u></p> <p><u>第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。</u> <u>（環境性能割の課税標準）</u></p> <p><u>第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところに</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>より算定した金額とする。</u> <u>(環境性能割の税率)</u></p> <p><u>第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u></p> <p><u>(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</u></p> <p><u>(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</u></p> <p><u>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u></p> <p><u>(環境性能割の徴収の方法)</u></p> <p><u>第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u> <u>(環境性能割の申告納付)</u></p> <p><u>第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を村長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を村長に提出しなければならない。</u> <u>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</u></p> <p><u>第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u></p> <p><u>2 前項の過料の額は、情状により、村長が定</u></p>

改正後	改正前
	<p>める。</p> <p>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</p> <p>(環境性能割の減免)</p> <p>第81条の8 村長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</p> <p>2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</p> <p>第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号を次のように改める。</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p>(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円</p> <p>(イ) 3輪のもの 年額 3,900円</p> <p>(ウ) 4輪以上のもの</p> <p>a 乗用のもの</p> <p>営業用 年額 6,900円</p> <p>自家用 年額 10,800円</p> <p>b 貨物用のもの</p> <p>営業用 年額 3,800円</p> <p>自家用 年額 5,000円</p> <p>イ 小型特殊自動車</p> <p>(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,000円</p> <p>(イ) その他のもの 年額 5,900円</p>

改正後	改正前
<p>第89条第1項を次のように改める。</p> <p><u>村長は、公益のため直接専用するものと認める軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。</u></p>	<p><u>第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</u></p> <p><u>第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。</u></p> <p><u>第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。</u></p> <p><u>第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項を次のように改める。</u></p> <p><u>村長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。</u></p> <p><u>第89条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</u></p> <p><u>第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、村長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</u></p> <p><u>第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</u></p>

改正後	改正前									
<p>附則第2条の4 (略)</p>	<p>附則第2条の4 (略)</p> <p>附則第11条の次に次の5条を加える。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第11条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</p> <p>第11条の3 村長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして村長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</p> <p>第11条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「村長」とあるのは、「県知事」とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</p> <p>第11条の5 村は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第11条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="824 1732 1393 1885"> <tbody> <tr> <td>第1号</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </tbody> </table>	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2
第1号	100分の1	100分の0.5								
第2号	100分の2	100分の1								
第3号	100分の3	100分の2								

改正後	改正前																										
<p>附則第12条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。</p>	<p>2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>附則第12条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="824 747 1393 911"> <tbody> <tr> <td>第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ウ) a</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ウ) b</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>附則第12条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="824 1283 1393 1446"> <tbody> <tr> <td>第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ウ) a</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ウ) b</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>附則第12条第3項中「規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）」を「掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」</p>	第2号ア(イ)	3,900円	4,600円	第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円	10,800円	12,900円	第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円	5,000円	6,000円	第2号ア(イ)	3,900円	1,000円	第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円	10,800円	2,700円	第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円	5,000円	1,300円
第2号ア(イ)	3,900円	4,600円																									
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円																									
	10,800円	12,900円																									
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円																									
	5,000円	6,000円																									
第2号ア(イ)	3,900円	1,000円																									
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円																									
	10,800円	2,700円																									
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円																									
	5,000円	1,300円																									

改正後	改正前																										
<p>第1条の2 中城村税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</p> <p>第19条中「）、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。</p> <p>第34条の4中「100分の9.7」を「100分の6」に改める。</p> <p>第80条第1項及び第2項を次のように改める。</p> <p>軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、原動機付自転車、軽自動車、小</p>	<p>に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="824 422 1393 583"> <tr> <td>第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ウ) a</td> <td>6,900円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>10,800円</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ウ) b</td> <td>3,800円</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> </table> <p>附則第12条第4項中「規定する3輪以上の軽自動車」を「掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="824 1003 1393 1165"> <tr> <td>第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ウ) a</td> <td>6,900円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>10,800円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ウ) b</td> <td>3,800円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> </table>	第2号ア(イ)	3,900円	2,000円	第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円	10,800円	5,400円	第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円	5,000円	2,500円	第2号ア(イ)	3,900円	3,000円	第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円	10,800円	8,100円	第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円	5,000円	3,800円
第2号ア(イ)	3,900円	2,000円																									
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円																									
	10,800円	5,400円																									
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円																									
	5,000円	2,500円																									
第2号ア(イ)	3,900円	3,000円																									
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円																									
	10,800円	8,100円																									
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円																									
	5,000円	3,800円																									

改正後	改正前
<p><u>型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）</u> <u>に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</u></p> <p><u>2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</u></p> <p><u>第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「において」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。</u></p> <p><u>第80条の2を削る。</u></p> <p><u>第81条を次のように改める。</u></p> <p><u>（軽自動車税のみならず課税）</u></p> <p><u>第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p><u>3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p><u>4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p><u>第81条の次に次の7条を加える。</u></p> <p><u>（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）</u></p> <p><u>第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。</u></p> <p><u>（環境性能割の課税標準）</u></p> <p><u>第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u></p> <p><u>（環境性能割の税率）</u></p> <p><u>第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u></p> <p><u>（1） 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1</u></p> <p><u>（2） 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2</u></p> <p><u>（3） 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>(環境性能割の徴収の方法)</u></p> <p><u>第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u></p> <p><u>(環境性能割の申告納付)</u></p> <p><u>第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を村長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を村長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</u></p> <p><u>第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u></p> <p><u>2 前項の過料の額は、情状により、村長が定める。</u></p> <p><u>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</u></p> <p><u>(環境性能割の減免)</u></p> <p><u>第81条の8 村長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</u></p> <p><u>2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</u></p>	

改正後	改正前
<p>第82条の見出し中「<u>軽自動車税</u>」を「<u>種別割</u>」に改め、同条中「<u>軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し</u>」を「<u>次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は</u>」に改め、同条第2号を次のように改める。</p> <p>(2) <u>軽自動車及び小型特殊自動車</u></p> <p>ア <u>軽自動車</u></p> <p> (ア) <u>2輪のもの(側車付のものを含む。)</u> 年額 3,600円</p> <p> (イ) <u>3輪のもの</u> 年額 3,900円</p> <p> (ウ) <u>4輪以上のもの</u></p> <p> a <u>乗用のもの</u></p> <p> <u>営業用</u> 年額 6,900円</p> <p> <u>自家用</u> 年額 10,800円</p> <p> b <u>貨物用のもの</u></p> <p> <u>営業用</u> 年額 3,800円</p> <p> <u>自家用</u> 年額 5,000円</p> <p>イ <u>小型特殊自動車</u></p> <p> (ア) <u>農耕作業用のもの</u> 年額 2,000円</p> <p> (イ) <u>その他のもの</u> 年額 5,900円</p> <p>第83条(見出しを含む。)及び第85条(見出しを含む。)中「<u>軽自動車税</u>」を「<u>種別割</u>」に改める。</p> <p>第87条の見出し中「<u>軽自動車税</u>」を「<u>種別割</u>」に改め、同条第1項中「<u>軽自動車税</u>」を「<u>種別割</u>」に、「<u>本節</u>」を「<u>この節</u>」に、「<u>第33号の4様式</u>」を「<u>第33号の4の2様式</u>」に改め、同条第2項及び第3項中「<u>第33号の4様式</u>」を「<u>第33号の4の2様式</u>」に改め、同条第4項中「<u>第80条第2項</u>」を「<u>第81条第1項</u>」に改める。</p> <p>第88条の見出し中「<u>軽自動車税</u>」を「<u>種別割</u>」に改め、同条第1項中「<u>第80条第2項</u>」を「<u>第81条第1項</u>」に改める。</p> <p>第89条の見出し中「<u>軽自動車税</u>」を「<u>種別</u></p>	

改正後	改正前
<p>割」に改め、同条第1項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</p> <p>第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、村長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</p> <p>第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</p> <p>附則第11条の次に次の5条を加える。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第11条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</p> <p>第11条の3 村長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして村長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</p> <p>第11条の4 第81条の6の規定による申告納付</p>	

改正後	改正前																						
<p>については、当分の間、同条中「村長」とあるのは、「<u>県知事</u>」とする。</p> <p>(<u>軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付</u>)</p> <p>第11条の5 村は、<u>県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。</u></p> <p>(<u>軽自動車税の環境性能割の税率の特例</u>)</p> <p>第11条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、<u>当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">第1号</td> <td style="width: 40%;">100分の1</td> <td style="width: 40%;">100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </table> <p>2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、<u>同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</u></p> <p><u>附則第12条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">第2号ア(イ)</td> <td style="width: 40%;">3,900円</td> <td style="width: 40%;">4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ウ) a</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ウ) b</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </table> <p><u>附則第12条第2項から第4項までを削る。</u></p>	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2	第2号ア(イ)	3,900円	4,600円	第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円	10,800円	12,900円	第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円	5,000円	6,000円	
第1号	100分の1	100分の0.5																					
第2号	100分の2	100分の1																					
第3号	100分の3	100分の2																					
第2号ア(イ)	3,900円	4,600円																					
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円																					
	10,800円	12,900円																					
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円																					
	5,000円	6,000円																					

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>第 1 条 この条例は、平成29年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p><u>(1) 第 1 条中中城村税条例附則第12条の改正規定及び附則第 2 条の 3 規定 平成29年 4 月 1 日</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 第 1 条の 2 及び第 2 条の規定並びに第 3 条中中城村税条例の一部を改正する条例 (平成27年中城村条例第17号) 附則第 6 条第 7 項の表第19条第 3 号の項の改正規定 (「第98条第 1 項」を「第81条の 6 第 1 項の申告書、第98条第 1 項」に改める部分に限る。) 並びに附則第 2 条の 2 及び第 3 条</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>第 1 条 この条例は平成29年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p><u>(1) 第 1 条中中城村税条例第18条の 3 の改正規定、同条例第19条の改正規定 (「 第53条の 7、第67条」の次に「、第81条の 6 第 1 項」を加える部分、同条第 2 号中「第98条第 1 項」を「第81条の 6 第 1 項の申告書、第98条第 1 項」に改める部分及び同条第 3 号中「第98条第 1 項」を「第81条の 6 第 1 項の申告書、第98条第 1 項」に改める部分に限る。) 同条例第34条の 4 及び第80条の改正規定、同条例第80条の 2 を削る改正規定、同条例第81条の改正規定、同条の次に 7 条を加える改正規定、同条例第82条、第83条及び第85条から第91条までの改正規定並びに同条例附則第11条の次に 5 条を加える改正規定及び同条例附則第12条の改正規定並びに第 2 条の規定及び第 3 条中中城村税条例の一部を改正する条例 (平成27年中城村条例第17号) 附則第 6 条第 7 項の表第19条第 3 号の項の改正規定 (「第98条第 1 項」を「第81条の 6 第 1 項の申告書、第98条第 1 項」に改める部分に限る。) 並びに次条第 4 項及び附則第 3 条の規定 平成29年 4 月 1 日</u></p> <p>(2) (略)</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="300 241 613 273"><u>の規定 平成31年10月1日</u></p> <p data-bbox="276 331 613 363"><u>(村民税に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="219 380 397 411">第2条 (略)</p> <p data-bbox="251 428 370 459">2 (略)</p> <p data-bbox="251 846 272 877"><u>3</u></p> <p data-bbox="251 894 272 926"><u>4</u></p> <p data-bbox="219 936 800 1388">第2条の2 <u>第1条の2の規定による改正後の中城村税条例(附則第3条において「31年新条例」という。)第34条の4の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の村民税については、なお従前の例による。</u></p> <p data-bbox="276 1446 584 1478"><u>(軽自動車税の経過措置)</u></p> <p data-bbox="219 1495 800 1570">第2条の3 <u>新条例附則第12条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。</u></p> <p data-bbox="219 1631 800 1850">第3条 <u>31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</u></p> <p data-bbox="251 1866 800 1898">2 <u>31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に</u></p>	<p data-bbox="876 331 1214 363"><u>(村民税に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="820 380 998 411">第2条 (略)</p> <p data-bbox="852 428 971 459">2 (略)</p> <p data-bbox="852 476 1399 831">3 <u>新条例第34条の4の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の村民税については、なお従前の例による。</u></p> <p data-bbox="852 846 873 877"><u>4</u></p> <p data-bbox="852 894 873 926"><u>5</u></p> <p data-bbox="876 1587 1258 1619"><u>(軽自動車税に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="820 1635 1399 1854">第3条 <u>新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</u></p> <p data-bbox="852 1871 1399 1902">2 <u>新条例の規定中軽自動車税の種別割に</u></p>

改正後	改正前
<p>関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>	<p>る部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（ 1 1 時 3 4 分）

~~~~~

再 開（ 1 1 時 3 7 分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第17 議案第12号 中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第12号 中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第12号

中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について

中城村子ども医療費助成条例（平成6年中城村条例第8号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成29年3月6日 提出

中 城 村 長 浜 田 京 介

提 案 理 由

通院に対する助成対象を就学前から中学校卒業まで拡充すること及び一部自己負担額の廃止に伴い、中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する必要がある。

中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

中城村子ども医療費助成条例（平成6年中城村条例第8号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1条 (略)</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) こども 15歳に達した日以後の最初の3月31日までにある者又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中等部(以下「中学校等」という。)を卒業する日又は終了する日の属する月の末日までの間にある者をいう。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(助成対象者)</p> <p>第3条 この条例の定める医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者で、かつ、本村に住所を有することも(以下「対象こども」という。)の保護者とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するこどもの保護者は、助成対象者としな</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けているこどもの保護者</p> <p>(2) 中城村母子及び父子家庭等医療費助成に関する要綱(中城村訓令第8号)による医療費の助成を受けているこどもの保護者</p> <p>(3) 中城村重度身障障害者(児)医療費助成に関する条例(平成12年12月28日条例第39号)による医療費の助成を受けているこ</p> | <p>第1条 (略)</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) こども 15歳に達した日以後の最初の3月31日までにある者又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中等部(以下「中学校等」という。)を卒業する日又は終了する日の属する月の末日までの間にある者。</p> <p>ア 就学前 6歳に達した日以後の最初の3月31日までの者をいう。</p> <p>イ 就学後 6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者をいう。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(助成対象者)</p> <p>第3条 この条例の定める医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者で、かつ、本村に住所を有することも(以下「対象こども」という。)の保護者並びに規則で定める者とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するこどもの保護者は、助成対象者としな</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者</p> <p>(2) 4歳に達した日の属する月の翌日以降のこどもの保護者で、中城村母子及び父子家庭等医療費助成に関する要綱(中城村訓令第8号)による医療費の助成を受けている者</p> |

| 改正後                                                                                                                                                                                   | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;"><u>どもの保護者</u></p> <p>(助成金)</p> <p>第4条 村長は、前条に定める助成対象者の対象こどもに係る医療費につき、一部負担金を支払う場合において、当該支払額(付加給付金及び高額療養費があるときは、その額を控除した額)を助成する。</p> <p>第5条～第13条 (略)</p> | <p>(助成金)</p> <p>第4条 村長は、前条に定める助成対象者の対象こどもに係る医療費につき、一部負担金を支払う場合において、当該支払額(付加給付金及び高額療養費があるときは、その額を控除した額)を助成する。<u>ただし、3歳児から就学前の通院にあっては、1人1カ月につき保険医療機関ごと(医科・歯科別・薬局(調剤)は、各医療機関に含む。)に1,000円を控除した額とする。また、就学後から15歳にあっては、入院に係る額とする。</u></p> <p>第5条～第13条 (略)</p> |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 改正後の中城村子ども医療費助成に係る条例の規定は、平成29年4月1日以降の診療に係る医療費から適応し、同日の前日までの診療については、なお従前の例による。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第18 議案第13号 中城村課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第13号 中城村課設置条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第13号

中城村課設置条例の一部を改正する条例

中城村課設置条例(平成17年中城村条例第5号)の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成29年 3月 6日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提 案 理 由

住民生活課及び福祉課内の業務見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため提案する。

中城村課設置条例の一部を改正する条例

中城村課設置条例（平成17年中城村条例第5号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                          | 改正前                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (課の分掌事務)<br>第2条 各課の分掌事務は、 <u>おおむね</u> 次のとおりとする。<br>(1)～(3) (略)<br>(4) 住民生活課<br>ア・イ (略)<br><u>ウ 国民年金に関すること。</u><br>エ (略)<br>オ (略)<br>(5) 福祉課<br>ア・イ (略)<br><br>ウ (略)<br>エ (略)<br>(6)～(10) (略) | (課の分掌事務)<br>第2条 各課の分掌事務は、 <u>概ね</u> 次のとおりとする。<br>(1)～(3) (略)<br>(4) 住民生活課<br>ア・イ (略)<br><br>ウ (略)<br>エ (略)<br>(5) 福祉課<br>ア・イ (略)<br><u>ウ 国民年金に関すること。</u><br>エ (略)<br>オ (略)<br>(6)～(10) (略) |

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第19 議案第14号 中城村就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第14号 中城村就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第14号

中城村就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例

中城村就学指導委員会設置条例（昭和52年中城村条例第2号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成29年3月6日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

学校教育法施行令の一部改正により障害のある児童生徒の就学に関する手続きに関しては中央教育審議会において「就学指導委員会」は「教育支援委員会」（仮称）の名称とすることが適当である」と提言なされたため。

中城村就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例について

中城村就学指導委員会設置条例（昭和52年中城村条例第2号）の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                          | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>中城村<u>教育支援委員会</u>設置条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、中城村内の教育上特別な支援を必要とする<u>幼児、児童及び生徒に係る教育支援及び教育措置</u>を図るため、中城村<u>教育支援委員会</u>（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 委員会は、中城村教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて教育上特別な支援を必要とする<u>幼児、児童及び生徒の適</u></p> | <p>中城村<u>就学指導委員会</u>設置条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、中城村内の教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒に係る<u>就学指導及び教育措置</u>を図るため、中城村<u>就学指導委員会</u>（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 委員会は、中城村教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒の適切な就</p> |



| 改正後                                                                                                                       | 改正前                                                                                                                    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>切な就学について、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を教育委員会に答申する。</p> <p>(1) 特別支援学級又は特別支援学校への<u>教育支援</u>並びにその他の教育措置に関する事項</p> <p>(2)～(4) (略)</p> | <p>学について、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を教育委員会に答申する。</p> <p>(1) 特別支援学級又は特別支援学校への<u>就学指導</u>並びにその他の教育措置に関する事項</p> <p>(2)～(4) (略)</p> |

附則

この条例は平成29年4月1日から施行する。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休憩(11時41分)

~~~~~

再開(11時47分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第20 議案第15号 中城村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第15号 中城村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第15号

中城村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

中城村水道事業の設置等に関する条例(昭和48年中城村条例第12号)の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成29年3月6日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

給水人口の増加に伴い、中城村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する必要がある。

中城村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

中城村水道事業の設置等に関する条例（昭和48年中城村条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（経営の基本）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 給水人口は、<u>23,000</u>人とする。</p> <p>4 1日最大給水量は<u>7,300</u>立方メートルとする。</p>	<p>（経営の基本）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 給水人口は、<u>20,700</u>人とする。</p> <p>4 1日最大給水量は<u>7,650</u>立方メートルとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休 憩（11時48分）

~~~~~

再 開（11時52分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

続きまして、日程第21 報告第1号 平成29年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 報告第1号 平成29年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について御報告申し上げます。

報告第1号

平成29年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成29年度沖縄県町村土地開発公社事業計画を別冊のとおり報告します。

平成29年3月6日 提出

中城村長 浜 田 京 介

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第22 報告第2号 議会の議決を経た工事請負契約（世代間交流・人材育成・防災避難拠点施設新築工事）の改定契約についてを議題

とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 報告第2号 専決処分の報告について御報告いたします。

報告第2号

専決処分の報告について

世代間交流・人材育成・防災避難拠点施設新築工事の改定契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成29年3月6日 提出

中城村長 浜田京介

理由

地方自治法180条第1項議会の委任による専決処分の規定により、世代間交流・人材育成・防災避難拠点施設新築工事改定契約について専決処分しました。

改定契約書の中で元の契約額に対する変更の増額分が305万1,000円でございます。変更後の工事請負代金が6,690万8,160円、消費税関連が495万6,160円でございます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第23 報告第3号 議会の議決を経た工

事請負契約（ハブ対策防除壁整備工事）の改定契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 報告第3号 専決処分の報告について御報告申し上げます。

報告第3号

専決処分の報告について

ハブ対策防除壁整備工事の改定契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成29年 3月 6日 提出

中城村長 浜 田 京 介

理由

地方自治法180条第1項議会の委任による専決処分の規定により、ハブ対策防除壁整備工事改定契約について専決処分しました。

金額といたしましては、変更金額の増額のほうが107万3,520円でございます。変更後の金額が5,088万960円となっております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（ 1 1 時 5 7 分 ）

## 平成29年第1回中城村議会定例会（第2日目）

|                        |              |                     |                  |       |
|------------------------|--------------|---------------------|------------------|-------|
| 招集年月日                  | 平成29年3月6日（月） |                     |                  |       |
| 招集の場所                  | 中城村議会議事堂     |                     |                  |       |
| 開会・散会・閉会等日時            | 開議           | 平成29年3月7日（午前10時00分） |                  |       |
|                        | 散会           | 平成29年3月7日（午前11時29分） |                  |       |
| 応招議員<br><br>（出席議員）     | 議席番号         | 氏名                  | 議席番号             | 氏名    |
|                        | 1番           | 石原昌雄                | 9番               | 仲真功浩  |
|                        | 2番           | 比嘉麻乃                | 10番              | 安里ヨシ子 |
|                        | 3番           | 大城常良                | 11番              | 新垣徳正  |
|                        | 4番           | 外間博則                | 12番              | 新垣博正  |
|                        | 5番           | 仲松正敏                | 13番              | 仲座勇   |
|                        | 6番           | 新垣貞則                | 14番              | 新垣善功  |
|                        | 7番           | 金城章                 | 15番              | 宮城重夫  |
|                        | 8番           | 伊佐則勝                | 16番              | 與那覇朝輝 |
| 欠席議員                   |              |                     |                  |       |
| 会議録署名議員                | 11番          | 新垣徳正                | 12番              | 新垣博正  |
| 職務のため本会議に出席した者         | 議会事務局長       | 知名勉                 | 議事係長             | 比嘉保   |
| 地方自治法第121条の規定による本会議出席者 | 村長           | 浜田京介                | 企画課長             | 與儀忍   |
|                        | 副村長          | 比嘉忠典                | 企業立地・観光推進課長      | 屋良朝次  |
|                        | 教育長          | 呉屋之雄                | 都市建設課長           | 新垣正   |
|                        | 総務課長         | 新垣親裕                | 農林水産課長兼農業委員会事務局長 | 津覇盛之  |
|                        | 住民生活課長       | 仲村盛和                | 上下水道課長           | 仲村武宏  |
|                        | 会計管理者        | 比嘉義人                | 教育総務課長           | 名幸孝   |
|                        | 税務課長         | 稲嶺盛昌                | 生涯学習課長兼生涯学習係長    | 金城勉   |
|                        | 福祉課長         | 仲松範三                | 教育総務課長主幹         | 安田智   |
|                        | 健康保険課長       | 比嘉健治                |                  |       |

## 議 事 日 程 第 2 号

| 日 程  | 件 名                                  |
|------|--------------------------------------|
| 第 1  | 議案第16号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更            |
| 第 2  | 議案第17号 中頭地方視聴覚協議会規約の変更               |
| 第 3  | 議案第18号 久場前浜原線建設工事（2工区）改定契約           |
| 第 4  | 議案第19号 新垣地区土地改良事業（農用地保全）計画           |
| 第 5  | 議案第20号 平成28年度中城村一般会計補正予算（第6号）        |
| 第 6  | 議案第21号 平成28年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  |
| 第 7  | 議案第22号 平成28年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 第 8  | 議案第23号 平成28年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 第 9  | 同意第1号 教育委員会教育長の任命について                |
| 第 10 | 同意第2号 教育委員会委員の任命について                 |
| 第 11 | 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて       |
| 第 12 | 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて       |
| 第 13 | 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて       |

議長 與那覇朝輝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 議案第16号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは議案第16号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について御提案申し上げます。

#### 議案第16号

#### 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、中部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導監査に関する事務を加えるとともに、同組合規約を以下のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成29年3月6日提出

中城村長 浜田京介

#### 中部広域市町村圏事務組合規約の一部を変更する規約

中部広域市町村圏事務組合規約(平成元年10月26日県指令総第946号許可)の一部を次のように変更する。

第3条に次の1号を加える。

(6) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導監査に関する事務

別表第1中

「

|                             |
|-----------------------------|
| 第3条第1号から<br>第3号までに関する<br>事務 |
|-----------------------------|

|                                            |
|--------------------------------------------|
| 沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町<br>西原町 読谷村 北中城村 中城村 |
|--------------------------------------------|

」

を

「

|                                  |                                            |
|----------------------------------|--------------------------------------------|
| 第3条第1号から<br>第3号まで及び第6<br>号に関する事務 | 沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町<br>西原町 読谷村 北中城村 中城村 |
|----------------------------------|--------------------------------------------|

」

に改める。

別表第4中

「

|              |              |     |     |
|--------------|--------------|-----|-----|
| 第3条第5号に係る負担金 | 沖縄市 うるま市 北谷町 | 均等割 | 20% |
|              | 北中城村 中城村     | 人口割 | 80% |

」

を

「

|              |               |     |     |
|--------------|---------------|-----|-----|
| 第3条第5号に係る負担金 | 沖縄市 うるま市 北谷町  | 均等割 | 20% |
|              | 北中城村 中城村      | 人口割 | 80% |
| 第3条第6号に係る負担金 | 沖縄市 うるま市 宜野湾市 | 均等割 | 5%  |
|              | 北谷町 嘉手納町 西原町  | 件数割 | 95% |
|              | 読谷村 北中城村 中城村  |     |     |

」

に改める。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

中部広域市町村圏事務組合で共同処理する事務に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導監査に関する事務を加えるとともに、同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものである。



中部広域市町村圏事務組合同規約新旧対照表

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 現行                                            |                    |                       |                                               |              |               |              |                          |    |     |      |                   |                                               |                    |              |               |                   |              |                          |                    |              |                                               |                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |          |     |                         |                                               |                  |               |                  |                          |    |     |      |                   |                                               |                    |              |               |                   |              |               |                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|--------------------|-----------------------|-----------------------------------------------|--------------|---------------|--------------|--------------------------|----|-----|------|-------------------|-----------------------------------------------|--------------------|--------------|---------------|-------------------|--------------|--------------------------|--------------------|--------------|-----------------------------------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-----|-------------------------|-----------------------------------------------|------------------|---------------|------------------|--------------------------|----|-----|------|-------------------|-----------------------------------------------|--------------------|--------------|---------------|-------------------|--------------|---------------|--------------------|
| <p>第1条から第2条 (略)</p> <p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、別表第1に掲げる市町村の次の事務を共同処理する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導監査に関する事務</u></p> <p>第4条から第17条 (略)</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">共同処理する事務</th> <th style="text-align: center;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3条第1号から第3号、第6号に関する事務</td> <td>沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町<br/>嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村<br/>中城村</td> </tr> <tr> <td>第3条第4号に関する事務</td> <td>沖縄市 うるま市 宜野湾市</td> </tr> <tr> <td>第3条第5号に関する事務</td> <td>沖縄市 うるま市 北谷町 北中城村<br/>中城村</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第10条関係) (略)</p> <p>別表第3 (第10条関係) (略)</p> <p>別表第4 (第17条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">市町村</th> <th style="text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3条第1号から第3号に係る負担金</td> <td>沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町<br/>嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村<br/>中城村</td> <td>均等割 20%<br/>人口割 80%</td> </tr> <tr> <td>第3条第4号に係る負担金</td> <td>沖縄市 うるま市 宜野湾市</td> <td>均等割 5%<br/>件数割 95%</td> </tr> <tr> <td>第3条第5号に係る負担金</td> <td>沖縄市 うるま市 北谷町 北中城村<br/>中城村</td> <td>均等割 20%<br/>人口割 80%</td> </tr> <tr> <td>第3条第6号に係る負担金</td> <td>沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町<br/>嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村<br/>中城村</td> <td>均等割 5%<br/>件数割 95%</td> </tr> </tbody> </table> | 共同処理する事務                                      | 市町村                | 第3条第1号から第3号、第6号に関する事務 | 沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町<br>嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村<br>中城村 | 第3条第4号に関する事務 | 沖縄市 うるま市 宜野湾市 | 第3条第5号に関する事務 | 沖縄市 うるま市 北谷町 北中城村<br>中城村 | 区分 | 市町村 | 負担割合 | 第3条第1号から第3号に係る負担金 | 沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町<br>嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村<br>中城村 | 均等割 20%<br>人口割 80% | 第3条第4号に係る負担金 | 沖縄市 うるま市 宜野湾市 | 均等割 5%<br>件数割 95% | 第3条第5号に係る負担金 | 沖縄市 うるま市 北谷町 北中城村<br>中城村 | 均等割 20%<br>人口割 80% | 第3条第6号に係る負担金 | 沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町<br>嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村<br>中城村 | 均等割 5%<br>件数割 95% | <p>第1条から第2条 (略)</p> <p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、別表第1に掲げる市町村の次の事務を共同処理する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>第4条から第17条 (略)</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">共同処理する事務</th> <th style="text-align: center;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3条第1号から第3号までに<br/>関する事務</td> <td>沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町<br/>嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村<br/>中城村</td> </tr> <tr> <td>第3条第4号に関する<br/>事務</td> <td>沖縄市 うるま市 宜野湾市</td> </tr> <tr> <td>第3条第5号に関する<br/>事務</td> <td>沖縄市 うるま市 北谷町 北中城村<br/>中城村</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第10条関係) (略)</p> <p>別表第3 (第10条関係) (略)</p> <p>別表第4 (第17条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">市町村</th> <th style="text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3条第1号から第3号に係る負担金</td> <td>沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町<br/>嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村<br/>中城村</td> <td>均等割 20%<br/>人口割 80%</td> </tr> <tr> <td>第3条第4号に係る負担金</td> <td>沖縄市 うるま市 宜野湾市</td> <td>均等割 5%<br/>件数割 95%</td> </tr> <tr> <td>第3条第5号に係る負担金</td> <td>沖縄市 うるま市 北中城村</td> <td>均等割 20%<br/>人口割 80%</td> </tr> </tbody> </table> | 共同処理する事務 | 市町村 | 第3条第1号から第3号までに<br>関する事務 | 沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町<br>嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村<br>中城村 | 第3条第4号に関する<br>事務 | 沖縄市 うるま市 宜野湾市 | 第3条第5号に関する<br>事務 | 沖縄市 うるま市 北谷町 北中城村<br>中城村 | 区分 | 市町村 | 負担割合 | 第3条第1号から第3号に係る負担金 | 沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町<br>嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村<br>中城村 | 均等割 20%<br>人口割 80% | 第3条第4号に係る負担金 | 沖縄市 うるま市 宜野湾市 | 均等割 5%<br>件数割 95% | 第3条第5号に係る負担金 | 沖縄市 うるま市 北中城村 | 均等割 20%<br>人口割 80% |
| 共同処理する事務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 市町村                                           |                    |                       |                                               |              |               |              |                          |    |     |      |                   |                                               |                    |              |               |                   |              |                          |                    |              |                                               |                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |          |     |                         |                                               |                  |               |                  |                          |    |     |      |                   |                                               |                    |              |               |                   |              |               |                    |
| 第3条第1号から第3号、第6号に関する事務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町<br>嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村<br>中城村 |                    |                       |                                               |              |               |              |                          |    |     |      |                   |                                               |                    |              |               |                   |              |                          |                    |              |                                               |                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |          |     |                         |                                               |                  |               |                  |                          |    |     |      |                   |                                               |                    |              |               |                   |              |               |                    |
| 第3条第4号に関する事務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 沖縄市 うるま市 宜野湾市                                 |                    |                       |                                               |              |               |              |                          |    |     |      |                   |                                               |                    |              |               |                   |              |                          |                    |              |                                               |                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |          |     |                         |                                               |                  |               |                  |                          |    |     |      |                   |                                               |                    |              |               |                   |              |               |                    |
| 第3条第5号に関する事務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 沖縄市 うるま市 北谷町 北中城村<br>中城村                      |                    |                       |                                               |              |               |              |                          |    |     |      |                   |                                               |                    |              |               |                   |              |                          |                    |              |                                               |                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |          |     |                         |                                               |                  |               |                  |                          |    |     |      |                   |                                               |                    |              |               |                   |              |               |                    |
| 区分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 市町村                                           | 負担割合               |                       |                                               |              |               |              |                          |    |     |      |                   |                                               |                    |              |               |                   |              |                          |                    |              |                                               |                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |          |     |                         |                                               |                  |               |                  |                          |    |     |      |                   |                                               |                    |              |               |                   |              |               |                    |
| 第3条第1号から第3号に係る負担金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町<br>嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村<br>中城村 | 均等割 20%<br>人口割 80% |                       |                                               |              |               |              |                          |    |     |      |                   |                                               |                    |              |               |                   |              |                          |                    |              |                                               |                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |          |     |                         |                                               |                  |               |                  |                          |    |     |      |                   |                                               |                    |              |               |                   |              |               |                    |
| 第3条第4号に係る負担金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 沖縄市 うるま市 宜野湾市                                 | 均等割 5%<br>件数割 95%  |                       |                                               |              |               |              |                          |    |     |      |                   |                                               |                    |              |               |                   |              |                          |                    |              |                                               |                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |          |     |                         |                                               |                  |               |                  |                          |    |     |      |                   |                                               |                    |              |               |                   |              |               |                    |
| 第3条第5号に係る負担金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 沖縄市 うるま市 北谷町 北中城村<br>中城村                      | 均等割 20%<br>人口割 80% |                       |                                               |              |               |              |                          |    |     |      |                   |                                               |                    |              |               |                   |              |                          |                    |              |                                               |                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |          |     |                         |                                               |                  |               |                  |                          |    |     |      |                   |                                               |                    |              |               |                   |              |               |                    |
| 第3条第6号に係る負担金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町<br>嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村<br>中城村 | 均等割 5%<br>件数割 95%  |                       |                                               |              |               |              |                          |    |     |      |                   |                                               |                    |              |               |                   |              |                          |                    |              |                                               |                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |          |     |                         |                                               |                  |               |                  |                          |    |     |      |                   |                                               |                    |              |               |                   |              |               |                    |
| 共同処理する事務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 市町村                                           |                    |                       |                                               |              |               |              |                          |    |     |      |                   |                                               |                    |              |               |                   |              |                          |                    |              |                                               |                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |          |     |                         |                                               |                  |               |                  |                          |    |     |      |                   |                                               |                    |              |               |                   |              |               |                    |
| 第3条第1号から第3号までに<br>関する事務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町<br>嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村<br>中城村 |                    |                       |                                               |              |               |              |                          |    |     |      |                   |                                               |                    |              |               |                   |              |                          |                    |              |                                               |                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |          |     |                         |                                               |                  |               |                  |                          |    |     |      |                   |                                               |                    |              |               |                   |              |               |                    |
| 第3条第4号に関する<br>事務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 沖縄市 うるま市 宜野湾市                                 |                    |                       |                                               |              |               |              |                          |    |     |      |                   |                                               |                    |              |               |                   |              |                          |                    |              |                                               |                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |          |     |                         |                                               |                  |               |                  |                          |    |     |      |                   |                                               |                    |              |               |                   |              |               |                    |
| 第3条第5号に関する<br>事務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 沖縄市 うるま市 北谷町 北中城村<br>中城村                      |                    |                       |                                               |              |               |              |                          |    |     |      |                   |                                               |                    |              |               |                   |              |                          |                    |              |                                               |                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |          |     |                         |                                               |                  |               |                  |                          |    |     |      |                   |                                               |                    |              |               |                   |              |               |                    |
| 区分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 市町村                                           | 負担割合               |                       |                                               |              |               |              |                          |    |     |      |                   |                                               |                    |              |               |                   |              |                          |                    |              |                                               |                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |          |     |                         |                                               |                  |               |                  |                          |    |     |      |                   |                                               |                    |              |               |                   |              |               |                    |
| 第3条第1号から第3号に係る負担金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町<br>嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村<br>中城村 | 均等割 20%<br>人口割 80% |                       |                                               |              |               |              |                          |    |     |      |                   |                                               |                    |              |               |                   |              |                          |                    |              |                                               |                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |          |     |                         |                                               |                  |               |                  |                          |    |     |      |                   |                                               |                    |              |               |                   |              |               |                    |
| 第3条第4号に係る負担金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 沖縄市 うるま市 宜野湾市                                 | 均等割 5%<br>件数割 95%  |                       |                                               |              |               |              |                          |    |     |      |                   |                                               |                    |              |               |                   |              |                          |                    |              |                                               |                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |          |     |                         |                                               |                  |               |                  |                          |    |     |      |                   |                                               |                    |              |               |                   |              |               |                    |
| 第3条第5号に係る負担金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 沖縄市 うるま市 北中城村                                 | 均等割 20%<br>人口割 80% |                       |                                               |              |               |              |                          |    |     |      |                   |                                               |                    |              |               |                   |              |                          |                    |              |                                               |                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |          |     |                         |                                               |                  |               |                  |                          |    |     |      |                   |                                               |                    |              |               |                   |              |               |                    |

中部広域市町村圏事務組合同規約の変更を必要とするに至った理由

子ども・子育て支援法及び関連する法律に基づき、平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」が施行された。同制度の施行により、施設型・地域型保育給付の指導監査の事務が市町村の事務となったことから、これら事務の共同処理について、本組合「広域化事務調査委員会（構成市町村：副市長村長）」及び「広域化事務専門部会」において調査研究を行った。

同調査研究の結果、共同処理する事務の範囲を、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導監査（子ども・子育て支援法の第14条、第38条及び第50条並びに児童福祉法第34条の17に基づく指導監査）」とすることとし、これら事務を共同処理した場合には、専門職員の配置やノウハウの蓄積が可能となること、指導監査の平準化及び事務執行の効率化に資すること等のメリットがあることを確認した。

以上のことを踏まえ、平成29年4月から「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導監査」を本組合で共同処理することについて、関係市町村間で合意した。そのため、本組合同規約に共同処理事務を追加する必要がある。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第2 議案第17号 中頭地方視聴覚協議会規約の変更を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第17号 中頭地方視聴覚協議会規約の変更について御提案申し上げます。

議案第17号

中頭地方視聴覚協議会規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、中頭地方視聴覚協議会規約を別紙のとおり変更することについて議決を求める。

平成29年3月6日

中 城 村 長 浜 田 京 介

（提案理由）

中頭地方視聴覚協議会事務所の移転に伴い、同協議会規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第252条の6の規定によりこの案を提出する。

中頭地方視聴覚協議会規約の一部を変更する規約

中頭地方視聴覚協議会規約（昭和49年2月8日届出）の一部を次のように変更する。

第5条中「上地二丁目17番14号」を「海邦二丁目9番35号」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法第252条の2の2第2項による届出の日から施行し、変更後の中頭地方視聴覚協議会規約の規定は、平成29年1月4日から適用する。

中頭地方視聴覚協議会規約の一部を変更する規約の新旧対照表

| 現 行 例                                                                                              | 改 正 案                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1条から第4条（省略）<br><br>（協議会の事務所）<br>第5条 協議会の事務所は、沖縄市 <u>上地二丁目17番14号</u> に置く。<br><br>（組織）<br>第6条以下（省略） | 第1条から第4条（省略）<br><br>（協議会の事務所）<br>第5条 協議会の事務所は、沖縄市 <u>海邦二丁目9番35号</u> に置く。<br><br>（組織）<br>第6条以下（省略） |

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第3 議案第18号 久場前浜原線建設工事（2工区）改定契約を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第18号 久場前浜原線建設工事（2工区）改定契約について御提案申し上げます。

議案第18号

久場前浜原線建設工事（2工区）改定契約について

久場前浜原線建設工事（2工区）について、次のように改定契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 : 久場前浜原線建設工事(2工区)
- 2 改定契約の金額 : 金84,661,200円  
うち取引に係る消費税  
及び地方消費税の額 : 金 6,271,200円
- 3 契約の相手方 : (株)新栄組・(有)仲建設工業 特定建設工事共同企業  
体  
代表者 住 所 沖縄県中頭郡中城村字津覇644番地2  
名 称 株式会社 新栄組  
氏 名 代表取締役 新垣榮範

平成29年3月6日提出

中城村長 浜田 京介

理 由

久場前浜原線建設工事(2工区)の改定契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とする。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を  
終わります。

日程第4 議案第19号 新垣地区土地改良事  
業(農用地保全)計画を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第19号 新垣地区土地  
改良事業(農用地保全)計画について御提案申  
上げます。

議案第19号

新垣地区土地改良事業(農用地保全)計画について

新垣地区土地改良事業(農用地保全)の計画について、土地改良法第96条の2第2項の規定により議会の議決を求める。

平成29年3月6日提出

中城村長 浜田 京介

## 提案理由

本事業による土砂崩壊防止工事を実施することにより、農地や農業用施設等への被災を未然に防止することを図るため、土地改良法第96条の2第2項の規定により提案する。

概要がございます。読み上げて御提案申し上げます。

団体営ため池等整備事業 新垣地区の概要。  
【沖縄振興公共投資交付金（農地防災事業）】  
でございます。

事業の概要、本地区は、沖縄本島中部の中城村にある標高70～80m程度の台地部に位置し、地区上部には県道35号線、北北西約1kmは「沖縄自動車道中城パーキングエリア」があり、地質は沖縄本島中南部一帯に分布する琉球泥灰岩及び島尻層群を成している地域である。

本地区の営農状況は、サトウキビ、野菜、花卉を中心とした営農体系となっており、また、一部畜産業も営まれ、村内の数少ない優良農地となっているが、近年の台風や集中豪雨の影響により斜面崩壊が起こり、斜面から崩れた土砂及び越流水により畑や農道等への浸水被害を及ぼしている。

よって、本事業による土砂崩壊防工事を実施することにより、農地や農業用施設等への被災を未然に防止し、農家の経営安定、向上に寄与するものである。

事業主体が中城村で、受益面積0.11ha、受益戸数2戸、主要工事、法面工Aが610㎡、附帯工Lが19m。事業費が3,900万円、工期が平成29年度から平成31年度の3年間でございます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第5 議案第20号 平成28年度中城村一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第20号 平成28年度中城村一般会計補正予算（第6号）について御提案申し上げます。

## 議案第20号

### 平成28年度中城村一般会計補正予算（第6号）

平成28年度中城村一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,593千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,080,990千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成29年3月6日 提出

中城村長 浜田 京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款             | 項             | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|---------------|---------------|-----------|--------|-----------|
| 1 村税          |               | 2,022,415 | 8,000  | 2,030,415 |
|               | 3 軽自動車税       | 57,682    | 8,000  | 65,682    |
| 3 利子割交付金      |               | 2,479     | 911    | 1,568     |
|               | 1 利子割交付金      | 2,479     | 911    | 1,568     |
| 4 配当割交付金      |               | 5,199     | 2,618  | 2,581     |
|               | 1 配当割交付金      | 5,199     | 2,618  | 2,581     |
| 5 株式等譲渡所得割交付金 |               | 4,578     | 2,515  | 2,063     |
|               | 1 株式等譲渡所得割交付金 | 4,578     | 2,515  | 2,063     |
| 6 地方消費税交付金    |               | 289,426   | 24,418 | 265,008   |
|               | 1 地方消費税交付金    | 289,426   | 24,418 | 265,008   |
| 7 ゴルフ場利用税交付金  |               | 27,622    | 879    | 26,743    |
|               | 1 ゴルフ場利用税交付金  | 27,622    | 879    | 26,743    |
| 8 自動車取得税交付金   |               | 6,684     | 1,565  | 8,249     |
|               | 1 自動車取得税交付金   | 6,684     | 1,565  | 8,249     |
| 13 使用料及び手数料   |               | 128,742   | 1,534  | 130,276   |
|               | 1 使用料         | 98,353    | 38     | 98,315    |
|               | 2 手数料         | 30,389    | 1,572  | 31,961    |

| 款        | 項       | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|----------|---------|-----------|--------|-----------|
| 14 国庫支出金 |         | 1,065,297 | 21,583 | 1,043,714 |
|          | 1 国庫負担金 | 801,861   | 10,041 | 791,820   |
|          | 2 国庫補助金 | 258,726   | 11,582 | 247,144   |
|          | 3 委託金   | 4,710     | 40     | 4,750     |
| 15 県支出金  |         | 1,240,531 | 16,273 | 1,224,258 |
|          | 1 県負担金  | 394,801   | 5,490  | 389,311   |
|          | 2 県補助金  | 802,405   | 10,717 | 791,688   |
|          | 3 委託金   | 43,325    | 66     | 43,259    |
| 17 寄附金   |         | 2         | 15,479 | 15,481    |
|          | 1 寄附金   | 2         | 15,479 | 15,481    |
| 18 繰入金   |         | 214,267   | 39,668 | 174,599   |
|          | 2 基金繰入金 | 213,109   | 39,668 | 173,441   |
| 20 諸収入   |         | 108,459   | 14,094 | 122,553   |
|          | 4 雑入    | 104,129   | 14,094 | 118,223   |
| 21 村債    |         | 222,598   | 60,600 | 283,198   |
|          | 1 村債    | 222,598   | 60,600 | 283,198   |
| 歳 入 合 計  |         | 7,088,583 | 7,593  | 7,080,990 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款     | 項           | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|-------|-------------|-----------|--------|-----------|
| 1 議会費 |             | 101,208   | 478    | 100,730   |
|       | 1 議会費       | 101,208   | 478    | 100,730   |
| 2 総務費 |             | 1,345,741 | 18,163 | 1,363,904 |
|       | 1 総務管理費     | 1,183,828 | 20,600 | 1,204,428 |
|       | 2 徴税費       | 95,301    | 1,554  | 93,747    |
|       | 3 戸籍住民基本台帳費 | 48,182    | 883    | 47,299    |
|       | 5 統計調査費     | 904       | 0      | 904       |
| 3 民生費 |             | 2,422,968 | 10,998 | 2,411,970 |
|       | 1 社会福祉費     | 1,187,568 | 51,326 | 1,238,894 |
|       | 2 児童福祉費     | 1,235,400 | 62,324 | 1,173,076 |

| 款        | 項       | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|----------|---------|-----------|--------|-----------|
| 4 衛生費    |         | 821,103   | 1,640  | 822,743   |
|          | 1 保健衛生費 | 419,733   | 368    | 419,365   |
|          | 2 清掃費   | 401,370   | 2,008  | 403,378   |
| 6 農林水産業費 |         | 156,766   | 3,301  | 153,465   |
|          | 1 農業費   | 144,427   | 3,311  | 141,116   |
|          | 3 水産業費  | 11,517    | 10     | 11,527    |
| 7 商工費    |         | 151,987   | 13,153 | 138,834   |
|          | 1 商工費   | 151,987   | 13,153 | 138,834   |
| 8 土木費    |         | 452,022   | 22,829 | 474,851   |
|          | 1 土木管理費 | 27,751    | 1,363  | 26,388    |
|          | 2 道路橋梁費 | 263,764   | 27,724 | 291,488   |
|          | 4 都市計画費 | 40,626    | 38     | 40,588    |
|          | 5 下水道費  | 114,905   | 3,494  | 111,411   |
| 9 消防費    |         | 300,237   | 3,233  | 303,470   |
|          | 1 消防費   | 300,237   | 3,233  | 303,470   |
| 10 教育費   |         | 738,743   | 24,528 | 714,215   |
|          | 1 教育総務費 | 107,926   | 2,351  | 105,575   |
|          | 2 小学校費  | 190,038   | 10,303 | 179,735   |
|          | 3 中学校費  | 49,561    | 1,039  | 48,522    |
|          | 4 幼稚園費  | 90,559    | 3,309  | 93,868    |
|          | 5 社会教育費 | 195,470   | 14,884 | 180,586   |
|          | 6 保健体育費 | 105,189   | 740    | 105,929   |
| 12 公債費   |         | 574,024   | 1,000  | 573,024   |
|          | 1 公債費   | 574,024   | 1,000  | 573,024   |
| 歳 出 合 計  |         | 7,088,583 | 7,593  | 7,080,990 |



第2表 繰越明許費

| 款        | 項           | 事業名                | 金額            |
|----------|-------------|--------------------|---------------|
| 2 総務費    | 1 総務管理費     | 観光振興地基盤強化整備事業      | 千円<br>263,110 |
|          |             | 新庁舎基本設計等委託料業務      | 57,396        |
|          | 3 戸籍住民基本台帳費 | 通知カード・個人番号カード事務事業  | 1,431         |
| 3 民生費    | 1 社会福祉費     | 地域介護・福祉空間整備等整備交付金  | 3,597         |
| 6 農林水産業費 | 1 農業費       | 農業振興地域整備計画策定業務     | 3,000         |
| 8 土木費    | 2 道路橋梁費     | 村道久場前浜原線道路整備事業     | 84,151        |
|          |             | 村道若南線道路整備事業        | 16,269        |
|          | 4 都市計画費     | 中城村都市計画マスタープラン策定業務 | 5,145         |

第3表 地方債補正

| 起債の目的   | 補正前         |                    |                                                                 |                                                                                                              | 補正後          |       |    |       |
|---------|-------------|--------------------|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-------|----|-------|
|         | 限度額         | 起債の方法              | 利率                                                              | 償還の方法                                                                                                        | 限度額          | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 道路整備事業債 | 千円<br>9,700 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 年5%以内<br><br>(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金等について利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率) | 特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。 | 千円<br>10,300 | 同じ    | 同じ | 同じ    |
| 施設整備債   | 14,800      |                    |                                                                 | 67,400                                                                                                       |              |       |    |       |
| 防災施設整備債 | 1,900       |                    |                                                                 | 9,300                                                                                                        |              |       |    |       |

それでは第1表歳入歳出予算補正、款、項、補正前の額、補正額、合計の順に読み上げて御提案申し上げます。

まず歳入、1款村税、3項軽自動車税、補正前の額5,768万2,000円、補正額800万円、合計で6,568万2,000円。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、補正前の額247万9,000円、補正額91万1,000円の減、

合計で156万8,000円。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、補正前の額519万9,000円、補正額261万8,000円の減、合計で258万1,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、補正前の額457万8,000円、補正額251万5,000円の減、合計で206万3,000円。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付

金、補正前の額 2 億 8,942 万 6,000 円、補正額 2,441 万 8,000 円の減、合計で 2 億 6,500 万 8,000 円。

7 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金、補正前の額 2,762 万 2,000 円、補正額 87 万 9,000 円の減、合計で 2,674 万 3,000 円。

8 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金、補正前の額 668 万 4,000 円、補正額 156 万 5,000 円、合計で 824 万 9,000 円。

13 款使用料及び手数料、1 項使用料、補正前の額 9,835 万 3,000 円、補正額 3 万 8,000 円の減、合計で 9,831 万 5,000 円。2 項手数料、補正前の額 3,038 万 9,000 円、補正額 157 万 2,000 円、合計で 3,196 万 1,000 円。

14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、補正前の額 8 億 186 万 1,000 円、補正額 1,004 万 1,000 円の減、合計で 7 億 9,182 万円。2 項国庫補助金、補正前の額 2 億 5,872 万 6,000 円、補正額 1,158 万 2,000 円の減、合計で 2 億 4,714 万 4,000 円。3 項委託金、補正前の額 471 万円、補正額 4 万円、合計で 475 万円。

15 款県支出金、1 項県負担金、補正前の額 3 億 9,480 万 1,000 円、補正額 549 万円の減、合計で 3 億 8,931 万 1,000 円。2 項県補助金、補正前の額 8 億 240 万 5,000 円、補正額 1,071 万 7,000 円の減、合計で 7 億 9,168 万 8,000 円。3 項委託金、補正前の額 4,332 万 5,000 円、補正額 6 万 6,000 円の減、合計で 4,325 万 9,000 円。

17 款寄附金、1 項寄附金、補正前の額 2,000 円、補正額 1,547 万 9,000 円、合計で 1,548 万 1,000 円。

18 款繰入金、2 項基金繰入金、補正前の額 2 億 1,310 万 9,000 円、補正額 3,966 万 8,000 円の減、合計で 1 億 7,344 万 1,000 円。

20 款諸収入、4 項雑入、補正前の額 1 億 412 万 9,000 円、補正額 1,409 万 4,000 円、合計で 1 億 1,822 万 3,000 円。

21 款村債、1 項村債、補正前の額 2 億 2,259

万 8,000 円、補正額 6,060 万円、合計で 2 億 8,319 万 8,000 円。

歳入合計、補正前の額 70 億 8,858 万 3,000 円、補正額 759 万 3,000 円の減、合計で 70 億 8,099 万円でございます。

続いて歳出でございます。1 款議会費、1 項議会費、補正前の額 1 億 120 万 8,000 円、補正額 47 万 8,000 円の減、合計で 1 億 73 万円。

2 款総務費、1 項総務管理費、補正前の額 11 億 8,382 万 8,000 円、補正額 2,060 万円、合計で 12 億 442 万 8,000 円。2 項徴税費、補正前の額 9,530 万 1,000 円、補正額 155 万 4,000 円の減、合計で 9,374 万 7,000 円。3 項戸籍住民基本台帳費、補正前の額 4,818 万 2,000 円、補正額 88 万 3,000 円の減、合計で 4,729 万 9,000 円。5 項統計調査費、補正前の額 90 万 4,000 円、補正はありませんので、同じく 90 万 4,000 円。

3 款民生費、1 項社会福祉費、補正前の額 11 億 8,756 万 8,000 円、補正額 5,132 万 6,000 円、合計で 12 億 3,889 万 4,000 円。2 項児童福祉費、補正前の額 12 億 3,540 万円、補正額 6,232 万 4,000 円の減、合計で 11 億 7,307 万 6,000 円。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、補正前の額 4 億 1,973 万 3,000 円、補正額 36 万 8,000 円の減、合計で 4 億 1,936 万 5,000 円。2 項清掃費、補正前の額 4 億 137 万円、補正額 200 万 8,000 円、合計で 4 億 337 万 8,000 円。

6 款農林水産業費、1 項農業費、補正前の額 1 億 4,442 万 7,000 円、補正額 331 万 1,000 円の減、合計で 1 億 4,111 万 6,000 円。3 項水産業費、補正前の額 1,151 万 7,000 円、補正額 1 万円、合計で 1 億 1,052 万 7,000 円。

7 款商工費、1 項商工費、補正前の額 1 億 5,198 万 7,000 円、補正額 1,315 万 3,000 円の減、合計で 1 億 3,883 万 4,000 円。

8 款土木費、1 項土木管理費、補正前の額 2,775 万 1,000 円、補正額 136 万 3,000 円の減、合計で 2,638 万 8,000 円。2 項道路橋梁費、補正前

の額 2 億6,376万4,000円、補正額2,772万4,000円、合計で 2 億9,148万8,000円。4 項都市計画費、補正前の額4,062万6,000円、補正額 3 万8,000円の減、合計で4,058万8,000円。5 項下水道費、補正前の額 1 億1,490万5,000円、補正額349万4,000円の減、合計で 1 億1,141万1,000円。

9 款消防費、1 項消防費、補正前の額 3 億23万7,000円、補正額323万3,000円、合計で 3 億347万円。

10款教育費、1 項教育総務費、補正前の額 1 億792万6,000円、補正額235万1,000円の減、合計で 1 億557万5,000円。2 項小学校費、補正前の額 1 億9,003万8,000円、補正額1,030万3,000円の減、合計で 1 億7,973万5,000円。3 項中学校費、補正前の額4,956万1,000円、補正額103万9,000円の減、合計で4,852万2,000円。4 項幼稚園費、補正前の額9,055万9,000円、補正額330万9,000円、合計で9,386万8,000円。5 項社会教育費、補正前の額 1 億9,547万円、補正額1,488万4,000円の減、合計で 1 億8,058万6,000円。6 項保健体育費、補正前の額 1 億518万9,000円、補正額74万円、合計で 1 億592万9,000円。

12款公債費、1 項公債費、補正前の額 5 億7,402万4,000円、補正額100万円の減、合計で 5 億7,302万4,000円。

歳出合計、補正前の額70億8,858万3,000円、補正額759万3,000円の減、合計で70億8,099万円でございます。

続いて第 2 表繰越明許費、款、項、事業名、金額の順に読み上げて御提案申し上げます。

まず 2 款総務費、1 項総務管理費、観光振興地盤強化整備事業 2 億6,311万円。同じく総務管理費で、新庁舎基本設計等委託料業務 5,739万6,000円。3 項戸籍住民基本台帳費、通知カード・個人番号カード事務事業143万1,000円。

3 款民生費、1 項社会福祉費、地域介護・福祉空間整備等整備交付金359万7,000円。

6 款農林水産業費、1 項農業費、農業振興地域整備計画策定業務300万円。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、村道久場前浜原線道路整備事業8,415万1,000円。同じく村道若南線道路整備事業1,626万9,000円。4 項都市計画費、中城村都市計画マスタープラン策定業務514万5,000円でございます。

続いて第 3 表地方債補正、起債の目的、補正前、補正後の順に読み上げて御提案申し上げます。

まず道路整備事業債、補正前の限度額970万円、補正後の限度額1,030万円。施設整備債、補正前の限度額1,480万円、補正後の限度額6,740万円。防災施設整備債、補正前の限度額が190万円、補正後の限度額が930万円。あと、同じく起債の方法、利率、償還の方法は、補正前も補正後も同じでございます。3 事業とも、起債の方法は証書借入又は証券発行、利率が年 5 %以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金等について利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休憩（10時26分）

~~~~~

再開（10時46分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

続きまして日程第 6 議案第21号 平成28年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第 3

号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第21号 平成28年度中

城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

について御提案申し上げます。

議案第21号

平成28年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

平成28年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ119,931千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,778,621千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月6日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		361,336	874	362,210
	1 国民健康保険税	361,336	874	362,210
4 国庫支出金		1,065,513	121,037	944,476
	1 国庫負担金	627,399	50,134	577,265
	2 国庫補助金	438,114	70,903	367,211
5 療養給付費交付金		16,464	1,070	17,534
	1 療養給付費交付金	16,464	1,070	17,534
6 前期高齢者交付金		123,909	1,251	125,160
	1 前期高齢者交付金	123,909	1,251	125,160
7 県支出金		194,314	42,167	152,147
	1 県負担金	24,546	1,375	23,171
	2 県補助金	169,768	40,792	128,976

款	項	補正前の額	補正額	計
8 共同事業交付金		786,598	4,050	790,648
	1 共同事業交付金	786,598	4,050	790,648
10 繰入金		255,280	30,514	285,794
	1 他会計繰入金	255,279	30,514	285,793
12 諸収入		6,309	5,514	11,823
	1 延滞金・加算金及び過料	3,002	1,500	1,502
	4 雑入	3,305	7,014	10,319
歳 入 合 計		2,898,552	119,931	2,778,621

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		37,187	149	37,038
	1 総務管理費	30,301	1	30,302
	2 徴税费	6,838	150	6,688
2 保険給付費		1,516,474	53,942	1,462,532
	1 療養諸費	1,283,150	39,969	1,243,181
	2 高額療養費	212,650	12,503	200,147
	4 出産育児諸費	20,172	1,370	18,802
	5 葬祭諸費	500	100	400
3 後期高齢者支援金等		296,523	840	295,683
	1 後期高齢者支援金等	296,523	840	295,683
6 介護納付金		147,494	1,362	148,856
	1 介護納付金	147,494	1,362	148,856
7 共同事業拠出金		821,276	41,201	780,075
	1 共同事業拠出金	821,276	41,201	780,075
8 保健事業費		36,181	2,161	34,020
	1 特定健康診査等事業費	16,201	949	17,150
	2 保健事業費	19,980	3,110	16,870
12 予備費		23,572	23,000	572
	1 予備費	23,572	23,000	572
歳 出 合 計		2,898,552	119,931	2,778,621

読み上げて、歳入歳出、御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。まず歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、補正前の額3億6,133万6,000円、補正額87万4,000円、合計で3億6,221万円。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、補正前の額6億2,739万9,000円、補正額5,013万4,000円の減、合計で5億7,726万5,000円。2項国庫補助金、補正前の額4億3,811万4,000円、補正額7,090万3,000円の減、合計で3億6,721万1,000円。

5款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、補正前の額1,646万4,000円、補正額107万円、合計で1,753万4,000円。

6款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、補正前の額1億2,390万9,000円、補正額125万1,000円、合計で1億2,516万円。

7款県支出金、1項県負担金、補正前の額2,454万6,000円、補正額137万5,000円の減、合計で2,317万1,000円。2項県補助金、補正前の額1億6,976万8,000円、補正額4,079万2,000円の減、合計で1億2,897万6,000円。

8款共同事業交付金、1項共同事業交付金、補正前の額7億8,659万8,000円、補正額405万円、合計で7億9,064万8,000円。

10款繰入金、1項他会計繰入金、補正前の額2億5,527万9,000円、補正額3,051万4,000円、合計で2億8,579万3,000円。

12款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料、補正前の額300万2,000円、補正額150万円の減、合計で150万2,000円。4項雑入、補正前の額330万5,000円、補正額701万4,000円、合計で1,031万9,000円。

歳入合計、補正前の額28億9,855万2,000円、補正額1億1,993万1,000円の減、合計で27億7,862万1,000円でございます。

続いて歳出でございます。歳出、1款総務費、1項総務管理費、補正前の額3,030万1,000円、

補正額1,000円、合計で3,030万2,000円。2項徴税費、補正前の額683万8,000円、補正額15万円の減、合計で668万8,000円。

2款保険給付費、1項療養諸費、補正前の額12億8,315万円、補正額3,996万9,000円の減、合計で12億4,318万1,000円。2項高額療養費、補正前の額2億1,265万円、補正額1,250万3,000円の減、合計で2億14万7,000円。4項出産育児諸費、補正前の額2,017万2,000円、補正額137万円の減、合計で1,880万2,000円。5項葬祭諸費、補正前の額50万円、補正額10万円の減、合計で40万円。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、補正前の額2億9,652万3,000円、補正額84万円の減、合計で2億9,568万3,000円。

6款介護納付金、1項介護納付金。補正前の額1億4,749万4,000円、補正額136万2,000円、合計で1億4,885万6,000円。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、補正前の額8億2,127万6,000円、補正額4,120万1,000円の減、合計で7億8,007万5,000円。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、補正前の額1,620万1,000円、補正額94万9,000円、合計で1,715万円。2項保健事業費、補正前の額1,998万円、補正額311万円の減、合計で1,687万円。

12款予備費、1項予備費、補正前の額2,357万2,000円、補正額2,300万円の減、合計で57万2,000円。

歳出合計、補正前の額28億9,855万2,000円、補正額1億1,993万1,000円の減、合計で27億7,862万1,000円でございます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第7 議案第22号 平成28年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

村長 浜田京介。

について御提案申し上げます。

村長 浜田京介 議案第22号 平成28年度中

議案第22号

平成28年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成28年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,505千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128,260千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月6日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		77,801	2,660	80,461
	1 後期高齢者医療保険料	77,801	2,660	80,461
4 繰入金		43,510	878	44,388
	1 一般会計繰入金	43,509	878	44,387
6 諸収入		1,981	33	1,948
	1 延滞金、加算金及び過料	2	15	17
	4 雑入	1,418	48	1,370
歳入合計		124,755	3,505	128,260

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		4,088	70	4,018
	1 総務管理費	2,156	70	2,086
2 後期高齢者医療広域連合納付金		118,471	3,493	121,964
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	118,471	3,493	121,964
4 予備費		300	82	382
	1 予備費	300	82	382
歳出合計		124,755	3,505	128,260

同じく読み上げて、歳入歳出、御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、補正前の額7,780万1,000円、補正額266万円、合計で8,046万1,000円。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、補正前の額4,350万9,000円、補正額87万8,000円、合計で4,438万7,000円。

6款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、補正前の額2,000円、補正額15,000円、合計で1万7,000円。4項雑入、補正前の額141万8,000円、補正額4万8,000円の減、合計で137万円。

歳入合計、補正前の額1億2,475万5,000円、補正額350万5,000円、合計で1億2,826万円でございます。

続いて歳出、1款総務費、1項総務管理費、補正前の額215万6,000円、補正額7万円の減、合計で208万6,000円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、補正前の額1億1,847万1,000円、補正額349万3,000円、合計で1億2,196万4,000円。

4款予備費、1項予備費、補正前の額30万円、補正額8万2,000円、合計で38万2,000円。

歳出合計、補正前の額1億2,475万5,000円、補正額350万5,000円、合計で1億2,826万円でございます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第8 議案第23号 平成28年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第23号 平成28年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について御提案申し上げます。

議案第23号

平成28年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

平成28年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,294千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ365,918千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月6日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料手数料		29,560	1,200	30,760
	1 使用料	29,560	1,200	30,700
3 繰入金		114,905	3,494	111,411
	1 一般会計繰入金	114,905	3,494	111,411
歳入合計		368,212	2,294	365,918

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公共下水道費		252,745	2,294	250,451
	1 公共下水道費	252,745	2,294	250,451
歳出合計		368,212	2,294	365,918

同じく、歳入歳出、読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入、1款使用料手数料、1項使用料、補正前の額2,950万円、補正額120万円、合計で3,070万円。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、補正前の額1億1,490万5,000円、補正額349万4,000円の減、合計で1億1,141万1,000円。

歳入合計、補正前の額3億6,821万2,000円、補正額229万4,000円の減、合計で3億6,591万

8,000円。

歳出、1款公共下水道費、1項公共下水道費、補正前の額2億5,274万5,000円、補正額229万4,000円の減、合計で2億5,045万1,000円。

歳出合計、補正前の額3億6,821万2,000円、補正額229万4,000円の減、合計で3億6,591万8,000円でございます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休憩（10時59分）

~~~~~

再開（11時10分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第9 同意第1号 教育委員会教育長の

任命についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 同意第1号 教育委員会教育長の任命について同意を求めます。

同意第1号

### 教育委員会教育長の任命について

下記の者を中城村教育委員会教育長に任命したいので、議会の同意を求める。

#### 記

住 所 北中城村字熱田

氏 名 比 嘉 良 治

生年月日 昭和33年生

平成29年3月6日 提出

中 城 村 長 浜 田 京 介

#### 提案理由

教育長の任期満了に伴う後任として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、新たな教育委員会制度のもと教育長を任命したいため。

よろしくお願いたします。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

休憩（11時12分）

~~~~~

再開（11時13分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、同意第1号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 賛成の立場で討論します。

比嘉良治氏は、中学校の教諭として約30年間余り勤められ、その間、与勝中学校では男子バスケットボール、見事全国制覇の快挙を成し遂げました。名護中学校でも平成12年度に、女子バスケットボール部、陸上部、合同チームをつくって、沖縄県中学校駅伝大会において、九州中学校駅伝大会に生徒たちを導いてくれました。生徒たちには、目標を持って努力すればその目標は達成できる、目標、努力することの大切さや、生徒たちにやる気を起こさせ、自信を与えてくれて、指導をやっております。そのほかにもたくさんの生徒たちの青少年健全育成に努められてこられています。管理職になってからも学校経営で、荒れていた学校を次々とすばらしい学校に変えてきています。平成26年度には、中頭地区中体連の会長を務められ、生徒たち約2万人と先生方をまとめられ、すばらしい数々の功績を残してこられました。そのおかげで、

先生方からの信用も厚く、生徒や父母からの信頼も厚く、教育長にふさわしいと認識しておりますので、賛成の立場で討論します。

議長 與那覇朝輝 ほかにありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 これで討論を終わります。

これから同意第1号 教育委員会教育長の任命についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、同意第1号 教育委員会教育長の任命については原案のとおり同意することに決定しました。

日程第10 同意第2号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 同意第2号 教育委員会委員の任命について同意を求めます。

同意第2号

教育委員会委員の任命について

下記の者を中城村教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 中城村字泊
氏 名 比 嘉 和 江
生年月日 昭和36年生

平成29年3月6日 提出

中 城 村 長 浜 田 京 介

提案理由

中城村教育委員会教育委員の任期満了により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により新たに教育委員会委員を任命する必要がある。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、同意第2号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。
（「討論なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、こ

れで討論を終わります。

これから同意第2号 教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、同意第2号 教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定しました。

日程第11 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御提案申し上げます。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所：中城村字久場
氏 名：村 吉 則 雄
生年月日：昭和25年生

平成29年3月6日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

人権擁護委員が平成29年6月30日で任期満了するので、当人を再推薦したいため、人権擁護委員法（昭和24年5月31日法第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要がある。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております諮問第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、諮問第1号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本案は諮問のとおり答申したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては諮問のとおり答申することに決定しました。

日程第12 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御提案申し上げます。

諮問第2号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所：中城村字南上原
氏 名：中 村 美津江
生年月日：昭和27年生

平成29年3月6日提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

人権擁護委員が平成29年6月30日で任期満了するので、当人を再推薦したいため、人権擁護委員法（昭和24年5月31日法第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要がある。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております諮問第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、諮問第2号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本案は諮問のとおり答申したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては諮問のとおり答申することに決定しました。

日程第13 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御提案申し上げます。

諮問第3号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所：中城村字屋宜
氏 名：横 山 耕 治
生年月日：昭和42年生

平成29年3月6日提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

人権擁護委員が平成29年6月30日で任期満了するので、当人を推薦したいため、人権擁護委員法（昭和24年5月31日法第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要がある。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております諮問第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、諮問第3号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 それでは賛成の立場で

討論をしたいと思います。

まず皆さん、この履歴書をごらんになっていただきたいと思います。この履歴書を見ますと、それからこれまでの経験等を見ますと、人権擁護にふさわしいといえますか、必要な資格というものは十分備えているものと思います。現在も、司法書士、それから行政書士の免許を持っておりまして、実際事務所も開設しているわけですけれども、これからは人権問題で一番よく問題になる財産、相続、そういった問題についても本当に精通していて、経験豊かで、これはまさにふさわしい役柄を担ってもらえると思っております。それから、同じ履歴書の中で、抱負を見ていただきたいのですが、これから大きな問題になってくるであろうと思います認知症問題、その辺についての取り組み意欲、そういったものがはっきりと述べられていて、これはまさにこういう方を人権擁護委員にしないと、

これはやっていけないのではないかと、そう思うぐらいすばらしい人物だと判断しております。そのようなこともありまして、これからの大きな問題、特に高齢者関係とかの問題についても、この方が十分に話し相手になって、そういう人権問題というものは解決していくのではないかと、そういう力量をお持ちになっていると私は信じております。そういう意味で、賛成の立場で討論を述べさせていただきます。

議長 與那覇朝輝 ほかにありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 これで討論を終わります。

これから諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本案は諮問のとおり答申したいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては諮問のとおり答申することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。御苦勞さまでした。

散 会 (1 1 時 2 9 分)

平成29年第1回中城村議会定例会（第3日目）

招集年月日	平成29年3月6日（月）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	平成29年3月8日（午前10時00分）		
	散会	平成29年3月8日（午前10時41分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	石原昌雄	9番	仲真功浩
	2番	比嘉麻乃	10番	安里ヨシ子
	3番	大城常良	11番	新垣徳正
	4番	外間博則	12番	新垣博正
	5番	仲松正敏	13番	仲座勇
	6番	新垣貞則	14番	新垣善功
	7番	金城章	15番	宮城重夫
	8番	伊佐則勝	16番	與那覇朝輝
欠席議員				
会議録署名議員	11番	新垣徳正	12番	新垣博正
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	知名勉	議事係長	比嘉保
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	與儀忍
	副村長	比嘉忠典	企業立地・観光推進課長	屋良朝次
	教育長	呉屋之雄	都市建設課長	新垣正
	総務課長	新垣親裕	農林水産課長兼農業委員会事務局長	津覇盛之
	住民生活課長	仲村盛和	上下水道課長	仲村武宏
	会計管理者	比嘉義人	教育総務課長	名幸孝
	税務課長	稲嶺盛昌	生涯学習課長兼生涯学習係長	金城勉
	福祉課長	仲松範三	教育総務課長主幹	安田智
	健康保険課長	比嘉健治		

議 事 日 程 第 3 号

日 程	件 名
第 1	議案第24号 平成29年度中城村一般会計予算
第 2	議案第25号 平成29年度中城村国民健康保険特別会計予算
第 3	議案第26号 平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計予算
第 4	議案第27号 平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計予算
第 5	議案第28号 平成29年度中城村公共下水道事業特別会計予算
第 6	議案第29号 平成29年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算
第 7	議案第30号 平成29年度中城村水道事業会計予算

議長 與那覇朝輝 これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 議案第24号 平成29年度中城村一般会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第24号 平成29年度中城村一般会計予算について御提案申し上げます。

議案第24号

平成29年度中城村一般会計予算

平成29年度中城村一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,019,132千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年3月6日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 村税		2,106,380
	1 村民税	863,401
	2 固定資産税	1,086,358
	3 軽自動車税	65,414
	4 村たばこ税	91,206
	5 特別土地保有税	1
2 地方譲与税		41,201
	1 地方揮発油譲与税	11,882
	2 自動車重量譲与税	28,818
	3 特別とん譲与税	500
	4 地方道路譲与税	1
3 利子割交付金		1,062
	1 利子割交付金	1,062
4 配当割交付金		2,614
	1 配当割交付金	2,614
5 株式等譲渡所得割交付金		2,063
	1 株式等譲渡所得割交付金	2,063
6 地方消費税交付金		282,721
	1 地方消費税交付金	282,721
7 ゴルフ場利用税交付金		26,370
	1 ゴルフ場利用税交付金	26,370
8 自動車取得税交付金		8,324
	1 自動車取得税交付金	8,324
9 地方特例交付金		8,875
	1 地方特例交付金	8,875
10 地方交付税		1,360,000
	1 地方交付税	1,360,000
11 交通安全対策特別交付金		1,800
	1 交通安全対策特別交付金	1,800

款	項	金額
12 分担金及び負担金		2,257
	2 負担金	2,257
13 使用料及び手数料		135,352
	1 使用料	104,120
	2 手数料	31,232
14 国庫支出金		1,176,537
	1 国庫負担金	824,070
	2 国庫補助金	345,681
	3 委託金	6,786
15 県支出金		1,349,387
	1 県負担金	405,403
	2 県補助金	915,692
	3 委託金	28,292
16 財産収入		11,893
	1 財産運用収入	11,892
	2 財産売払収入	1
17 寄附金		10,001
	1 寄附金	10,001
18 繰入金		106,691
	1 特別会計繰入金	1
	2 基金繰入金	106,690
19 繰越金		30,000
	1 繰越金	30,000
20 諸収入		113,804
	1 延滞金、加算金及び過料	4,401
	2 村預金利子	1
	3 貸付金元利収入	1
	4 雑入	109,401
21 村債		241,800
	1 村債	241,800
歳 入 合 計		7,019,132

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		103,357
	1 議会費	103,357
2 総務費		780,867
	1 総務管理費	633,411
	2 徴税費	95,074
	3 戸籍住民基本台帳費	47,327
	4 選挙費	2,807
	5 統計調査費	627
	6 監査委員費	1,621
3 民生費		2,954,591
	1 社会福祉費	1,213,876
	2 児童福祉費	1,740,715
4 衛生費		848,521
	1 保健衛生費	455,030
	2 清掃費	393,491
5 労働費		3,781
	1 労働諸費	3,781
6 農林水産業費		145,797
	1 農業費	134,824
	2 林業費	1,232
	3 水産業費	9,741
7 商工費		92,112
	1 商工費	92,112
8 土木費		437,699
	1 土木管理費	28,556
	2 道路橋梁費	236,074
	3 河川費	4,376
	4 都市計画費	42,810
	5 下水道費	125,883
9 消防費		266,100
	1 消防費	266,100

款	項	金額
10 教育費		804,425
	1 教育総務費	103,265
	2 小学校費	138,634
	3 中学校費	58,508
	4 幼稚園費	105,098
	5 社会教育費	271,755
	6 保健体育費	127,165
11 災害復旧費		3
	1 農林水産施設災害復旧費	1
	2 土木施設災害復旧費	2
12 公債費		561,878
	1 公債費	561,878
13 諸支出金		1
	1 普通財産取得費	1
14 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出 合 計		7,019,132

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	千円 205,000	証書借入 又は 証券発行	年5%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 等について、利率の見 直しを行った後におい ては、当該見直し後の 利率)	特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。
防災施設整備債	8,700			
道路整備事業債	26,000			
村内文化財整備事業債	2,100			
計	241,800			

それでは読み上げて、歳入歳出、御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算、歳入、1款村税、1項村民税、8億6,340万1,000円。2項固定資産税、10億8,635万8,000円。3項軽自動車税、6,541万4,000円。4項村たばこ税、9,120万6,000円。5項特別土地保有税は費目存置でございます。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1,188万2,000円。2項自動車重量譲与税、2,881万8,000円。3項特別とん譲与税、50万円。4項地方道路譲与税は費目存置でございます。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、106万2,000円。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、261万4,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、206万3,000円。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、2億8,272万1,000円。

7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、2,637万円。

8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、832万4,000円。

9款地方特例交付金、1項地方特例交付金、887万5,000円。

10款地方交付税、1項地方交付税、13億6,000万円。

11款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、180万円。

12款分担金及び負担金、2項負担金、225万7,000円。

13款使用料及び手数料、1項使用料、1億412万円。2項手数料、3,123万2,000円。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、8億2,407万円。2項国庫補助金、3億4,568万1,000円。3項委託金、678万6,000円。

15款県支出金、1項県負担金、4億540万3,000円。2項県補助金、9億1,569万2,000円。

3項委託金、2,829万2,000円。

16款財産収入、1項財産運用収入、1,189万2,000円。2項財産売払収入は費目存置でございます。

17款寄附金、1項寄附金、1,000万1,000円。

18款繰入金、1項特別会計繰入金は費目存置でございます。2項基金繰入金、1億669万円。

19款繰越金、1項繰越金は3,000万円。

20款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、440万1,000円。2項村預金利子及び3項貸付金元利収入は費目存置でございます。4項雑入、1億940万1,000円。

21款村債、1項村債、2億4,180万円。

歳入合計70億1,913万2,000円でございます。

続いて歳出でございます。歳出、1款議会費、1項議会費、1億335万7,000円。

2款総務費、1項総務管理費、6億3,341万1,000円。2項徴税费、9,507万4,000円。3項戸籍住民基本台帳費、4,732万7,000円。4項選挙費、280万7,000円。5項統計調査費、62万7,000円。6項監査委員費、162万1,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、12億1,387万6,000円。2項児童福祉費、17億4,071万5,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、4億5,503万円。2項清掃費、3億9,349万1,000円。

5款労働費、1項労働諸費、378万1,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、1億3,482万4,000円。2項林業費、123万2,000円。3項水産業費、974万1,000円。

7款商工費、1項商工費、9,211万2,000円。

8款土木費、1項土木管理費、2,855万6,000円。2項道路橋梁費、2億3,607万4,000円。3項河川費、437万6,000円。4項都市計画費、4,281万円。5項下水道費、1億2,588万3,000円。

9款消防費、1項消防費、2億6,610万円。

10款教育費、1項教育総務費、1億326万

5,000円。2項小学校費、1億3,863万4,000円。3項中学校費、5,850万8,000円。4項幼稚園費、1億509万8,000円。5項社会教育費、2億7,175万5,000円。6項保健体育費、1億2,716万5,000円。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費及び2項土木施設災害復旧費は費目存置でございます。

12款公債費、1項公債費、5億6,187万8,000円。

13款諸支出金、1項普通財産取得費は費目存置。

14款予備費、1項予備費、2,000万円。

歳出合計、70億1,913万2,000円でございます。

続いて第2表地方債でございます。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法で読み上げて御提案申し上げます。

起債の目的、臨時財政対策債、限度額が2億500万円。防災施設整備債、限度額が870万円。道路整備事業債、限度額が2,600万円。村内文化財整備事業債、限度額が210万円。限度額総

額が2億4,180万円でございます。全て起債の方法が証書借入又は証券発行。利率が年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金等について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)。償還の方法、特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第2 議案第25号 平成29年度中城村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第25号 平成29年度中城村国民健康保険特別会計予算について御提案申し上げます。

議案第25号

平成29年度中城村国民健康保険特別会計予算

平成29年度中城村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,785,045千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年3月6日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		365,549
	1 国民健康保険税	365,549
2 一部負担金		2
	1 一部負担金	2
3 使用料及び手数料		430
	1 手数料	430
4 国庫支出金		1,016,555
	1 国庫負担金	608,776
	2 国庫補助金	407,779
5 療養給付費交付金		10,001
	1 療養給付費交付金	10,001
6 前期高齢者交付金		176,704
	1 前期高齢者交付金	176,704
7 県支出金		186,901
	1 県負担金	26,901
	2 県補助金	160,000
8 共同事業交付金		822,590
	1 共同事業交付金	822,590
9 財産収入		1
	1 財産運用収入	1

款	項	金額
10 繰入金		200,001
	1 他会計繰入金	200,000
	2 基金繰入金	1
11 繰越金		2
	1 繰越金	2
12 諸収入		6,309
	1 延滞金・加算金及び過料	3,002
	2 預金利子	1
	3 受託事業収入	1
	4 雑入	3,305
歳入合計		2,785,045

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		43,143
	1 総務管理費	31,802
	2 徴税费	11,293
	3 運営協議会費	48
2 保険給付費		1,428,884
	1 療養諸費	1,221,100
	2 高額療養費	192,150
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	15,132
	5 葬祭諸費	500
3 後期高齢者支援金等		291,002
	1 後期高齢者支援金等	291,002
4 前期高齢者納付金等		1,039
	1 前期高齢者納付金等	1,039
5 老人保健拠出金		11
	1 老人保健拠出金	11
6 介護納付金		148,155
	1 介護納付金	148,155

款	項	金額
7 共同事業拠出金		822,630
	1 共同事業拠出金	822,630
8 保健事業費		38,527
	1 特定健康診査等事業費	17,180
	2 保健事業費	21,347
9 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
10 公債費		50
	1 公債費	50
11 諸支出金		1,603
	1 償還金及び還付加算金	1,602
	2 延滞金	1
12 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		2,785,045

歳入歳出、読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、3億6,554万9,000円。

2款一部負担金、1項一部負担金は費目存置でございます。

3款使用料及び手数料、1項手数料、43万円。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、6億877万6,000円。2項国庫補助金、4億777万9,000円。

5款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1,000万1,000円。

6款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1億7,670万4,000円。

7款県支出金、1項県負担金、2,690万1,000円。2項県補助金、1億6,000万円。

8款共同事業交付金、1項共同事業交付金、8億2,259万円。

9款財産収入、1項財産運用収入は費目存置。

10款繰入金、1項他会計繰入金、2億円。2項基金繰入金は費目存置。

11款繰越金、1項繰越金も費目存置でございます。

12款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料、300万2,000円。2項預金利子、3項受託事業収入は費目存置。4項雑入、330万5,000円。

歳入合計、27億8,504万5,000円でございます。

続いて歳出でございます。歳出、1款総務費、1項総務管理費、3,180万2,000円。2項徴税費、1,129万3,000円。3項運営協議会費、4万8,000円。

2款保険給付費、1項療養諸費、12億2,110万円。2項高額療養費、1億9,215万円。3項移送費は2,000円の費目存置。4項出産育児諸費、1,513万2,000円。5項葬祭諸費、50万円。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支

援金等、2億9,100万2,000円。

4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、103万9,000円。

5款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、1万1,000円。

6款介護納付金、1項介護納付金、1億4,815万5,000円。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、8億2,263万円。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1,718万円。2項保健事業費、2,134万7,000円。

9款基金積立金、1項基金積立金は費目存置。

10款公債費、1項公債費、5万円。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、

160万2,000円。2項延滞金は費目存置。

12款予備費、1項予備費、1,000万円。

歳出合計、27億8,504万5,000円でございます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第3 議案第26号 平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第26号 平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計予算について御提案申し上げます。

議案第26号

平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計予算

平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ125,501千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した後期高齢者医療に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年3月6日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		79,448
	1 後期高齢者医療保険料	79,448
2 使用料及び手数料		30
	1 手数料	30
3 寄付金		1
	1 寄付金	1
4 繰入金		44,280
	1 一般会計繰入金	44,279
	2 他会計繰入金	1
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		1,741
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	320
	3 預金利子	1
	4 雑入	1,418
歳入合計		125,501

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		4,224
	1 総務管理費	2,147
	2 徴収費	2,077
2 後期高齢者医療広域連合納付金		120,656
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	120,656
3 諸支出金		321
	1 償還金及び還付加算金	320
	2 繰出金	1
4 予備費		300
	1 予備費	300
歳出合計		125,501

同じく、歳入歳出、読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算、歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、7,944万8,000円。

2款使用料及び手数料、1項手数料、3万円。

3款寄附金、1項寄附金は費目存置。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、4,427万9,000円。2項他会計繰入金は費目存置。

5款繰越金、1項繰越金も費目存置。

6款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料は2,000円の費目存置。2項償還金及び還付加算金、32万円。3項預金利子は費目存置。4項雑入、141万8,000円。

歳入合計、1億2,550万1,000円。

続いて歳出でございます。歳出、1款総務費、1項総務管理費、214万7,000円。2項徴収費、207万7,000円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1億2,065万6,000円。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、32万円。2項繰出金は費目存置。

4款予備費、1項予備費、30万円。

歳出合計、1億2,550万1,000円でございます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第4 議案第27号 平成29年度中城村土地地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第27号 平成29年度中城村土地地区画整理事業特別会計予算について御提案申し上げます。

議案第27号

平成29年度中城村土地地区画整理事業特別会計予算

平成29年度中城村土地地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ601,405千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した土地地区画整理事業費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内のこれらの経費の各項間の流用。

平成29年3月6日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		1,400
	2 使用料	1,400
2 繰入金		400,000
	1 基金繰入金	400,000
3 繰越金		2
	1 繰越金	2
4 諸収入		2
	1 雑入	2
5 保留地処分金		200,000
	1 南上原区画整理事業保留地処分金	200,000
6 村債		1
	1 村債	1
歳入合計		601,405

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 土地区画整理事業費		601,403
	1 南上原土地区画整理事業費	601,403
2 公債費		1
	1 公債費	1
3 予備費		1
	1 予備費	1
歳出合計		601,405

同じく読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算、歳入、1款使用料及び手数料、2項使用料、140万円。

2款繰入金、1項基金繰入金、4億円。

3款繰越金、4款諸収入は費目存置でございます。

5 款保留地処分金、1 項南上原区画整理事業
保留地処分金、2 億円。

6 款村債は費目存置でございます。

歳入合計、6 億140万5,000円でございます。

続いて歳出でございます。歳出、1 款土地区
画整理事業費、1 項南上原土地区画整理事業費、
6 億140万3,000円。

2 款公債費、3 款予備費は費目存置ござい
ます。

歳出合計、6 億140万5,000円でございます。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を
終わります。

日程第5 議案第28号 平成29年度中城村公
共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第28号 平成29年度中
城村公共下水道事業特別会計予算について御提
案申し上げます。

議案第28号

平成29年度中城村公共下水道事業特別会計予算

平成29年度中城村公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ315,776千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年3月6日提出

中 城 村 長 浜 田 京 介

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料手数料		33,360
	1 使用料	33,300
	2 手数料	60
2 県支出金		85,000
	1 県補助金	85,000
3 繰入金		125,883
	1 一般会計繰入金	125,883
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		5,332
	1 預金利子	1
	2 雑入	5,331
6 村債		66,200
	1 村債	66,200
歳入合計		315,776

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 公共下水道費		195,093
	1 公共下水道費	195,093
2 公債費		120,483
	1 公債費	120,483
3 予備費		200
	1 予備費	200
歳出合計		315,776

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道整備事業	千円 66,200	証書借入 又は 証券発行	年5%以内	特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは、繰り上げ償還又は、低利に借換えすることができる。
計	66,200			

読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算、歳入、1款使用料手数料、1項使用料、3,330万円。2項手数料、6万円。

2款県支出金、1項県補助金、8,500万円。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1億2,588万3,000円。

4款繰越金は費目存置でございます。

5款諸収入、1項預金利子は費目存置。2項雑入、533万1,000円。

6款村債、1項村債、6,620万円。

歳入合計、3億1,577万6,000円でございます。

続いて歳出でございます。歳出、1款公共下水道費、1項公共下水道費、1億9,509万3,000円。

2款公債費、1項公債費、1億2,048万3,000円。

3款予備費、1項予備費、20万円。

歳出合計、3億1,577万6,000円でございます。

第2表地方債。地方債、起債の目的、まず下

水道整備事業。限度額が6,620万円。起債の方法が証書借入又は証券発行。利率が年5%以内。償還の方法、特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは、繰り上げ償還又は、低利に借換えすることができる。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第6 議案第29号 平成29年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第29号 平成29年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算について御提案申し上げます。

議案第29号

平成29年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算

平成29年度中城村污水处理施設管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,453千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した污水处理施設管理事業に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの各項の間の流用。

平成29年3月6日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		2,448
	1 使用料	2,447
	2 手数料	1
2 寄附金		1
	1 寄附金	1
3 繰入金		1
	1 基金繰入金	1
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑収入	1
歳入合計		2,453

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 汚水処理施設管理費		2,411
	1 汚水処理施設管理費	2,411
2 予備費		42
	1 予備費	42
歳出合計		2,453

同じく読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算、歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、244万7,000円。2項手数料は費目存置。

2款寄附金、3款繰入金、4款繰越金、5款諸収入は全て費目存置でございます。

歳入合計、245万3,000円でございます。

歳出、1款汚水処理施設管理費、1項汚水処理施設管理費、241万1,000円。

2款予備費、1項予備費、4万2,000円。

歳出合計、245万3,000円でございます。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第7 議案第30号 平成29年度中城村水道事業会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第30号 平成29年度中城村水道事業会計予算について御提案申し上げます。

議案第30号

平成29年度中城村水道事業会計予算について

みだしのことについて、地方公営企業法第24条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成29年3月6日提出

中 城 村 長 浜 田 京 介

平成29年度中城村水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度中城村水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水栓数	5,966	栓
(2) 年間配水量	2,348,621	m ³
(3) 一日平均配水量	6,435	m ³
(4) 主要な建設改良事業	村内配水管布設工事及び設計委託業務	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	525,418	千円
第1項 営業収益	477,304	千円
第2項 営業外収益	48,112	千円
第3項 特別利益	2	千円

支 出

第1款 水道事業費用	490,185	千円
第1項 営業費用	482,617	千円
第2項 営業外費用	6,467	千円
第3項 特別損失	101	千円
第4項 予備費	1,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に不足する額 94,840 千円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 5,485 千円、過年度損益勘定留保資金 89,355 千円、で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	52,001	千円
第1項 補助金	50,000	千円
第2項 出資金	2,000	千円
第3項 固定資産売却代金	1	千円

支 出

第1款 資本的支出	146,841	千円
第1項 建設改良費	137,053	千円
第2項 企業債償還金	8,788	千円
第3項 予備費	1,000	千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失との間

(2) 建設改良費及び企業債償還金との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 43,418 千円

(棚卸資産購入限度額)

第8条 棚卸資産の購入限度額は、2,067千円と定める。

平成29年3月6日 提出
中城村長 浜田 京介

それでは読み上げて御提案申し上げます。

平成29年度中城村水道事業会計予算。

第1条(総則)平成29年度中城村水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条(業務の予定量)業務の予定量は、次のとおりとする。(1)給水栓数、5,966栓。(2)年間配水量、234万8,621³m。(3)一日平均配水量、6,435³m。(4)主要な建設改良事業、村内配水管布設工事及び設計委託業務。

第3条(収益的収入及び支出)収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。まず収入のほうから、第1款水道事業収益、第1項営業収益、4億7,730万4,000円。第2項営業外収益、4,811万2,000円。第3項特別利益、2,000円の費目存置。

続いて支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用、4億8,261万7,000円。第2項営業外費用、646万7,000円。第3項特別損失、10万

1,000円。第4項予備費、100万円でございます。

第4条(資本的収入及び支出)資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に不足する額9,484万円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額548万5,000円、過年度損益勘定留保資金8,935万5,000円で補填するものとする。

収入のほうの第1款資本的収入、第1項補助金、5,000万円。第2項出資金、200万円。第3項固定資産売却代金は費目存置でございます。

続いて支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費、1億3,705万3,000円。第2項企業債償還金、878万8,000円。第3項予備費、100万円。

第5条(一時借入金)一時借入金の限度額は2,000万円と定める。

第6条(予定支出の各項の経費の金額の流用)予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1)営

業費用と営業外費用及び特別損失との間。(2)
建設改良費及び企業債償還金との間。

第7条(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。(1)職員給与費、4,341万8,000円。

第8条(棚卸資産購入限度額)棚卸資産の購入限度額は、206万7,000円と定める。

平成29年3月6日提出、中城村長 浜田京介。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散会(10時41分)

平成29年第1回中城村議会定例会（第4日目）

招集年月日	平成29年3月6日（月）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	平成29年3月9日（午前10時00分）		
	散会	平成29年3月9日（午後3時55分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	石原昌雄	9番	仲真功浩
	2番	比嘉麻乃	10番	安里ヨシ子
	3番	大城常良	11番	新垣徳正
	4番	外間博則	12番	新垣博正
	5番	仲松正敏	13番	仲座勇
	6番	新垣貞則	14番	新垣善功
	7番	金城章	15番	宮城重夫
	8番	伊佐則勝	16番	與那覇朝輝
欠席議員				
会議録署名議員	11番	新垣徳正	12番	新垣博正
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	知名勉	議事係長	比嘉保
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	與儀忍
	副村長	比嘉忠典	企業立地・観光推進課長	屋良朝次
	教育長	呉屋之雄	都市建設課長	新垣正
	総務課長	新垣親裕	農林水産課長兼農業委員会事務局長	津覇盛之
	住民生活課長	仲村盛和	上下水道課長	仲村武宏
	会計管理者	比嘉義人	教育総務課長	名幸孝
	税務課長	稲嶺盛昌	生涯学習課長兼生涯学習係長	金城勉
	福祉課長	仲松範三	教育総務課長主幹	安田智
	健康保険課長	比嘉健治		

議 事 日 程 第 4 号

日 程	件 名
第 1	議案第 1 号 中城村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例
第 2	議案第 2 号 世代間交流・人材育成・防災避難拠点施設の設置及び管理に関する条例
第 3	議案第 3 号 中城村一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例
第 4	議案第 4 号 中城村職員の自己啓発等休業に関する条例
第 5	議案第 5 号 中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
第 6	議案第 6 号 中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
第 7	議案第 7 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
第 8	議案第 8 号 中城村役場庁舎建設基金条例の一部を改正する条例
第 9	議案第 9 号 中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
第 10	議案第10号 中城村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例
第 11	議案第11号 中城村税条例等の一部を改正する条例
第 12	議案第12号 中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例
第 13	議案第13号 中城村課設置条例の一部を改正する条例
第 14	議案第14号 中城村就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例
第 15	議案第15号 中城村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
第 16	議案第16号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更
第 17	議案第17号 中頭地方視聴覚協議会規約の変更
第 18	議案第18号 久場前浜原線建設工事（2 工区）改定契約
第 19	議案第19号 新垣地区土地改良事業（農用地保全）計画
第 20	議案第20号 平成28年度中城村一般会計補正予算（第 6 号）
第 21	議案第21号 平成28年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
第 22	議案第22号 平成28年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
第 23	議案第23号 平成28年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
第 24	議案第31号 平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）

議長 與那覇朝輝 これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 議案第1号 中城村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。大城常良議員。

3番 大城常良議員 議案第1号 中城村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例に対して質疑をしたいと思えます。

まず資料のほうから質疑を行います。資料は全協で受け取ったものですので、皆さんはお持ちかどうかわからないのですが、それからとりあえずやっています。

まず、改正前、改正後ということなのですが、委員の条件として改正前は10a以上の耕作者となっているのですが、今回推薦ということで、それも10a以上の耕作者になっているわけですが、それが、推進委員になると、委員の条件として職務に熱意と識見のある者ということになっているので、最適化推進委員には、10a以上の耕作者というのが当てはまらないのかどうか。これが1点目です。

2点目、所掌事務に農地集積、遊休農地解消ということの必須業務が入ってきているのですが、これは年間の目標があるのかどうか。

3点目、農地利用最適化指針の策定というのが書かれているのですが、具体的にどういうものを策定するのか。その3点を伺いたいと思えます。

議長、もう1点追加で。

議長 與那覇朝輝 はい、どうぞ。

3番 大城常良議員 2枚目のほうに、「平成29年9月に任期満了を迎える農業委員会等選任事務の流れということなのですが、これが4月から村ホームページに募集掲載開始、お

おむね1カ月ということで、そこから5月下旬まで、村ホームページに募集期間、中間報告、それからホームページに募集掲載終了。最後に村ホームページに候補者の公表とあるのですが、広報のやり方は、ホームページだけでやるのか。合計で4点お願いします。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

まず1点目ですけれども、農業委員が10a以上の農業者ということではありますが、推進委員につきましては、特に農業者という要件はありません。ただし業務の内容として農地の利用集積とか、遊休地解消が必須業務でありますので、それなりの知識を有する者でなければ、多分該当はしないだろうと考えております。

次に必須業務の農地利用集積とか遊休地解消については、これまでも活動計画の中で目標は定めてきてはおりますけれども、今後新たな体制を迎えるに当たって、次の質疑とも関連しますけれども、活動指針をこれから新体制になった場合には農業委員会と推進委員のほうで決めていきますので、目標については協議して決めていくと思います。

次、公表の方法ですけれども、今のところホームページのみでの公表を考えております。

指針の作成につきましては、今後新体制の農業委員会で定めて、それに対して推進委員が意見を述べて決定するというので、まだ指針については、現農業委員で定めることはないです。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 まず1点目から。委員の条件として、推進委員は10a以上の耕作者でなくてもいいと。識見のある方でないと務まらないと私も思っていたものですから、そこはよく調査して、どれぐらいの識見を持っている方

なのかを十分に考えながら、委員は農業委員が任命するはずですので、ぜひお願いしたいと思います。

必須業務の最後のほうに能率給が、今回、農業委員、推進委員に当てられているのですが、これを読み上げますと「能率給は農地等の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止解消等に係る現場活動及び生家実績に応じて、国から支給される交付金」というのがあるわけで、これを農業委員会、推進委員が頑張れば受け取れるというところになっているはずですが、それで私はこの質問をしたわけです。やはり目標計画を立て、目標に達成しないと、その公費がもらえないということになるかと思っておりますので、ぜひひとつこれも農業委員会で十分議論していただいて、ちゃんとしたわかりやすい計画を立てていって、必須業務、どれぐらいの農地を解消できるのか、そういったものも含めて取り上げていただきたいと思っております。今回新しく、農業委員、推進委員が6月に変わるわけですが、ぜひひとついろいろと農業の活性化に向けて十分な対策、対応、そして農家の方々と連携も含めて進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で大城常良議員の質疑を終わります。

ほかにありますか。

仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 それでは私のほうからも二、三点質疑をさせていただきたいと思ひます。

まず農業委員の委員の条件として、これは認定農業者が定数の過半数以上を占めることと。それができなければ議会の同意を得て、そうでない者でも構いませんということですが、これは、この認定農業者というのは、村内で農業をしている者だけでいいのか。それとも必ず村内に住所を持っていないければならないものな

のか。その辺が1点。

それから先ほどちょっと出ましたけれども、必須業務として農地集積とか遊休地解消というのが定められているわけですが、これをやっていく方法として、指針の作成というのがあると思うのですが、その辺は目標値とかそういうものがあって、そういうものがほとんど進んでいない状況があるわけです。もしその場合、指針をつくってそれを達成できない場合については、ペナルティーとかあるいは指導などが入るのか。先ほどの話では、農業委員に対しては、そういうことができなければ、能率給の支給はないということになるかと思うのですが、あるいは行政指導なども受けることになるのか、その辺を聞かせてください。

それから最適化推進委員の条件として、職務に熱意と識見のあるものとなっておりますけれども、村内在住でなくてもいいのか。実際、現実としてやはり中城村には、村外の多くの方々が農業に従事して放棄地、遊休地の解消に貢献している方々がいろいろおられるわけです。そういう方々でも、推進委員、農業委員になれるのか。その3点お願ひします。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

まず1点目の委員の要件につきましては、法律の定めで、まず認定農業者が過半数であることとつたわれております。村認定農業者が村内で、個人で3名の方と法人で4社、あと村外の方が2名おります。そこで、この候補者となれる方が、村内のみなのか、それとも村外でもいいのかということは、特に法律といひますか、政令上は当該区域の農業事情に詳しい者が農業委員に推薦され、また応募することができるということがうたわれております。ですから、もし推薦であれば、推薦者はやはり村内の農業者

に限られますので、被推薦者は村外の者でも構わないということで解釈しております。あとは選考委員会のほうでその辺をどうするかというのは、今後考えていくと思います。

次2点目ですけれども、今後新体制で推進委員が設置されますけれども、その推進委員の活動に関しましては、農業委員会のほうで活動指針といいますか、その目標とかを設けて活動してもらうこととなりますけれども、その目標に達成しない場合に罰則ではありませんが指導が入るかということについても農業委員会のほうで指針を定めますので、その目標に達しなければそれなりの検証はしていくものと考えます。

3点目に、推進委員の要件であります。これも先ほどの委員と同じで、必ずしも村内の方とは限定しておりません。ただし推薦の場合は、村内に在住する農業者の3名以上の推薦がないと候補者になれないということとなります。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 再度質疑をいたしますけれども、まず1点目の認定農業者の件ですが、今の話ですと、個人的には5名、法人が4法人。実際にはその方々が全部応募していただければ、全て法律にのっとった認定農業者が過半数は確保できるものと思っておりますけれども、選考も法律にのっとって、一番現場に詳しい、実際業務を行っている認定農業者、そういう方々を優先して、その方々で構成できなければ、それ以外の方でやっていただくということで。幸いにして、この資格を持った方がおられるわけですが、ただ心配なのは、その資格を持った方が全部農業委員に応募してくれるかどうかというのが、1つ大きな問題であります。

それから同様に、推進委員の選定に当たっても、ぜひとも実際に農業に当たっている方を優先していただきたいと思っております。その辺については、持っている方々について、当局としては

そういう条件を満たすために、認定農業者の取得をしている方にこれを薦め、応募していただきたいという働きかけはやるのかどうか。その辺について伺います。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

法令上も、過半数を認定農業者としなさいとうたっておりますので、農業委員会、また事務局としても今後、応募期間中に認定農業者等に関しましては、できるだけ応募するか、また推薦をされるように、働きかけていきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 それから、この中城村の農業関係で大きな課題の1つになると思うのですが、今回、一応そういう問題が出てきたのですが、この認定農業者が非常に少ないわけです。主産業が農業だという割には、そういう認定農業者の資格を取得している人が非常に少ない。これは農協の集まりでもいろいろ問題になります。そういう意味でも、まだまだ担い手育成とか、認定農業者の取得とか、そういうものについての行政的な取り組みが、私は非常に弱いと思っております。そういう意味で、ぜひ今後、この農業委員会制度の改正を一つの転機として、農協とタイアップしスクラムを組んで、認定農業者とか、あるいは担い手の育成というものに十分力を入れていただきたいと思っております。これは要望としてお願いいたします。以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で仲眞功浩議員の質疑を終わります。

休憩します。

休憩(10時21分)

~~~~~

再開(10時25分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号 中城村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第1号 中城村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例は、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第2 議案第2号 世代間交流・人材育成・防災避難拠点施設の設置及び管理に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

休憩します。

休憩(10時26分)

~~~~~

再開(10時41分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号 世代間交流・人材育成・防災避難拠点施設の設置及び管理に関する条例は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第2号 世代間交流・人材育成・防災避難拠点施設の設置及び管理に関する条例は総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第3 議案第3号 中城村一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。大城常良議員。

3番 大城常良議員 議案第3号に関して質疑をしたいと思います。

これも全協での資料をもとに行っていきます。これは任用期間、12月を超えない範囲で必要な期間(最長5年まで)ということになっておりまして、あとは、皆さん持っているかどうか分からないのですが、のほうに公募によらない再度任用ということがうたわれておりまして、公募によらない再度の任用に際しては、地方公務員法に定める平等取扱の原則及び成績主義に基づき、能力の実証を行った上で採用すると。公募によらない再度任用は連続4回を限度とする。なお、当該上限回数に達した職員が公募による客観的な能力実証を得た結果として、再度任用されることは妨げないという、いろいろ難しい言葉が並んでいるのですが、これは要するに、5年間、4回の更新はできて、これは年間契約で行われると解釈していいのかどうか。それが1点。

あと公募して選考した結果、再度任用された場合は、新たにまた5年間の任用期間が発生するのか。この2件お願いしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

まず1点目、この件は、今現在この条例の中では、我々12月、1年を範囲に更新します。なのでそれが最長5年までできるということが、この条例の趣旨でございますので、この5年を超えた再任用については、どういう場合であっても想定にはないということでございます。ただ、そのときに、5年を超しても今言うような技術を持った方々が後任にいないという場合は、その任用は、1年は妨げないということござ

います。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今、課長の言われた1年間は採用を妨げないということですか。それとも4回を連続して限度とするということで、これは5年間の任用期間が終わったというところで、再度公募してその方がもし能力実証を得た結果で再任用されるということを防げないと書かれているものですから、また新しく採用を、そのまま継続してできるのかどうか。そこを聞きたいわけです。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

今の御質問は、5年経過後、公募によってこの方が1年延長みたいな形で任用されたという場合に、この職員が5年間またできるかということの質疑だという解釈ですけれども、これは1年しかできないということでございます。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 再度任用ということで、1年間はまた限度ということで、できた場合にもこれは最長6年間しかできないということになるかと思うのですが、これも言われたとおり、非常勤職員については現在は2年までというところであったのですが、これが5年まで延長することに関しては、私は前から質問しているとおりに延びてよかったと思っているのです。いい職員を採用していただいて、長期5年間は、十分安定した職につけるように本当に頑張っていたかと思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で大城常良議員の質疑を終わります。

休憩します。

休憩(10時48分)

~~~~~

再開(11時00分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 それでは議案第3号中城村一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例について質疑をします。

正規職員と非正規職員の格差を撤廃して、同じ仕事なら給与やボーナス、格差を是正するために、同一労働、同一賃金を支払うべきとされています。非正規職員の待遇改善に向けて、各企業において賃金表を整備し、社員説明などにより、待遇決定の納得性を高めていくことが求められています。また、職務や期待される役割によって、等級を区分して等級ごとに待遇などを決定する職務等級制度や、それから役割等級制度や、同一労働、同一賃金に処する。このように雇用形態にかかわる社員の職務や能力などを反映した賃金制度や処遇体系を構築することが重要とされています。それで、第5条の報酬、一般非常勤職員の報酬は月額とするとあります。報酬表の別表第1があります。この別表第1、去年まで非常勤職員は賃金が6,400円でした。それでこの別表を1から見た場合に、正規職員と非常勤職員の差はありますか。また、この等級表を見た場合に、非常勤職員のメリットはありますか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

まず今の現状は、議員がおっしゃるように6,400円の日給制でやっていますけれども、この改正では月給制になるということですので、当然安定した給料がもらえるということでは、改善されていると思っています。それと合わせて、通勤手当も2,000円支給する予定ですので、当然改善になっていると理解しております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 こういった制度が設けられたのは、非常勤職員とか、非正規職員の

方々がいるものですから、厚労省の資料を見ても、それを改善するよとということ、同一労働、同一賃金ということやられると思っています。

先ほど総務課長からありましたように、約8年間、非常勤職員は6,000円だったものですから、その中に、生活が苦しい現状であったもので、この条例が改正されるということは、非常勤職員にとっても非常にメリットだと思っています。しかし、雇用が不安定で賃金が低い、それから能力開発の機会が少ない課題等があります。非常勤職員の雇用労働者の希望や能力に応じた待遇改善を強力に進めていくことによって、その結果、雇用の質が高まり、能力の向上が期待できると思っていますので、この条例ができてよかったと思っています。今後とも、同一労働、同一賃金に関しては、まだまだ非常勤職員の方々の整備がまだされていない現状があります。常勤職員と同等ではなくても、そういった課題を解決してもらいたいと思っています。

総務省では、公務員の非常勤職員の産休や育休などの各制度が整備されていない自治体が多いとされ、早急に対応してやるよとということやられています。村長が目指す子育てしやすいまちになると思いますので、育休制度とか非常勤職員のそういった待遇を改善することによって、働きやすい環境になると思いますので、よろしくをお願いします。

議長 與那覇朝輝 これで新垣貞則議員の質疑を終わります。

ほかにありますか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号 中城村一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例は、総務常任委員会に付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第3号 中城村一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例は総務常任委員会に付託することに決定しました。

休憩します。

休憩(11時07分)

~~~~~

再開(11時17分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第4 議案第4号 中城村職員の自己啓発等休業に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 それでは第4号についてお伺いいたします。

第4号の第2条で「任命権者は、職員としての在職期間が2年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは」とありますけれども、これはこの条例で非常に使いにくい条例にしていると思います。特に私が危惧するのは「公務の運営に支障がなく」ということです。これで見ますと、在職2年以上の職員で、この人が2年も抜けるのに公務の運営に支障がなくということは、これはどう判断するのですか。村長が判断するの。仮に村長が判断しても、この職員を育てた、あるいは所属している課長にとっては、公務の運営に支障がないということは絶対断言できないと思います。就職してから2年もするという事は、もう全ての業務に一通りおいて精通しているという状況にあります。そういうものが抜けるということで、支障がなくということは、言えないと思うのです。そういう意味で、この「公務の運営に支障がなく、かつ」ということを、削除してもいいのではないですか。削除しないと逆に使いにくいと思います。「当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めると

きは」以降同じですけれども、それで十分なのではないかと思えます。公務の運営に支障がないということはありません。正職員になって2年もたっているのに、長期間、2カ年も派遣するのにその文言は本当に必要かどうか。どのように考えますでしょうか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

今の「公務の運営に支障がなく」という文言なのですが、これは上位法でもそれがうたわれていまして、それを引用してやっていますけれども、今考えられることは、この2年以上の職員から申請が出た場合に、その課において、その職員が抜けることは当然業務に支障は出るわけですけれども、そのカバーとして非常勤職員、あるいはその周りの職員が補助できるかということ、その課で判断していただいてやるということですので、この「公務の運営に支障がなく」というのは、そういうことも含まれていますということでございます。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 この文言はどうしても必要ですか。なくてもいいのではないかと思うのですが。かえって使いにくい条例にしているというのが現状ではないかと思えますけれども、この文言を削除して何か支障があるのかどうか。その辺をお伺いします。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

その職場において支障が出た場合の話ですけれども、承認が難しいということは、やはりうたわれないといけないということで提案してございますので、この辺は御理解をお願いしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 そういうことでしたら、必ずしもこだわりはしませんけれども、最終的には村長が志があるとかが、そういう能力向上に

資すると判断した場合ということをやっておりますので、それだけでいいのではないかと思えます。2年以上も在職した職員が抜けて、公務の運営に支障はないというのは到底考えられない話なのでそういう質問をしたわけですけれども、どうしても必要というならいたし方ないと思えます。私としてはこの文言は余り必要なく、かえって使いづらい条例にしてしまっているのではないかという危惧をしますので、その辺は説明もさせていただきましたけれども、支障がなければそれでいいと思えますけれども、使いにくいような条例の表現はしないほうがいいのではないかと思えます。以上です。

議長 與那覇朝輝 これで仲眞功浩議員の質疑を終わります。

ほかにありますか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号 中城村職員の自己啓発等休業に関する条例は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第4号 中城村職員の自己啓発等休業に関する条例は総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第5 議案第5号 中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第5号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第5号 中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第5号 中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号 中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第6号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第6号 中城村職員の勤務時間、

休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第6号 中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

休憩します。

休憩(11時37分)

~~~~~

再開(11時47分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第7号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する

ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第8号 中城村役場庁舎建設基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第8号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第8号 中城村役場庁舎建設基金条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第8号 中城村役場庁舎建設基金条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第9号 中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する

条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第9号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第9号 中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第9号 中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第10号 中城村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

休憩します。

休 憩(11時52分)

~~~~~

再 開(11時53分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第10号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第10号 中城村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第10号 中城村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第11号 中城村税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第11号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第11号 中城村税条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第11号 中城村税条例等の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第12号 中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第12号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第12号 中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第12号 中城村こども医療費
助成条例の一部を改正する条例は原案のとおり
可決されました。

日程第13 議案第13号 中城村課設置条例の
一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

休憩します。

休憩（11時58分）

~~~~~

再開（12時01分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質  
疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております  
議案第13号は、会議規則第39条第3項の規定  
によって委員会付託を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第13号は委員会付託を省略し  
ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、こ  
れで討論を終わります。

これから議案第13号 中城村課設置条例の一  
部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する  
ことに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第13号 中城村課設置条例の  
一部を改正する条例は原案のとおり可決されま  
した。

休憩します。

休憩（12時03分）

~~~~~

再開（13時30分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第14 議案第14号 中城村就学指導委員
会設置条例の一部を改正する条例を議題としま
す。

これから質疑を行います。

休憩します。

休憩（13時30分）

~~~~~

再開（13時40分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質  
疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております  
議案第14号は、会議規則第39条第3項の規定  
によって委員会付託を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第14号は委員会付託を省略し  
ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、こ  
れで討論を終わります。

これから議案第14号 中城村就学指導委員  
会設置条例の一部を改正する条例を採決いたしま  
す。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する  
ことに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第14号 中城村就学指導委員  
会設置条例の一部を改正する条例は原案のお

り可決されました。

日程第15 議案第15号 中城村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

休憩します。

休憩(13時41分)

~~~~~

再開(13時43分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第15号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第15号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第15号 中城村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第15号 中城村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第16号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更を議題とします。

これから質疑を行います。

休憩します。

休憩(13時44分)

~~~~~

再開(13時51分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第16号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第16号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第16号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第17号 中頭地方視聴覚協会会規約の変更を議題とします。

これから質疑を行います。

休憩します。

休憩(13時52分)

~~~~~

再開(13時53分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第17号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第17号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第17号 中頭地方視聴覚協議会規約の変更を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第17号 中頭地方視聴覚協議会規約の変更は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第18号 久場前浜原線建設工事(2工区)改定契約を議題とします。

これから質疑を行います。

休憩します。

休憩(13時54分)

~~~~~

再開(13時56分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

新垣徳正議員。

11番 新垣徳正議員 それでは平成29年度第1回中城村議会定例会、議案第18号について質疑いたしたいと思います。

まず、この工事に関しまして、現在何名の方から同意がいただけていないのか。

もう一つ、何を理由としてその同意ができていないのか。また今後どのような方向性をもって、地権者の御理解を図っていくつもりなのかということです。

もう1点、周辺地域の環境整備が急がれると考えておりますが、そのための地区計画の作成も含め、進捗状況などはどうなっているのかも聞かせていただきたいと思います。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 議案第18号についてお答えします。

何名地権者がいて、何名が反対なのかということですので、57名のうち1名、同意はまだもらっていません。

それと周辺、地区計画の話はどうかという話がありますけれども、平成28年3月定例会で、安里ヨシ子議員にも答弁したのですが、地区計画については、まず地域の道をあけてから、その後に地区計画を定め条例を整備して、市街化編入まで持っていきましようという話をしていますので、まずは道をあけてから、あとは泊、久場の地権者の合意形成ができてからやっていきたい。まずは道をあけるのが前提ですので、やっていきたいと思っています。

それと、同意がまだの方と月に二、三回は会って交渉はしています。本人は反対ではなく、今の特定保留の区域を白紙にしてほしいという話があり、これは平成22年に特定保留で指定されています。ただし、条例がない限り特定保留は解除できませんので、道をあけて、その後に地区計画を入れて、市街化区域まで持っていきたいと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

11番 新垣徳正議員 ただいまの課長の答弁、理解できないわけではないのですが、例えば今言うような工程でもって行って、道が完成

した後にそれらのことができるという答弁なのですが、現状としてこの道ができるかどうかは今ちょっとネックになっているところがあると思いますので、その後にかかってくるさまざまな問題が、果たして解決できるのかというのがすごく懸念されることです。それはもうその道が1本どーんと通ることがない限りそういうことはできないという答えになってしまっているのではないかと私は思います。そこら辺が、この地権者の方々にしてみても、不安材料の一つかなと思っているのです。道が完成した後に、地区計画もああいうことの後に付随してくるということではなくて、そういうのを進めながら環境整備を整えることはできないのかということなのですが。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

本来だったら、今の地区計画、道路も建築しながら、まちづくりというのは、地区計画も入れながらしないと。将来的に道をつくってしまえば、市街化調整区域ですので、恐らく資材置場が入ってくるだろうと予想されます。しかしながら、今の段階では道をあけるのが前提ですので、道をあけないことにはどうしようもありません。その辺は、本人に粘り強く、本人は反対とは言っていませんので、今の段階は交渉して粘り強くやっていきたい。平成29年度が最終年度ですので、今年いっぱい本人を説得してやっていきたい。あとわずか15メートルが歩いていないだけですので、平成29年度で完成を図っていきたくと思っています。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

11番 新垣徳正議員 ぜひ。現在かなりのスピードで工事が進捗している状況であります。このような状況の中、ある地権者の方は既に移転の計画を立てており、もう住宅を建てて、その住宅の設計と準備を進めているところなのですが、工事の遅滞によっては計画どおり進ま

ないという旨の話を聞いております。本事業の趣旨、目的に照らし合わせてみても、村長も御認識は一緒だと思いますが、地権者の土地の有効利用及び周辺地区の発展に大いに寄与する事業だと私は考えております。課長もぜひ、在職中にはこの事業の実現を成就させるように、あと1年ですか、ぜひこの事業を置き土産としていただいて、この職を辞していただきたいと思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で新垣徳正議員の質疑を終わります。

ほかにありますか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案第18号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第18号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第18号 久場前浜原線建設工事(2工区)改定契約を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第18号 久場前浜原線建設工事(2工区)改定契約は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第19号 新垣地区土地改良事業(農用地保全)計画を議題とします。

これから質疑を行います。



休憩します。

休憩（14時04分）

~~~~~

再開（14時09分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第19号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第19号 新垣地区土地改良事業（農用地保全）計画を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第19号 新垣地区土地改良事業（農用地保全）計画は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第20号 平成28年度中城村一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。大城常良議員。

3番 大城常良議員 議案第20号について質疑をいたします。

これも資料のほうからやりたいと思いますのでよろしくをお願いします。まず一般会計補正予

算（第6号）の36ページの福祉課。3款2項1目19節負担金補助及び交付金の欄になるのですが、2枚の資料がございまして、施設型保育給付費負担金ということで、3月補正でもらったやつですが、その中で、CECの2歳児の在園児については、他市町村の園児が卒園するまでは、継続保育になるかと思えますけれども、中城みなみ、はるゆめの保育士不足で定員割れになっている保育園の保育士の確保について、これは行政と保育園が連携して、確保できなかったのかどうか。今も13名、トータルしますと16名の0歳児が入られていないということに、この資料を見ればあるものですから、その辺はどうなっているのか伺いたい。

2点目に、41ページです。6款1項3目13節委託料で、島にんじん栽培研究、契約残高ということであるのですが、そのほか琉球大学との契約で人件費に充てられていると思うのですが、予算が減になった理由は何なのか。予算が減になったことで、この研究がまた後ろにずれてこないのかどうか。この2点をお願いします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

施設型給付負担金について、約5,500万円の減額であります。その要因として、今大城議員がおっしゃったように保育士不足の点があります。公立保育所吉の浦保育所については保育士不足はありませんが、認可保育所については、中城みなみ、はるゆめ保育園で、保育士が不足しているという情報は前から聞いております。吉の浦保育所にも声かけし、知っている方がいれば、どうか案内してくださいと。他市町村にも連絡しているのですが、北中城村、与那原町も保育士不足、西原町は現在足りている、宜野湾市についても把握できないぐらいいますという返事が返ってきています。全体的にどの市町村も保育士不足という状況がありますので、今後は保育士を確保できるように努めてまいりた

いと思います。

C E Cの2歳児の村外の園児であります、これは在園児ということで、急に子供たちの環境が変わっても好ましくないということで、認可にはなりましたが、卒業するまではそのままC E Cで預かることになっております。現在、2歳児、来年度3歳児、現在2号認定ではありますが、来年は幼稚園も利用できる1号認定にもなります。今後は、全員中城村の子供を確保していきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

本事業は、一括交付金を活用して平成27年度から実施しておりますけれども、今回、減額補正に至った経緯は、優良個体の選抜のために、7月から8月にかけて、4圃場に島ニンジンの種まきを行っております。ところが、昨年はその時期には長雨とかその後の降雨等の気象状況が重なり、一部の圃場では立ち枯れが生じ、計画通りの栽培管理や選抜作業が実施できなかったために、当初予定をしておりました研究員補助員の人件費に不用額が生じたため、改定契約をし減額をしております。残りの順調に生育した圃場での作業は可能でありましたので、多少のデータ不足はあったとは思いますが、研究への支障は特にはないものと考えます。今後も、研究は継続していきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 1点目のほうから2回目の質疑をしたいと思っております。

今、保育士不足ということで、あちこちで保育士不足が起きているという話を、今課長がされたのですが、これは去年から私も議会のほうでも再三保育士の件は足りなくなるということをお願いしてきたのですが、潜在的な保育士も1万人余りいるという中で、今これを見まし

たら、0歳児は1対3の割合だと思っております、5名ほどが足りない状況にあるかと思うのですが、ぜひこれは本当に早めに探していただきたい。今16名の0歳児というのは待機児童になっているのか。

圃場の件は、支障がないのであれば、今年で3年目ということになるはずですので、そろそろいろいろな結果も出していただき、その結果も我々のほうにぜひ情報を流していただきたいと思っております。

では1点だけ。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 3号認定をもらってまいりまして、待機児童となっております。認可外施設に通っていただければ、待機児童世帯、助成料をいただいていると思っております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 課長、ぜひ頑張っていて、保育士不足とかそういう話はどこにも出てきている話ではあるのですが、十分考慮していただいて、待機児童に回らないような取り組みをぜひやっていってください。以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で大城常良議員の質疑を終わります。

ほかにありますか。

仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 それでは議案第20号に関して質疑をしたいと思っております。

一般会計補正予算(第6号)の34ページ、20節扶助費、3,300万円の増の理由について。

それから36ページ、19節の保育士ベースアップ支援事業補助金、この事業はどのような事業か、またその目的は。

37ページの19節、ひとり親家庭認可外保育施設利用料補助事業の減の理由。この3点をお願いいたします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

障害福祉サービス等給付費3,300万円の増額であります。これは障がい児(者)がサービスとして使っている事業であります。特に障害児では、学校が終わった後、放課後児童デイサービスに通う子供たちが増えてきています。前年と比べて、月16件、約16名の子供たちが放課後児童デイサービスを利用しています。利用額は、月平均183万7,000円、去年より増額しています。

その他の理由として、居宅介護のホームヘルプサービス事業、自宅にヘルパーさん呼んでいろいろ手伝ってもらう事業が前年と比べて月平均9件の増。利用料につきましては、月平均124万2,000円の増加。あと生活介護のデイサービス事業、施設に行きサービスを受ける障害者の方が、月平均4名の増、月平均金額108万7,000円の増ということで、合計3,300万円の増額をお願いしているところであります。

その理由としましては、人口の増加、いろんな方々が中城村に引っ越してきているということ、村の障害担当、及び相談員が、今までサービスを受けていない方々を発掘調査し、必要なサービスにつなげているものと思います。

保育士ベースアップ支援事業補助金に関しましては、今年度出てきた県の事業であります。補助率10分の10。認可保育園に対しまして、前年度から今年度の職員の給料に関しまして、ベースアップを図ったところ、給料改定を行ったところに対して、その上積み分を補助し、保育士確保を支援する事業であります。中城村の認可保育園に関しましては、ひよこの家保育園が該当しております。職員14名の方々の給料を改定し、ベースアップした、その分の補助であります。

ひとり親家庭認可外保育施設利用料補助事業に関しましては、10人のひとり親家庭の子供を対象としてまいりました。10人分の12月分、120月分を想定していましたが、認可外保育施設

設から公立認可に空きが出たということで移った子供たちや、引っ越ししてほかの市町村へ行った子供たちがあり、トータル120月分が84月分に減少しましたので、その分の減額補正となっております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 一般会計補正予算(第6号)の34ページの障害者福祉サービスを受けている人は何人いるか。また対象者は年々ふえているのか。それとも減っているのか。

36ページ、この事業は今後も継続されるのか、それとも新規だからこれで終わりか。

37ページは、認可外保育施設から認可施設への利用が減ってそうなのか。あるいは子供の数が減ってきて減額になったのか。その辺をもう一度お願いします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 障害福祉サービスについては、大人が前年度287名から、月平均約301名に増加しています。子供については、前年度88名から、今年度99名の増加。対象者の増加ということでありませう。

保育士ベースアップ支援事業に関しましては、県からは今年度限りの補助事業ということの連絡を受けています。

ひとり親家庭認可外保育施設利用料につきましては、人数の減です。認可外から認可に移ったとか、引っ越しをされとか、中には再婚をされて、ひとり親ではなくなったという例もあります。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で仲松正敏議員の質疑を終わります。

休憩します。

休憩(14時29分)

~~~~~

再開(14時50分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかにありますか。

新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 それでは質疑します。

一般会計補正予算(第6号)の53ページ、子どもの貧困対策です。沖縄の子供の貧困率が2012年で37.5%と、全国最悪であることが調査でわかりました。18歳未満がいる県内世帯の3世帯に1人以上が貧困に陥っています。県はそれを受けて、平成28年度に子どもの貧困緊急対策事業を各市町村におろしています。そして、各市町村とも貧困対策事業として実施をしています。それで10款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、8節報償費807万5,000円減額されています。減額された理由。それから子どもの貧困対策事業としてどういった事業を実施していますか。

同じく10款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、11節需用費です。339万8,000円が減額されています。これも同じように減額された理由を説明してください。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 金城 勉。

生涯学習課長兼生涯学習係長 金城 勉 お答えいたします。

今、新垣議員よりございました平成28年度から施行されております、緊急対策、貧困対策事業として実施した事業ですけれども、先ほど答弁にもありましたように、緊急性を持った平成28年からの新規事業として、非常に話題性と必要性が高い事業でございます。生涯学習課におきましても、貧困対策の居場所づくりということで、事業を計画してまいりました。計画の際に、先ほど申し上げましたように、可能性と必要性から、最大限の受け入れ体制として計画して国、県から交付決定を受けております。

10款5項1目8節及び11節につきましては、貧困対策事業で、実績見込みに伴う減でございます。

ます。8節報償費、11節需用費もそうですけれども、対象児童数の減の見込みに伴うマイナス補正とさせていただいております。当初、中城村には3小学校ございますので、3小学校で20名、合計60名の対象児童がいるという想定で計画し、その額になっておりますけれども、実際に実施したところ、MAXでも8名とか、結構転校があったり、受けはしましたけれども、後に拒否したりと出入りが激しくて、多くても1桁の人数でございましたので、今補正で計上しているマイナス額となっております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 ちょっと整理したいと思っておりますけれども、見込みがなく減額したのか。それとも子供たちが来なくてそういった減額なのか。例えば事業として、ほかの市町村で子ども食堂とか地域でやっているところもあります。そういった事業とかもこの貧困対策としてやられている市町村もありますけれども、今実績ということがありましたけれども、実際的にその貧困の子供たちはいなかったのかどうか。いるけど人が集まらなかったのかどうかをお聞きしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(14時55分)

~~~~~

再開(14時55分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

生涯学習課長兼生涯学習係長 金城 勉。

生涯学習課長兼生涯学習係長 金城 勉 お答えいたします。

生涯学習課の事業計画につきましては、計画どおり、学校終了後、居場所を提供して子供たちに学習支援を行い、夕食までの間、一緒に遊んで、その後に夕食を与えて、お風呂に入る子はお風呂に入って御自宅へ届けるというところでの事業の内容は、全く計画と何ら変わらず実施しております。

対象児童につきましては、福祉課の課長のほうから答弁していただきます。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

居場所づくりの運営に関しましては、生涯学習課のほうにお願いをしております。その対象児童の発掘といいますが、調査は福祉課の専門員が担当しております。当初、要保護、準要保護の名簿をもとに、いろいろ調査して、五、六十名の子供たちを対象としました。専門員が家庭訪問、会えない場合は夜に訪問、いろいろしたのですが、その中で対象児童はおりましたが、やはり放課後児童クラブに通っているとか、部活動をしている。子供の意見を聞いたら居場所づくりよりは自宅で遊びたいということもありまして、対象児童が少なくなっている現状ではあります。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 去年からこういった子供の貧困対策はスタート、やられていますので、たくさんの課題があると思います。

子どもの貧困対策推進法もできまして、目的は「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもたちが健やかに育成される環境を整備する」とあります。これを整備するために、貧困対策として、教育支援、それから生活支援、それから保護者への就労支援、経済支援などがあります。それで今おっしゃったように、これは去年からスタートしていますので、行政、学校、家庭、福祉課とか、それから地域、先ほど久場のほうでは公民館で教育支援ということで、大体4時半ごろから6時ぐらいまで、先生のOBの方々が、子供たちを10名ぐらい集めて、そういった支援をやっていきます。こういったものも、貧困対策ではなくて、子供たちの居場所づくりという解釈でやったら、どんどんスムーズに行くのではないかと。思って。「貧困」という

言葉があるから、どうしても子供たちに抵抗がある部分もあります。そういったものも一緒にやったら、少しスムーズに行くかと思う。せっかく県からの交付金とか補助金がありますので、有効活用して、今後努めて進めてください。

議長 與那覇朝輝 以上で新垣貞則議員の質疑を終わります。

ほかにありますか。

仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 それでは議案第20号平成28年度中城村一般会計補正予算（第6号）についてお伺いいたします。

まず繰越明許費についてお伺いしますけれども、5ページ、第2表の繰越明許費についてお尋ねします。一般会計に係る8事業に繰り越しが発生しておりますけれども、それぞれの予算総額と執行率はどのようになっているのかを伺います。

7ページの1款3項1目軽自動車税の補正額が、当初予算の26万4,000円から約30倍の800万円の補正となっておりますけれども、その原因は何なのかお伺いいたします。

それから28ページ、2款1項1目4節共済費で、臨時職員社会保険料700万円の増額が計上されていて、当初予算の2,337万3,000円と合わせますと、総額では3,037万3,000円程度になりますけれども、今回は何人分の計上で、それで合計では何人分の計上になるのか。また、臨時職員雇用保険料、それから臨時職員労災保険料等の保険は、当初予算では計上されており、今回は計上されておりませんがどうしてなのか。

それから4点目に、43ページの7款1項1目19節負担金補助及び交付金で、吉の浦火力発電所地元三者連絡協議会会費3万円、これは減額になっておりますけれども、協議会は解散したのかどうか、お伺いいたします。よろしくお伺いします。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（15時03分）

~~~~~

再開（15時04分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

平成28年度の繰越明許費ですけれども、まず2款1項総務管理費の中の観光振興地盤強化整備事業、予算額としまして2億6,311万円です。執行額につきましては、まだ執行しておりません。新庁舎基本設計等委託料業務につきましては、予算額としまして、これは補正後を見越した金額でございます。6,033万2,000円です。執行済みのほうが293万6,000円で、執行率としては4.9%になっております。

それから3項戸籍住民基本台帳費ですけれども、通知カード・個人番号カード事務事業です。予算額としまして448万6,000円です。執行が305万5,000円です。執行率につきましては68.1%になっております。

次に民生費です。1項社会福祉費の地域介護・福祉空間整備等整備交付金です。予算額につきましては759万3,000円です。執行済み額につきましては399万6,000円、52.6%の執行率でございます。

次に6款農林水産業費です。1項農業費、事業名としまして、農業振興地域整備計画策定業務になります。予算額としましては759万3,000円です。執行済み額が399万6,000円、52.6%の執行率でございます。

次に土木費です。2項道路橋梁費です。村道久場前浜原線道路整備事業です。予算額が9,805万円です。執行済み額が1,389万9,000円。執行率としましては14.2%でございます。村道若南線道路整備事業です。予算額としましては3,401万2,000円。執行済み額が1,774万3,000円、52.2%の執行率でございます。

都市計画費で、中城村都市計画マスタープラン策定業務です。予算額は514万5,000円です。執行済み額はありません。以上です。

議長 與那覇朝輝 税務課長 稲嶺盛昌。

税務課長 稲嶺盛昌 それでは仲眞議員の御質問にお答えいたします。

軽自動車税の当初予算において、平成27年度から平成28年度の増分が26万4,000円ということでありました中で、今回の800万円の増額ということではありますが、この件に関しましては、軽自動車税の税制改正がございまして、御承知だと思いますが、その中で経年重課分ということで、13年以上経過した初年度登録から14年目に入った軽自動車の普通乗用車ですが、通常7,200円から1万2,900円の増額が5,700円ということで、その増額分が1,109台ございました。さらに、軽自動車用の貨物についてもこの14年以上の対象車が708台、この差額が2,000円増ということで、この2つの経年重課分の税率の改正に伴って、800万円の予算増ということになりました。以上です。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

28ページの臨時職員社会保険料の700万円の増ですが、臨時職の職員の増、あるいは嘱託員の増によって、その社会保険料が増額しておりますけれども、その人数については今把握はしていなくて、資料が手元になくて大変申しわけないのですが、今現在職員の異動が激しくて、その辺がまだ把握していない状況です。

雇用保険については、今度補正はないということをお願いいたします。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えします。

43ページの7款1項1目19節ですが、吉の浦火力発電所地元三者連絡協議会会費減について

は、当初、地元三者連絡協議会を継続する方向で計画してまいりましたが、沖縄電力において継続をしない旨の方針であるということで、村としては地元の意向を尊重し、1年間かけて沖縄電力を説得したのですが、現在合意に至らなかったために、今回減額補正させていただきたいということでございます。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（15時11分）

~~~~~

再開（15時13分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 2回目の質疑をさせていただきますと思います。

繰越明許費のここに書かれているものの中で、非常に執行率が悪いもの、ほとんど手をつけていない、それがかなりあり、それはどうしてなのか、そしていつごろこれは完成する予定なのか。それを教えていただきたいと思います。まず最初に、一番上の観光振興地基盤強化整備事業の1.2%、執行率が非常に少ないです。これがなぜそうなっているのか。そしていつごろ完成の予定なのか。

それから農業振興地域整備計画制定業務の300万円、全然手をつけていないということなのか。執行率がゼロです。それがどういう状況で、いつごろの完成を目指しているのか。

それから中城村都市計画マスタープラン策定業務、これもどういう状況なのか。執行率はゼロ%ということになっており、いつごろの完成を目指しているのか。お伺いいたします。

それから次7ページの軽自動車税の増額の件、これは余りにも制度改正があったにせよ、補正額が大きすぎるのではないかと思います。というのは、一番大きい原因は、当初予算で余りにも少なく見積もって、26万4,000円の増額ぐらいしか見積もっていないためにこのようなこと

が起こってしまっているのではないかと。これが大きな原因の一つではないかと思えます。例年、実績を見ると、100万円から200万円近く、そのような増額がある予算の段階でも、それぐらい計上されているのに、平成28年度においては極端に26万4,000円、異常に低い数字でしたよね。この辺にも一因があるのではないかと思うのですが、その辺についてどのように考えるのか。

それから28ページの臨時職員の保険料関係ですけれども、予算は計上したけれども把握していないというのは、これは非常に残念だと思いますけれども、本当はこういうことがないように、聞かれたらきちんと答えていただきたいと思えます。大まかな数もわからないですか。3,000万円は大体何人分なのか。それと、当初予算には先ほど申しましたように、雇用保険料とか労災保険料を計上してございますよね。今回は、当初予算の計上で間に合うと、補正予算で措置する必要はないということなのか。この辺もお伺いしたいと思えます。

それから43ページの三者協議会の件ですけれども、当局としては、解散は考えていないということだったようですが、沖縄電力側は頑としてこれを受け付けてくれなかったということで、もう今後は解散ということになるのか。その辺はどういう結論になるかお伺いします。

議長 與那覇朝輝 答弁の順序は早い順から行います。企業立地・観光推進課長 屋良朝次。企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えします。

村としては解散ということの話ですが、この協議会については一者が参加しないということなので、継続はできない方向であります。ただ、前回の一般質問にも貞則議員が要望したように、新たな組織を提案しながら、地元の意向も聞きながら考えていきたいということでございます。以上です。

議長 與那覇朝輝 税務課長 稲嶺盛昌。

税務課長 稲嶺盛昌 それではお答えいたします。

御指摘のとおり、昨年度、当初のほうでそれだけの見積もりができなかったかということですが、例年、予算編成方針が11月ごろに出されて、12月からその作業が入ってきます。12月後半から1月にかけて財政側とのヒアリングを繰り返しつつ、税の収入の一定の額を予算化させていただいております。しかしながら、昨年度におきましては、この税の改正等もあり、その対象年度の自動車は何台あるか、それが沖縄県軽自動車協会とのデータのやり取りで最終確定したのが、3月のちょうど今ごろ、中旬だったかと思えます。その中で重課分が、1,000台余りあったことを想定できない中での予算計上は大変厳しいものがあり、歳入を預かる担当課として、計上ができなかったということは申しわけございません。ただし、3月に最終的な台数が確定するため当初予算の計上に間に合わなかったことは御理解をお願いしたいと思えます。

差額につきましても、この重課分と、あと1点はエコカー減税、例えば電気自動車は75%軽減、平成32年度適用燃費は50%などエコカー減税に関しても、実績的には239台あり、その部分の93万5,000円はエコカー減税で当初とるべき税金よりは逆に安くなったという事実もあり、計上が厳しいところがあったということで御理解をお願いしたいと思えます。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（15時21分）

~~~~~

再開（15時21分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

この農業振興地域整備計画策定業務は、中城農業振興地域整備計画の総合見直しの業務の一環でありまして、前年度、基礎調査を行っております。その中で、いろんな地権者の追跡調査とか、あと各地域説明会を行いまして、その基礎調査もちょっとおくれが生じまして、今回、策定業務に移っているわけですが、その発注が遅れた原因もありまして、現在、業務としてはこの基礎調査の時点で除外希望者から希望を募っており、その検討や判定作業を行ってございまして、今後はその計画の素案を作成しまして、関係部局や農業委員会等々、最終的には沖縄県との協議を行いますので、その業務にあとしばらく時間が必要となりますので繰り越しをしております。完成が平成29年9月30日を予定しております。以上です。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

都市マスタープランがまだ未発注となっておりますが、その原因は、マスタープランについては平成4年の都市計画法の改正によって、各市町村マスタープランを作成、おおむね20年後のマスタープランを作成していますが、今回、平成28年度に村のマスタープランの期限が切れていきます。その中で、今回総合計画も第4次も後期が始まります。その土地利用も、総合計画の中身も見ながら、最初に出したマスタープランの総点検をしております時間がかかっている。また新年度にも策定業務が新しく入ってきますので、まずは基礎調査をしっかりとしたマスタープランをまとめ、新年度のマスタープランにつなげていきたいと思っております。完了は平成30年3月を予定しております。以上です。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

繰越明許費の観光振興地盤強化整備事業ですが、これは12月議会において補正で予算を計上しました。それからいろいろ用地交渉とか進



めてまいりましたけれども、なかなかスムーズに行かなくて繰り越しになっています。当然、事業費については、一括交付金も活用しながらの事業ですので、平成29年度中には終了したいと考えております。

あと、先ほど御指摘の臨時職員の社会保険料の700万円の増については、約80名程度の臨時嘱託職員の分が計上されているのではないかと思います。

それから平成29年度の雇用保険等についてですが、これは149万円の予算をお願いしていますが、これは149万円の予算をお願いしていますが、今現在いる職員の金額でありまして、当然増減がありますので補正も出るということで御理解をお願いいたします。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 繰越明許の遅れている理由とか、私が一番気になるのは完成予定がいつごろを設定しているかということなのですが、昨今、一括交付金の執行率が悪いとかいろいろ言われておりますので、我々議会としても、何やかんや言われるのは一番嫌なもので、特に内地から沖縄の一括交付金について文句を言われるのが一番腹が立っております。全県の問題だと思うのですが、いずれにしてもこういう繰越明許というのはなるべく抑えるように、しっかりと対応して、この完成月を目指して頑張りたいと思います。

それから次、軽自動車税についてでありますけれども、確かに、おっしゃるとおり、税制と税収の予想するのは難しいところもあるかと思いますが、本当に単純に気をつけてもらいたいところもあるわけですね。例えばの話をして、この平成28年度の今回の予算で、補正後は6,568万2,000円になっています。だけど、平成29年度の当初予算では皆さんが計上しているのが6,541万4,000円ですか。何と補正予算よりも少ない数字ですよ。こういうことはまずあり得ないのでは。今回は制度改正で収入が増えた

けど、また来年は増えるという要素があるのか。来年度の話ですので、ここで話すのはどうかと思うのですが、ただそういう単純に見て、今年の補正予算よりも来年度の税収入額は低いのかなというのは単純に疑問がありますので、その辺も考慮しながら、難しい面もあると思うのですが、我々にもわかりやすいような予算にしたいと思っています。

それからもう1回確認いたしますけれども、臨時職員の雇用保険とか労災保険については、一応間に合いそうだとということで計上する今回の補正予算には、社会保険料だけで、雇用保険とか労災保険は必要ないと、そういう理解でよろしいかどうか。

それから地元三者連絡協議会、これについては、先ほど解散ではなくて発展的に何かをやりたいという話がありましたけれども、具体的に今年度中とか、あるいは新年度に向けて、何かこういう協議会みたいなものを立ち上げる、あるいはそういうお話とか、具体的なアイデアとかそういうのは持っておられるのかどうか、お伺いします。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

次年度のことですが、しっかり地域と相談しながら進めていきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(15時31分)

~~~~~

再開(15時31分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

以上で仲眞功浩議員の質疑を終わります。休憩します。

休憩(15時32分)

~~~~~

再開(15時40分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかにありますか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第20号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第20号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第20号 平成28年度中城村一般会計補正予算(第6号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第20号 平成28年度中城村一般会計補正予算(第6号)は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第21号 平成28年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

これから質疑を行います。

休憩します。

休憩(15時41分)

~~~~~

再開(15時47分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第21号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第21号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第21号 平成28年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第21号 平成28年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第22号 平成28年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第22号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第22号 平成28年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第22号 平成28年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第23号 平成28年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第23号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第23号 平成28年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第23号 平成28年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第31号 平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第31号 平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)について御提案申し上げます。

議案第31号

平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)

平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

平成29年3月7日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額(千円)
1 土地区画整理事業費	1 南上原土地区画整理事業費	南上原土地区画整理事業	107,938

第1表、読み上げて御提案申し上げます。

繰越明許費、1款土地区画整理事業費、1項南上原土地区画整理事業費、同じく南上原土地区画整理事業、金額が1億793万8,000円でございます。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第31号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第31号 平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する

ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第31号 平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散会(15時55分)

平成29年第1回中城村議会定例会（第5日目）

招集年月日	平成29年3月6日（月）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	平成29年3月10日（午前10時00分）		
	散会	平成29年3月10日（午後3時44分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	石原昌雄	9番	仲真功浩
	2番	比嘉麻乃	10番	安里ヨシ子
	3番	大城常良	11番	新垣徳正
	4番	外間博則	12番	新垣博正
	5番	仲松正敏	13番	仲座勇
	6番	新垣貞則	14番	新垣善功
	7番	金城章	15番	宮城重夫
	8番	伊佐則勝	16番	與那覇朝輝
欠席議員				
会議録署名議員	11番	新垣徳正	12番	新垣博正
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	知名勉	議事係長	比嘉保
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	與儀忍
	副村長	比嘉忠典	企業立地・観光推進課長	屋良朝次
	教育長	呉屋之雄	都市建設課長	新垣正
	総務課長	新垣親裕	農林水産課長兼農業委員会事務局長	津覇盛之
	住民生活課長	仲村盛和	上下水道課長	仲村武宏
	会計管理者	比嘉義人	教育総務課長	名幸孝
	税務課長	稲嶺盛昌	生涯学習課長兼生涯学習係長	金城勉
	福祉課長	仲松範三	教育総務課長主幹	安田智
	健康保険課長	比嘉健治		

議 事 日 程 第 5 号

日 程	件 名
第 1	議案第24号 平成29年度中城村一般会計予算
第 2	議案第25号 平成29年度中城村国民健康保険特別会計予算
第 3	議案第26号 平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計予算
第 4	議案第27号 平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計予算
第 5	議案第28号 平成29年度中城村公共下水道事業特別会計予算
第 6	議案第29号 平成29年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算
第 7	議案第30号 平成29年度中城村水道事業会計予算

議長 與那覇朝輝 それでは、これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 議案第24号 平成29年度中城村一般会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

まず歳入予算について質疑を行います。質疑ありませんか。

仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 それでは、議案第24号平成29年度中城村一般会計予算についての質疑を行います。

まず、13ページ、1款3項1目軽自動車税の当初予算が6,541万4,000円が計上されておりますけれども、これは昨日もお話したのですが、これは平成28年度の補正後の予算額の6,568万2,000円よりも26万8,000円も少ない額となっております。現実的ではないと思いますが、どうしてなのか。平成29年度の伸びしろは考えられないのか、伺います。

2点目、27ページ、10款1項1目地方交付税の計上額は13億6,000万円となっておりますけれども、これは平成28年度の当初予算よりも1億9,000万円も減額となっております。交付額の計算のもとになる村税の増収予想は、1億5,611万5,000円で、実際の計算にはその75%、約12億円程度の額になるものではないかと推測をし、その分だけ交付税の減額があるものと思っていたのですが、実際には1億9,000万円も減額になって、かなり大きな差があるのではないかと思います、私としてはよく理解できませんけれども、なぜなのか。平成29年度の中城村の基準財政需要額が少なくなっているのか。また、平成29年度の中城村の標準財政規模、あるいは基準財政収入額はどのように見積もられているのか、伺いたいと思います。

3点目、30ページ、13款1項5目商工費使用料が3,087万円です。これは平成27年度決算額

の3,087万1,000円よりも1,000円も少ない額となっておりますけれども、私はこれは常識的にはあり得ないと。平成27年度決算額よりも低いということは考えられないと思っておりますけれども、どうしてそのような計上になるのか、伺いたいと思います。以上、よろしく願いいたします。

議長 與那覇朝輝 税務課長 稲嶺盛昌。

税務課長 稲嶺盛昌 それでは、仲真功浩議員の御質疑にお答えいたします。

1款の軽自動車税の御指摘でございますが、私のほうから、昨日お手元のほうにお配りした資料の中で、軽自動車税の概要の部分がございます。その中では、対前年台数としましては231台を増する予定であり、新車購入に係るエコカー減税に係る減税がかなり出てくるのではないかと想定の中で、対前年比からすると、当初予算額から伸びますが、決算額は恐らく昨日の数値に近い数値ということと、昨日申しました経年重課分がどれくらいあるのかというのが、軽自動車協会からの資料がない状況で当初予算を計上する段階において、かなり厳しい見方をする中で、税務課としての軽自動車税の計上に関しては、今回昨日の補正額よりは20万円余り減額ということで計上させていただきました。よろしく願いします。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えします。

地方交付税のほうで、前年度対比1億9,000万円の減があり、歳入に関しましては税収として1億5,600万円の増であるということで、地方交付税の制度からしますと、仲真議員が疑問を持たれるのももっとものことだと考えております。まず地方交付税につきましては、国の地方財政計画に基づきまして、算出するということになっております。平成29年度の本村の地方交付税につきましては、普通交付税が12億7,000万円、特別交付税が9,000万円を予算計上

しております。合わせまして13億6,000万円ということになります。普通交付税の予算計上に当たりましては、例年、普通交付税算定の試算表、これは沖縄県から提供されるものですが、これに基づきまして算定をいたします。普通交付税は、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額が交付基準額となります。さらにこの交付基準額に調整額など、それを控除した後、それが予算計上の上限となりまして、平成29年度は普通交付税として12億7,000万円を計上しているところでございます。

標準財政規模の話ですけれども、標準財政規模につきましては、平成29年度が試算表の段階で40億3,727万7,000円ということになっております。どうして減額になるかということでありまして、まず普通交付税につきましては、村のほうとしては今3つの要因があるということで認識をしております。まず1つ目に、平成29年度の地方交付税総額、全国合わせた数字なのですが、それが16兆3,000億円です。平成28年度に比べまして、2.2%、4,000億円の減額になっております。それから2つ目に、その算定方法の中にトップランナー方式というのが採用されました。トップランナー方式は、歳出の効率化に向けた業務改革を行っている地方公共団体で、他の地方公共団体のモデルとなるような団体に基準財政需要額に反映されるような仕組みになっております。3つ目に、本村におきましては、事業費補正の対象となります地方債、その償還が順調に進んでいることから、対象経費の中で減額が出てきております。結果的に、基準財政収入額の伸びと、基準財政需要額の減がございまして、そのために、普通交付税が減っているということになります。一方では、普通交付税の代替財源であります臨時財政対策債につきましては、予算書のとおり4,100万円の増で、2億500万円を計上しているところでございます。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 仲眞議員の御質疑にお答えしたいと思います。

まず商工使用料の本年度予算額の3,087万円の額でございますが、これは中城城跡の使用料、平成27年度の実績に基づくものでございます。平成27年度の中城城跡の使用料の決算が3,430万1,250円でございます。その額に北中城村と中城村の案分を掛けますので、中城村の分としては9割分で計上し3,087万1,000円という根拠でございます。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 それでは再度質疑させていただきます。

まず軽自動車税の話ですが、私たちは同じ日に平成28年度の補正予算と平成29年度の当初予算の議案をもらいました。その中において、補正後は先ほど申し上げたように、6,568万2,000円です。同じ日に出てきたこの当初予算で、それよりも26万8,000円も少ないということは、私考えられないと申したのは、全くもう平成29年度は伸びしろがないような感じを受けるわけです。かえって減っているということはどうかということなんです。先ほど、説明を受けましたけれども、あれではよくわからないです。これまで順調に100万円、200万円とかふやしてきたのです。これが急に、こういうエコカー減税とかいろいろあることはあると思いますけれども、逆に落ち込むという予想は考えられないです。もう1回、この辺について御説明願いたいと思います。

それから地方交付税の落ち込みについてです。これは今企画課長からありましたように、基準財政需要額、それが落ち込んでしまったという話ですが、この落ち込みの原因として、今説明がありましたように、いろいろ算定方式が変わってしまったということをおっしゃっていま

した。それにしても、我々としては今まで、人口が増えた、いろんなものができたということで、一喜一憂していたわけです。そういう状況にあっては、我々のほうはずっと財政需要額というのは、それに応じて伸びていくものだといいことを、誰もが想像していると思います。しかしそういうことではなくて、現実的には需要額が逆に落ち込んでしまっている。どうして人口が伸びているのに需要額が落ちてしまうのだろうかという、単純な疑問です。少なくとも、経済状況もそうですが、同水準か、あるいはもっと上を目指すというのが常に我々の政策、あるいは予算決算の目指すところだと思うのです。どの評価で、中城村の行財政が評価されていないのか。そういうことを改めて考え直して、それをもとに政策というものをもう1回見直さないといけないのではないかと、そういう時期に来ていると思うのですが、どのように考えるのか、お伺いしたいと思います。

それから商工使用料の話が出ましたけれども、これは、平成27年度においても使用料は中城村の取り分の計上ですよ。これは収入から1対9ですか、それで差し引いて計上された決算額なのです。だから、北中城村との割合がどうのこうの話ではないと私は思います。ただ、問題になるのは、平成27年度ですよ、平成28年度ではなくて、平成29年度の見込みが平成27年度の実績より落ち込むと。我々は平成28年度において5,000万円規模の予算を投入したのです。商工費関係に。いろんなイベントを打っていますよね。これを総額すると4,800万円ぐらい。5,000万円近い予算規模になります。そういうものもやっていながら、一切その効果もない。平成28年度の決算をどう見込んでいるかよくわかりませんが、平成28年度は平成27年度よりも増収の予定を見込めるはずなのです。これだけ予算も追加でやっているから。さらに平成29年度はそれに上乗せして、もう少し、もっ

と大きい額が出てくるものと期待するのは当然なのですが、2年前のレベルよりも低くなると、これは一体どういうことなのかというのが、大きな率直な疑問なのです。その辺について、再度お伺いしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 税務課長 稲嶺盛昌。

税務課長 稲嶺盛昌 それではお答えいたします。

ただいま御指摘の点であります。今回、当初予算を計上するに当たりまして、まず補正の段階では、もう既に3月ということで、調定に対し徴収率97%を乗じ、決算値に近い数値で計上させていただきました。しかしその中で、以前よりいろいろ御指摘はございますが、徴収率100%を目標にということところは、現実的には厳しいところもあるのですが、当初予算の計上の段階では、今回調定の95%で計上させていただきました。その中で、必要に応じ確定されたときに軽自動車の台数、昨日から申し上げていまず重課分の台数等を決定してきますと、ほぼ確定値になってくるかと思いますが、今回予算の計上段階での徴収率は95%を税務課として採用させていただいた点で、補正の額よりも当初予算の額が26万8,000円減というところでありま。新車でありますと通常ですと恐らく1台1万800円になります。概算的に言えば、通常のオートバイとかもあります。乗用車でいくと26台分との減という試算にはなります。予算計上は、この段階での数値でありますので、そこは御理解をお願いしたいと思います。

9番 仲眞功浩議員 質疑に答えてください。伸びしろがあるのかなのかということをお伺いしたのですが。

税務課長 稲嶺盛昌 済みません。

伸びしろに関しましては、恐らく今年度の決算額と同等になるかと想定しております。軽自動車税に関しましては、通常の村民税、住民税のように何千万、何億円というところではござ

いませんので、確実な何百万円という伸びしろはないかと思えます。実質的には、今回のマイナスというのは、先ほど申しましたように、エコカー減税等を含めまして勘案することと、徴収率を計算しましたところになっています。伸びしろ部分については、恐らく今回の決算値より、現実的には徴収率、うちの徴収対策も含め催告、軽自動車税については、平成28年度は4回、催告の強化もしております。さらに平成29年度も同等に取り組みはしますので、御理解をお願いしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

基準財政需要額が減になりました理由は、先ほども申し上げましたけれども、一部重複するところはあると思うのですが、全国的に地方交付税総額が減額になっております。そのことによりまして、需要額を算定する際の補正率、あるいは単位費用にも影響が出てきております。ですから、その分につきましては全市町村に影響が出ているものと考えております。それから、平成27年度までは実は平成22年の国勢調査の人口を用いて、基準財政需要額が算定してございましたけれども、平成28年度の普通交付税のほうからは、平成27年10月に実施しました国勢調査の人口で、基準財政需要額を算定することになっております。平成22年度から平成27年度までの人口の急増ということで、基準財政需要額に大きく数字が反映されておりましたけれども、平成28年度、平成29年度につきましては、平成27年度に行われました国勢調査の人口を用いますので、人口急増というところの補正がなくなったというのも一つの要因であると考えております。それから、新たな評価の方法として、トップランナー方式ということが採用されますけれども、トップランナー方式で村としても数字的にプラスに反映できるような政策はこれから考えていきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 答弁したいと思います。

まず当初予算の3,087万円については、先ほども申し上げましたとおり、平成27年度の中城城跡使用料の決算に基づいて計上させていただいております。今後、伸びる要素については、中城城跡の観光客誘致について、努力していきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 3回目の質疑をさせていただきます。

我々、収入というのは、予算策定あるいは予算審議に当たっては、非常に重要視しなければならない要素なのです。というのは、税収が村民サービスに反映されてくるわけです。そのような意味において、最初から税収の見込みを抑え込まれると、その分支出を減らされ、住民サービスに回る分が減ってくるということに対し、議会としては一番避けなければならない事項だと思っています。住民サービスをいかに向上させるかというのが行財政計画の趣旨であると思います。そのような中で、もともとなる収入を最初から低く見積もって、過去の例の伸び率とか、そういうものも余り参照しないで抑えられているというのが印象です。全てにありますので、私はこういう実績とかを勘案しながら、予算の収入というのを確保していただきたいと思っています。余り低く抑え込まれても、高く見積もってもいけないと思いますけれども、ただそういうものをある程度見積もった中で、実際そういかなかったという場合においては、ちゃんと基金というのが準備されているではないですか。それを使って、落ち込んだら落ち込んだで、それを使ってやればいいのですから、最初から収入額というのを低く抑える、そういうことはやめていただきたいと思っています。

先ほど言ったように、商工費3,000万円も2年前のレベルでいくのか、平成28年も平成29年もこれだけ予算をつぎ込むのに、全く上がらないならこの予算というのはちょっと見直さないといけないのではないですか。本当に平成27年度決算額の3,087万円、その額でいくのか。逆に今度1,000円低くなっているのです。そのようなことが本当に起こるのか、非常に私は疑問に思っています。最初からこれは余り、収入とかそういうものを精査しないで、ただ言っていたように、平成27年度の決算額を使わせてもらいましたとか、そういう予算の組み方では、これ我々としても、審議の意欲をそがれますよ、こういうことはやめていただきたい。ちゃんと自分たちのやった業績が反映されているのかいらないのか、その辺も加味して、収入につながっているならば、ちゃんと収入増のほうに反映していただきたいと思います。特に公園使用料、これだけ毎年毎年4,000万円、5,000万円つぎ込んでいて、2カ年間何も増収に寄与しないということは、これは逆に予算をつぎ込むのをやめたらどうかと。1,000円もふえないのにつぎ込む予算は2カ年で1億円近い、七、八千万円。1,000円稼ぐのに七、八千万円つぎ込むというのは、これは道理が通らない話になってきますよ。予算計上の仕方は、もう少ししっかりした予算計上をしていただきたいと思います。

それから、交付税関係の話ですが、基準財政需要額、その算定方法が随分変わってきたという話をなさっていましたけれども、それに合わせて我々の政策も変えていかないといけないという時期に来ているのではないかと思います。ただ、人口はふえていて非常に喜んでいて、全ていいような、明るいような感じを受けておりますけれども、実際にはそのふえた分の効果というものが、実際の需要額、我々の予算の中に生かされていない。逆にマイナスの方向に行っているというのは、非常にある意味、私として

はショックですね。幾ら算定基準が変わったとはいえ、これだけ人口がふえたと喜んでいたのに、需要額は落ち込んでいる。しかし実際には、人口がふえればふえるほど社会保障費はどんどんふえていくわけですよ。当然ながら。その辺のギャップをどう見ていくかというのは、非常に大きな問題です。課題としては、その財政需要額をどのようにふやしていくか。算定基準に合ったような政策を進めていくかという問題が出てくると思います。今のままで行くとどんどんじり貧ということになります。毎年需要額が伸びていかないと。そのかわり税収は伸び、基準財政収入額はその分ふえていくわけですから。交付税額がどんどん削られていく、そういう感じで、相対的には、この標準財政規模ですか、これも余り大きな伸びはできないということは、やはり村の活性化が鈍っていくという感じになる。そこにつながっていくと思います。先ほど、基準財政需要額の中で、算定方式の中にトップランナー方式が入ってきたと。それがどういうものかよくわからないのですが、皆さん、役場でそういうものを研究して、中城村の政策として、どういうものを取り入れていかなければならないのかということを考えなければいけないということになります。税収は伸びていっているのですから、ぜひともこの財政需要額、人口もふえているのですから当然伸びていくだろうと思っていたのですが、そういう感じにいかないということもわかりましたので、この財政需要額を上げるための努力と、あるいは政策というのを、村長、打ち出していただけたいと思いますけれども、所見をお伺いしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

まず最初に、人口がふえていく、それによって広がっていく、財政規模もそうですけれども、今、仲眞議員が危惧しているようなことは、逆

に言うとう人口をふやさないほうがいいのか、みたいな形になってくる。逆説を言う。そういうことではなくて、我々は、もちろん人口がふえることによって、いろんな産業や中城村の経済基盤が強くなるというのは、これは間違いのないことでございますので、数字のマジック的な部分で、これは基準財政需要額も含めてそうですけれども、国の算定基準の中において、こういう現象が起きているということは、もちろん理解してくださっていると思っておりますけれども、これから我々がやらなくてはいけないことは、当然今の話だけを捉えると基準財政需要額もわかりではありませんが、基準財政収入額をいかにしてふやしていくか。それによって先ほどのお話が出ているトップランナー方式などは、私も今、触り程度しかまだ聞いておりませんけれども、簡単に言えば、我々公がやっている仕組みを、どんどん手放していって行くのがモデルなのだという国の捉え方ですので、民間委託をふやしていく。民でやれるものは民でやっていくべきであるという指針が出されておりますので、そういうことを考えますと、このトップランナー方式という方向だけをとると、今の答弁にしかありませんけれども、今後いろんな政策を、仲眞議員がおっしゃるように、我々もしっかり打ち出していきたいと思っておりますし、また議員各位の皆様方からの御提言にもしっかりと耳を傾けて、中城村の発展のため、目的は一緒だと思っておりますので、その辺はまた御指摘もいただきながら頑張っていきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 以上で仲眞功浩議員の質疑を終わります。

休憩します。

休憩（１０時４０分）

~~~~~

再開（１０時４３分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかにありますか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。次に歳出予算における質疑を行います。質疑は款別に行います。歳出１款に対する質疑をお願いします。

休憩します。

休憩（１０時４４分）

~~~~~

再開（１０時５２分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

石原昌雄議員。

１番 石原昌雄議員 質疑します。

議会費、１項９節旅費の中で、県外旅費がこれだけ計上されていますけれども、その内訳をお願いしたい。もう１点は、所管事務調査関連の計上依頼があったかどうかの説明もお願いします。

議長 與那覇朝輝 議会事務局長 知名 勉。議会事務局長 知名 勉 お答えします。

県外旅費の内訳として、町村議会議長全国大会参加費、これは１人分計上されております。あと、中部地区町村議会議長会県外研修旅費、これは２人分計上されております。

所管事務調査は、今回は計上されておられません。申請はしております。以上です。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

１番 石原昌雄議員 今の部分は、例年の予算の範囲内の計上だと思うのですが、議会の私たちとしては、所管事務調査の実施を検討していくということで、昨年度からやっているところですが、その仕組み等々については、普通旅費、県外旅費の範囲内でできるものだということの説明を受けました。実は、私たち議会だより委員会もいろんな市町村の研修も含めてあるのですが、内容の向上を含めて、調査し、学習する必要もあると考えています。そういうところもあって、所管事務調査の費用の計上につい

て、また今後取り組んでいきますので、御理解をお願いします。私からは以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で石原昌雄議員の質疑を終わります。

休憩します。

休憩（10時56分）

~~~~~

再開（10時56分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。

次に2款総務費に対する質疑を行います。

休憩します。

休憩（10時57分）

~~~~~

再開（11時08分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

休憩します。

休憩（11時08分）

~~~~~

再開（11時24分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 1件だけ質疑をさせていただきます。

先ほど話にも出たのですが、平成29年度一般会計予算59ページ、中城村各課連携アクションプラン業務委託料、これは先ほど課をまたいで業務が発生した場合に、連携してやっていくということですが、これは委託しないとできないような業務があるのかどうか。例えば庁内で調整してこれだけの仕事があるから、この3つの課をまたいでみんなで一緒に集まってやりましょうというのはいけないのか。どうしても委託をしないとこういった業務は完成していかないのかどうか。その1点だけお願いします。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

決して委託しないとできないということではございません。職員が頑張ればできる部分もございます。これにつきましては、人口ビジョンを策定しているときから話がありまして、既にこういう形でやったほうがいいのではないかと、このことを、委託先からの提案、そういうのもございましたので、今回改めて委託をして、正式に事業としてやっていきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 ということは、そのプランをつくって、そのプランに沿って計画性を立てて、各課ごとに仕事を進めていくという流れになるのですが、これがいちいちまた、「いやこれはこっちじゃない、あっちじゃない」そういうのを防ぐためにそのプランをつくるのか。それともまた連携を密にして、それからその業務に対してみんなで進んでいくのか。そのどちらを重点的に見ているのか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

いろんな部署にまたがる分野がたくさんございます。連携したほうが村民にとっては有利になる事業がたくさんございます。ですから重要視しているのは各課が連携するということでございます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 いろいろと役所のほうは縦割り、そういうのが多いということもいろいろマスコミの間でも言われているものですが、本村に限っては横の連絡を密にして、先ほど課長も言った貧困対策でもそうですし、教育総務課、それから福祉課、あと一つ、生涯学習課、そういうところと十分、密な会議を持っていただいて、プランをつくるのであればそのプランに沿って、きっちりと進めていただきたい。そう思っております。よろしく申し上げます。

議長 與那覇朝輝 以上で大城常良議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。これで2款総務費に関する質疑を終了します。休憩します。

休憩(11時27分)

~~~~~

再開(11時39分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

それでは3款民生費に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 それでは1点だけ、3款について質疑したいと思います。

73ページ、3款1項13節委託料、その中で生活支援体制整備事業委託料というのが800万円計上されているのですが、その業務内容、どういったものを委託していくのか。その1点、お願いいたします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

生活支援事業委託料につきましては、本年度新規事業であります。財源は、介護広域の地域支援事業100%補助であります。この事業としましては、民生委員や関係機関と協力しながら、住民の不安やニーズを調査して、住民がどのような地域でどのような暮らしを望んでいるか把握していく事業であります。

委託先としては、社会福祉協議会に委託を予定しています。地域の支え合いの活動を発掘したり、新たな地域支え活動の推進役を担っていきます。住民と関係機関、及び行政をつなげ、現在ある事業も取り組み、新しい住民にとって暮らしやすい事業を考え、社会福祉協議会、コーディネーター、行政、民生委員など、いろいろな方々と相談しながら、今後取り組んでい

く予定であります。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今の説明で、いろいろな機関の方々が、特に民生委員が中心になって、そして社協とも連携しながらという中で、本当に大事な業務になると思いますので、各村民が本当に一人一人どういう暮らしをしているのか。そういうのは、行政として十分把握しておかないといけないような事案だと思いますので、ぜひ村民一人一人に対応できるようなきめ細やかな業務として、本当に立ち上げていただきたいと思いますので、ぜひ800万円を使って、村民にサービスが行き届くようなやり方でやっていただきたいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で大城常良議員の質疑を終わります。

ほかにありますか。

新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 議案第24号、75ページ、負担金、補助金及び交付金の中で、安心こども基金事業補助金4億6,571万6,000円が組まれています。これは、ひよこの家保育園とラポール保育園の建設ということでありませけれども、前回、ひよこの家保育園の件については、土地の確保ができなくて返還しましたが、今回、執行するに当たり、今現在、実際土地の確保はできているのか。その確認書はとっているのか。その資料を提出できるかどうか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

安心こども基金事業補助金につきましては、議員おっしゃるとおり、ひよこの家保育園の増築移転、ラポール保育園の新築でございます。前年度、ひよこの家保育園につきましては、土地が二度、三度交渉が変わりまして、地主の了解、住民の反対がありまして事業を執行することはできませんでした。今度新たに、また別の場所を交渉して、地主とも合意を得、またラ

ポール保育園も地主を合意を得、仮契約書、覚書みたいな書類は福祉課のほうに届いております。近隣住民にも説明し、了解も得ていますので、来年の平成30年4月1日にはオープンできると思っています。

この覚書の資料が皆さんに提供できるかどうかは、課で相談しながら、またできるのであれば資料提供したいと思います。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 今、保育所をつくるのは、私はいいことだと思ってきたのですが、保育所をつくる場合は、地域住民の反対があちこちあります。それで、地域住民との話し合いもきちんと言ったということですが、この話はどういう話、単なる自治会長だけの話なのか。本当に地域住民を集めて、例えば北上原住民を集めて、そこで説明して了解を得たのか。それとも自治会長の独断でやったのかどうか。この辺は確認していますか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 ラポール保育園に関しましては、園長のほうから、詳しく私に報告がありました。自治会長に場所と保育園をつくりたいという要望を出したということを知っています。その後、自治会長と建設予定地の場所、保護者が通過するであろう道路の地域の方々に説明をし、了解を得たということを知っています。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 今の答弁では、自治会長から報告を受けて、確認はしないで、ただ自治会長の報告をそのまま真に受けたということです。皆さん方は、報告を受けたらその報告が本物かどうかは確認するべきではないですか。裏をとるべきではないかと思うのですが。裏をとらないでやった、後でまた地域住民から反対運動が起きて、またこの予算が流れたらどうするか。本当にしっかり申請書類を見て、報告を

受けたら、その報告が本物か、あるいは偽装もあるし、そこら辺はちゃんと確認しないと。着工してから反対運動が起きたら困りますよ。そこら辺は、あなた方のやり方が甘過ぎると思います。これ、確認はどういう方法でやっているのですか。ただ報告を受けて「ああ、そうですか」だけのことですか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。
福祉課長 仲松範三 お答えします。

県のほうに提出する事前協議資料のほうに、添付資料としまして地域の方々の了解という、承諾という資料をつける予定でありますので、その辺で確認したいと思います。

議長 與那覇朝輝 以上で新垣善功議員の質疑を終わります。

ほかにございますか。

仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 それでは1点だけ質疑させていただきたいと思います。

第3款に関する件ですが、75ページの19節負担金、補助及び交付金ですが、この中で、認可外保育所補助金1,428万4,000円が計上されておりますけれども、私は先ほどの一般質問の中で、村単独事業がないのではないかと、そういうことでこの認可外保育園の補助拡充を求めてきたわけでありまして、今回、村単費で、認可外保育所に補助があるかどうか。これまでほとんど国、県の補助90%、あと村補助は10%という、俗に言う健やか保育ですか、そういったものがほとんどだったと思います。単費事業も新たに入れていただいているかどうか。その辺をお願いしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。
福祉課長 仲松範三 お答えします。

認可外保育事業補助金につきましては、これまでどおり県補助の給食費、健康診断等、いろいろこれは継続してまいります。今年度新たに議員のおっしゃるとおり、単費事業としまして、

行事補助金、一人当たり2,000円を計上しております。それと、認可外保育所の保育士の研修費として、施設ごとに2回の研修費を計上しております。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 今お話を伺っていますと、かなり認可外に対しての補助を拡充していただいていると。そこに関しては、やはり村長、子育て最優先だというものを反映していただいていると思います。この辺に関しては、私としては素直に評価したいと思います。行事費が2,000円ということになりますので、北中城村、あるいは西原町と同じぐらいのレベルになってきたので、大変いいことだと思います。

それから、一つお聞かせいただきたいのは、これが現在の予定では、何園が対象になるのですか。大体何名ぐらいの保育園児が補助対象になるのか。お伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

中城村内に認可外保育施設は8施設あります。この認可外保育事業補助金を要望している施設は7カ所。1カ所は遠慮しますと向こうのほうから断ってきています。7施設の中に、村外、村内の子供たちを含めて約520名ぐらいの子供が通園しています。村内の子供は250名であります。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 それでは最後にお聞きしますけれども、確認したいのは、対象になる保育園が7園で、そこに入っている村在住の子供たちが250名ということでしたけれども、あと実際にこの園には、500名ほどの園児が在籍しているということですが、行事費とかの対象になるのは、全員なのか、あるいは村内の子供たちだけなのか。その辺も確認したいと思います。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 これまで継続してきました県補助の事業につきましては、村内外の子供たちが対象となります。今度新たに単費事業で実施します行事補助金につきましては、村内の子供たちを対象としています。

議長 與那覇朝輝 以上で仲眞功浩議員の質疑を終わります。

休憩します。

休憩(11時56分)

~~~~~

再開(12時00分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。続きまして4款衛生費に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 予定はしていなかったのですが、4款、78ページ、衛生費1項20節扶助費6,373万円、子ども医療費助成費、これは一般質問でも出す予定で取り組んでいるのですが、本来は村長をなかなか褒めないのですが、今回4月から新しく2,700万円を追加いただいて、これが中学校卒業までの補助をいただいたということで、私も前から再三、この件に関してはできないかという話で進めてまいりまして、今回村長も意地グーを出して、本当に厳しい財政の中、こういうふうにやっていただいたということを感じておりますので、村長、一言、この2,700万円の財源というのは本当に厳しいものだったと思うのですが、それに対しての一言、あるのであればひとつ伺いたいと思います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今、大城議員から話がありましたとおり、これは就任当初から子育て支援が1丁目1番地だというのは、議会でも再三申し上げてきたとお



りでございますので、私の政策の大きな柱としての位置づけで、今回は、おっしゃるように財政的にも大変厳しい中、理解を得ながらこれを優先的にやらせていただきました。今後、当然これからも子育て支援を第一に、またそれに付随するものはいろいろあるとは思いますが、子供たちの将来、未来を皆さんとともに一生懸命考えていきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 我々議会からの提案事項があるのであれば、是非ひとつ、親身になって、行政と議会とタイアップして、村民のサービス向上につながるのかということを含めて、今後ともぜひ取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 與那覇朝輝 以上で大城常良議員の質疑を終わります。

4款は終了させましょう。

仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 手短に行きます。

第4款、79ページですけれども、騒音測定委託料というのが計上されておりますけれども、これはどこで測定を行うのか。どういう方法、どういう目的でそういう測定がなされるのか。それをお伺いします。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。

住民生活課長 仲村盛和 それではお答えします。

まず測定箇所ですが、1カ所は国道329号沿いの、今年度は屋宜のほうで行う予定であります。それともう1カ所が、南上原県道29号線沿い東口付近での測定になります。この測定は、騒音の測定器を設置して、24時間でどの程度の騒音があるかという測定をするのですが、これが昼で75デシベル、夜間で70デシベル以上になると、要請限度を超えるため、騒音を解消してほしい旨を国道や県道へ、道路の改修等の要請ができるようになります。ただ、現時点ではま

だこの要請限度を超えた結果は出ておりません。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 ということは、これは道路沿いの騒音測定で2カ所やるということですが、実際騒音の問題というのは、今、上地区の登又、北上原、南上原、新垣ですか。その地域における騒音の問題というのは、道路沿いというよりも、普天間飛行場からの航空機の騒音、これが一番大きい問題ではないかと考えておりますけれども、基地関連の航空機騒音についての騒音測定というのは、やる予定はないのか。私は、もう最近本当にひどい。ずっとではないですが、結構高い騒音が記録されているのではないかと。その辺も把握すべきではないかと思っておりますけれども、騒音測定については、どのように考えておられるのかお伺いします。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

村として、現在、これまでもそうですけれども、航空機騒音についての測定は行っておりません。たしか平成20年、平成21年に沖縄防衛局による騒音測定を行いました。さらには、近年であれば沖縄県におきまして、普天間飛行場周辺の騒音ということでの測定は行われております。

議長 與那覇朝輝 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 最近、村民、特に上地区の方々からは、騒音でうるさいとよくお話を聞きます。ただうるさい、うるさいとかそういう話だけでは、話にならないというところがありますので、実際、騒音測定をやっていただいて、村民の苦情に対する対策というものを考えないといけないのではないかと思うのですがどうですか。できれば県負担、最悪村負担でも、騒音測定をやっていただけないでしょうか。そういう苦情に対して、実際の測定値で示してや

れば、国、県に対する説得力も、実際に中城村では、このレベルの騒音がありますと。データを提出して、対策を求めることもできると思うのです。今、ただうるさい、うるさいということだけで、実際にデータを持っていないというのが実情ですので、その辺は、道路沿いだけではなくて、航空機騒音についても測定をやっていただきたい。ぜひお願いしたいのですが、村民は肌でそのうるささを感じておりますので、これをデータで示せるように、ぜひ測定をお願いしたいと思いますけれども、どうでしょうか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたけれども、沖縄県におきましては、近年、たしか平成24年ごろから、毎年のように騒音測定をしております。これは航空機騒音ということで、普天間飛行場を離発着する航空機等を対象とした調査でございます。本村内におきましては3カ所、下地区でたしか2カ所、南上原地区で1カ所という騒音測定になっております。ですから、十分、騒音の現状、データについてはこちらのほうでも持っているつもりでございます。なおかつ、村において、そういう騒音測定がぜひ必要である場合については、今後検討していきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 以上で仲眞功浩議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。これで4款に関する質疑を終了いたします。

休憩します。

休憩(12時11分)

~~~~~

再開(13時30分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

続きまして歳出5款労働費に対する質疑を行

います。

休憩します。

休憩(13時30分)

~~~~~

再開(13時33分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

続きまして6款農林水産業費に対する質疑を行います。

休憩します。

休憩(13時33分)

~~~~~

再開(13時37分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 第6款に対して質疑を行いたいと思います。

同じく85ページです。今の護佐丸島むん農業活性化事業補助金322万8,000円です。その下にあります災害に強い栽培施設の整備事業補助金2,814万8,000円、この2件に対して行いたいと思います。これは新規事業でJAおきなわが中心になって進めていくようでありましてけれども、その中で、本農業委員会と行政のほうは、どれぐらいのかかわり合いを持っていくのか。その1点をお願いします。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

ただいまの御質疑で、これらの事業に対して、村と農業委員会がどれだけかかわっていただけるかということだと思っておりますが、この災害に強い栽培施設の整備事業に関しましては、県の一括

交付金事業であり、その一括交付金事業を導入するに当たって、村のほうに生産協議会がござります。その生産協議会のメンバーには村役場、JA、生産者、沖縄県の改良普及所も含まれますので、その中で、事業導入に関しては協議等を行っております。農業委員会が直接そこにかかわるということは現在ありませんが、今後は農業振興に向けて、農業委員会もかかわっていくべきだろうとは思いますが。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 事業主体のほうはJAおきなわということで、向こうのほうも一つの企業体ですので、自分の利益に関して補助金をもらっているやろうということになりかねないよう、行政や農業委員会も入り込んでいって、農家の方々の利便性があるような環境まで持っていかないと、この施設をつくっても、それから機械を買っても、農家が使用するようなことになるはずですので、十分そこを踏まえて、この新規事業を立ち上げていっていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で大城常良議員の質疑を終わります。

休憩します。

休憩（13時41分）

~~~~~

再開（13時45分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。次に歳出7款商工費に対する質疑を行います。休憩します。

休憩（13時46分）

~~~~~

再開（13時48分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

続きまして8款土木費に対する質疑を行います。

休憩します。

休憩（13時49分）

~~~~~

再開（13時54分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 それでは議案第24号平成29年度中城村一般会計予算について質疑します。

92ページです。8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費、15節工事請負費です。それと93ページ、同じように8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、15節工事請負費、両方とも交通安全対策ということで組まれています。1目ですけれども、交通安全対策で200万円組まれています。それと2目ですが、463万円計上されています。交通安全対策のどういった内容に使用できますか。お伺いします。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

道路新設改良費、8款2項1目の200万円、これについては道路反射鏡と防犯灯設置工事200万円、毎年200万円計上しており、平成29年度は道路反射鏡を5カ所、あと防犯灯を1カ所予定しています。

道路新設改良費の8款2項2目463万円の予算計上については去年より北浜と浜と和宇慶でカラー舗装を行っています。今年は、津覇中央線229メートルと、津覇前原線のカラー舗装を行う予定です。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 中城中学校の正門前で朝晩、送迎で生徒が車から乗り降りしています。徒歩で通学する生徒たちについて、非常に危険性を感じています。そこで生徒たちの安全を守る意味からも正門前から左右にブルーゾーンを設けて交通安全対策を行うことが、この予算で可能かどうか。子供たちの乗り降りに危険性の交通安全対策はどのように考えていますか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

現在、行っている歩行者安全対策事業は、石油備蓄交付金でありまして、南西石油があるためにこの交付金がありますので、中城中学校のところまでは、担当課と相談しなければいけないと思っています。ただ、校門の前の交通安全管理については、ぜひ父兄、PTAも含めて、ここに停車しない運動を、逆に学校のほうでやってもらいたいと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 学校のほうでは、駐車禁止という立て看板を張っています。正門から10メートルは、学校のほうで駐車場禁止という立て看板が張られていますが、朝晩も非常に危険性があります。例えば、仲眞司法書士事務所のところと、学校からここに出るところのT字型の交差点です。もうここが毎朝危険性を感じています。交通事故にあう危険性が何度もありますので、そのT字型の交差点に停止線を引くとか、せっかくこういった交通安全対策の予算があるものですから、そういったところに活用して、子供たちの安全を守るのが、この交通安全対策の趣旨に沿っておりますので、そういった形でよろしくをお願いします。

議長 與那覇朝輝 以上で新垣貞則議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。

続きまして9款消費費に対する質疑を行います。

休憩します。

休憩(14時02分)

~~~~~

再開(14時03分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

続きまして10款教育費に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 1件だけわからない点があるのでお願いしたいと思います。

109ページ、10款4項幼稚園費、15節工事請負費ということで、これは去る全員協議会の中で説明があったのですが、地権者から返還を迫られているという話を聞いており、その返還する中城幼稚園の駐車場及び庭園の原状回復という工事になるかと思うのですが、そのはっきりした理由と、今後、返還された場合に、幼稚園の駐車場や庭園、砂場、遊具はどう対応していくのか。そこを教えていただけますか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

現在、中城幼稚園の地主さんから、用地の返還もしくは買い取りを要求されており、村では返還を予定しております。ただし、新年度で返還するか、あと四、五年待ってもらおうかということで交渉中であります。今回予算を計上しているのは、駐車場と遊具のところでありまして、駐車場にしましては幼稚園の前の雑木が生えているところがあります。そこを駐車場として使うということで考えております。庭園にしましては、現在も小学校の運動場を使

うという考えであります。以上であります。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今の課長の答弁では、駐車場は前の木が茂っているところを整備して使うような話ですが、今ある駐車場は広くて、とてもいい使い勝手があるということで、保護者が子供たちを送り迎えする際に一番交通量少ないし、いいところだと前々から思っているのです。それが中に入ってしまうと、あそこは小学校の駐車場と連携してしまって、バスの出入り、小学校の送り迎えと重なってしまって、幼稚園児に対しては大変厳しい状況になるのではないかと思っています。きちりと区別できるのであればいいのですが、小学校も幼稚園も一緒にということになると、事故が多い危険な場所だと私も思っているのです。できるのであれば、もう少し考慮していただきたいと思っています。それから、庭園に関しては小学校の運動場を使うという話ではあるのですが、そこも幼稚園と小学校で全く区別された庭園、庭になっているので、小学校と一緒にした場合、小学校は授業もあるし、それから部活ということでサッカーや野球等をやっていて、本当に両方をきちり切り分けて、幼稚園は幼稚園、小学校は小学校というやり方がとれるのかどうか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 議員おっしゃるとおり、現在の駐車場は広く、幼稚園児の乗り降りにも使えるということは、大変いいところだと思っております。庭園に関しましても、小学校の運動場を使うとなると、間に溝もありますし、危険な状態だと思っております。それで、何度も地主さんと交渉している段階であり、きのうも交渉してきたのですが、ちょっとまだ考えさせてくれということがあります。できる限り、教育委員会としては、あと何年かは使わせてくれと。現在の幼稚園も古くなっているところ

であり、建てかえ、統合を考えているところでもありますので、それまではぜひ待ってくれということで、交渉中であります。今回は、駐車場と遊具の広場、幼稚園の前の駐車場の整備の予算を立てさせてもらいたいということでお願いしているところであります。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 村長、まだ交渉中ということで決定していないのであれば、是非ひとつ誠意を持って地権者とも相談してもらって、本当に延ばせるのであれば、40年近くなって、幼稚園の建物も相当古いものですから、総合的に勘案してどういった方向性が一番いいのかは、是非ひとつよく考えていただいて、一番いい方向に幼稚園の方々や父母、それから児童が本当に納得できるような体制に持って行っていただくように、ひとつお願いして終りたいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で大城常良議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 それでは10款について質疑させていただきます。

同じく幼稚園費の工事費に関する問題ですけれども、これについては、まず返還という立場で考えていると。今回は原状回復という話でありますけれども、これについていつごろから地権者からは返還、あるいは買い取りの要望があったのか。それが1つ。それと、今回の工事費の中には、遊具の撤去なども含まれているかどうかをお伺いします。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

いつごろから返還か買い取りの要望があったかということですが、地主からの話では、五、六年前からそういった話はしているという

ことで聞いております。それと、今回の工事に つきましては、遊具の撤去まで含まれておりま す。以上であります。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 今話を聞いて、本当に憤慨せざるを得ないというのが私の今の心境 です。

というのは、この五、六年前、ちょうどそのあたりです、この中城幼稚園、津覇幼稚園の増 改築、もう建設してから30年もたっているとい うことがあって、新築にするのか改築するのか。 それとも統廃合、いろいろな話があったと思いま す。私が一般質問した中においても検討する というので、たしかあったはずです。五、六 年前からずっとなおざりにしてきて、こういう 事態になっている。この幼稚園の新築、あるい は統廃合するか、その話はどこまで進んでいる のか。それと、返還は、今地権者との間では、 いつごろまでに返還してくれとか、というのが 調整されているのか。

それとあと1点、遊具の件ですが、遊具の撤 去となると、子供たちに大変ふびんな思いをさ せるなと感じます。小学校の運動場を使って、 いろいろ遊びとかをやるという事態に追い込ま れてしまうわけですが、その中城小学校 の運動場で使える遊具、そういったたぐいのもの と、幼稚園で使う遊具、全然別質になってしま うということが考えられるわけですが、この撤去した遊具は、小学校で再設置とかそう いうことも考えておられるのか、お伺いします。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 お答えいたします。

幼稚園を新築するか、統合するかということ でありますけれども、前回、仲眞議員からも質 問があったかと思えます。その後、教育委員に 諮ったところは、学校に併設したほうがよいと いう話でありました。しかし、その場所で改築 となりますと、経費が大変かかります。それで、

教育委員会の中では、統合してやったほうがい いのではないかということで、今考えていると ころであります。

遊具に関しましてですが、現在ある遊具は、 非常に古い遊具で、ずっと修繕して使っている ような遊具でありますので、これを撤去して新 たに設置というのは考えていないところであり ます。以上であります。

9番 仲眞功浩議員 答弁漏れがあります。 いろいろまでに返還してくれという、その辺の 調整はどうなっているのか。

教育総務課長 名幸 孝 地主からは、平成 31年度までには、返還してくれということがあ りますけれども、あと五、六年は、どうしても 統合、または新しい幼稚園をつくるためにはそ れぐらいの期間がかかりますので、待ってくれ というので交渉している段階であります。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 私は非常に深刻な事態 だと受けとめます。

これは教育委員会の責任が本当に大きいと思 います。先ほど言っていたのは、私以外のほか の議員も、この幼稚園の問題については何回も 質問されてきている。そのたびに先延ばしして 何も決まっていない。今、何も決まっていな いわけでしょう。この事態に陥っても。これから やりますという話ですよね。この責任というの は、皆さん本当に大きいと思いますよ。もう尻 に火がついてしまった。子供たちの遊び場もな くなってしまったという状況ですよね。教育委 員会の皆さんが先延ばしして何も対策をしてこ なかった。議員から質問をされても、五、六年 前から何も手をつけていない。これ、全く今そ ういう状況ではないですか。これからどこにつ くるのか。あるいは統廃合するのか、この辺も 決まっていない。多分今の状態では決まってい ないという感じを受けましたけれども。

現在の敷地を返還するというのであります

けれども、いつごろまでに、皆さん、この新しい幼稚園をつくらうということ、検討なさっているのですか。その辺について教えていただけますか。全くこれからなのか、本当に白紙から、ゼロの状態からスタートするのか。地主からは平成31年までに返還してくれと言われている中において、どういう状況になるのか。そして、保護者の皆様、これからの入園してくる方々に対して、いつごろまでに新しい幼稚園ができますとか、そういうことを説明できるような、状況にあるのか。これをお伺いしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 私のほうで答弁させていただきます。

実はきのう、私も同席のもと、地主さんのもとにお伺いいたしまして、誠心誠意話をさせていただきました。また、地主さんから本音を話し合いましょうということでお話しをさせていただきました。その中からお話しをさせていただきますけれども、まず御質疑のいつごろまでのどうするかという話も、地主さんのお気持ちも聞いて、申しわけありませんが、相手があることです。内容はお話できませんけれども、地主さんとしても早目に返還をしていただきたいというのが結論でございます。私どもも早目に検討しましょう。これは教育委員会との話もあつてのことだという前提のもとではありますけれども、方針はここ一、二年の間に決めさせていただきます。早ければ年度明けで早速、今議員がお尋ねの何年ごろまでに、例えば現在の場所で作るのか、あるいは統廃合して作るのか、統廃合するなら場所はどこで作るのかも含めて、方針を先に打ち出させていただきますので、その辺をもうしばらく私どもに土地をお貸してくださいという話をさせていただきました。

結論から言いますと、地主さんも、考えさせ

てくれということではあります。非常にいいお話しをさせていただいたと思っております。お互い権利の主張をすることではなくて、弁護士同士で話をするようなものではない。中城ンチュ同士が、子供たちのためにどうしてやるかという話で、非常に先進的な話をさせていただいたと思っております。そういう意味では、今後教育委員会と私どもも一緒になって、今の問題、先の方針をまず決めて、そして地主さんにその話もさせていただきながら、方針が決まりましたら、いつごろまでにはどういう形になりそうですというのをお返事できますので、あとしばらく御協力くださいということでお話しをさせていただきました。

9番 仲眞功浩議員 答弁が一つだけ漏れている。もう、要するにゼロからのスタートでやるということなのかどうかというのを。

村長 浜田京介 補足的な話になりますけれども、今私が話したとおり、方針を先に決めさせていただきますから。いうなれば方針は決まっていないわけです。この場所に建てるのか、新たに統廃合するかどうかもまだ決まっておりませんので、その方針を先に決めさせていただいて、地主さんにも提示をさせていただいて、それから、いつごろまでに土地はお返しできるねとか、あるいは、もしかしたら財政的な部分で方針が決まって、買い取りというのは厳しいかもしれませんけれども、何かいい方法があればその辺の話も出てくるかもしれません。地主さんもこの土地の活用を希望していましたから、お返すということであれば、方針がこの一、二年の間には必ず示すことができますので、それからお互いまた話し合いしましょうということをお話しさせていただきました。

9番 仲眞功浩議員 全てこれからということですか。

村長 浜田京介 そうですね。方針が決まっていないわけですから。

議長 與那覇朝輝 以上で仲眞功浩議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 それでは質疑いたします。

100ページの13節委託料、琉球史教材研究委託料とありますが、資料の中では一部改定と書かれておりますが、どのような内容を改定していくのか。それをお聞かせください。

そしてその下の、新しい公共交通運行業務委託料、これは観光イベント等にも活用できると、通学バスと観光イベントと併用して活用できるとなっていると思うのですが、その辺の内容を少し細かく聞かせていただきたいと思います。

それと文化財についてです。これは資料のほうで、重要遺跡範囲確認調査事業、村内各所にある埋蔵文化財等の事前調査を行うということになっていますが、現在、調査をやる予定の把握している場所等についてお伺いいたします。

それとペリーの旗立岩関係についても、今後どのような学習効果を持って生かしていくのかをお伺いいたします。以上です。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 安田 智。

教育総務課主幹 安田 智 私のほうからは琉球史教材研究委託料について御説明いたします。

ごさまる科が教科として本村小学校で使われている副読本があります。この副読本が平成29年度にはもう在庫が終了になるということがあり、平成30年度の新しい副読本を増刷する費用になっております。改定というのは、これまで使っている副読本、先生方が指導しておりますが、使っていく中で内容が難しい。学年に応じた文言とか、難しい表現とかがありまして、そういったものを修正し、また新しい副読本に反映していくための教材研究委託料になっており

ます。以上です。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

新しい公共交通事業の運行委託料でありますけれども、これに含まれているものが幼稚園、小学校、中学校の上地区の通学のための委託料であります。そのほかに小学校で、中城城跡で研修するとか、また幼稚園同士で交流会をするとかで利用をしております。それとは別に、この費用には含まれておりませんが、村で行われるイベント、城跡で行われるイベント等で、この委託料とは別に活用しております。以上であります。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 金城 勉。

生涯学習課長兼生涯学習係長 金城 勉 お答えいたします。

重要遺跡範囲確認調査作業につきましては、事業としては発掘調査事業として、国の補助事業でございますけれども、内容としまして村内各所にある埋蔵文化財、遺跡などにおける開発行為に対し、開発側と埋蔵文化財の取り扱いについて調整を行い、事前確認を行う。例えば遺跡がありそうなところに家を建てたいと開発行為申請があった場合に、事前に遺跡がないかという調査をするための費用でもあるのですが、近年におきましては、そういった事業実施が実績としてないものですから、現在は事業として活用できるということで、中城城跡公園の県営公園の中におきます喜石原古墓群の調査です。実際墓の群集があるのですが、その墓の形式とか内部の構造調査をして、今後の保護活動に使用するための調査をしていくところと、あと今城跡線を整備していますけれども、その入り口近くで、県営公園側の駐車場予定地なのですが、遺物の散布地となっていることから、その調査として事業費を活用していきたいと思ってお

ります。

もう一つ、ペリーの旗立岩を含め、文化財の活用につきましては、昨年度、実績としてあるのですが、村内の小学校のごさまる科におきまして、歴史の道を散策しながら、いろんな説明もしながら調査をして、個々に調査報告書として成果物を作成していたり、あと中城小学校におきましては、村内文化財調査として、私どもの調査員が説明しながら案内して、報告書という表現がよくないのですが、事業の成果として、そういう調査報告書を作成しているという状況がありまして、そういった学校での授業にかかわりながら、文化財を紹介して活用を図ってきたいと考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 新しい公共交通については、幅広く、通学バスからまた観光イベントも含めて有効に活用できるということで理解したいと思います。

それと琉球史のほう、一部改定とは書いてあるのですが、ただ単にわかりやすくという程度の話なのか、もうちょっと琉球史という幅を広げていくという、これまで一般質問でも指摘してきたのですが、ボリュームをもう少しアップできないか。特に中学生に関しては、そこら辺を望みたいものですが、その辺の考え方は、今回には入っていないかを確認したいと思います。

そして重要遺跡範囲確認調査事業について、村内の各所と書いてあるものですから、把握されている箇所が、現実的には少ないということでしょうか。県営公園内には、たくさんあるというのは大体の人がわかると思うのですが、一般の集落の中にこういったものが、おおよそ把握されているものはあるかということを私は聞いたつもりなのです。その辺が現在把握してなくて、今後工事箇所があって初めて調査に着手するという認識なのか。その辺をもう一度確

認したいと思います。

ペリーの旗立岩については理解しました。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 安田 智。

教育総務課主幹 安田 智 お答えいたします。

今回の予算計上計画に関しましては、小学校の副読本、1年生から6年生。あと幼稚園の紙芝居の範囲内での内容になっております。中学校はまだそんなに修正するという意見がまだありませんので、今回は小学校までの副読本の増刷を含めての費用になっております。この増刷分は、平成32年までの増刷冊数になっております。以上です。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 金城 勉。

生涯学習課長兼生涯学習係長 金城 勉 お答えいたします。

1990年発刊の「中城村の遺跡」の中に、村内の周知の遺跡ということで地域的な指定をしております。そこに遺物散布地ということで、おおよその地域を指定してあって、そういう遺物があるところの発掘はできると思うのですが、基本的に今申し上げた村内の分布地の周知の遺跡の指定をしているところがあるので、そこにかかわりそうな開発行為があった場合には、そこに予算を投入していくのですが、そうでない場合は、優先順位から考えて県公園の整備も入りますので、それまでには城跡周辺の調査を優先して、事業実施としているところでございます。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（14時35分）

~~~~~

再 開（14時35分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

以上で新垣博正議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 それでは質疑します。

103ページ、10款2項1目15節です。洋式トイレ改修工事請負費が100万円計上されています。どの小学校の工事ですか。それから幾つのトイレ工事を予定していますか。同じように106ページ、中学校の洋式トイレ工事として100万円計上されております。これも同じように幾つのトイレ工事を予定していますか。

次、117ページです。10款6項3目13節委託料です。護佐丸運動公園管理委託料766万8,000円計上されています。去年よりも60万2,000円の増額です。増額した理由をお聞かせください。

117ページです。10款6項3目13節委託料です。吉の浦公園機能強化整備基本計画策定委託料として1,296万円が計上されています。この整備基本計画の目的、それと業者に任せてこれを策定するのか。どういった方法でこの基本計画を策定するのか。お伺いします。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

今回、小学校、中学校とも和式トイレを洋式トイレに改修するという事で予算計上しております。小学校につきまして、どこの小学校かということでありませうけれども、これから今回どこを改修するかは、その小学校で調整をしまして、どの場所を改修していくかということになってくるかと思っております。今回中城小学校で全部やるのか、半分半分でやるのかは、それぞれの小学校と調整していきたいと思っております。中学校につきまして、大体5基ぐらいは、今度改修できるのではないかと。それも学校側と調整して、どの場所から改修していくかを相談して決めていきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 金城 勉。

生涯学習課長兼生涯学習係長 金城 勉 お

答えいたします。

10款6項3目13節の護佐丸運動公園管理委託料の昨年度との比較の増額分につきましては、堆肥、あと種子が今年も補正しましたけれども、キャンプ誘致の芝の現状を維持するために、若干の増の予算計上でお願いしております。

もう1点、同じく13節委託料の吉の浦公園機能強化整備基本計画策定委託料につきましては、現在、キャンプの受け入れ誘致をしておりますけれども、各施設とも老朽化等により機能不全や不備の問題を抱えております。今後、スポーツコンベンションの促進を図るためにも、施設全体の整備計画を策定し、計画的に整備を行うことで、全体の機能強化を図り、キャンプ誘致の受け入れ体制の強化を図っていきたくて考えております。もちろん私も生涯学習課におきまして、その策定をできるノウハウを持っておりませんので、専門業者に委託する考えでございます。その委託に際しましても、もちろん主導は生涯学習課でございますので、現在施設を利用している各種団体を初め、関係各位、もちろん議員の御参加もいただきながら、目的を達成するための策定としていく気持ちで事業を実施してまいりたいと考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 追加します。

生涯学習課長兼生涯学習係長 金城 勉 補足して説明いたします。

キャンプ誘致と申し上げましたけれども、現在継続しているサッカーのキャンプ誘致はもちろんのこと、野球場、テニスコート、陸上競技場もございますので、吉の浦公園施設全体の機能を上げ、各種スポーツを誘致できるような、いろんな活用を含めた施設整備計画としていきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 一つ一つ聞きます。

先ほど、トイレを洋式に変えるということがありましたけれども、各学校とも洋式に変えな

いといけないと思います。それと各学校の今後の洋式の整備計画はどういった現状になっていきますか。

次、平成27年度の芝管理委託料が増額で129万6,000円です。それと平成28年度が58万6,000円の増額です。今年は、60万2,000円の増額です。こんな感じで毎年増額をしています。それで私、一般質問で芝管理は仲松さんが今頑張っていますので、中城村の若い人を雇用して、中城村のスポーツ振興を図るべきだと質疑しました。平成29年度の芝管理はどのような方法で行いますか。お伺いします。

次に、先ほど生涯学習課長からありましたように、吉の浦公園の機能強化整備計画、非常にいいことだと思っています。体協長、それから吉の浦総合スポーツクラブの会長とかいます。それから琉球大学の真栄城勉先生がおります。この方は、中城村の整備計画とか、いろいろ総合スポーツクラブでもお世話になっています。こういった方々を活用して取り組むのか、またどういった方法でこの整備計画を進める考えでしょうか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。教育総務課長 名幸 孝 それでは村立の学校のトイレの改修計画でございますけれども、現在、小学校におきましては約35%が洋式でございます。これを80%まで持っていきたいと考えております。中学校におきましては、約48%が洋式でございます。これも80%まで持っていきたいということで、今回の工事費が、どれぐらいの単価で改修できるかによりまして、何年間かかるかは計画していききたいと思います。中学校に関しましては、5基で、4カ年では80%まで行く予定でございます。以上であります。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 金城 勉。

生涯学習課長兼生涯学習係長 金城 勉 お答えいたします。

芝管理の委託料の年々の費用増加につきましては、もちろん当初から100%の運営計画というのが立てられていないわけではございませんが、毎年この施設を利用していただきながら、改善要望というのが出てきます。その対策として、平成29年度の予算におきましても堆肥だったり種子がどうしても足りない状況が改めて出てきますので、それに対応した増ということになりますので御理解いただきたいと思います。

あと芝管理の体制につきましては、今年度同様に来年度も継続して芝管理の委託と芝管理人をつけた管理としていきたいと思っております。

あと、機能強化整備基本計画策定におきます各種の検討していく会ですけれども、名称につきましても、協議会だったりいろんな名称があると思っておりますけれども、コンサルタントと話し合いながら、この施設に適した内容の検討会としたいので、人選につきましても委託をする際に検討していきたく思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 去年、一般質問でトイレの設置の質疑をしました。

去年の夏ですけれども、中学校の生徒が足を骨折して、ギプスをしながら学校に登校している姿を見ました。足にギプスをしているから、和式トイレで不便を来すと思っております。今回、このように洋式トイレが整備されて、生徒たちも非常に喜んでおります。それで、今回また議会だよりで、生徒のコメントとして、生徒からの要望ですけれども、トイレをきれいにしてほしいというコメントがありました。それで、ドアの点検とか、手洗いとか、そういった点検はなされていますか。お伺いします。

次に、毎年のように芝管理が増額されています。平成28年度のこの業者は、月何回出勤しますか。それと、後日で構いませんけれども、平

成28年度、平成27年度の委託契約書、それから業務内容と業者の出勤簿の資料提出は可能でしょうか。

それから次です。吉の浦公園整備計画策定されて非常に喜んでいます。この公園を拠点に、子供からお年寄りまで憩える施設。「結の輪の中で人が立つ、結の輪が人を育てる」という基本理念があります。この整備計画をすることによって、村民が主役ということ。村民が主役の整備計画をつくってもらいたいと思います。そのために、先ほど言いましたように真栄城勉先生とか、いろいろ団体の方々がおられますので、そういった団体の意見も取り上げて、素晴らしい整備計画をすることによって、この吉の浦公園が、みんなが憩える施設になります。そういうことでよろしくをお願いします。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。  
教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

トイレのドアとか、定期点検をしているかどうかということの御質疑だと思います。実際、教育委員会では定期点検は行っておりません。ただ学校から、このドアが壊れたとか、またトイレだけではなくて、いろんなところで、建物で、破損したとかそういうのが出てきて、学校側からの情報で、修繕を行っている状況でございます。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 金城 勉。

生涯学習課長兼生涯学習係長 金城 勉 お答えいたします。

芝管理に関する資料につきましては、後ほど提供いたしたいと思います。吉の浦公園の整備計画につきましては、議員の御意見を参考にし取り組んでいきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 以上で新垣貞則議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 議案第24号 平成29年度中城村一般会計予算の歳出に関連し、1款から10款まで関連すると思います。

先日配られた副村長からの資料をもとに質疑したいと思います。7ページ、平成29年当初予算歳出資料、主な項目。その中で、各課共通3億7,951万7,000円一般職員給与についてですが、先日の新聞報道によりますと、「市町村給与、国下回る、公務員比較県内最高は中城」と。財政が厳しい中、職員の給与は沖縄一ということですか。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(14時56分)

~~~~~

再開(14時57分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

新聞報道にもありましたけれども、中城村のラスパイレスが沖縄一だということでございました。このラスパイレス指数については、御存じだと思いますが、地方公務員と国家公務員の給与の水準を、国家公務員の職員構成を基準として職種ごと、学歴別、それから経験年数別に平均給料月額を比較して、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したものでございます。今言ったように、ラスパイレス指数の算出に当たっては、地方公務員法の基づいてやっておりますけれども、中城村のラスパイレス指数が上がった主な理由は、今言う経験年数、それから平均給与額とか、もろもろの加重平均と言いますけれども、その計算式に合わせますと国のものより上がったと。要は経験年数が低い若い人たちが給与が上がったということでございます。要は管理職、係長の役職に若い人たちが、そのポジションに行ったということで、率が上がったということでご

ざいます。以上です。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（14時59分）

~~~~~

再 開（15時03分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

以上で宮城重夫議員の質疑を終わります。

休憩します。

休 憩（15時04分）

~~~~~

再 開（15時06分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。

10款教育費に対する質疑を終了いたします。

10分間休憩します。

休 憩（15時07分）

~~~~~

再 開（15時17分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

続きまして11款災害復旧費、及び12款公債費、及び13款諸支出金、及び14款予備費は項目が少なく範囲が限られておりますので、一括して行いたいと思います。

質疑ありませんか。

仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 12款について一つだけ質疑させていただきます。

122ページ、1項公債費は、ことしも5億円を超えておりますけれども、平成28年度から5億円台に突入しており、どの程度まで続いていくのか。それから、これから一番大きい公債費の対象になってくるであろうというのが、庁舎建設ですね。そのためにどうしても村債を起さないといけないだろうと思います。少なく見積もっても8億円、10億円とか、そういう起債になるかと思うのですが、その辺も考慮すると、

大体いつごろがピークで、どれくらいになるかというのを、もしデータをお持ちでしたら終えていただきたいと思います。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

詳細なデータを今手元に持っていませんので、詳しいことでの答弁はできませんけれども、近年、一括交付金関係、あるいは今後の庁舎関係で起債を起すことが多くなると予測しております。そのため、公債費として支出する額も多くなります。しばらく5億円台が続く、あるいは6億円近くまで行く可能性も十分あり得ると思います。ここ10年ぐらいはそういうものが続くのではないかとということで予測をしております。今後は公債費として5億円台で返済はしますが、重要なことは起債を少なくすることにししないと、今後厳しい時期が続くのは間違いないと考えております。

議長 與那覇朝輝 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 本当に、一時かもしれないですが、大変厳しい状況になるだろうというのは予想されます。というのは、先ほども幼稚園の話もありましたけれども、幼稚園の新設と、それから中学校においてはプールをどうしてもつけないといけないと。それからもろもろ古くなった耐震上問題がある老人センターなど、考えてみるだけでもこれはどうしても起債しなければ対応できないというものが、本当に先ほどの財政需要額ではないのですが、財政の需要というのは本当にいっぱいある。それに対して、税収というのはそうそう簡単に何億円、四、五億円もふえるものではないので、起債しなければならぬということもあります。しかし、起債したら起債したで、公債費がふえていくということで、中城村の財政状況というのは、ここ何年かわかりませんが、10年ですか、厳しい状況になるだろうというのは、私も想定しております。そういう財政の需要を見越して、大

体どれくらい、いつごろ公債費返還に充てなければならぬということ、返済のピークはいつごろで、幾らぐらいかというシミュレーションはなされているのかどうか。その辺をお伺いします。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

年次ごとの返済表というのは企画のほうでございます。ただそれが、いつごろがピークになるかということまでの取りまとめはまだしてないのが現状であります。ただ、先ほどの答弁の少し補足になるかもしれませんが、やはり起債はやり過ぎてはいけないということは認識しております。ただ、例えば学校建築のように今いる現世代だけでその負担をするというわけにもいきませんので、将来の世代の負担の公平性からしても、起債というのは大事な財源の一つであると感じております。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 ただ本当に、起債をしたくないのは、これは当然なのですが、ただ必要なインフラ整備のために、先ほども申しますように、幼稚園の統廃合含めてやらなければならないとか、中学校のプールも絶対つくらないといけないというのは当然出てくる。そこでまた大きいのは庁舎建設が控えているわけです。これから一般質問とかそういうものできちんと説明されるであろうと思うのですが、財政状況はどうなるのかと。そういうものに備えるためにも、ぜひ企画課においては予想される財源と、起債で賄わなければならない、そういうものを拾い出して、ぜひシミュレーションしていただきたいと思います。このデータというのは必ず誰か、庁舎建設の一般質問の中で要求されるデータだと思いますので、ぜひ我々にそういうシミュレーションというのを、ぜひ我々のほうにも示していただきたいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で仲眞功浩議員の質

疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 ちょっと重複するかもしれませんが、122ページの公債費の件ですが、今公債費比率は何パーセントなのか。そして、企画課のほうではこの財政計画というのは作成しているのかどうか。これから言うように、庁舎建設もあるし、学校のプール、保育園の問題も出てきますよね。そういうのは5年スパンか、あるいは10年スパンでもいいから、計画を作成し、それに基づいていかなければいけないと思います。財政計画で今後の中城村の税収の伸びはどうなっていくのかということも、考えているのか。それともそういう計画はもうあるのか。

それと次の123ページの、公有財産購入費として、毎年費目存置ですよ。今中城村が借地している土地というのは幾らあるのか。それで、年間幾らの賃貸料を払っているのか。私は、こういう公共施設を建てるには、借地ではいけないと思います。購入すべきだと。さっきもありませんように幼稚園の問題もそう。もう返してくれと。買ってくれと言っても買わない。そうなるともう地主たちは返してくれとしかできないですよ。だからそういうのにおいても、公有財産の購入計画も立てて、これは財政とも検討しながら、年間100坪でもいいですよ。少しずつ買っていく。今中城村で見たら、70年間も借地でやっているところもありますよね、小学校とか学校敷地。それで今度また吉の浦会館のほうも買い取りが要望されているでしょう。吉の浦会館の敷地も。そういう計画があるかどうか。村長、ここの公有財産については、一遍ではなくて少しずつ買い取る予算を計上して、買い取っていくという方法をしないと、いつまでたっても借地料を払う、もう私は70年借りたら、その土地代金はもう払ったのと同じくらいでは

ないですか。その計画があるかどうか。なければ、今後どうするかです。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

公債費比率等につきましては、これは大変申しわけございません。今、予算の審議ですので、その資料は手元にはないのですが、決算の時期に配付する資料には、公債費負担比率であるとか、経常収支比率であるとか、そういう率を財政指標として示してありますので、その資料を参考にさせていただければと考えています。今、大体のという話がありますので、大体の話であると、11%前後であると考えております。

それから財政計画の話ですけれども、これも以前の一般質問の中でもあった御質問だと思います。これにつきましては、率直に今現在村全体の財政計画というのは、まだ策定されておられません。しかし、庁舎建設のときに、これは起債を我々は検討しておりますので、その起債を起こす場合には、財政計画がなければいけませんので、そのときの答弁としてその時点で財政計画を策定して、示しができるものということで答弁をしております。

それから先ほどの123ページの普通財産取得費の話だと思いますが、これにつきましては、行政財産以外の普通財産を取得する場合にこの予算の諸支出金の中で組み立てられるものと認識しております。実際、我々が取得するのは公有地ですので、それぞれの款ごとの公有財産購入費の中に含まれてくるものと認識しております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 課長の答弁、私、余りぱっとしないんですね。

私が言わんとするのは、皆さん、自分の家計のことも考えてみてください。借地に毎月毎年賃料を払っていくと、もう戦後70年ですよ。役場敷地だって全部買っていますか。全部買っていないでしょう。それは地主が売らない人も

いるかもしれませんけれども、もう70年間では、土地代は全部払ったような形になっていると思います。そういうのをもっと自分のお家の家計簿みたいに考えて、行政運営をしてもらえば、もっといい方向にいくと思います。そしてその財政計画も、お互い、自分の人生においても計画はあるはず。そんな計画をつくってほしい、財政の計画も。今、庁舎建設しないとできないと言いますが、これはあくまでも想定してもいいし、これからどうなるかわからないけど、しかし過去と現在のものを分析して、将来のものをつくっていく、これは皆さん方の仕事だと思うのですが、村長もそういう経済界で経験してきた方だから。どうですか、私の考えは腑に落ちないですか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

腑に落ちる、落ちないは置いておいて、正直な話、個人的な話で大変申しわけないのですが、土地代が70年間同じ金額だったら、私は借りたほうが圧倒的に有利だと思う人間なものですから、今の話は余談にはなりますけれども、行政で考えたときには、議員がおっしゃる気持ちもよくわかります。ただ、公債費を含めた資金投下はなるべくはしたくない。しかし土地は買わなくてはいけない。やはりバランスをとりながらやっていかないといけない部分だと思いますので、もしできるとしても、本当に少しずつ、その時代時代の財政力に合った形でしか、土地の買い取りは、大変厳しいものだと思っております。今現在は、だから、地主さんからの要望も確かにいろいろ話を聞きますけれども、私としてもそうやっていきたいのですが、しかしそうやると、今度は次の世代にものすごく負担がかかってくるというのは目に見えておりますので、それはバランスをとりながらやらせていただきたいと思います。

それと、計画の部分もある程度金額がわかれ

ば、財政計画も皆さんにお示しすることもでき  
ると思いますし、また担当課が今すぐ皆さんに  
お示できないのは、実は、自助努力といいま  
すか、我々もなるべく資金投下をたくさんせず  
に起債を多目にできないかとか、庁舎建設に  
至っては、起債はもうかなり厳しくなってい  
ますので、それを有利な方向で起債ができな  
いかとか、いろんな方策を今探っていて、ま  
たそれができそうな形を示す省庁などもある  
ものですから、そこにしっかり確約をとって、  
そして皆さんにこの計画をお見せすることが  
できると思いますので、もうしばらくお待ち  
いただければ、喫緊の問題、課題である庁舎  
建設による財政負担の計画書はお示しでき  
ると思いますので、もうしばらくお待ち願  
いたいと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 庁舎建設のものにつ  
いてはわかりますけれども、それも含めた長  
期的あるいは中期的な財政計画は、私はつ  
くるべきだと思う。それと、村長は次の世  
代に負担がかかると思いますが、これはい  
いのではないですか。財産として残るの  
ですから。そして公債費比率も今11%で  
すよね、これは15%までは大丈夫です  
よね。赤字団体にはならないし、15%  
以上になったら黄色信号がつくけど、こ  
の辺はうまく利用し、財産を買えば賃貸  
料もなくなるし。そういう意味で、ひとつ  
、財政計画をちゃんと立てて、村の運  
営を、経営をしていただきたい。以上、  
要望いたしまして終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で新垣善功議員の  
質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わ  
ります。

お諮りします。ただいま議題とな  
っております議案第24号 平成29年度  
中城村一般会計予算は、総務常任委員  
会に付託したいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認  
めます。したがって、議案第24号 平  
成29年度中城村一般会計予算は、総  
務常任委員会に付託することに決定  
しました。

日程第2 議案第25号 平成29年度  
中城村国民健康保険特別会計予算を  
議題とします。

これから質疑を行います。質疑あり  
ませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認  
め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題とな  
っております議案第25号 平成29年度  
中城村国民健康保険特別会計予算は、  
文教社会常任委員会に付託したいと  
思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認  
めます。したがって、議案第25号 平  
成29年度中城村国民健康保険特別  
会計予算は、文教社会常任委員会に  
付託することに決定しました。

日程第3 議案第26号 平成29年度  
中城村後期高齢者医療特別会計予算  
を議題とします。

これから質疑を行います。質疑あり  
ませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認  
め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題とな  
っております議案第26号 平成29年度  
中城村後期高齢者医療特別会計予算  
は、文教社会常任委員会に付託した  
いと思っております。御異議ありませ  
んか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認  
めます。したがって、議案第26号 平  
成29年度中城村後期高齢者医療特  
別会計予算は、文教社会常任委員  
会に付託することに決定しました。

日程第4 議案第27号 平成29年度  
中城村土地区画整理事業特別会計  
予算を議題とします。



これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号 平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計予算は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第27号 平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計予算は、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第5 議案第28号 平成29年度中城村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号 平成29年度中城村公共下水道事業特別会計予算は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第28号 平成29年度中城村公共下水道事業特別会計予算は、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第6 議案第29号 平成29年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第29号 平成29年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算は、建設常任委員会に付

託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第29号 平成29年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算は、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第7 議案第30号 平成29年度中城村水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号 平成29年度中城村水道事業会計予算は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第30号 平成29年度中城村水道事業会計予算は、建設常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会 ( 1 5 時 4 4 分 )

## 平成29年第1回中城村議会定例会（第17日目）

|                                                 |                 |                        |                                    |         |
|-------------------------------------------------|-----------------|------------------------|------------------------------------|---------|
| 招 集 年 月 日                                       | 平成29年 3月 6日（月）  |                        |                                    |         |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                        |                                    |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 平成29年 3月22日 （午前10時00分） |                                    |         |
|                                                 | 散 会             | 平成29年 3月22日 （午後 3時37分） |                                    |         |
| 応 招 議 員<br><br>（ 出 席 議 員 ）                      | 議 席 番 号         | 氏 名                    | 議 席 番 号                            | 氏 名     |
|                                                 | 1 番             | 石 原 昌 雄                | 9 番                                | 仲 眞 功 浩 |
|                                                 | 2 番             | 比 嘉 麻 乃                | 10 番                               | 安 里 ヨシ子 |
|                                                 | 3 番             | 大 城 常 良                | 11 番                               | 新 垣 徳 正 |
|                                                 | 4 番             | 外 間 博 則                | 12 番                               | 新 垣 博 正 |
|                                                 | 5 番             | 仲 松 正 敏                | 13 番                               | 仲 座 勇   |
|                                                 | 6 番             | 新 垣 貞 則                | 14 番                               | 新 垣 善 功 |
|                                                 | 7 番             | 金 城 章                  | 15 番                               | 宮 城 重 夫 |
|                                                 | 8 番             | 伊 佐 則 勝                | 16 番                               | 與那覇 朝 輝 |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                        |                                    |         |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 11 番            | 新 垣 徳 正                | 12 番                               | 新 垣 博 正 |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 知 名 勉                  | 議 事 係 長                            | 比 嘉 保   |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介                | 企 画 課 長                            | 與 儀 忍   |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典                | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 屋 良 朝 次 |
|                                                 | 教 育 長           | 呉 屋 之 雄                | 都 市 建 設 課 長                        | 新 垣 正   |
|                                                 | 総 務 課 長         | 新 垣 親 裕                | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 津 覇 盛 之 |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 仲 村 盛 和                | 上 下 水 道 課 長                        | 仲 村 武 宏 |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 比 嘉 義 人                | 教 育 総 務 課 長                        | 名 幸 孝   |
|                                                 | 税 務 課 長         | 稲 嶺 盛 昌                | 生 涯 学 習 課 長 兼<br>生 涯 学 習 係 長       | 金 城 勉   |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 仲 松 範 三                | 教 育 総 務 課<br>主 幹                   | 安 田 智   |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 比 嘉 健 治                |                                    |         |

議事日程第6号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に大城常良議員。

3番 大城常良議員 おはようございます。3番大城常良であります。議長のお許しができましたので、これより3月定例会最初の一般質問を始めたいと思います。時間に制限があるものですから、できるだけ早目に行きたいと思っているので、よろしく願いいたします。

まず大枠1番のほうから。学校給食共同調理場についてお伺いします。

1月16日曜日、17日火曜日、学校給食が停止になったんですけれども、それについての原因と対策はどういう状況だったのか。それに対して父兄への連絡体制は十分だったのか。伺います。

大枠2番、子ども医療費について。現在、子ども医療費は入院が中学校卒業まで、通院は就学前までになっていますが、4月から通院も中学校卒業まで拡充され予算計上されました。今後、長期的な政策として継続されていくのかどうか伺います。4月からの無料化に向けて手続きは整っているのか。また保護者への周知方法は徹底されているのか伺います。

大枠3番、パスポート申請について。平成27年12月議会でこの件については質問しましたが、「村民の利益になるか、あるいは住民サービスの向上につながるか判断している」と、村長の答弁があったが、今回決めた根拠はどこにあったのか伺います。

大枠4番、子育てへの挑戦。村長の施政方針の中から幾つか質問したと思います。今年度の本村の待機児童数は何人か。今年度、村内保育園2園に新たな園舎建設の支援を行い、待

機児童解消へ向けるとあるが、行政と保育園がしっかり連携して土地の確保等もやっているか伺います。今年度中に建設は終了予定か。小規模保育園では3才の壁があって認可園に入れない話があるが、本村ではどう対応していくのか。村内にある認定こども園と小学校との交流は行われているのか伺います。

大枠5番、健全な行財政経営の確立。女性リーダー育成を目指しているが、本村では女性管理職の登用をどう考えているか。新庁舎建設の進捗状況は現在どうなっているのか伺います。庁舎移転の場合、議会の承認が必要だと考えているが、村としてはどう考えているのか伺います。

大枠6番、農業振興の活性化について。本村の農業従事者の平均年齢は現在のところ何歳なのか。耕作放棄地の拡大が懸念されている中で、国、県の交付金等、制度の活用による生産施設の導入及び、生産組合の育成支援とありますが、この詳細を伺います。

以上、簡潔な御答弁をよろしく願いいたします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは大城常良議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番につきましては、教育委員会。大枠2番につきましては、健康保険課。大枠3番につきましては、住民生活課。大枠4番につきましては、福祉課。大枠5番につきましては、総務課と都市建設課。大枠6番につきましては、農林水産課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、大枠2番につきましてはの子ども医療費についての所見を述べさせていただきます。この子ども医療費の延長拡充につきましては、私の1丁目1番地、子育て支援の中核になっていると自認をしております。議会においても大城議員や比嘉麻乃議員から非常に素晴ら

しい提言もいただきました。そういう意味では本村において、今回、医療費が中学校卒業まで無料ということで、これを十分に周知をさせていただいて、そして子育て支援にしっかりとつなげていきたいと思っておりますので、また皆さんからの御支援、御提言もいただきたいなと思っております。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 吳屋之雄。

教育長 吳屋之雄 大城議員の御質問、大枠1についてお答えします。

学校給食の停止した理由は、1月11日水曜日にノロウイルスの定期検査を依頼いたしました。その結果、13日金曜日午後4時頃検査報告で、調理員1人に陽性反応が出たため児童生徒の安全を考え給食を停止いたしました。16日月曜日は、調理員全員再検査行い、17日朝、全員陰性との報告を受け調理場の消毒等を行い、18日から給食を提供しております。対策といたしまして、委託業者から簡易給食を提供しております。16日はコッペパン・牛乳・デザート、17日は麦ごはん・牛乳・デザートを提供しております。

今回の給食の変更については、学校から保護者にメールや電話での連絡、教育委員会より防災無線で給食の変更についての放送を行っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。

健康保険課長 比嘉健治 それでは大城議員の大枠2の 及び について、お答えします。

平成6年度より乳幼児医療費助成事業としてスタートし、これまでも拡充を図りながら子育て支援の一つとして取り組んできました。今回通院を中学校卒業までと拡充していきますが、今後も子供たちが安心して医療が受けられるよう、また保護者の経済的な負担を図れるよう、こども医療費助成を継続して、子育て支援に取り組んでいきたいと考えています。事務手続き

については、現在対象者への通知など処理業務を進めている状況で、4月実施に向けて取り組んでいます。保護者への周知方法としては、全対象者への拡充のお知らせを行う個別の通知、そして4月の広報紙においても、こども医療費助成の拡充ということでお知らせを掲載し、周知を図っていきたいと考えています。以上です。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。

住民生活課長 仲村盛和 それでは大城常良議員の質問の大枠3の についてお答えいたします。

平成27年12月定例議会で大城議員からも、また平成24年9月定例会で伊佐則勝議員からも質問がありましたパスポート申請ですが、旅券センターでは交付にかかる期間が1週間程度長くなるというデメリットはありますが、住民からの要望や手続きの際、移動にかかっていた時間や交通費の負担軽減につながり、身近な役場窓口で手続きできることで、住民サービスの充実も図れることから、平成29年4月より旅券事務を開始することになりました。以上です。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 大城議員の質問にお答えします。

大枠4番の 本年度の待機児童は2月末現在110人となっております。園のほうから要請があれば、地主の方、近隣住民の方に事業の説明をしてきました。2園とも地主との仮契約が済んでおり、土地は確保されております。2園とも設計業務と諸手続きを順次行っており、平成30年4月開園を目指して頑張っているところでございます。小規模保育園では連携施設との協定書を結んでおり、3才の壁は中城ではありません。認定子ども園については、各園とも小学校との定期的な交流を行っております。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 大枠5の と についてお答えいたします。

女性リーダー育成については、女性リーダー育成のため毎年、滋賀県で行われる（全国市町村研修財団が主催する）女性リーダー研修に職員を派遣しているところでございます。また、「中城村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を5年計画で作成してございます。これは、女性活躍推進法に基づく計画をしたもので、その計画の中に女性登用に関することがあり、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合を6%以上に目標設定しております。 について。地方自治法第4条第1項には地方公共団体は、その事務所の位置を定めまた変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならないとあり、昭和47年に中城村役場の位置を定める条例が制定され、現在地の当間176番地になってございます。また同法3項には、第1項の条例を制定しまたは改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2の者の同意が必要になるということでございます。以上です。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 大枠5の についてお答えします。新庁舎建設の進捗状況ですけれども、11月末に基本設計、実施設計の契約を行い、作業を進めており2月には住民アンケート、職員アンケート、各課ヒアリングを行っております。さらに1月19日、2月16日には、類似規模の庁舎の視察を本部町、北谷町、八重瀬町の視察を行いました。現在は、庁舎施設やヒアリングを通して得た意見要望を集約して基本設計案を作成中であります。今後は、その案を検討委員会に図り、配置図及び平面図を決定し、順次機械、電気、設備計画、立面計画、外構計画と進めていく予定です。また、現場としては、測量業務を行っており、土地の所有者全員の許可立会いを終えています。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは大城常良議員の大枠6 についてお答えをいたします。

まず について。2015年農林業センサスによりますと、本村の農業従事者の平均年齢は、61.4歳となっております、その農業従事者のうち、1年間に150日以上自営農業に従事した農業専従者の平均年齢は、65.6歳となっております。 について。本村の農作物の安定した生産性の向上を図るために、県の一括交付金事業である災害に強い栽培施設の整備事業をJAおきなわが事業主体となり、津覇及び浜地区の4戸の花卉栽培農家を対象に約2,000坪の平張りハウスの導入を行います。同じく県の事業であります新規就農一貫支援事業により、マンゴー栽培を希望する新規就農者へパイプハウス約300坪の導入を行います。また、村の一括交付金事業として護佐丸しまむん農業活性化事業により、JAおきなわを事業主体とし、5戸の島ニンジン栽培農家を対象に島ニンジン洗浄機の導入を計画しております。新規就農者への支援として、国の事業であります農業次世代人材投資事業による給付金の交付を継続して行い、サトウキビ生産組合及びJAおきなわ中城支店の生産部会等への支援として、運営費補助等も継続して行いたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 それでは再質問に移らせていただきたいと思います。

まず大枠1番のほうから、教育長から話がありましたとおり、金曜日にノロウイルスの陽性反応の方が見つかったということで、それに伴って給食を月、火、停止している調べて、それから対応をしていったということでございますけれども、これはやはり給食センターにも危機管理マニュアル等があると私は12月議会でも話しましたが、それに沿ったの対応は十分だったのか伺います。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。  
教育総務課長 名幸 孝 お答えいたします。  
危機管理マニュアルに沿ってやったのかということですが、危機管理マニュアルには学校給食を停止するか、学校をまた午後お休みにするかは教育委員会で判断して決めるということになっておりますので、今回、子供たちの安全を考えまして、月曜、火曜は停止しまして、学校も午後からは休みというふうな判断を下しております。以上であります。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今回の事故で、給食センターでは新たに簡易検査からさらに高感度検査へと移行したということで、これは委員会のほうでも取り上げていたんですけれども、12月から3月までの4ヵ月間というのは、その期間が恐らくノロウイルスが多く発生する期間だろうとは思いますが、やはり年間を通して、この検査を継続するべきではないかと私は思っているんですが、年間を通しての高感度検査をやる予定はないのか、伺います。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。  
教育総務課長 名幸 孝 お答えいたします。  
中部の給食調理場の所長会議というのがございます。そこでどのように各市町村、そのノロウイルスの検査を行っているか伺ったことがありますけれども、ほとんどの市町村が3ヵ月もしくは4ヵ月の検査となっております。しかし、夏場に全然それが発生しないかということでもありますけれども、それは発生しないとは言えませんので、できれば年間を通してやったほうがいいのかなと今考えてはいるところであります。中部でも今、そういう話は出ておりますけれども、これまで夏場にそれほどそういったノロウイルスの感染があったということは、あまり聞こえませんが、現在のところ、4ヵ月間ということで、検査は行う予定であります。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 幼稚園から小学校、中学校、毎日1,800食ぐらいの給食をつくっている中で、これは月、火という2日間も給食が停止。更に午前中で学校を切り上げたということにもなれば、父母、保護者の方々も毎日働いている中でどう対応するのか、という電話も私、受け取っております、そういう状態で給食を停止していいのというような問題も発生しているものですから、そこはぜひ、問題の本質を捉えて、今後どういう管理体制を整えていけばそういう問題を未然に防げるのか。ノロウイルスというのは拡大していけば学校が閉鎖するような事案にもなりかねないようなことですので、そこも十分頭に入れて、給食センター、教育委員会が連携して二度とこういうことがないように取り組んでいただきたいと思います。次2番のほうに移りたいと思います。

子ども医療費について。村長のほうからやりますということで、私もこれには大賛成で今回の件につきましては、本当によく決断していただいたことに敬意を表するところであります。それに伴いまして、課長のほうからも継続していきたいと思っているということであったんですけれども、これは長期的なスパンで考えてやっていくのか。四、五年で終わるような予定でやっていくのか、そこはどうか。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。  
健康保険課長 比嘉健治 それではお答えします。

これまでも継続して、平成6年から実施してきている中で、あと四、五年でという考えはございません。今後も全国的にもやはり子育ての一環としても進んで拡充もさらに考えられますので、村としても継続して長期的に実施していきたいというふうに考えています。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 私も全く同感でありまして、こうしていい政策を打ち出した場合には

長期的に、あるいは恒久的と言え一番いいんですけれども、未長くやっていただいて、保護者の方々の負担軽減に努めていただきたいと思っております。私が聞きたいのは、それをやった場合に、現在、償還払いで対応されていると思うんですけれども、これは12月議会でも話があった、現物支給に移行できないかという話もあったんですけれども、そこで村長は県の対応を見ながら検討していかないといけないという状況の中でということがあったんですけれども、最後に話が出てきた子ども医療費貸付制度はどういう制度なのか、健康保険課長教えてくださいいただけますか。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。

健康保険課長 比嘉健治 それではお答えします。

議員がおっしゃる貸付制度についてですが、医療機関での支払いが一部負担ありますが、困難な方に対して市町村が医療費を貸し付けて、その負担を一度軽減といいますか、現金がなくても受診できるような形で貸し付けていく制度となっています。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 この件につきましては、今、那覇市と北谷町は去年11月からやっておられるんですけれども、村長も前回の答弁の中で貸付制度については十分検討できる範囲内だという答弁がありましたけれども、これは前向きに検討されているのか、村長の所見を伺いたいと思います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

この件につきましては、まだ判断できるデータ、あるいはサンプルがしっかりまだ確立できておりませんので、例えば今おっしゃった那覇市だとか、北谷町だとかの先にやっている市町村を例に取りながら、そして、本村にあった形のできるのかどうか、それはそこからの検討に

なると思いますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 これはまだまだ市町村でもやられているところが少ないんですけれども、やはりよく周知して行って検討して、できるだけこれは困窮世帯に対して私は素晴らしい政策だと感じているものですから、ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。この政策は子供を持つ親にとっては本当に経済的負担の軽減、そして安心して子育てできる環境、あるいは子供の健やかな成長、さらには貧困対策の一助にもつながるものだと確信しているものですから、確かに財政の厳しい中ではあるんですけれども、長期的な政策として、この政策は継続していただきたいと思っています。次に進みます。

パスポートの件です。先ほど課長のほうから交通費の軽減、そして利便性、住民サービスの充実も図れるということでありましたけれども、確かに那覇まで行って、2回は行かないといけないということで、役場でやれば近いところでできるということも踏まえて、それも村民の意向で需要があるのであれば、私も12月議会でもやられたらどうですかという提案をしたこともありまして、早期にこの政策を取り上げていただいて、敬意を表したいと思っております。これも継続性を持って長期的に取り組んでいただきたいと思っております。

次は4番子育ての挑戦、それを伺いたいと思います。先ほど課長のほうから現在の待機児童110名いるんですけれども、これは110名の内訳といえば、転入が多いのか。それとも保育園が不足して入れないのか。その原因は何なのか、伺います。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

住民生活課が集計している1年間の人口の動



きの集計表を見ますと26年度の出生数が226人、27年の出生数が236人、28年が2月末で237人と微増ではあります。それに比べ、転入のほうが26年が1,375人、27年が1,451人と増えてきています。その内訳は集計をされていませんが、子育て世帯が南上原地区に大分増えてきているものと考えています。それで、待機児童が多くなっていると考えています。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 出生数も230前後維持しているという中で、これが転入数を80名以上プラスしたら300名ぐらいの人数になるかと思っっているんですけども、前回の議会の中で課長は30年、31年では待機児童ゼロを目指しているという話がありました、果たしてその計画は今でもできると確信しているのかどうか、待機児童ゼロに対しては30年までに終わるのか。あるいは31年でゼロになる予定なのか、どうですか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 先ほども答弁しました30年4月開園予定と、あと30年4月から認可外から認可保育所へ移行する3園を合わせまして、約280人の定員を確保してまいります。それに向けて0～2歳児の待機児童が現在、大変多いものですから、小規模保育事業の状況を見ながら開園していき、31年度末には待機児童ゼロ宣言ができるように取り組みます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 ありがとうございます。今課長が言われた280名の定員が増えるということでございますけれども、これは将来の出生率も含めて、この推移に基づく待機児童の解消計画等は計画されているのか。あるいは策定されているのか、そこはどうですか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

平成26年度中城村子ども子育て支援事業計画

書の中で出生数、人口動態を計画しながら受け皿の確保を計画してあります。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 是非とも31年度末には待機児童が本村でもゼロになるように、今見てみますと、去年が86名、今年も110名と徐々に増えている状況があるものですから、できるだけ減らしていったら、来年の4月1日には恐らく相当数の待機児童が減るだろうというのは思ってはいるんですけども、それが完全に潜在的な待機児童も含めて、ゼロになるようにぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次は新園の地権者及び近隣住民との合意形成を行っているかということなんですが、これは予算委員会でも善功議員が質問しましたけれども、確認の意味で質問したいと思います。先ほど合意形成は行われているという課長の話であったんですけども、これはトラブル回避のために、そういう近隣住民との契約書なり、合意書はできているのか、伺います。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

地主のほうとは仮契約を締結し、周辺の方々には説明をし、同意をもらっております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 こういう問題は確かに建築が終わって、いざ園が開園したと同時にいろいろ問題が発生しているところもあるものですから、前もって同意書をもらっておくというのも大変重要な仕事のひとつですので、そういうのは怠りなく苦情が発生しないようお願いしたいと思います。

次、平成30年4月には2園が開園し、その合意書面もあるということで、この件は終わりにします。あと本村にきらら保育園という小規模保育園があるんですけども、そこは南保育園認定子ども園と連携しているということで、本村では今後もこういう3歳の壁というのは発

生しないということであるんですけども、ほかの2園ですね、これは大丈夫なのか。どうですか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

答弁しましたとおり、きらら保育園は中城みなみ保育園と連携施設として協定を結んでおります。平安保育園の事業者内保育所については隣のはるゆめ保育園と連携しています。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 漏れのないように3歳の壁、本村では絶対起きないように形態を取っていただいて、ぜひ連携して取り組んでいただきたいと思っております。あとは小学校と認定保育園の交流についてですけども、これはある校長からちょっと連携が薄いのではないかというような話がありまして、特に5歳児は来年は小学校に上がる時期でもあるし、今の公立の幼稚園が2園あるんですけども、それと同等の交流ができないかというような話があったものですから、それについて伺ったんですけども、ぜひ5歳児の小学校との関連、交流、これは密にやられているのか、先ほどはやっている課長の答弁ではあったんですけども、どういふものをやられているのか。例えば幼稚園であれば運動会とか、そういうのをちゃんと一緒にやっているというような話もあるんですけども、認定子どもの園の場合には小学校とどういふ交流を持っているのか、伺いたいと思いません。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

中城みなみ保育園につきましては、隣の中城南小学校と交流をしております。内容といたしましては、毎月本の読み聞かせ交流会を実施しております。クリスチャン幼稚園につきましては、公立小学校ではなくて私立の小学校と工作やゲームをしたり、プレゼント交換、カレー

パーティーなどを定期的に行っております。吉の浦保育所につきましては、両幼稚園とスポーツ交流会、買い物ごっこ交流会等を定期的に行っております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 公立保育所につきましては、確かに幼稚園も含めて学校とのいろいろな連携が執り行われていると、素晴らしい発展的な状況にあると幼稚園の教頭のほうからも聞いているものですから、ぜひこれも各幼稚園、それから保育園も含めて交流を継続して、さらに発展をさせていただきたいと思っております。子育てについてはぜひ村長の1丁目1番地ということもありまして、本村でもだいが進んでいる状況ではあるんですけども、さらに進化させて、どの学校でも教職員の交流も含めて進めさせていただきたいと思っております。

次、5番に移ります。健全な行財政経営の確立です、それにつきましては、先ほど毎年滋賀県で研修は行っていると、5年計画で女性活躍推進法ですか、それに基づいてやられているということなんですけれども、本村では女性の管理職、これは今までというより過去15年ぐらいをめどとしたとして、何名ぐらいのいたのか。これは何年前にいたのか、伺いたいと思います。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

記憶で大変申しわけないんですが、女性管理職は7年前で、それからの登用はございません。それまでに4名の女性管理職が在籍したということだということです。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今、国でも先ほど言った女性活躍推進法ですか、それが推進されている中で、本村でも絶対に有能な女性というのはいらざるので、ぜひ掘り起こしていってできるところから女性の登用も考えていただきたい。これはきめ細やかな分野で、女性の知識、

それから経験、そういうのが確実に必要になると思いますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思っております。

続きまして、2番のほうに移りたいと思います。庁舎建設の進捗状況です、その件については先ほど答弁があったので、最初は都市建設課の課長のほうから2月にアンケートを行ったということだったんですけれども、これは何枚配布して、何枚回収したのか。回収率は何%あったのか伺います。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

アンケート調査については、村民の意見及び課題やニーズの抽出を図ることで設計に反映できることから、調査を行いました。2月3日の事務委託会で配付して、2月20日までに役場及び各公民館に設置してある投かん箱で回収を行っています。結果として7,729世帯。回収が278世帯、回収率として3.6%となっています。回収率は低いんですけれども、いろいろな意見・要望等が数多くありましたので、設計に反映していきたいと考えています。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 7,729世帯、回収は278世帯、3.6%。これはちょっと低すぎる数字だと私は、今唖然としているんですけれども。この問題、これだけ低い回収率、何か原因があると思うんですけれども、担当課としての原因は何か思い当たる節はあるのか、それを伺いたいんですけれども。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

年齢別で回収、結果を言うと10代から20代がゼロで回答。一番多いのが60から70代の方で8%と。あとはほとんど1%未満の回収率となっており、本当に役場庁舎建設については興味がないのかなというのがあって、ただその97%の回答率は得ていないんですけれども、逆

に言えば役場庁舎建設を早く建設してほしいということを行っているかと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 私としては全く逆でこれは情報公開あるいは村民に対しての説明責任を全くやられていないということを私は本当に思っているわけです。推進してほしいというのであれば、これは確実にこういうアンケートには協力して、やはりそういうのがいいんだよと、あるいはそういうところをそういうふうにやっていただきたいという回答率が上がって当たり前であって、これは3.6%というのは「何でもいいよ、どうせ村がつくるんだから、いいんじゃないか」というような今のやり方で、本当に村民の合意性と言うのがないんじゃないかというふうに、非常にびっくりして、驚いて、もうバク転しそうな感じぐらいの感覚であります。これは後でも質問しますけれども、まず都市建設課のほうで検討委員会を設置しているんですけれども、検討委員会という名前が出てきているんですけれども、これは従来の検討委員会のメンバーと全て同じなのか。それとも入れ替える予定があるのか伺います。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

検討委員会については、従来は15名。今回も条例では15名となっていますので、15名で検討委員会を予定しています。その中で今回は新たに7名が変わって、社会福祉協議会の局長とか、こういう福祉関係の方も入れて、やっています。計15名で7名は変わります。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 7名変わるということなんですが、やはりこれから建設に向けての対応になりますと、専門性のある方々も含めて十分に検討して、この庁舎建設をやっていかないといけないということになるかと思うんです

けれども、その前に去年の12月議会でも聞いたんですけれども、今年の2月に方向性について専門家を招いて住民説明会を行うと総務課長は断言して、私はそれは十分にやったほうがいいよと。そういうふうにしなないと村民はわからないし、どういう状況なのかもわからないというようなことで私は楽しみにしていただんですけれども、これが2月の説明会、もう3月も過ぎてしまって、終わろうとしている中で、なぜやらなかったのか伺います。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

12月の議会において、住民説明会のことをお話ししましたけれども、その中で設計の進み具合によって、2月か3月ごろ住民説明会を行うというふうに考えているという答弁をいたしました。それについては、この設計を進める中でということでしたので、今この設計を進めている状況ですけれども、その状況を見ながら説明会を行う。2月、3月ではちょっと無理でしたけれども、今後、担当課のほうで主管課、都市建設のほうで説明会については検討するということになると思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今の都市建設課のほうでは、建物について検討しているわけですね。アンケートを取ったり、どういう状況でどういふのをさっき言ったようにつくるのかというような段階まで来ているのに、住民に対しては一切、これも説明がなされていないというのを私は考えているんですよ。今までやったのは9月23日にやった1回のほんの1時間の説明会。あれは報告会と。私は本当に2月にやると課長が断言していただいた中で、本当に楽しみにして、これで住民もほぼ専門家を招いての説明だから、納得するのかなというようなことも考えていたんですけれども、これが進行状況によってというような話に今なりますと、さらに住民に嫌が

られますよ。庁舎に関してはこういったやり方で、本当に村民に対してニーズのある庁舎がしてくれるのか、これは役場の庁舎、職員の庁舎、私はそういったものになりかねないような庁舎になると思います。ちゃんとした説明責任を果たしていただいて、本当に住民本位な庁舎をつくるのであれば、きちんとした説明を果たして、そして情報も公開して、まだまだ庁舎がどこに建つのか、この場所さえわからない人が多々いるんですよ、この中城村に。それを踏まえると本当に説明責任のなさというのは私は驚愕するぐらいないと、皆様方の説明責任が果たされていない。説明を果たさない限り人間は頭に入ってこない。そして興味を持たない。あるいは本当に今どういう進捗になっているのかもわからないというところでは、これはぜひやってくださいよ。早急に、課長どうですか。すぐやれないですか。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(10時54分)

~~~~~

再開(10時56分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 ではお答えします。

現在の総務課長の話では、設計を進めながらという話ですけれども、事業担当課としては検討委員会を4月にして、8月に基本設計が大体まとまります。その基本計画の設計の段階で住民説明会はやってもいいのですが、基本設計の説明で良ければ行きます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 私の考え方はちょっと別でありまして、前に疑問が出た村民に対しての説明というのは、これは建物、設計そういうものではないんですよ。その立地場所についての説明を求めているわけで、今測量が始まっている中で、そしてその方向性というのは先ほど

課長が話されたとおりであるんですけども、それをもう1回きっちりした形で村民に対して、この場所は確かに今まで探した中で一番、こっちしかないですよというような説明です。私というのは、立地的な説明、場所の説明、それを専門家を呼んでやってくださいと、これは12月にも言いました。それをやるという話を私、聞いたんですけども、総務課長のほうから。これは金城議員の質問に対して、答えております。議事録を見ればわかる。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（10時58分）

~~~~~

再開（10時58分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

多少誤解があるようで、私のほうで村長として決定事項をお話いたします。場所については、もうあれは確定でございます。場所については、今現在も地主さんとの交渉もやって、先ほど答弁がありましたように立ち会いもやって、場所はそこで進めていきます。その説明を前回の説明会でも説明いたしました。ここでやりますと。そうではないという大城議員もそうです。そうではないという方々の意見も当然あります。それで私は全部受け止めて、しかしここで諮問されたものについて、私はこれでやっていきますという答申を受けました。それで私の意見もやりました。

今、大城議員がおっしゃるようなことは私どもとしては、場所は決定をしている中で、今後、設計において住民の皆様にごうぐあいの庁舎ができていきますよ。こういうものをやっていきたいと思っていますよ。そこでまだ基本設計の段階ですから、例えばこういうことをやったらどうかとか、こういうものをやったらどうかというものはしっかりそれも受けとめますよ。

もちろんこれは検討委員会の中で、もう一度またやらしていただきますけれども、そういうことであって、そのためにはある程度のその説明ができる。例えばパーツがあったり、こんな建物ができますとか、そういうものがあつた段階で説明したほうがいいだろうと。何の材料もない中で住民にごうぐあいのことをやりませよといつても、私も経験上、平面図だけで住民の方々がイメージできるとは思っていませんので、そういうことであつて、ここではっきりさせておきますけれども、場所は決定をして、そして今建物の設計もして、土地の地主さんとの交渉もしっかりとやって、建物がある程度ごうぐあいにしてやっていきたいというたたき台ができた段階で、住民の皆様には説明をしていくというのが方針でございます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 土地はもう既に決定していると、行政のほうではそういう判断である。そこで今まで建物に関してももう進んでいるというんですけども、これは土地の買収計画は現在どうなっているのか。これは前、伺ったところは40%が借地ということで、そこでも課長のほうはまだ期間があるから買収できるのであればその方向性を探っているというような話をされていたんですけども、そこについては今現在どういう状況なのか伺います。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

12月の議会に2名の借地があるということで答弁いたしました。その中でその後、何回かその地主さんと面会して、交渉してまいりましたけれども、どうしても本人の理由として借地じゃないとだめだということでありましたので、我々としてはもう借地でいくということでございます。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今、公共施設を村が買

い上げるという。そして借地にするという中で地主に対して、交渉でどうしても借地にならざるを得ないという判断だったということなんですけれども、これは地主に対して買い上げた場合は税制上の優遇とか、そういうのがあるはずなんです。そういうのも踏まえて説明して交渉して、それでもだめだというような判断であるのか伺います。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

当然、そういうことは説明してございます。その地主については役場の組織もよく御存じでございますので、そういうことは重々御承知でございます。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 ちょっと話は逸れますけれども、幼稚園の件にしても買い取ってくれと。あるいは返してくれというような話もあるものですから、また今朝の新聞でも、時価の上昇というのは県内でもすさまじく上がってきているというような中でも、ぜひ借地、そこは十分考えていただいて、本当に村にとって借地がいいのか。村長は借地でもいいというような判断で行っているみたいですが、これからまた10年、20年あるいは30年後に、「庁舎の敷地、駐車場だけは返してくれ」と言われた場合に、どういう対応ができるのか、現状の幼稚園のことも踏まえますと、大変厳しいと私は思っているものですから、ぜひそこも踏まえて庁舎建設、それから説明責任というのは、やはり村民に対しても十分理解していただいて、それは果たしていかないといけない。

先ほど言った3.6%の回収率ですね、それを考えますと、非常に村民は関心は多いはずなんですよ本当は。関心は多いんですけれども、いまだに場所もわからない方がいらっしゃる中で、情報公開とやはり説明責任、これは果たされていないのが現状ではないかなと思っているもの

ですから、ぜひ情報公開とそれから説明責任は行政、それから村として徹底して果たしていただきたい。それを果たさない限りはやはり村民は、関心を持たないですよ、何も。わからないんだから。わからないということは、関心が無いという前の話ですので、そこはぜひ徹頭徹尾、説明責任を果たして、村民にわかりやすく教えていただきたいと思います。アンケートの結果も60代、70代が多いということなんです、本当は10代、20代あるいは30代が多くなければいけないようなアンケート調査も私は期待はしてはいたんですけれども、全くないという判断のもとに答弁を受けたものですから、そこはぜひ行政として重く受け止めてもらって、今後の庁舎建設にかかわっていただきたいと思っています。次に進みたいと思います。

次、農業振興の活性化ですね。先ほど課長のほうからいろいろな農業指導員とか、新規就農とかあったんですけれども、今担い手ですね、担い手の育成の現状はどうか、伺いたいと思います。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

本村の新たな担い手として、農林水産課としましては、これまで青年就農給付金とか、あとは農業指導員による圃場等の見回りをしている。いろいろな指導助言をすると、そういう形で現在、村外からも新たな担い手として土地を求めて、こちらで農業をされている方もいらっしゃる。今後ともそういった人たちをいろいろな事業等で支援を行っていきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今、様々な新規の事業として、たくさん取り上げられてこれから農業のほうも活性化していくのかなという予感し

ているんですけれども、その事業に対して費用対効果等も踏まえながら、この今言った担い手育成、それは十分やっていくということも、村としてバックアップしていかないといけないだろうと思っているんですけれども、農地中間管理機構、そのほうの利用状況、これは増えているのか、あるいは今現在どういう状況なのか、教えていただけますか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 続けてお答えいたします。

農地中間管理事業は、平成28年度には実績として3件ございました。ただ借り手の希望者は結構いらっしゃるんですが、出し手がなかなかいないという状況もあります。それで今後、農業委員会を中心にして出し手の掘り起こしを強化していければと考えております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今、3件という話でありましたけれども、この中間管理機構、最大限活用して行って、ぜひ貸し手がいないからできないんだというような話ではなくて、この管理機構を十分使って行って、貸し手を探すということは重点的にやっていかないといけないだろうなと思っております。今年10月から新たな農業委員会が発足し、そして現場重視の布陣になるかと思いますが、耕作放棄地の解消をなくして農業の活性化はないと思いますので、各事業を通して行政、JA、それから農業委員会が連携して、農業発展に取り組んでいただくように強く要望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 與那覇朝輝 以上で大城常良議員の一般質問を終了終わります。

休憩します。

休憩（11時10分）

~~~~~

再開（11時20分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

続きまして比嘉麻乃議員の一般質問を許します。

2番 比嘉麻乃議員 では改めましておはようございます。議席番号2番 比嘉麻乃。それでは通告書に基づきまして、御質問いたします。

大枠1、住民サービスについて。現在、本村では住民サービスの一つとして昼食時間である12時から13時の間も窓口を開けて、住民票、戸籍、印鑑登録証明書の発行業務を行っているが、さらなる住民サービスの向上として平日に仕事などで来庁することのできない村民のために公共施設への証明書自動交付機の設置、あるいは全国のコンビニエンスストアでのマルチコピー機から住民票の写しや各種証明書が取得できるサービス実施の考えはあるか伺います。

大枠2、中城城跡と護佐丸について。平成28年度は中城城跡で多くのイベントが開催され年間来場者数が昨年に比べ10%増の13万5,164人と施政方針の中にありましたが、平成28年度の4月から今月の20日は中止になりましたけれども、この19日、20日に開催されたイベントまでの来場者数と各イベントの来場者数のベスト5を伺います。今年の5月30日の「ごさまるの日」に予定しているイベントはあるか伺います。現在発売している護佐丸くんグッズを伺います。

大枠3、学校防犯システムについて。現在本村にある小学校・中学校の中で、防犯カメラが設置されている学校は南小学校のみとなっていますが、このほどNPO法人が本村4校すべての学校に子供の安全を守るため無償で防犯システムを設置することになりましたが、その防犯システム「ツイタもん」について伺います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは比嘉麻乃議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、住民生活課。大枠2番につきましては、企業立地観光推進課。大枠3番につきましては、教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは御質問は教育委員会でありますけれども、実は大枠3番、学校防犯システムにつきましては、伊佐則勝議員からの御提言などもありまして、私が説明を受けて非常に素晴らしいということで教育委員会、教育長に早速、これを検討してくれということをお願いをした経緯がございます。後ほど御説明があると思えますけれども、非常に素晴らしいことでこれからそれを活用しながら、「ツイタもん」だけではありませんけれども、子供たちの安心安全を考えていきたいなと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 比嘉麻乃議員の御質問大枠3について、お答えします。

先程村長からも答弁がありましたけれども、私からも答弁させていただきます。教育委員会では学校の安全対策の一環として、新年度より学校防犯システム「ツイタもん」を村内4学校に設置いたします。このシステムは、学校の通用門へ防犯カメラ、ICタグを読み取るセンサーを設置し、ICタグを所持した児童生徒の登下校時の通過時刻をパソコンで管理します。防犯カメラでの映像確認もでき、不審者の侵入未然防止にもなります。システム整備・ICタグの対応に関しては、NPO法人からの無償設置となります。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。

住民生活課長 仲村盛和 それでは比嘉麻乃議員の質問の大枠1番について、お答えいたします。

全国的にコンビニ交付が広がっている中、県内では、南風原町、豊見城市など8市町村が導入しています。本村も導入市町村の情報収集を

行いながら検討していきたいと考えております。また公共施設への自動交付機設置は、維持費がかかることから廃止をする市町村もあるというふう聞いております。以上です。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では比嘉麻乃議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず大枠2の でございますが、観光振興に伴う中城城跡を活用したイベントについては、中城村主催や民間企業が開催するイベントを誘致した事業があります。御質問の平成28年4月から平成29年3月末までのイベントの来場者数と来場者数のベスト5ということでございますが、平成29年3月の来場者数については、集計中でありまして、2月末で御報告をさせていただきたいと思えます。まず、平成28年4月から平成29年2月末現在の入場者数は11万9,642人でございます。次に、イベントのベスト5ということですが、イベントは20日までの事業で12事業を実施いたしました。1番目に入場者数が多いのが、4月2日、3日に行われましたAKB48、チーム8の中城城跡コンサートでございます。2番目に11月19日、20日に開催されました中城城跡プロジェクションマッピングでございます。AKB48の来場者数は4,377人、プロジェクションマッピングは、3,665人でございます。3番目に世界遺産劇場 三浦大知スペシャルイベントで3月11日に2,130人。それから4番目にグスクの響き祭り。これは中城城跡の公園事業で青年会が行っている事業でございますが、10月30日に1,273人。5番目に29年1月7日、8日に行われました中城演劇フェスティバル新・幕末純情伝1,168人。ベスト5ですが、せっかくですので全部説明したいと思います。6番目に12月17日に行われた中城城跡横綱白鵬の土俵入り1,107人。それから7番目に中城狂言で1月31日に行われまして、1,040人。

8番目に中城村グスクの響き事業護佐丸カーニバルで約600人。これは概数でございます。9番目に1月28日、29日に行われました中城演劇フェスティバルのクレージキャメル688人等々でございます。それから村事業としまして、10月22日、23日に中城護佐丸祭りも開催されている状況でございます。これが8,595人でございます。

次に でございますが、今年の5月30日のござまるの日に予定しているイベントはということですが、当課においては、現在予定はございませんが、検討しているものは、ゴールデンウィークにイベントが開催できないかという今計画をしております。例えば子供向けのイベントでございますが、こいのぼり祭りとか、護佐丸のキャラクターショーとか、それから城跡にちなんだ石積み大会とか、ふれあい動物園とか、村内の事業所を活用した金のかからないイベントができないかということで、今検討はしているところでございます。

について、今現在販売している護佐丸グッズについてということですが、世界遺産中城城跡白鵬土俵入りの実行委員会の資金造成で制作したグッズは、護佐丸缶バッジ、それから護佐丸Tシャツの2種類を販売し、好評を得ております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 ありがとうございます。それでは大枠1の住民サービスから順に再質問いたします。

村民の中には、住民票を取得するために仕事を休んだり、仕事や生活に支障を来す方もいらっしゃると思います。お隣の宜野湾市では、住民サービスの一つとして、図書館や博物館に証明書自動交付機を設置し、休館日以外の閉館時間まで土日問わず住民票を取得することができます。私も実際に博物館に行って見えました。自動交付機ということで、申請書に記入する手

間もなく、そして待ち時間もなく簡単な画面操作でスピード発行というメリットから、宜野湾市におきましては、宜野湾市全体で住民票を取得する人の約50%が自動交付機での取得になっているそうです。南城市におきましては、住民票の50%、そして印鑑登録証明書の75%は自動交付機からの取得率になっていました。そういったことから私も当初は宜野湾市や南城市のように、本村の公共施設でもある護佐丸歴史資料館、図書館での自動交付機導入の提案を最初は考えており、それでいろいろ調査してみました。でも宜野湾市ですとか、あとは南城市の職員の話も聞いているうちにコンビニ交付、これは時間的には朝の6時30分から23時までの利用時間ですとか、あとコンビニ交付だと全国の約4万9,000店舗のコンビニエンスストアで取得ができるということ。そしてコスト面等を考えてみると那覇市や沖縄市、八重瀬町、読谷村と多くの自治体を実施しているコンビニ交付サービスのほうがよりよい住民サービスになると考えていますけれども、このコンビニ交付については今どのようなお考えでしょうか伺います。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。
住民生活課長 仲村盛和 それではお答えします。

先ほどの答弁とも重複しますが、今コンビニ交付を検討しているかと考えております。自動交付機については、コンビニ交付を導入したところは、維持管理の面から廃止していく方向であり、どの市町村も検討しているようですので、コンビニ交付をできるだけ実施できるように検討していきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 総務省とか、宜野湾IT推進課に聞きましたところ、公共施設に自動交付機を導入した場合は、構築費で2,500万円から3,000万円ぐらいかかるというふうに言っていました。でもコンビニエンスストアでの構

築費はシステムによっては多少変わるそうなんです、大体人口によって変わるそうなんです、中城村は1,000万円くらいだそうです。1,000万円かかるんですが、しかし平成31年までに導入した場合は財政支援がありまして、その2分の1の500万円の構築費で済むということなんです。ですからもしコンビニ交付を考えるのであれば、平成31年までに行ったほうがいいのかなと思いますけれども、実施についてはどうでしょうか。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。
住民生活課長 仲村盛和 それではお答えします。

今、麻乃議員からの1,000万円程度とありましたが、実は我々のほうで構築する場合の見積もりを取ってありまして、実際、中城村だと3,000万円程度かかるというOCCからの見積もりが出ており、財政とも調整が必要だということで考えております。ただ、財政措置は、平成31年度までであるということですが、まだ延長する可能性もあるという話を伺っていますので、それに合わせた形で財政とも調整していきたいと思えます。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 OCCの見積もりが3,000万円かかるということですが、私は総務省に電話をして、聞いた中では大体1,000万円というふうに聞きましたが、これは違いがあるようです。一日も早い実施をお願いしたいと思います。でも自動交付機だとか、コンビニエンス交付以外に土日に住民票を取得する方法というのは、ほかにはありませんでしょうか。村長はいつも財政のことを考えていろいろなことをひらめきますけれども、今の私のこれまでの話を聞いて村長、いかがでしょうか。何かいい方法はないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

突然であれですけれども、大変、頭の痛い話でももちろん住民サービスの向上を図りたいというのは当然でございます。しかし、優先順位がどちらのほうにあるのか、子育て支援も含めていろいろな貧困対策、いろんなところに財政出動はあるとは思っていますけれども、可能性として今お話を聞いていますと、金銭的な部分の一つと。これが有利な状況で採用できるということであれば、真剣にコンビニ交付ですか、それも考えていかなければいけないということの一つと。もう一つは土日にそれが交付できるということであれば、これもサービスの向上ということであれば、例えば新庁舎ができた段階でそこで土日も交付できるような人件費とそして雇用と、あるいはこの雇用がどういう雇用になるかはわかりませんが、シルバー人材を充てられるだとか、これはもちろん完全に秘密保持、セキュリティがしっかりしているという大前提がありますけれども、その辺を天秤にかけ財政と相談もしながら、いずれかのサービスの向上は図らないといけないなと思っております。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 土日に住民票を取得したいという人が多いので、交付機も必要だと思いますが、土日に開庁していただくことが、一番財政に負担がないのかなというふうにも思っております。以前から住民にパスポートが役場で申請、そして受け取りができないかとか、住民票を土日に取ることができないかという声が多かった中、本村では4月から住民サービスの一環として役場でパスポートの申請と受け取りがスタートしますよね。引き続き、より一層の住民サービスとして、土日でも住民票が取得できるよう早い実施をお願いいたしまして、大枠2の再質問に移らせていただきます。

平成28年度の来場者数が2月現在で11万9,000人ということなんです、前年度の平成

27年度に比べますと、平成28年度はA K Bから始まりまして、3年に一度の護佐丸祭り、そして大相撲の土俵入り、野村萬齋とイベントは平成27年度に比べると多かったかなと思いますけれども、来場者数が大分減っていると思いますが、その原因は何だと思えますか、伺います。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えしたいと思います。

確かに昨年と比べて、来場者が現時点では減っている状況であります。昨年と比べて減った理由ということですが、大きな原因はイベント時の天候不良、それから事業内容のマンネリ化もあったのではないかとあります。それから事業が多かったせいもあります。また、広報不足の要因もあったのではないかと考えております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 去る20日のイベントもその日は晴れていましたけれども、その前日の雨の影響で中止になったと聞いています。私は天候だけが原因ではないと思うんですね。イベントの時期的なものもあると思います。城跡のイベントは10月から翌年の3月に集中し過ぎて、どんなにいいイベントでも同じ場所で開催しすぎると、お客様も飽きてくるのではないかと思います。実際にそういう声もありました。最初はよかったんですが、だんだん多くなってくうちに、「やり過ぎているんじゃない、この時期に」という声も実際ありましたけれども、時期をずらすという考えはあるか伺います。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えします。

中城城跡での開催時期の問題ですが、沖縄全体がまず夏場にかけては台風が発生するという

気象的なものがあります。その時期については、相当のリスクが高いものと考えております。それから、秋になりますとやはり学校行事とか、いろいろなイベントとの重なりが出てきます。その辺は今後、反省も含めていい時期を選定しながら、また事業についても選定しながら、今後進めてまいりたいと思っています。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 年間を通して平均的に事業を行ったほうが、私はいいのではないかなと思いますので、開催の時期についても検討していただきたいと思えます。でも平成28年度の来場者数は3月末までには13万人という数字が出ればいいかなと思いますし、10年前に比べましたら、来場者数も2倍に増えていると思いますので、いいように上がっていると思います。

屋良課長は集客のために沖縄県内だけではなく県外へも営業などもしていますよね。その甲斐あって約12万の大勢の方々が中城城跡を訪れ、そして中城城跡を知ってくれたと思えます。私も村外の人から中城は今にぎやかだね、すごいねというふうに褒めの言葉ももらっています。

しかし、その中で裏門のほうから城郭内に入る人は何人ぐらいいるのかなとそれも心配にもなります。イベントだけではなくて、やはり中城城跡の城壁ですとか、三の郭、二の郭、一の郭を見学してほしいなというふうに思っております。お客様にはその歴史ですとか、護佐丸の活躍も学んでいって、帰ってほしいなと思えます。既に課長は平成29年度の集客に向けて、いろいろな計画があると思えますけれども、そこで平成29年度の集客方法を伺います。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えしたいと思います。

イベントと一緒に城跡も観覧するようにとい

うチケットを提案して、イベントを実施しているところでもあります。平成29年度の集客方法についてですが、中城村としましては、観光地中城城跡と位置づけ、また城主である護佐丸公を今後とも観光資源の基軸として観光ピーアールを引き続き観光関連事業所等に行っていきたいと考えております。事業としましては、中城城跡の城壁を活用したプロジェクションマッピングを継続しながら、また文化庁予算を公募しております芸術文化発信事業を今年も引き続き開催していきたいと考えております。それからサッカーキャンプ事業による知名度アップも引き続き行いまして、大分観光客もサポーターも増えておりますので、その辺もまた含めて村内の飲食店への展開。それから当然中城城跡観光への展開を促進してまいりたいと思います。また、県外へのイベント誘致ですが、これはトップセールスとして村長と共に展開しているものであります。徐々にではあります、民間事業を誘致することができているということで、今年も積極的にイベント誘致事業を重点的に行いたいと考えております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 たくさんのイベントがあるということで、県内のお客様もほとんどかなと思います。今課長の答弁を聞いて思いましたが、サッカーのファンも増えているということで、お願いをして、またサッカーのファンとサッカーの選手の交流会とか、そういうのもやっても楽しいかなと思います。県内だけではなくて、10月ごろになると修学旅行生も増えてきますが、私もガイドをやっているときは、ガイドとして中城城跡に来ることはほとんどなかったです。また修学旅行の集客の取り組みとかをどのように学校とか旅行社にしているのかを、伺いたいと思います。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 答えいたします。

修学旅行者への取り組みということですが、村としては観光案内の観光ガイドブックも制作されています。それから修学旅行生を受け入れるNPO法人しまんちゅう活力支援隊の団体もございます。そこでも民泊事業のパンフレットを製作して、沖縄県に修学旅行で来られた学校名を調査して、その学校にもパンフレットを送付しております。そういう状況で修学旅行への対応としましては、来客する修学旅行の高校にパンフレット等を送って、誘致活動をしている状況でございます。

それから村では2社の、修学旅行、民泊を受けている事業所がありますが、そこも情報を交換しながら中城の民泊誘導もしているところでございます。以上です。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 民泊の生徒たちの場合は民泊だと引き受けている家族の人たちが大体連れていかないですかね。中城城跡に。ですから、全然中城城跡を行程に入れていない旅行社に営業したほうがいいと思います。1個やることに何百人の生徒たちが来ますから、一度いいなと思ったら、これが2年、3年、4年と毎年営業しなくても続いていくと思うので、しっかりと学校と旅行社に中城城跡の素晴らしいところ、それをピーアールしながら営業したほうが、一番効果的かなと思います。

そして、今民泊のことで思ったんですが、入村式を中城城跡でやるだとか、あるいはインバウンドでの歓迎式を中城城跡でやるだとか、今はインバウンドがとても注目を浴びているので、できれば中城の伝統芸能などを見せると、素晴らしいかなと思います。ぜひ平成29年度も多くの皆さんに中城城跡を知ってもらえるよう盛り上げていただきたいと思います。期待しています。それと民間の主催のイベントとか、一括交

付金を利用した財政に優しい、そして楽しいイベントを開催していただきたいと思います。

今お話ししましたように最近はやインバウンド、いわゆる外国人観光客も増加していますけれども、中城城跡には何カ国語のパンフレットを準備しているか、お伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 それではお答えします。

まず平成27年度の中城城跡への外国人入客数ですが、1万6,000人に増えております。それから何カ国語のパンフレットがあるか、ということですが、本村については文化庁の「とよむ中城事業」をいただきまして、「とよむ中城観光ガイドブック」を製作しております。7言語対応のガイドブックを整備し、設置は中城城跡の窓口日本語、英語、広東語、北京語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語の7カ国語を用意しております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 7カ国語のパンフレットでもって、いろいろな国の人たちに中城城跡を知ってもらえるということは、とても素晴らしいと思います。歴史などを深く理解してもらうには、困難な場合もあると思いますが、文字や写真だけの紹介ではなく、タブレットを使って、動画で琉球王朝時代の中城城跡や、護佐丸を再現してよみがえらせることができると面白いと思いますけれども、このタブレットの導入については、いかがでしょうか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えします。

タブレット利用については、今現在村においては、有形・無形民俗文化財を補助事業を活用しデジタル化し、それをもとに観光ピーアール

用にアレンジをしまして、今ICTを活用して情報発信しているところです。ホームページでもスマートフォンでも閲覧可能ということになっております。ただ、課題がありまして、中城城跡内での説明をする場合にwifiがつながっておらず、現在は動作がにぶいという状況で不便を来しておりますが、今沖縄県でwifi整備をしている所と協議をしまして、つながるように検討をしていきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 ホームページでのお知らせをやるということで、ホームページからお城のことを動画とかで見られるということですよ。北部にやんばる亜熱帯の森恐竜パークというのがありますが、御存じですか。そこではタブレットを利用して、約1億年前の恐竜時代にタイムスリップしたような感覚を体感することができます。画面の中で恐竜が動いている姿を見て、子供から大人まで楽しんでいるのをよく見ていました。県外のお城の中でも佐賀県に名護市の「名護」に屋根の「屋」で名護屋城というところがありまして、そこでタブレットをお城で使っております。そこもまた子供から大人まで楽しんでいるということを聞いており写真を持ってきました。最初の写真がやんばる亜熱帯の森、これをかざして画面の中で恐竜が動く。ですからこれだけを見に行くというお客様も多いですね。次の写真が名護屋城のタブレットなんですけれども、そこに写っているこの建物は実際ないんですね。その場所に当てると画面上で当時のお城が見える。例えば中城でしたら護佐丸を入れてメインにするとどンドン県内や、国内外のお客様も喜ばれてこれを目当てに来てくれるといいなと思います。首里城みたいに建物をつくるというのは絶対できないと思うので、それを甦らせるという方法の一つではないかなと思いますので、ぜひ考えてみてください。

い。これを導入することによって、子供から大人まで楽しめて、そして学べる中城城跡になると思います。しかし、世界遺産ということまでどこまで手をつけていいのかが、私もわからないので、調べてもし可能でしたらタブレット導入も考えてほしいと思います。

めでたく15万人を達成しましたら、今度はどうやって毎年15万人を維持できるかという考えになります。15万人達成したから、「はい、もう終わり」というわけではないですよ。毎年15万人に達するにはどのようにしたほうがいいのか。維持をするには考えなければならないと思います。ですから一括交付金が受けられるうちにこういったタブレットのように形として残るもの。イベントもいいと思いますけれども、形として残るものを残していただきたいと思います。

それでは「ごさまるの日」のイベント、今年は考えていないということですが、あまりお金をかけなくてもこいのぼりですとか、キャラクターショーだとか、ふれあい動物園、これはすごくいいと思うので、ぜひやっていただきたいなと思います。5月30日「ごさまるの日」なんですけど、2009年に制定された「ごさまるの日」の条例の中で、先人たちが残した豊かな歴史と文化、自然に対する関心と理解を深め、次世代への伝統文化の継承と村民の郷土を愛する心をはぐくむことを目的とし、「ごさまるの日」を定めるとありますけれども、せっかく「ごさまるの日」を制定したので、ぜひ年に一度は「ごさまるの日」を大切にいただいて、ごさまるにちなんだイベントもしていただきたいなと思います。例えばごさまるが築城したお城でテントを張って1泊するとか、今リゾートウェディングも流行っていますので、キャッスルウェディングということで、ここで結婚式をするなり、そういった「ごさまるの日」のイベントというのを年に1回なので、ぜひ考えてほ

しいなと思います。今年はないということなので、来年から考えてほしいなと思います。

毎年全国のゆるキャラグランプリというのがありまして、2016年は1,421のキャラクターがエントリーし、護佐丸君は703位でした。村の護佐丸に対するこだわりはすごいもので、護佐丸陸上競技場ですとか、あとは護佐丸歴史資料図書館、護佐丸バス、護佐丸タクシーとあちらこちらで護佐丸を目にすることが増えてきました。最近、護佐丸のワンボックスカーを見ましたけれども、話によると、そのワンボックスカーは、後ろのシートを外して、護佐丸を着るための車だというふうに聞いていますけれども、それ以外にはどんなことに使用しているのか伺います。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えします。

観光促進車として、整備をさせていただいております。沖縄県振興特別推進交付金事業を活用しての導入でございます。主に先ほど麻乃議員からありましたとおり、マスコットキャラクターの護佐丸くんのイベントへの移動によるものでございますが、せっかくイベント等に参加するわけですから、車両には護佐丸くんと世界遺産の中城城跡の城壁をイメージしたラッピングを施しております。そういうことで移動時には中城村をアピールしたり、世界遺産中城城跡をPRして、見る人たちに中城村の観光を推進しているということでございます。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 確かに子供たちにとって護佐丸くんは一つの生き物だと思っている子も多いので、確かに着替える時は隠れていただきたいとは思いますが、ただせっかく可愛い車なので、移動だけではなくて、もし護佐丸の何かを販売するときにはこれをお店変わりに使用

しては、これを見ただけで人も集まってくるのではないかなと思いますので、どんどんいろいろなものに活用していただきたいと思います。できれば私たち議員の研修のときの移動にも使用できるといろいろと宣伝にはなるかなと思います。

続きまして、護佐丸の護佐丸くんのグッズについてですが、私もごさまる焼き、そして島ニンジン焼きドーナツをいただきましたが、すごくおいしかったです。そしてとってもいいアイデアだなというふうに思っております。キャラクターとして、南城市のなんじいというキャラクターがありますけれども、南城市では平成23年度にプロジェクトチームをつくり、なんじいというキャラクターが誕生しました。今ではこのなんじい、沖縄一有名だと言われています。そのなんじいを広めるために南城市のほうでは一括交付金を使って、なんじいのストラップや、ぬいぐるみをつくり、あらゆるところに配ったそうです。今では人気が出てきて、物産展の売店の中でグッズだけで、年間2,400万円の売り上げがあるということなんですね。本村でも護佐丸グッズをつくり、例えば出生届を提出する村民に対して、よく車に「赤ちゃんが乗っています」ステッカーがありますよね。それをプレゼントするですとか、あとは村内の保育園にぬいぐるみを配ったりとか、そして原動機付自転車、御当地ナンバーですよね、それを製作するですとか、あるいは護佐丸ソングをつくるとか、様々なピーアールの仕方はあると思います。人気が出てきたら自然と業者もついてきて、どんどん勝手にと言ったらおかしいんですけども、商品化してくれて村の活性化にもつながると思います。これに対してはどうでしょうか、伺います。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答え

します。

素晴らしい意見として受け入れ前向きに検討したいと思いますが、それについてやはり村として事業の優先順位とか、緊急性だとか、いろいろな課題があります。ただ、課としてはできるものから始めていきたいということで、護佐丸くんのシールをつくって、村内の事業者に配っております。その結果、賞品のラッピングに使われたり、今幅広く使われてきております。先ほどお話がありましたとおり、去年ごさまる焼きを商工会の青年部で製作しまして、今販売をしております。大変おいしいです。もう一つは白鵬の土俵入りの資金造成でつくりましたバッチ、Tシャツも好評ですので、それをもとにまた検討させていただきたいと思います。それからサッカーキャンプを実施したガンバ大阪が今年、護佐丸とガンバ君のバッチをつくって販売をしました。相当の売れ行きで、ここでしか買えない限定品ということで、好評をいただいております。グッズにはいろいろありますので、護佐丸くんにふさわしいものを検討していきたいと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 限定品はいいと思います。やはりほしくなりますよね。やはり護佐丸グッズを購入した人が、この商品を見るためにまた中城に行きたいなという気持ちになるようなグッズをつくってほしいなと思います。施政方針の中にもありましたけれども、観光協会を立ち上げる前にまずは村おこしプロジェクトチームなどをつくっていただいて、このチームの中には商工会はもちろんのこと、青年会ですとか、そして各課の若手の職員をチームに入れることで、出生届の際にプレゼントをする「赤ちゃんが乗っています」ステッカーは住民生活課、そしてご当地ナンバーは税務課と、その担当者がチームにいることによって、スムーズにそういったことも進められるのではないかなと

思います。企業立地・観光推進課だけで進めて、それができ上がったところで、「はい、これお願いします」といろいろな課をお願いをするだけでは前にも進まないと思いますし、あまりいい気持ちではないと思うんですね。ですからスタートの時点からいろいろな課の人たちと一緒に力を合わせて役場全体のチームをつくることで、たくさんの発想も生まれてくると思いますし、良いものをつくろうと同じことに取り組むことで、職員同士と村民の結束力も広がって、つながっていくのではないかなと思います。さらなる中城村の活性化のためにも村おこしプロジェクトチームは必要ではないかなと思いますので、ぜひ検討してみてください。

では大梓3の防犯システムの件について、移ります。私も一保護者として防犯システムの話をして伊佐則勝議員から伺ったときには、もうすぐにも取り組んでほしいなというふうに思いました。私も以前の仕事は子供よりも早く仕事に行き、子供よりも遅く帰ってくる生活の中でちゃんと子供が学校に行ったのかなとか、無事学校を終えて、家に着いているのかなというふうにとても心配しながらの仕事をしていました。村内にもそういうお父さん、お母さんはいらっしゃるかなと思います。この防犯システムは全国200校の学校に設置され、児童生徒の安全とそして保護者の安心のお役に立っているそうです。それだけではなくて、この防犯カメラを設置することで、不審者の早期発見だとか、あとは警察への早期通報につながり、外からの侵入に対する抑止力になると思いますが、これはもういつごろから開始できるのかというのは決まっているのでしょうか、伺います。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

防犯システムの取り組み状況でありますけれども、まず2月1日に各学校の校長に説明を

行って、そのシステムの状況を説明しております。2月10日にはそのシステムの設置依頼をNPO法人に提出しています。そして、2月21日に各学校の現場視察を行っております。それはNPO法人、教育委員会、あと学校長で行っております。防犯システムの設備の設置ですけれども、今月末から来月初めを予定しております。各学校の取り組み状況であります。津覇小学校の対応は早く、2月ではPTA役員に説明し、保護者への文書での周知をもう既に終わっております。ほかの3学校では3月から4月に向けて、PTA役員に説明し、5月のPTA総会で保護者への説明を行い、6月からICタグの配付を予定しているところでございます。以上です。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 6月から開始ということなんですが、沖縄県では那覇市の銘苅小学校、そして宜野湾市の宜野湾小学校で4月10日の新学期にスタート予定だそうです。また、中城村のように4校を一気に設置を決定したというのは全国でもまれで、村長とそして教育委員会の、子供たちの安心安全を最優先に思う気持ちが今回の結果だと認識しております。また、村やそして学校からも一切費用が発生しないということで、そこもまた魅力ではないかなと思います。子供たちの安全、そして保護者の安心のためにも、ぜひ6月までには間に合わせていただきたいと思います。以上、比嘉麻乃の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 與那覇朝輝 これで比嘉麻乃議員の一般質問を終了いたします。

休憩します。

休憩(12時17分)

~~~~~

再開(13時30分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

続きまして金城 章議員。



7番 金城 章議員 一般質問を行います。毎回のことを質疑する項目もあります。しかしながら、ぜひ早目に取り組んでほしい、毎回取り上げているものでありまして、その旨、答弁のほうもよろしくをお願いします。

1番、吉の浦公園整備について。昨年、議会にて吉の浦公園整備計画を行うとの話がありました。また施政方針にて多様化するライフスタイルに応じた活動推進とより充実した活動振興に努めるとあります。これから村民が利用する多様な施設が必要となると考えるが、各スポーツ振興及び活動の支援等は、今後どのように行っていくのか。また施設計画ではどのような施設を目指しているのか。多目的ドームの計画は考えているか。

大枠2です。庁舎建設についての 庁舎建設についてです。私は本当に早目に庁舎建設に取り組めることを望んでの毎回の質問でありますので、ぜひまた前向きな答弁をぜひよろしくお願いします。 庁舎建設の進捗状況はどうか。

村民への説明・報告会等の予定はどうか。いつ行うのか。これも先ほど午前中に答弁がありましたけれども、設計等を基本計画は行ってからの説明のほうが、住民への理解が深まると思います。そういった関連でまたどのような説明等を行っていくのか。新庁舎建設において災害時、緊急時の対応を救急隊の対応として、救急車や消防車の待機場、また支所的な施設を取り込む計画はないか。土地利用等、地権者との契約等の進捗があるのかどうか。これも先ほどの質問と重なりますけれども、また別の視点で再質問します。

大枠3、安里地すべり地区についてです。安里地すべり地区への公的な施設の計画の考えはないか。一括交付金等にて利用可能な事業はあるか。この地区の地すべり対策事業はすべて完了しているのか。まだ県の地すべり対策事業が残っているのかどうか。それからまた村自

体で何か考えていることがあるかどうか。災害対策工事等はあるかどうかですね。

大枠4、浜漁港公園についてです。昨年12月議会にて、浜漁港の公園整備について質問しましたが、浜漁港内の公園に今は芝生がなく、グランドゴルフ等ができる多くの村民が利用できる施設等をつくる考えはないかどうか。これも12月にお願いをしました東屋は修繕に取り組んでいただき、本当にこれは感謝しております。東屋も整備が終わっているようでありますので、利用度が高い公園等にさせていただきたいと思っの再質問であります。ぜひよろしくお願いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは金城 章議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、教育委員会。大枠2番につきましては、都市建設課。大枠3番につきましては、都市建設課と企画課。大枠4番につきましては、農林水産課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは違った視点でという考え方で、大枠2番、庁舎建設の中の消防の対応、救急車の対応について、所見を述べさせていただきたいと思います。災害対応です。新庁舎において、救急車や消防車の施設を取り込む計画はあるかということですが、現実問題といたしまして、スペースなどがありますので、消防車となると少し難があるかもしれません。ただ、救急車という部分に関しては、出勤回数が非常に伸びておりますので、特に南上原には現在の場所からでしたら、15分ぐらいかかってしまう場合もあるという報告を受けておりますので、そういう意味で早期に対応できるような形になるには、新庁舎の中にそういう待機ができる場所などがあればいいなと思っております。消防のほうからも私も管理者でありますので、そういう話なども出ており、人員の問題と財政の問

題がありますので、これはしっかり中北消防とのコミュニケーションも取りながら考えていきたいと思っております。詳細につきましては、また所管課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 金城 章議員の御質問大枠1についてお答えします。

吉の浦公園は、長年村民の健康活動とスポーツ活動、各種イベントの中心的施設として親しまれておりますが、整備後30年を経過している施設もあり建物・設備の老朽化が進んでおります。今後も継続してその役割を担える施設及び公園とするため、施設の現状と課題の把握と分析を行い、村民、利用者のニーズや社会状況に対応した、総合的な機能強化を図っていきたくて考えております。来年度の整備計画での検討となりますが、吉の浦公園は、健康づくりの運動から競技スポーツ、保育園や各種団体などの軽スポーツやイベントと多様な利用がなされております。ドームにつきましては、風雨に左右されない有効的施設だと考えておりますので、検討してまいりたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 大枠2、大枠3についてお答えします。

大枠2、です。大城議員への回答と重複しますが、平成28年9月23日に庁舎建設について住民に場所の決定の報告をしたことで、事業担当課として、11月末に基本設計、実施設計の契約を行い、住民アンケート、職員アンケート、各課ヒアリングを行っております。現在は、ヒアリングを通して得た意見要望を集約した基本設計案を作成中であります。第1回検討委員会を4月に行い、平面図で庁舎の配置を協議する予定です。また現場としては測量業務を行っており、土地の境界全地主の立ち会いを終えています。2月に実施した住民アンケートの意見

を反映した基本設計図を作成している状況であり、村内各種団体の代表が構成員に入っている建設検討委員会で、更に意見を集約して基本設計をまとめていく予定です。その庁舎基本設計案を住民の皆さんに広報及びホームページにて開示し、再度意見を徴収して必要に応じて反映をさせていきたいと考えています。このパブリックコメントの手法で住民の皆さんへ報告し意思確認を行うほうが、より良い庁舎の建設をするという目的を達成できるのではないかと考えています。基本設計段階において、住民説明会を開く必要はないものと考えています。新庁舎建設基本計画においては、質問の計画はありませんが、現在基本設計を進めていますので、中北消防署からの要請、要望があれば検討していきたいと思っております。地権者6名からの事業の同意はいただいております。今後は、実施設計完了後、事業認可を受けて、平成30年度に用地を購入していく予定です。

大枠3、第4次基本構想後期計画においてもこの地区の公的施設の計画はございません。

当該地区に関しては、沖縄県中部土木事務所に確認したところ、安里地すべり対策事業県道35号線の災害復旧事業につきましては、平成27年度に完了しているとのことでした。また、沖縄県では中頭地区東部地滑り観測として、北中城から中城、西原に至る延長8キロ、面積として900ヘクタールの広範囲を地滑り観測をしています。平成28年度末には、その経過の中から3地区を事業化検討箇所として計画していると聞いています。3地区は熱田地区、泊地区、当間地区でございます。以上です。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 安里地区地すべり地区における沖縄振興特別推進市町村交付金、いわゆる一括交付金事業についてお答えいたします。

交付要綱におきまして、対象事業を「別表に掲げる事業等のうち、沖縄振興に資する事業で

あって、沖縄の自立・戦略的發展に資するものなど、沖縄の特殊性に基因する事業等として、事業計画に記載されたもの」となっております。例えば、観光の振興に資する事業。農林水産業の振興等に資する事業。教育の振興に資する事業。環境の保全並びに防災及び国土の保全に資する事業などでございます。御質問の「一括交付金にて利用可能な事業はあるか」ということにつきましては、沖縄の特殊性に基因し、沖縄振興に資する事業等で、先ほど申し上げました交付対象事業であれば、交付金の活用は可能であると考えております。しかしながら、村としましては、一括交付金が充てられる可能性があるのも事業を実施するというような考え方ではなく、実施しなければならない、あるいは実施したほうが村益になるという事業につきまして、一括交付金の活用を検討する。そういう考え方でございます。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは金城 章議員の大枠4についてお答えいたします。

グランドゴルフ等のレクリエーションの場として活用が可能であれば、漁港内の環境改善につながるものと考えますが、現状のままでは利用が困難であり、芝生への張り替え等の整備が必要となりますので、今後、年次的に整備の検討をしていきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 それでは順を追って、再質問をさせていただきます。

吉の浦公園についての総合整備ですか、それはいつごろから取り組んで、いつごろまでにこの計画案が出るのか。それとよく私も質問しますが、ほかの議員の方々もこの公園の利用等を全天候型のウォーキング道とか、いろいろな設備等の質問がよくあります。そういった

対応に対して、どういう感じで行うのか、もう一度だけ。多目的ドームの計画については、検討していただけるということですが、私としては駐車場の横、テニスコートの北側、また当間側の敷地を購入してのちょっと大きな多目的ドームができるのではないかと考えます。ぜひいろいろな考えで進めていただきたいが、その件についてあと何年ぐらいになるのかだけお答えいただけますか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

平成29年度年度内で計画の策定をしたいと考えております。計画の内容につきましては、基本は老朽化した施設の改修と機能強化を基本としまして、村民利用者のニーズと社会状況も勘案した新たな施設の検討をしてみたいと思っております。ドームにつきましては、今申し上げたような住民利用者のニーズの施設の一つとして検討をしてみたいと考えておりますが、もちろん計画には財政的な部分もかかわってきますので、村として財政的に対応が可能なのかも含め、対応を考えてみたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 老朽化した施設という答弁でありますけれども、野球場は雨が少し降ってもぬかるんで、競技ができない状態にありますので、その対応も考えているのか。それと沖縄の降雨量は3日に一度は雨が降っている状態であり、1年間に137日の雨が降っている状況でありますので、そういう雨降りにも利用できる多目的ドームは必要ではないかと思っております。ぜひ前向きに検討していただきたい。

今の野球場も老朽化していると思えますけれども、そのほうも整備計画に入るかどうか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。野球場も計画の中に入っております。多目的

ドームにつきましても、野外における屋根付きの施設としては、雨風に左右されないなど、野外のイベントでは有効的施設だと思っておりますので、来年の計画で検討してまいりたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 沖縄県で中城村は、今スポーツで少し名が知れてまいりましたので、ぜひ利用度の高い計画を作成し良い公園設備をしていただきたいと思います。

続きまして、2の庁舎建設に移ります。庁舎建設の件、最近、二度ほど地震がありました。この地震のたびに、議会議場とか、庁舎が壊れていないかと心配でありまして、早目に庁舎建設を行っていただきたい。今の世代に合ったアンケートはどうか。そういうのもぜひ早目に進めて行っていただきたい。この説明会も今基本設計とか、いろいろな説明できるものが仕上がらないと説明もできないんじゃないかなと考えます。先ほどの大城議員の質問にも課長からの答弁がありましたけれども、基本設計が仕上がってから説明をするのか。また進捗を見ながら進めるのか。それから災害対策も一緒に取り入れての新庁舎建設になるかと思うんですけれども、その点も考えているのかどうか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

先ほども村長からも答弁がありましたけれども、まず図面、それとパースとか、模型ができないと説明会はできないんじゃないかなということです。設計の平面図を見せて住民説明会を開催しても何の説明をしていいのかわからない部分もありまして、先ほども大城議員に8月ごろに基本設計という話はしましたけれども、庁舎の基本設計について説明会の要望が多ければもちろん説明会をやっていきたいと思っております。先ほども答弁しましたけれども、ホームページとか、パブリックコメントをいただけ

れば、いろいろな要望要請ができると思います。それとアンケートの中にもいろいろな要請要望、意見等も大分あって、これも参考に設計に反映していけたらいいなと思っております。それと災害に対応というのがありますけれども、エン設計より、津波浸水区域に8メートルの部分のところは1.5メートルかさ上げして、海側のところを擁壁でやっていこうという案で提案されています。4月の検討委員会までには、平面図も出せるんじゃないかなと思います。まずは第1回の検討委員会で基本設計の協議をしていきたいと思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 ぜひ早目に進めて行っていただきたい。もう一つ、建設用地ですが、地元の了解を得ていると答弁がありました。これはお二人方が借地ですね。これは借地ではなくて、別の土地と代替えでの話とかは進めたことがあるかどうか。要するに別に購入して、別で土地を移す。代替地的なことは当事者と話し合ったことがあるか。今議会でも上がりました幼稚園ですね、中城幼稚園ですか、その敷地の返還の件がありましたよね。施設ができ上がった後に長年たってからこの土地の買い取りになっても資金の調達ができないと思いますので、計画、また土地の購入とか、そういう考えはないかどうか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

借地のお二人の件ですが、先ほどの答弁でもお話しいたしましたけれども、我々としてもいろいろな提案はしましたけれども、借地でお願いしたいということなので、借地で進めています。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 ぜひ今買い取りで、先ほど話したように進めて行って、状況によっては購入できるかもしれないと思いますので、庁

舎建設にかかる前までに粘り強く頑張っていた  
だきたいと思います。

もう一つ、先ほど村長からいい答弁をいただき  
ました救急車両の待機場所ですか、又は支所。  
ぜひ考えていただきたい。先ほど村長の答弁に  
もありましたように、今の中北消防からの範囲  
が、全国の救急車の到着時間で平均で8.6分。  
中北消防からかかる時間として、南上原が約  
14.3分。それと伊集と北浜、南浜等はそれも時  
間がかかりすぎている。13分余りです。これは  
すんまりいっての到着時間でありまして。新庁舎  
建設の一部分にどうしても待機場所をつくって、  
その解消を図らないといけません。なぜなら、  
心臓が止まって15秒以内に意識がなくなります。  
それと3分から4分でそのままの状態ですと  
回復が困難ということになっております。また  
いろいろな蘇生やAED等のそういう行為を  
行っても、時間は早目に着かないとこの緊急車  
両の意味がないようなこともありますので、そ  
の新庁舎にはぜひ取り組んでいただきたい。先  
ほど村長は消防車両は難しいという話でありま  
したけれども、これがまた火災においても、火  
災も7分、8分ぐらいで消火活動に入らないと、  
隣地への延焼がまた倍になるということなので、  
ぜひその件も考えていただきと思います。今  
の新庁舎に支所的な場所として救急車両等、  
消防車等が配置できたら8分以内には到着する  
距離であります。そこで、以前、南上原への救  
急車両等の公的施設の取り組む提案もしました  
けれども、それがなくなると。新庁舎の中に  
組み込めばそこがいらなくなってくるような時  
間帯になりますので、ぜひよろしく検討いた  
だきたいと思います。

続いて安里地すべり地区についてであります  
が、平成18年、長雨による地すべりが起こりま  
した。そのときに34万立米の土砂が崩壊し、こ  
の下流部の谷間等に流れ出しまして、埋まった  
状態、ほとんど真っ直ぐの状態であります。そ

こを今現在、利用している方が一、二軒しかい  
ません。それも農地として2軒等が利用してお  
ります。前回、この地区において、公的施設、  
火葬場ですか、その話がありまして、その説明  
の後に地権者はほとんど90%は賛成の部類で  
ありました。これは説明会を終えての確認を私し  
たところ、ほとんどの方が賛成でありましたけ  
れども、そのことも踏まえて、ぜひ村で取り組  
む事業と県で取り組む事業と、広域で取り組む  
事業等がありましたら、先ほどの施設等は別で  
ありますが、ぜひ検討をいただきたい。先程の  
企画課長の答弁では、この村益になるものとい  
う話ではありましたが、そこをぜひ考え  
ていただきたい。

私は以前、村長に少し話をしたことがありま  
すけれども、在来種公園、在来種の植物等の公  
園もしかり、またパークゴルフ場なり、そうい  
う施設もまた考えられると思います。この在来  
種公園というのは、沖縄にはまだ海洋博公園で  
少しは在来種を植えているはずですが、一  
式で集めた公園はまだ沖縄にはないと思いま  
す。それも今現存する植物、動物等の生物もそ  
うですが、昆虫も今全体的にある施設が  
ないんじゃないかなと思っておりますので、ぜ  
ひそういうのも検討していただき。それで  
したら観光とか、村益につながるものとして考  
えられると思います。

どうしてこの施設を求めるかといいますと、  
先ほど都計課長の答弁で中部土木は全部整備が  
終わったという話でありますけれども、今崩れ  
た左側にくい打ちの土盤がありますけれども、  
側溝が潰れてしまっている。工事が終わった南  
側の側溝が60メートルぐらいほとんど潰れてい  
るんですよ。それは土地が段々動いているとい  
うことですよ。もうその状況は県も知ってい  
ると思うんですけれども、それはないというこ  
とは、私はショックでした。このところどころ、  
私は話しますけれども、この地すべりで埋まっ

た谷間、その水の動きも違っているんですよ。下地区への下流側の水ですね。以前はいっぱいにならない井戸の水位が上がっているものですから。そういったことも踏まえてここは本当に整備を入れていただかないと、またいつ何が起るかということに不安に思っています。それでこの計画は民間では対応できないんじゃないかなと考えていますので、ぜひ頭に置いていただいて、いろいろな施設等持ってこられるんですしたら、ぜひ検討していただきたい。災害の対策についての答弁をもう一度。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今議員から質問があった排水が壊れているということについては、現場確認をし壊れているのであれば中部土木の担当と相談しながらやっていきたいと思えます。それと地すべりで井戸の水位が高いとの話もありますけれども、役場から要請なりをして、水位計を入れるなど、調査をさせる必要があればお願いしていきたいと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 ぜひ早急の対応を。今、地すべり対策で行った部分よりは、南側の土砂崩れを心配しています。側溝の潰れた南側、そこつぶれれば公民館までの何所帯かはすぐ埋まってしまうんですね。その対応等は、中部土木、県の管轄かもしれませんが、ぜひ考えていただきたい。

次、この浜の公園ですが、浜漁港の公園は草刈り作業を6年ぶりに4年前に行って、また2年後に草刈り作業。去年度はもう農林課の皆さんの尽力でまた三度ぐらいやって、今きれいな芝が、まだ目が出たぐらいですけども、この芝張りがちゃんと終われば、グラウンドゴルフ等、住民がレクリエーション等で利用できる本当の素晴らしい公園になるだろうと。しかし、ここの管理ができていないため、管理者を置く

ことができないか。ぜひこの点を村長、この公園はまだ償還金が残っている公園だというお話を聞きますけれども、一般財源でどうにか考えることができますかね。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

議員御承知のとおり、今の御質問に即答は非常に厳しいものがありますので、この辺は御理解をいただきたいと思いますが、優先順位をつけながらそしてせつかくのスペースがありますので、何かいい案、いい知恵がないかなということ考えてみたいとは思っています。その辺はきょうの答弁は御勘弁いただいて、今後、また議員の提言などより具体的な部分も含めて、一緒になって考えていければいいなと思っていますので、よろしくお願いをいたします。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 今日提案した取り組みの件ですね、ぜひ実行されることを望みます。執行部の方、議員の方も、この我が村をよくするためのいろいろな提言や助言、また文句もあるかもしれませんが、お互いの村をよくするためのお話でありますので、ぜひみんなで一緒に考えて、いいいろいろな設備等で中城がよくなるために、一緒に頑張っていきましょう。以上で、金城 章質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で金城 章議員の一般質問を終了いたします。

10分間休憩します。

休憩(14時09分)

~~~~~

再開(14時21分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

続きまして、石原昌雄議員の一般質問を許します。

1番 石原昌雄議員 1番石原昌雄、一般質問物をさせていただきます。

通告書にのっとって質問を読みますので、よ

ろしく願います。

大枠1番、人材育成と後継者育成について。農業振興の活性化に向けての施策が掲げられ、農業の新たな担い手の支援や漁業者への支援、商工業の創業者の育成、起業者の支援などとなっています。人材育成や後継者育成の視点から質問します。農林高校などの実業高校への進路指導はどのように行っているか。農業後継者の育成として、農林高校などの訪問や農林祭などの紹介はどうか。他市町村における取り組みはどうか。青年開発隊への斡旋などの取り組みはあるか。漁業従事者は今後増えるのか。

続いて2番、納税義務の教育と収納率向上について。自主財源の柱である市町村税の収納実績は、沖縄県全体も過去10年間向上しており、本村においてもその傾向にあります。しかしながら、それでもなお納付率は低く、その原因として納税の義務に対する意識の改革が必要と考えます。本村の若い世代に村税の大切さを教え、税金が未来の中城をつくることを伝え行くことの重要性を考え質問をします。村税の課税、徴収の課題はどうか。「税についての作文」の取り組みはあるか。村税徴収担当者の要員は、他市町村と比べ今のままでよいか。以上質問をします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 石原昌雄議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、教育委員会と農林水産課のほうでお答えをさせていただきます。大枠2番につきましては、税務課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは税について。少し所見を述べさせていただきますが、議会においても述べさせていただいたことがありますけれども、議員がおっしゃるとおり、非常に大事な部分でございます。税という部分は。それで我々、行政にお

いては、全ての税がそうですけれども、税がしっかりと払えるのか、払わないのか、払えないのか。いうなれば国民の義務であります納税の義務を果たすことができないのか。やりたくてもできないのか。あるいは逃れているのかを、しっかり見極める必要があると思っております。ですから払わない人につきましては、我々としてもしっかりそれはもう対応をして、そして払えない人も中にはおりますので、そこはまた一つの福祉という考え方もありますし、いろいろな方策がございますので、その見極めが非常に大事な部分だと認識をしております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 石原昌雄議員の御質問大枠1の についてお答えします。

中学校において、進路指導については、学年毎に系統的な指導がなされております。中学1年生では、自分達の学校から受験できる高校について学びます。中学2年生では、職場体験学習を通して、勤労観や職業観を育み、自分の興味関心のある職業につくためには、卒業後どのようなコースを選択すればよいか学びます。その際に、普通科や工業、農業・水産業など実業高校に関する学科なども紹介され、自己の進路選択コースを主体的に選んでいくことを学びます。中学3年生では、自己の進路について最終決定しなければなりません。進路決定の判断材料として、自分でインターネットを使って各高校のホームページを調べたり、学校では、卒業した先輩たちを招いて、入学した高校のことを生の声で紹介しております。また、実際に各高校へ赴いて、体験入学に参加し、授業を見たり、実技内容を体験したりしております。以上です。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは石原昌雄議員の大枠1の から

についてお答えをいたします。

まず について。農業後継者の育成には、農業に興味を持ってもらうことが大切かと考えます。県内の農林高等学校では、体験入学や農林祭を実施しておりますので、このような情報の提供等を検討していければと考えます。 について。他の市町村に問い合わせしましたが、学校訪問等の取り組みは行っておりません。西原町では、今年の産業まつりにおいて、南部農林及び中部農林高等学校の高校生に出展ブースを設けて、花の苗や野菜等の農作物の展示販売をさせており、学校のPR活動の一端を担っているものと考えます。 について。幹旋等の取り組みについては、これまで行ってはおりません。青年開発隊では、農業機械等の実習や農作物の栽培等の農業実習も行っており、訓練期間が6カ月と短期間に技術の習得が可能となりますので、広報誌等にも掲載し周知を図ることも必要かと考えます。 について。漁業も農業と等しく高齢化と担い手不足により漁業従事者は減少傾向にあります。今後も厳しい状況が続くものと考えますが、今後、若い漁業者の育成にどのような取り組みが必要なのか、漁協等の関連機関とも協議し検討する必要があるものと考えます。

議長 與那覇朝輝 税務課長 稲嶺盛昌。

税務課長 稲嶺盛昌 それでは石原昌雄議員の御質問大枠2についてお答えいたします。

まず 課税における課題としましては、村民税では人口増に伴う申告者数の増加に対応するため繁忙期（申告、課税確定期）におきまして人員の確保が今課題であります。また資産税におきましては、区画整理事業に伴う家屋調査の件数の増加に伴うものや、資産税の相続等における継承の課題がございます。徴収の課題としましては、平成26年度からコンビニ収納が開始されました。納税者ニーズの多様化により更なる納税環境の整備と、滞納者の中に生活状況な

どの把握のための各種実態調査の充実と、データ整備が課題となっております。また、課税、徴収に共通する課題としましては、年間を通して特に繁忙期が各それぞれ異なったりもしますが、その繁忙期における業務量に偏りがありまして、職員の負担感が増してきているというものを感じてきております。

続きまして について。「税の作文」についてであります。こちらは沖縄県納税貯蓄組合連合会、沖縄国税事務所の主催、また後援に沖縄県教育委員会、税理士会などによって、毎年県内で実施しております。平成28年度で31回目を迎えております。本村では、中城中学校において、毎年社会科の授業の一環として夏休みの宿題（自由課題）として取り組んでおります。平成28年度は1年生が4人、3年生が12人、計16名の作文の提出があったということでありませぬ。また、税務課におきましては、毎年、村立小学校と連携しまして職員を派遣しまして、小学校6年生を対象に租税教室を開催しており、平成28年度は中城小学校と中城南小学校、2校で租税教室を開催しております。

税務課の徴収担当職員が配置されましたのが平成5年で、まず1人からのスタートでありました。その後、平成20年度から納税係として係長1名、職員1名の2人体制となり、その後、平成23年度から係長1名、職員1人、臨時職員1名が加わり、現在の3名の体制となっております。御質問の他市町村と比べ、「今のままでよいか」ということではありますが、コンビニ収納のスタートや滞納システムを平成26年度に整備をしまして、一定の滞納管理は向上してきておりますが、議員御指摘のように徴収率は微増であります。毎年確実に伸びております。しかしながら、まだ県平均には届いていないというところは懸念材料ではあります。現体制でしっかり徴収率の向上に今後も努めてまいります。特に平成27年度からですか、20億円台の調

定となってきたのも現実でありまして、現在の徴収担当職員 2 名、臨時職員 1 名の体制では今後厳しい状況も予想されます。しかしながら、全体的な人員枠もございますし、課内でもしっかり協議していきながら、今後税務課としての職員の増を含め、検討してまいりたいと思います。ちなみに近隣と申しますか、類似市町村としても北中城村では職員が 2 名、嘱託職員が 3 人、合計 5 人です。西原町ではちょっと規模が大きいんですが、職員 4 名、嘱託員 3 人、臨時 2 名、合計 9 人。与那原町におきましては、職員が 3 人、嘱託員 2 名の計 5 名。あとは八重瀬町、職員 4 人、嘱託員 5 人、計 9 人という状況になっております。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1 番 石原昌雄議員 それでは順を追って再質問をさせていただきます。

まず大枠 1 についてですけれども、本村の基幹産業は、サトウキビとなっております。そして、野菜、果樹、観葉植物など多岐にわたった農業が今展開されているところであります。しかしながら、近年は農業従事者や後継者が少なくなり、大きな課題となっているのは、皆さん御存じのとおりだと思います。その中でも教育課程においては、高校進学や大学進学がもっぱらの目標になっていると思っておりますけれども、将来の就職につきましては、生産性よりサービスシステムの就職のほうに傾いているように思われます。そのような中においても、農業や漁業を含め、技術系の就職の斡旋は重要なことだと思っております。将来の就職については、中学校の時期は特に大切な時期かと思っております。そこで農林高校あるいは水産高校、工業高校などの学校の紹介、就職の状況などの説明会などをもっと工夫して開いてほしいものと思っております。今後もうちょっとそういう面で拡大できるものでしょうか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 安田

智。

教育総務課主幹 安田 智 お答えいたします。

まず教育長のほうから中学校の進路に関して今御説明がありましたが、それ以上に拡大と言いますと、まずは県教育委員会としましては、進路指導、キャリア教育という面で、各学校指導するように言われてきております。その中であらゆる面での人材育成になるかと思えますけれども、まずは高等学校の知識をまず身に付けていただきたいということで、高等学校進学率を 100% 目指すという形をとっております。子供たちの将来の進路の選択に関してはいろいろ紹介をしておりますので子供たちが職場体験等も含めて、実際の高校を見学、または体験することによって、選択してまいります。ほかに拡大と言いますと、中学校におきましては、技術家庭科がありまして、その中で大体実業高校に関連した内容を子供たちに指導してまいります。技術家庭科の技術分野の内容になりますが、工業、農業の関係が一番教科の中に入ってきており、家庭科分野のほうで家政科的な部分がまた入ってきます。そういった限られた教科の内容になってはきますが、今現在の中学校教育課程の中では、技術家庭科とあとは進路指導の中で、子供たちに伝達しております。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1 番 石原昌雄議員 ぜひとも実業高校等についても、斡旋してほしいと思います。実は今日の新聞ですけれども、高校の 2 次募集の人数の結果が載っておりました。よく見ていると技術高校、技術系の高校のほうに 2 次募集の枠が大きく広がってきているわけです。最終的にはそこで拾ってあげて、実際に高校を卒業して、社会に出ていくわけですね。その中で普通高校よりも逆にこういう技術系の学校を卒業した子供たちが社会に出て、より実践力のある子供たちとして育っていくんじゃないかなと思われま

す。その新聞の中で2次に募集したのが1,900人の枠で1,200人という表現が出ていました。本村においても、2次募集にチャレンジした子どもたちがいるかと思うんですけども、そういうのも含めながら、普通高校だけが良いんじゃないよというところも、最初から斡旋すれば実業高校のほうにすんなり合格して、家族みんなでお祝いできるのもありかなと。自信を持って進学していけるんじゃないかなというところもあるので、そういう情報提供は今後もお願いしたいと思っております。

そして、今後のことについてもですけども、農林水産課として、人材育成について、農林だけではなく、都市建設でもある意味では同じ。実業の高校を卒業しても人材、後継者がいないという中では、それぞれの担当課だけが悩んで、困っているというのではなくて、お互いの情報を連携し合っていないと、今いる中城の子供たちが次の世代になるわけですから、当然お互い連携をして、教育委員会は教育委員会だけではないんですね。それぞれの関係課で情報を提供し合いながら、先程の西原町の例もありましたように、場所を設定して、そこに学校と協力して見せにくとか、子供たちを呼ぶとか、そういうことも検討してほしいと思います。そして、次、青年開発隊のことも質問しましたがけれども、6カ月間でいろいろ資格が得られるということもあるわけですから、そういうところも今後、積極的にピーアールをやっていただきたい。またそういうチャンスがあれば、学校を通じて体験させるのも、子供たちは機械とかに興味があると思うので、そういうところも紹介を広げてほしいと思います。

次に、漁業従事者についても今課題があると私も思っております。これまで多くの補助事業を導入して漁港整備、そして支援策も行ってきております。今後、若者たちが漁業に従事するためには、今後どのような支援とか、施策を考

えられますか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

漁業の担い手の育成ということだと思いますけれども、漁業のほうもなかなか若手が育たないと。まず漁業を始める前には初期投資として、船がまず必要となってきますので、その辺の資金面の厳しさもあります。こういった初期投資に対し農業では結構補助があるのですが、漁業については今のところそういった諸々の補助事業が少ないような気がします。今後、村としてはその辺を県や国へ問い合わせをして、育成のための事業がないのか、確認して、支援に向けて取り組めればと思います。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1番 石原昌雄議員 そうですね、漁業従事者についても、漁港については他の市町村もいっぱいあるのでいろいろ情報を漁業従事者のために集めていってほしいと思います。その中からいろいろな支援策やよその市町村の取り組みが見えてくるかとは思いますが、そこで村長にお尋ねしますが、この農業従事者や漁業従事者の育成が急務に思っておりますけれども、今後、関係機関とどのような連携をとっていけるでしょうかということ、所見をお願いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

答弁になるかどうかはわかりませんが、一次産業、農業、漁業もそうですけれども、一次産業、農業あるいは漁業が農産業あるいは漁産業、六次産業も含めての話ですけども、いろいろビジネスになるのかどうか非常に大きなポイントだと、これは答えは出ているわけですね。全国的にも今後継者の問題はそうです。それがビジネスにならないということで後継者が育たないという。ではどうすればいいかというのは

それこそいろいろな専門家、あるいは国の国策も含めて、いろいろなことをやっているようですけれども、なかなかうまくいかない。本村においてもそれはもう凝縮された形でそういうことになってはおりますけれども、だからといって手をこまねいているというだけではなく、その地域、地域に合った産業の興し方があると信じて、後継者あるいは若い方々が興味を持ってもらえる産業にするために、これは沖縄県と中城村は一緒になって考えていかななくちゃいけないことだと思いますけれども、非常に難しい問題だというのは認識をしております。またその壁は高いかもしれませんが、諦めずに頑張ることではないかなと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1番 石原昌雄議員 ありがとうございます。確かに全国的な課題ではあるんですけれども、本村においても常に農業及び漁業、商業に含めても施策の中でどんどん取り上げていくんですけれども、なかなか新たな手立てはないんです。もうこういう機会にまたみんなで考える必要があると思っております。

次に、大枠2について再質問します。まず税の作文についてですけれども、中学生や高校生の時期に自分たちが育ってきた環境を見つめ、いろいろな形で税金が使われ、生かされていることを知ることで、納税の大切さを知りたいと思います。学校での取り組みは今後も続けていけるでしょうか。

議長 與那覇朝輝 税務課長 稲嶺盛昌。

税務課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

税の作文についてでございますが、こちらのほうは先ほど答弁いたしました。国税を主に、県教育委員会の後援もでございます。その他、税理士会等も含め、その中で継続して31回という歴史のある事業でありますので、今後も税務課としまして、教育委員会や中学校と連

携をしつつ、作文の継続は取り組んでまいります。そして、小学校における租税教室につきましても、これからも継続し、これはまた子供たちへの指導も含めですが、職員各々のスキルアップにつながるものと考えておりますので、継続した事業として取り組んでまいりたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1番 石原昌雄議員 村税の課税徴収にはそれぞれの課題があると思います。先程答弁してもらったように、特に徴収率は常に高い水準を求められてきます。本村の徴収率もここ10年間は本当に大分よくなっていると思っておりますけれども、まだまだ県の平均になっていません。いろいろな手段を行使していると思っておりますけれども、これから先の納税者を見据え、若い世代、特に中学生、高校生に対して、納税が義務であることを知らしめ、次の世代では県内上位の納付、納税率になるような取り組みとして税務課、そして教育委員会、学校との連携を今後も続けてほしいと思っております。

次に、村税の徴収体制についてですけれども、他の市町村のことも若干答弁がありましたが、非常に強化しなければ、今の県の平均まではなかなか向上しないんじゃないかなと思っております。一時的にでもいいからこういうふうを導入していかなければそこに力は凝縮されないんだなと思っております。そして、職員には徴収のノウハウを初めとする研修を、しっかり受けさせることも必要と思っております。現時点ではどのような研修などを受けさせていますか。

議長 與那覇朝輝 税務課長 稲嶺盛昌。

税務課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

税の研修といたしましては、まず税務課に最初に配属されますと新人研修ということで、中部の税務協議会のほうで主催しています研修のほうに参加しております。さらに徴収係、各課税の係のほうも中部の事務研究会やそういった

ところの研修、また沖縄税務署における申告時期の研修も参加しております。さらに本村では平成26年度から県税事務所から職員を併任職員（徴税吏員）として本村のほうに来ていただいて、村職員の指導とか、経験、差し押さえ等も含め、研修をさせていただいております。また平成28年度は昨年の広報誌にも掲載させていただきましたが、県税職員3名を併任としまして、各臨戸を職員を帯同させながら県税も協力のもと、職員の経験スキル、その他諸々のノウハウの習得に努めるよう努力しております。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1番 石原昌雄議員 そのような職員のスキルアップに今後も力を注いでほしいと思います。再度、村長にお伺いしますが、今月から5月にかけて、いよいよ今年度の納付期限のラストですね。収納率アップについてどのような取り組みとかを考えていますでしょうか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

非常に難しい御質問が多々ございますけれども、徴収率だけを挙げたいということであれば、調定を落として、分母を落とせばこれは数字のマジックではありませんけれども、徴収率は上がっていく。ただ実態で考えたときに、徴収率を上げるにはやはり確固とした姿勢と言いますか、税に対する平等性を訴えていく。これは当たり前前のことでもありますけれども、そういうことでしっかり税を納めてもらう。あと納められない人の見極めですね、払わないのか、払えないのか、それも含めて。そして先ほどから職員の増員の話も出ておりますけれども、職員増がそのまま徴収率アップにつながるというのが明確であれば、それは5名投入して、その年収が仮に300万円としたら、5名で1,500万円。1,500万円以上の徴収が増えるということであれば、就労の面も非常にいい。そして、徴収率も上がると。そういう答えがあれば、それは簡

単でありますけれども、一概にそうではないと思っておりますので、やはり職員一緒になって考えていかなければいけないと思います。答弁にはならないかもしれませんが、そういうことでございます。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1番 石原昌雄議員 確かにいろいろな取り組みを一生懸命やっているというのは知っておりますけれども、村長が先頭になって5月の最終納期まで、ぜひ電話を入れてもらうなりしながら、滞納金ができるだけなくなるように頑張ってもらいたいと思います。これで一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で石原昌雄議員の一般質問を終わります。

10分間休憩します。

休憩（14時57分）

~~~~~

再開（15時08分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

続きまして、仲座 勇議員の一般質問を許します。

13番 仲座 勇議員 皆さん、こんにちは。13番仲座でございます。通告書に基づいて、一般質問させていただきます。

老人福祉センターの設置から40年、老朽化が進み、耐震問題、駐車場問題、安全などの早急な対応が求められています。役場新庁舎建設に向けて複合施設として設置できないか伺います。駐車場が少なく、その対応策を伺います。

大枠2番、堆肥工場の件。農業が中心な中城村で青草、木等の堆肥として農地に返すための工場設置を伺います。一括交付金を活用できないか伺います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは仲座 勇議員の御質問にお答えをさせていただきます。

大枠1番につきましては、総務課と福祉課。

大枠2番につきましては、農林水産課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでは御質問の老朽化の進む老人福祉センター、これは議員おっしゃるとおりでございます。喫緊の課題だという認識はしております。この数年の間にどのような方向性を持っていくかというのは考えなければいけないなというのは認識はしておりますので、またいろいろな方向から検討していきたいなと思っております。庁舎建設との複合施設云々については、また総務課のほうでまたお答えをいたします。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 仲座 勇議員の大枠1の についてお答えいたします。

庁舎建設についての複合施設については、前の議会で金城 章議員からも同じような御質問がございましたけれども、新庁舎基本計画の中に計画がないことから、複合施設の設置予定はございません。以上です。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 仲座 勇議員の質問にお答えいたします。

大枠1番の 老人福祉センターは、老人クラブ活動及びふれあい総合相談等で多くの村民が利用しており、駐車場は狭い状況と感じております。今後、どのような対策がよいか社協と協議していきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは仲座 勇議員の大枠2についてお答えいたします。

について。現在のところ堆肥工場の設置は検討はしてありませんが、農作物の生育には、土作りが基本となり、堆肥は農業生産の大切な基礎的な生産資材となります。村内で発生した青草、伐採木等の堆肥化により再資源化を図れ

ば、ゴミの減量化や循環型農業の推進にもつながることが期待できるものと考えます。 について。一括交付金での対象となる事業等は、沖縄の特殊性に基因する事業等としての事業計画であること。あとは国県の既存の補助事業等に該当する事業ではないことが求められますので、対象事業となり得るかわかりませんが、施設整備には多額の事業費が伴いますので、施設の維持管理及び運営方法も十分に検討する必要がありますものと考えます。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 「中城村老人センターの現状とこれから」ということで、まとめがありますので、読んで報告させていただきます。中城村老人福祉センターの施工費6,100万円（国県補助1,680万円、残りは村起債）昭和52年3月に建設される。当時老人福祉の誘致が叫ばれる中、県下で初のA型施設として誕生しました。中城村老人クラブ連合会の会員が約900名、県からの建設費が切望され会員から寄付を募り、建設資金の一部に充てたとされています。活動の拠点が確保されたことで、活動がより盛んになり、各種スポーツ大会、レクリエーション、文化活動などで活動がより盛んになり、老人が生き甲斐を求め、地域活性化の一端を担っていくこととなります。あれから40年、老朽化が進み、耐震問題など早急な対策が求められています。これまで多くの村民が利用し、地域福祉の推進に大きく貢献したのは事実。現在も老人クラブを初め、各種福祉団体、ボランティア、民生委員、児童委員などの活動拠点として、最大限に活用されています。今まで地域福祉活動を推進するための拠点として、多くの村民の皆さんに利用されてきた老人ホームセンター、老人福祉センター、感謝の気持ちでいっぱいではありますが、そろそろお役御免ではないでしょうか。これから地域社会が住民が主体であり、皆が気軽に利用できる福祉センター、健

康増進センター等の設置が望まれるところです。老人福祉センターの現状をちょっとまとめておりますので、老人クラブ活動（介護予防事業、高齢者の仲間づくり）生きがい活動の場所として（ヨガサークル、フラダンスクラブ、民謡サークル、大正琴サークル、カラオケサークル、古典音楽サークル、囲碁サークル、手芸サークル、女性部定例会、その他会議の場）活用。障害者（児）サロン楽家（らくや）。障害者やその家族ボランティア約30名が余暇活動として、カラオケを楽しみ、また情報交換の場として交流のためであります。各種施設団体の活動拠点として、地域福祉を推進するために、以下の団体事務所を設置する。中城村福祉を推進するために、中城村社会福祉教育協議会、中城村民生委員、児童委員協議会、中城村心身障害児（者）を育てる会、根っこの会、中城村身体障害者福祉協会、中城村老人クラブ連合会、障害者地域支援センターむつみで、障害者就労継続支援B型事業所きらり、ボランティア活動の二十歳障害児サポーター友の会、手話サークルとよむ、ふれあい総合、相談年間約250件あるそうですね。消費生活相談、法律相談、行政相談、その他の相談、今福祉センターで懸念事項として、災害時におけるボランティアセンターの機能がないと。平常時のボランティアセンターの機能がないと。駐車場スペースの絶対量が足りないということで、集まりにも支障を来しています。こういう状況の中、耐震問題については耐震検査は終わっていますか。耐震検査は合格していますか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

耐震調査を入れたかどうかということによろしいですか。耐震については、今調査については、まだ入れてございません。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 耐震検査まだやって

いないわけ。いつごろやる予定していますか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 現在、今のところ予定はまだございません。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 避難場所として指定されていますよね。耐震検査しないで大丈夫ですか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 議員がおっしゃるとおり避難場所として指定してございますけれども、今現実的には吉の浦会館等の避難場所を活用してございます。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 吉の浦会館だけで大丈夫ですか。建物は完全に危ないでしょう。基準は大丈夫か、早目に検査はできないですか。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（15時25分）

~~~~~

再開（15時27分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 昭和56年から新耐震の基準が定められていますけれども、老人福祉センターはそれ以前の建物になりますのでその建物について、恐らく耐震基準には満たしていないは思いますけれども、今計画がありませんので、入っていないという状況であります。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 課長、老人福祉センターの現状をご覧になりましたか。雨漏りもひどいですよ。ひびが一部入っている。もう怖いですよ。駐車場はどうなります。拡張の予定はないですか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

現在の建物の状況としては、事務所の雨漏りがありました。これは社協の職員で応急処置をして、雨漏りは現在止まっております。会議室、事務所の床といいますか、コンクリートですかね、そのひび割れは発生しております。あと、支援センターむつみの側の階段のところに、柱にひび割れは生じている状況であります。その辺も修繕が必要かどうか確認して、できるところは修繕していきたいと考えております。

駐車場につきましては、今の敷地が狭く、確保は難しいと考えております。その辺は社協の職員とも相談しながら、何が一番安くて整備できるか検討し、駐車場の対策をしてみたいです。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 例えば移動の際なんか、道路片一方、一車線全部使っていますよね。ああいう状態ではまずいと思います。今課長はひび割れの対応をしていると言っていました、雨漏り対策として、ビニールでカバーして対応しているだけ。ああいうのは対応とは言わないと思うけれども。雨漏りすごいよ。そういうのは対応とは言わないと思うよ。できていないんだのに。現状を見て、早急に対応できるようにして考えていただくということで、何とかお願いしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

担当課からも今話がありましたとおり、私も雨漏りの現場は見ていませんけれども、当然修繕すべきであれば、しっかりとした対応をしないといけないと思いますので、それは指示したいと思いますし、それと今後、老人センターについては、老人センターという名称かどうかは別にしまして、何らかの対応といいますか、庁舎建設が終わった段階で、早急に考えていかないといけないとは思っております。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 何か村長のお言葉で

ちょっとだけほっとしましたけれども、それでは一番は終わります。

2番。私は北中城で住民課、農林水産課の両方を回って、一括交付金を利用した堆積工場の施設を現場で見ながら、説明を受けたんですが、一括交付金が、平成24年度からスタートし、24年、25年で聞いておりますけど、約1億円だったと思います。

中城村も多分できると思いますけれども、それと約10年後には清掃組合は広域になりますよね。広域になってくると、清掃組合までの距離はちょっと中城村民には遠いと思いますよ。例えば台風後とか、学校の奉仕作業、あるいは部落の奉仕作業の際の伐採木などの搬入についてあの距離は遠いと思います。それも考えながら範囲だけではなくて、利便性も考えながらちょっと答弁お願いします。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

北中城が平成24年度ですか、一括交付金で再資源化ストックヤード整備事業でこの施設の導入をしております。予算のほうもかなりの費用を使っております、1億円以上の事業費でありますので、村でもそういった検討する場合には、その青草、伐採木を受け入れて堆肥化して、その堆肥をどう農家に無料で配るのか、その辺も検討しないといけないかと思っております。それと事業としての費用対効果、資料からすると北中城のほうは現在、管理に嘱託職員を4人使っております。こちら一括交付金で対応されているみたいですが、今後、その管理が問題になってくるかと思っております。それは北中城村の事業ですので、とやかくいうつもりはありませんが、ただ、本村も今民間ではあるんですけども、南浜のほうに農業生産法人がかなり大きな堆肥工場を持っております。今後、そこへの

例えばそういった伐採木とか、受け入れについて無料での受け入れというのは不可能かもしれませんが、幾らか委託料という方向で検討すべきかなというのは思っております。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 読谷村でも結構大きい堆肥工場をつくっているという話は聞いたことがありましたが、今日、北中城村のものをを見せてもらったんですけども、木が15センチメートルで、チップにするのが小さい。そこも見ながら約1億円かかっているけれども、その内の8,000万円は一括交付金を使っていると言っていました。しかし、囑託1人、臨時職員3名、4名で対応していますけれども、中身はどういうものかなという感じがしましたけれども、見る価値はあると思います。これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 與那覇朝輝 以上で仲座 勇議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（15時37分）

平成29年第1回中城村議会定例会（第19日目）

招集年月日	平成29年3月6日（月）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	平成29年3月24日（午前10時00分）		
	散会	平成29年3月24日（午後3時52分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	石原昌雄	9番	仲真功浩
	2番	比嘉麻乃	10番	安里ヨシ子
	3番	大城常良	11番	新垣徳正
	4番	外間博則	12番	新垣博正
	5番	仲松正敏	13番	仲座勇
	6番	新垣貞則	14番	新垣善功
	7番	金城章	15番	宮城重夫
	8番	伊佐則勝	16番	與那覇朝輝
欠席議員				
会議録署名議員	11番	新垣徳正	12番	新垣博正
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	知名勉	議事係長	比嘉保
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	與儀忍
	副村長	比嘉忠典	企業立地・観光推進課長	屋良朝次
	教育長	呉屋之雄	都市建設課長	新垣正
	総務課長	新垣親裕	農林水産課長兼農業委員会事務局長	津覇盛之
	住民生活課長	仲村盛和	上下水道課長	仲村武宏
	会計管理者	比嘉義人	教育総務課長	名幸孝
	税務課長	稲嶺盛昌	生涯学習課長兼生涯学習係長	金城勉
	福祉課長	仲松範三	教育総務課長主幹	安田智
健康保険課長	比嘉健治			

議事日程第7号

日 程	件 名
第 1	一般質問

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、外間博則議員。

4番 外間博則議員 おはようございます。

4番 外間博則、通告に基づき一般質問を行います。

大枠1、教育行政について。本村に各箇所に文化財がありますが、文化財の指定を受けている文化財は何力所あるか。また、管理のほうはどのように行っているか、伺います。

2番、平成26年度に文化指定を受けております津覇のテラも村文化財であります。テラの入口部分からホコラ(拝所)までの遊歩道が必要と考えられますが、所見を伺います。

3番、文化財指定を受けて、この文化財を受けるにあたりこの標示板を設置は考えはあるか、伺います。津覇小学校(体育館)裏の防犯灯、水銀灯の設置はいつごろ設置を行えるか、伺います。この件については、去る12月議会で質問をさせていただきましたが、この進捗状況を伺います。

大枠2、農業振興地域が全体見直しの中で除外が行えない状態にあり、昨年ですか、調査を行うための各自治会において説明会を行っております。その後の進捗状況はどうなっているか、伺います。耕作放棄地、遊休地を活かした利用計画を立てていると思いますが、今後の利用計画について、具体的な政策、取り組みを伺います。以上、簡潔よい答弁をよろしく申し上げます。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは外間博則議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、教育委員会のほう

でお答えいたします。大枠2番につきましては、農林水産課のほうでお答えをいたします。

私のほうはお尋ねの大枠2番の耕作放棄地対策でございますけれども、大変大きな課題だと認識しております。議会の中でも何度か答弁をさせていただきましたけれども、この部分はもう全国的な大きな広がりを見せているものでございますので、本村としましても、あらゆる機関、あらゆる方策を練りながらどういったことがあるのか、これは担当課からまた詳しい説明をさせていただきますけれども、大変大きな課題として、これからもまた取り組んでいきたいなと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 おはようございます。外間博則議員の御質問大枠1についてお答えします。

(1) 村内の指定文化財は、国指定2件、県指定4件、村指定8件の合計14件であります。管理については、ハンタ道の国指定範囲や安里のテラなどを年に1回以上草刈り清掃を実施しております。また、台風や大雨後に被害状況確認のための巡回を随時行っております。(2)(3)について。津覇のテラの整備や標示板の設置については、平成30年度に一括交付金を利用して整備を行う予定であります。津覇小学校体育館側の防犯灯設置は、都市建設課が計画しております。新規の事業で「防犯灯・防犯カメラ等設置事業」にて、設置要望しているところであります。設置の時期については、都市建設課との調整となります。以上です。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは外間博則議員の大枠2について、お答えいたします。

全体見直しについては、前年度の基礎調査に続き、今年度は整備計画書の策定業務を実施

しております。現在は農用地利用計画図案の作成のため、基礎調査における農用地区域からの除外希望農用地についての除外検討や判定作業等の取りまとめを行っております。今後は、村の各種計画との整合性を図り、農用地利用計画案を作成し、庁内関係各課及び農業委員会、JA等の関係団体との調整、村農林水産振興促進対策協議会への諮問を行った後に、県との協議及び公告縦覧を経て、整備計画書の策定となります。中城村耕作放棄地対策協議会では、耕作放棄地対策実施計画を策定し、耕作放棄地再生利用緊急対策事業による再生利用に向けた取り組み内容等の方針を立てております。これまでに1件の再生作業とパイプハウスの施設整備しか実績としてはありませんが、今後とも農業委員会や農地中間管理機構と連携を密にして、耕作放棄地解消に向けて取り組んでいきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

4番 外間博則議員 それでは質問順に順を追って再質問します。

まず初めに、文化財について。先ほど教育長のほうから答弁ございました、津覇のテラです。現在、村指定は受けておりますが、県指定を受けられる要件は、津覇のテラは県指定を受けるのは難しいでしょうか。お答えできますでしょうか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 金城 勉。

生涯学習課長兼生涯学習係長 金城 勉 お答えいたします。

村指定を受けておりますので、村内で重要度の高いものは、県に上げていく考えはございます。現在、村内各字の悉皆調査を実施しております。平成31年度までには全字の調査が完了します。その調査が終わった後に重要性の高いものを村の指定としていく計画もございます。村の登録を増やした上で、どの文化財のほうか

貴重で、県指定としていくべきか等も考えながら村として県指定の推薦に向けて検討していきたいと考えております。村指定を受けて、村からの推薦にて県指定を受ける可能性としてはもちろんございます。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

4番 外間博則議員 1番、2番は関連しますので、上下すると思いますが、津覇のテラですが、現在、自治会のほうでも年2回、春の清掃、秋の清掃等で草刈り作業等の管理を行っておりますが、どうしても台風の災害によって、木が倒れていたり、倒木、雑草、そういうのが生い茂った状態であります。また、雨降りの後はぬかるんで、出入りが困難であるため、入口部分からホコラまでの遊歩道を整備していただけないか伺います。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 金城 勉。

生涯学習課長兼生涯学習係長 金城 勉 お答えいたします。

教育長答弁と重複しますが、現在、村内文化財整備事業としまして、村指定、県指定であります新垣の石橋と津覇の龕屋、安里のテラ、平成28年、平成29年におきましては161.8高地障地の工事を行っております。その翌年30年度には津覇のテラの整備計画を検討しております。その際には津覇地区との話し合いもしながら議員が御要望された内容も含めて、整備をしていきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

4番 外間博則議員 1件言い忘れしました。標示板についても、同様という意味でよろしいですか。本村においても、県指定が4カ所、村指定が8カ所、計12カ所ございますが、この整備について、県指定と村指定の違いは。更らに管理の違いはどのようになっているか。どの程度の違いがあるのか伺います。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習

係長 金城 勉。

生涯学習課長兼生涯学習係長 金城 勉 運営管理につきましては、県の条例及び村の条例に基づいて管理しております。基本的に指定文化財ではありますけれども、管理義務は所有者にございます。しかし、村としましては村内に所在する文化財を保存し、活用を図っていく必要がございます。一方で地域が育んできた習慣や信仰など歴史の集大成が形になって残ったものが文化財だと考えます。これからの地域のつながりや地域での文化財を守り、大切にしていくなかで地域文化財の継承からも地域と村が共同で管理すべきだと考えております。その役割分担としまして、日常的な草刈りや通常の管理は所有者または地域が担っていただき、台風などの倒木の撤去や片づけなど、今後、保存に影響するであろう破損と所有者や地域では対応が困難なときは村として対応するといった方向で考えております。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

4番 外間博則議員 それでは指定を受けている村内の文化財ですが、管理は自治会のほうで行うということですが、お寺ですので、地元の方だけではなく、他市町村からも拝みをされる方が多くいらっしゃいます。文化財として、ちゃんときれいな状態で管理ができていれば、他市町村から拝みに来られた方々も、管理も徹底して素晴らしいというふうな印象を受けるような文化財にしていきたい。管理をちゃんとしていただきたいと思います。8カ所、村指定を受けた文化財がありますが、同様に村文化財として誇れるような管理、整備等を行っていただきたいと思います。

それでは に移ります。昨年の12月議会でも質問させていただきました。津覇小学校裏、駐車場の防犯灯の件についての進捗はどのようになっているか。昨日の夜、確認したんですけども、水銀灯が幼稚園側1基、向こうは電球は

取り換えて設置されておりますが、駐車場部分のほうが大分暗くて、部活の児童たちも6時以降からも薄暗くなり、部活を終えると大分暗い状態であります。12月議会においての答弁によりますと、プール側のほうに設置ということでお話がありましたが、その件について都市建設課と調整をして設置をするという答弁がありましたので、早急に行っていただきたいんですが、時期はいつごろなのか伺います。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 時期についてお答えします。

去年の12月定例で質問がありましたけれども、そのときに教育委員会としては、平成28年度いっぱいにはやりたいという話がありました。ただし、平成29年度に新たな事業として防犯灯、防犯カメラ等緊急整備事業があり、沖縄県に約15億円の予算が決定しています。それを今総合事務局と協議しており、村からは360基余りの街灯を要望しています。カメラも含めてですね。それが決定して、4月中には内示予定です。まだ予算化もされていませんからその辺も踏まえて早目に発注していきたいと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

4番 外間博則議員 それでは昨日、比嘉麻乃議員から質問がありました。NPO法人からセキュリティのため、防犯システムも導入し設置をするという話があります。このセキュリティ装置は校内への出入口を監視し、不審者の侵入を防止するという話です。通常下校であれば、監視は夜まで行いますが、部活動はどうしても遅い時間になり7時、8時ごろ下校する児童がいます。どうしても駐車場へ早目に調整して設置をお願いしたいと思います。

それでは大枠2番、農業振興全体見直しについて、再質問いたします。現在、農林水産課のほうで調査を行った、調査に向けて説明会を各

字自治会で行っており、その結果、一部除外を希望される方が何件ほどで、また、要望に対するアンケート等も受けていると思いますので、この要望があった件数をお伺いします。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

農用地からの除外希望につきましては、件数としまして63件ございました。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

4番 外間博則議員 要望申請で63件という数字でございますが、実際にはそれ以上いらっしゃると思います。63件要望は出ていますが、数字的には農振内における要望が63件と、この農振内でも農振の土地改良を行っていない土地も農振内に含んでいるわけですが、そのほかの要望も含めてという意味でよろしいですか。それで村長に伺ってよろしいですか。それで課長にも質問しましたが、農振の見直しについて、上地区より、下地区のほうが人口的にも人口割として減少であります。その理由として、次男、三男が分家したいが家がつくれないうえ、つくれるようにしてほしいということで要望があります。その件ですね、早目に県との調整を行っていただき、農振見直しをして一部除外が受けられるように進めていただきたいと思います。その件について、村長の所見を伺いたいたすけれども、よろしく願います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それではお答えいたします。

農地に限らず一番大事なものは、地権者の利益、それをまず考えて、我々行政はいろいろな政策をやっていくということがまず基準でございます。お尋ねの農地の一部除外だとか、あるいは今後の住宅用での考え方だとか、そういうのも全て地権者の利益につながるということであれば、当然できる得る限りのことは全庁を挙げて

やっつけていかななくちゃいけませんし、その後に我々中城村のまちづくりといいますか、裁量が許されるのであれば、いろいろな形で今の議員お尋ねの用途の選択ができる。いうなれば選択肢が増える土地にできるだけ変えていけば、地権者の利益につながると思っておりますので、これは農地を潰すとか、そういうことではなくて、あくまでも例を挙げれば、優良田園住宅制度などはそうですね、農と住の共有、共通でございますので、そういういろいろな施策を考えながらやっつけていかななくちゃいけないというのは、もうずっと感じておりますので、ましては中城村においては昭和47年からの大きな課題だと思っておりますので、私のほうでも積極的にこれは展開をしていきたいなと思っております。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

4番 外間博則議員 ぜひ村長も望んでいると。また、村民からの要望を反映させるような村政政策を打ち立てていただき、推進していただきたいと思っております。

それでは2番ですね。耕作放棄地遊休地を活かした営農計画等を新規就農者、青年、農業推進の事業を行っていますが、その中で新規になるとやはり農業技術ですね、65歳未満の方、5年以内とあります。年代によると青年就業者、若い方たちの農業技術を向上させるための施設等、講習を受けたり。新年度4月から嘱託員として指導員が農林水産課のほうで配属ということにありますが、指導員から技術指導を行えないか。施設も必要ではあります。この遊休地を利用した施設は考えていないか伺います。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

これまで担い手育成ということで、いわゆる初期投資のための施設整備とか、あとは青年就農給付金とかの事業を行ってきておりますけれ

ども、新規の農業者を定着させるためにはそれなりの生産の栽培技術等の向上を図らないといけないと思います。これまでも農業指導士のほうで農家を巡回して、それなりの技術の向上のためにいろいろ指導をしてきてまいりましたけれども、今後も継続して進めていきたいと思えます。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

4番 外間博則議員 ぜび青年就業者新規就農の支援ができるような技術を取得していただくために、ぜび指導に力を入れて頑張っていたきたいと思います。中城村の新規事業で災害に強い栽培施設の整備事業、新規就農一貫支援事業がございます。その中でも今回、新事業ということで行われていますが、継続していけるということによろしいでしょうか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

新年度での事業ですけれども、今言われた災害に強い栽培施設の整備事業と、新規就農一貫事業につきましては、県の一括交付金を活用、JAを主体と考えています。JAの各部会等から要望を受けて、平成28年度はマンゴーのハウスを導入しましたけれども、新年度は花卉栽培の施設ということですので、今後も要望があれば答えて行けるように事業は、継続していきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

4番 外間博則議員 災害の多い沖縄ではありますので、露地栽培では災害はつきものではありますが、災害に強い施設があれば、農業を行える方々も増えてますます農業就農を行う方の意欲も高まり、また収入も上がると思えます。また安定した収入があれば、これから新しく新規に農業を行いたいという方も増えてくると思えますので、ぜび継続して農業者支援事業を継

続して行っていただきたいと思います。

それでは農業振興の中で、遊休地対策等を通り答弁をいただきました。最後にまた村長にお伺いします。村長のほうから今年度の施政方針であります農業振興を新たな農業者、新規就農者への支援、また国県の交付金を活用した生産施設の導入。生産組織の育成、新たな担い手が農業に興味を持って頑張っていけるような施設等、新規就農者への支援ですね、ぜびとも行っていただきたいと思います。それに関連しまして、最後に今年度10月1日から農業委員改正による農業委員会が発足いたします。その点について伺います。この法令業務により農地法の認可と必須業務として挙げられていますが、まず初めに農業集積、遊休農地解消が必須業務となっており、また法人化経営合理化の推進、農業に関する調査研究、農業者への相談、地域を遵守して行くと、農地利用最適化指針の策定、指針に基づく施策改善意見提出等、たくさんの項目が必須業務として、農業委員の皆さんに課せられます。現在、農林水産課兼務で農業委員会を行っておりますが、この対応として、これだけ必須業務がありますが、果たして今の兼務した状態で対応ができるか。村民サービスの対応性について、もちろん私も農業委員を努めさせていただきましたが、この対応がうまくいくか、又は職員増すとか、また農業委員会を兼務ではなく、単独で農業委員会の設置をするというのは、お考えがあるか伺いたしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今のお尋ねは本議会においても、休憩の中ではありましたけれども、新垣善功議員からも御提言があり、そして農業のあえてプロだと言わせていただきますけれども、外間議員からも今御提言があったところでございますので、これはもう真剣に考えさせていただきます。今の状態ですとやれるものだとは思っておりません

し、今の状態を打破するためにはどのような方策、あるいは施策があるのかも踏まえて、一生懸命考えさせていただきます。そして、しっかり結果を出して、そしていい報告が皆さんにできるように、今議会終了後、真剣に考えさせていただきますいなと思っております。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

4番 外間博則議員 ぜひ、施政方針にもあります農業振興ですので、農振内のみならず遊休地、無耕作地が減らされるよう頑張っていたきたい。また農業委員の業務は大変厳しくなると思います。この職員増設をして管理体制を執行部として、村民の方に十分な配慮と繁栄がいただけるように頑張っていたきたいと思えます。以上で、一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で、外間博則議員の一般質問を終了いたします。

10分間休憩します。

休憩（10時43分）

~~~~~

再開（10時54分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて、仲眞功浩議員の一般質問を許します。

9番 仲眞功浩議員 仲眞です。それでは通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、久場地域の防災と環境保全についてお伺いいたします。として、災害対策基本法では、各自治体の避難計画の策定を求めています。吉の浦火力発電所が立地する久場地区の避難計画の策定はどのようになっているのか。として、吉の浦火力発電所に起因する安全、生活環境等に関する問題が発生するのは、発電所が住民の住宅地域に隣接して立地しているためでありますが、どのような環境保全対策を行っていくのか。として、今後、吉の浦火力発電所に起因する事故、災害、安全、生活環境等の問題解決の協議はどのように行っていく

のかお伺いいたします。

次に大枠の2点目として、BCPと情報セキュリティについてお伺いいたします。BCPの基本的な考え方、対応状況はどのようになっているのか。として、ICT部門に対しては総務省からBCP策定のガイドラインが公表されているが、本村の対応状況はどのようになっているのかお伺いいたします。情報セキュリティ対策の組織体制と情報セキュリティ監査実施の結果はどのようになっているのかお伺いいたします。簡潔な答弁を求めます。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは仲眞功浩議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、総務課と企業立地観光推進課。

大枠2番につきましては、同じく総務課と企画課のほうでお答えさせていただきます。

私のほうではお尋ねの大枠1番のこれは久場、泊地域の安心安全についてだと思っておりますので、所見を述べさせていただきますが、言うまでもなく我々の務め、行政の務めは地域住民、村民の安心安全を保持していくということが、大きな大前提でございますので、詳細については、担当課からお話をさせていただきますが、常に地域住民との対話と言いますか、声をしっかり耳を傾けてできる限りの対策を担っていくのは当然のことだと認識をしております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 それでは大枠1の と大枠2の についてお答えいたします。

大枠1の について。村は地域防災計画を平成25年3月に策定しております。その中の第2章第8節に避難計画がございます。それは村全域における避難計画ですが、その計画の中で久場地区の第1次避難場所として、久場地区健康スポーツセンターや避難経路が示されてござい



ます。それから久場地区においては、久場区民の協力のもと、平成26年3月11日に避難訓練を実施しており、その際に避難経路、それから避難場所の確認や避難場所までの避難時間を策定しております。

それから大枠2の について。BCPの基本的な考え方なのですが、これは過去の災害において、地方公共団体自身が被災し、庁舎や電気、それから通信機器の使用不能等により災害時の対応に支障を来した事例が見受けられました。このような非常事態であっても、優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、内閣府は地方公共団体の業務継続の手引きを策定し、地方公共団体における業務継続計画策定の促進を図ってきました。しかしながら業務継続計画、BCPの策定率は市町村においては依然として低く、特に人口が少ない小規模な市町村ほど低位な傾向にあります。その要因は内閣府の手引きは市町村にとっては策定作業量が多いものとなっているためと考えられました。そこで平成27年度に市町村のための業務継続計画策定ガイドを新たに策定してございます。地方公共団体等における非常時とは新型インフルエンザ等の感染発生時等と、あと地震津波の災害発生時等が考えられます。このうち前者の新型インフルエンザ等の発生時におけるBCPは現在策定中でございます。後者の災害時のBCPについては、本村もまだ未策定でございますけれども、早めに災害時のBCPの策定を進めていきたいと考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 仲真功浩議員の御質問にお答えしたいと思います。

大枠1の 、 についてお答えしたいと思います。 について、吉の浦火力発電所は、平成25年5月に営業運転開始しているところがあります。それに基づき、沖縄電力は環境関連

法案を遵守するとともに、沖縄県、中城村、沖縄電力で締結した環境保全協定書で定める環境保全対策のほうを実施し、地域住民にその結果を公表するとともに、沖縄電力は常に住民の監視体制の意識高揚を図るよう地域住民とともに沖縄電力を注視することで、地域住民の安心安全確保ができるものと考えております。

にですが、これまで吉の浦火力発電所計画については、地域理解を得ることに相当な時間を要してきました。地元住民の合意形成を図るため、吉の浦LNG火力発電所立地に関する地元連絡協議会を10回開催しております。さらに吉の浦火力発電所周辺地域協議会を4回を開催し、諸問題解決を協議してきているところであります。また、平成25年5月営業運転開始後においては、吉の浦火力発電所立地に伴う、地元3者協議会を設置し、地元住民の安心安全な生活環境を話し合ってきております。本協議会は会則により平成28年3月31日をもって、3年間の任期ということで満了になりました。今後の方向性としましては、村として先ほど村長からもありましたとおり、地域住民の安心安全な地域づくりのためには、また沖縄電力、地元自治体、村が連携を密にできるような新たな協議会が設置できるのか、早目に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 ICT部門におけるBCP業務継続計画についてお答えいたします。

総務省から地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画策定に関するガイドラインが公表されております。地方公共団体は災害時において、地域住民の生命、身体、安全確保、被災者支援、企業活動復旧のために災害応急業務、復旧業務及び平常時から継続しなければならない重要な業務を実施していく責務を負っております。これら業務の継続を確保するためには、近年において、情報システムは不可欠であり、

災害時における情報システムが稼働していることは極めて重要なことであると考えております。ICT部門における業務継続計画は、災害・事故で被害を受けても重要な業務をなるべく中断させず、また中断してもできるだけ早急に復旧させる業務継続を戦力的に実現するための計画であると認識しております。しかし、本村におきましては、現時点で業務継続計画はまだ策定されておりません。早い段階で策定に向け取り組みたいと考えております。

次に、情報セキュリティ対策の組織体制と情報セキュリティ監査の実施計画についてお答えいたします。本村が取り扱う個人情報及び行政情報資産並びにこれらを運用する情報システムが安全性を確保しながら安定的な運営が確保できるよう組織的、計画的及び継続的なセキュリティ対策に取り組むため、中城村情報資産セキュリティ管理委員会を設置しております。副村長を最高情報資産統括責任者と定め、企画課長を統括情報資産セキュリティ責任者としております。また、教育長をはじめ各課長を情報資産セキュリティ管理者として定めた組織体制となっております。情報セキュリティ監査につきましては、中城村情報資産セキュリティ管理委員会での正式な手続きを踏んでおりませんが、平成26年度に中城村情報セキュリティ監査実施計画書を策定し、IT顧問による外部監査を実施しております。総務省のガイドラインに照らし、妥当なものとなっているかを点検する文書監査を行いました。セキュリティ対策が実施されているかを点検する運用監査は行っておりません。項目によりましては、不十分なところもございましたが、おおむね妥当であるとそういう結果になっております。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 それではまた項目を追って御質問したいと思います。

まず久場地区に関しては、特殊な事情にある

ということをぜひ理解していただきたいと思っております。その状況というのは、LNGタンクが民家に隣接している。危険性としては、爆発炎上、災害発生の可能性があるとことだと思えます。それに対する特別な住民の避難対策あるいは避難計画というのは、ぜひ必要と考えるんですけども、その辺のLNGタンクあるいはこの火力発電所、そのものに特定して避難計画を策定することは考えられないでしょうか。私はぜひとも必要だと思いますけれども、どのようにお考えなのかをお伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

久場地区に限らず一人一人の居住地にどのようなリスクがあるのかということからは、地域地域で違うというふうに思います。ということで、もしこの地域からそういう声、あるいはそのリスクを避けるためにその計画が必要だという要請があれば、村の地域防災会議の中で議論して、ぜひ取り入れたいというふうに考えます。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 私は皆さんに認識が薄いというのは、この辺なんです。今、全国的に問題になっている原発再稼働の問題がございます。その再稼働の条件として、一番大きな比重を占めているのが、実効性のある住民の避難計画が策定されているかどうかということなんです。このLNGタンクに関して言いますと、これはただ放射能が出ないだけの問題なんです。原発と比べまして、危険性とか、その及ぼす影響というものは全く原発と一緒になんです。そのようなことを認識して、もし村だけで対応するのは難しいというならば、沖縄電力に命じてでもいいですし、あるいは一緒になってもいい。それは策定すべきだと思いますが、この辺はどのように思いますか。これは全く原発の再稼働あるいはそういう安全認定の問題と全く同

じレベルだと思いますけれども、どのようにお考えになりますか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

先ほどもお答えしましたが、村の防災会議の中で、ぜひこの辺を議論して進めたいというふうに思います。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 再三言いますけれども、本当に認識がお互い違いますね。まず安全よりも何よりも軍事優先の米軍でさえ、LNGタンクの危険性を認めて、飛行ルートを変えたんですよ。もうご存じですよ。今まではオスプレイとか、ヘリが、LNGタンク、吉の浦火力発電所の上を飛んでいたんですよ。それが我々の抗議、申し入れによって全く飛ばなくなりました。それぐらいの危険認識を米軍でさえも認めているんですよ。その辺について、皆さんの認識がこのままでは久場地区、あるいは村民の安全安心の確保という見地から非常に、何といえますか、がっかりというか、その辺の認識というのを高めていただきたいと思います。総務課長お伺いしますけれども、その危険度の認識に対して、これまで私が言ったことを聞いて、どのように認識しますか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

確かに電力のLNGというのは、事故が起これば危険なものだと認識してございます。地域防災計画の中で、この避難計画は作成してございますけれども、これとあわせて電力、また地域の協力も得ながら、その避難計画に取り入れられるよう防災会議の中で議論検討して、専門家も交えて議論していきたいと思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 先ほど申しましたように原子力発電所の再稼働においては、これは住

民避難の計画というのは、大体電力側になっていきますよね。その辺も考慮しながら村だけでは重たいのであれば電力を組込んで、その辺のことをしっかりした実効性のある避難計画というのを作成していただきたい。これは真摯に対応することを求めますけれども、これは約束できますか。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(11時14分)

~~~~~

再開(11時14分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 電力、久場地域、村と協議しながら進めていきたいというふうに思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 次に移りますけれども、この久場地区の環境保全対策についてお伺いします。先ほどの課長のお話では電力を注視してやっていると。ということは、結果的にどうということかと言うと、物事の悪いことが起こらないとあまり動かない。対応できないというような状態です。全く受身的ですね。積極的に、この住民地域の生活環境というものを余り見てない。重視していないという表れだと思います。それはそれとして、今はそんなに大きい問題も起こってないですけども、これからは施設の老朽化あるいは台風も大きいスーパー台風になると言われてきております。異常気象ですね。その辺に対して大変対応としては後ろ向きなんですね。事が起こったら対応するというような感じになっちゃうんですね。それでその環境保全のためにはまずグリーンベルトやあるいはバッファゾーンというのが考えられるわけですけども、村としてはこのような対策が考えられるかどうかお伺いします。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長

屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

グリーンベルト、バッファゾーンの件に関しましては、前に安里ヨシ子議員から御質問を受けた際、沖縄電力にお聞きしたところ、沖縄電力と久場自治会が吉の浦火力発電所の背後の民有地に護岸沿いに幅5メートル、長さ700メートルの緑地帯を地域と協議整備する方向で進めているということをお聞きしております。私のほうに一切協議がなかったということであり、沖縄電力は直接本社の用地部が担当しているということから、吉の浦火力発電所と村との協議は今の現状では調整はしていないということとあります。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 対策としてはグリーンベルトとか、バッファゾーンというのが考えられるわけでありませうけれども、現実的な対応としては、グリーンベルト、植林しかないと思います。今課長は電力はそういうグリーンベルトの計画があったとそういうのを聞いたと思っておりますが、その後の進展とか、あるいはこのグリーンベルトは皆さんにとってもいい環境保全になるということで、その計画を進めてほしいと申し入れとかをなさったのか、お伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えします。

日にち等については、定かに覚えてはおりませんが、議会においていろいろな方の一般質問を受けて、地元の要望も受けているということで沖縄電力には背後地の緑地建設を行うようという要請はことあるたびに行っているところでございます。村としても吉の浦火力発電所の誘致に際しましては、既存施設を利活用という

こともありまして、住宅地に隣接しているということとは十分認識をしております、これまでも村としての対応もやってきましたし、これからも地域の要望を受けて、できる限り沖縄電力に要請をしながら、グリーンベルトの必要性を訴えていきたいと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 私は電力がそういう計画を立てて、実際にそこにかかるグリーンベルト用地の購入計画を立てて、そして用地交渉に入る。そういう段階まで計画が進んでいたと。そういうお話を聞いております。ところがこの実際の土地購入に関して、村からちょっと待ってくれというようなお話があったと言われますけれども、この辺のお話も聞いたことがございますか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えします。

そのような話は一切、私のほうでは聞いていない状況でございます。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 それでは都市建設課長にお伺いします。村道久場前浜原線の用地買い取り価格、それから電力のグリーンベルト用地の買い取り価格に関連して、あなたもしくはあなたの部下が電力とその価格について、接触したことがございますか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

電力からグリーンベルト、護岸側ですね、その件について、村の買い上げ単価が幾らぐらいですかという相談を受けました。ただ、そのときには村の単価としては皆さん方には提示できないということで提示はしていません。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 かなり単価の算定に差があったようであります。話に聞きますと、それで都市建設課において、ちょっと待ってくれんかと、これは公式とは言いませんけれども、そういう話があって、中断したということになります。この真相については、誰がどういう話をしたかというのを一応耳には入ってきておりますけれども、それについてはまた次の機会でチェックできればと思います。

今ですね、電力のグリーンベルト計画は非常に微妙な立場にあるんですよ。3号、4号機の増設が絶望的になっておりまして、この吉の浦火力発電所にこれ以上の資金をつぎ込む株主の理解が得られるかどうかという、非常に厳しい状況にあるそうであります。もし、この電力のグリーンベルト計画は頓挫するようなことがあれば、先ほどのこの電力の当初あったグリーン計画、用地購入計画ですね、それが大きいな影響を与えるというんだったら、これは非常に後々大きな問題になってくるということも考えていますけれども、その辺を早目にグリーンベルトの推進のためにこれは全庁を挙げて、ぜひやっていただきたいと思います。こういう状況にあるということ認識して、このグリーンベルトは皆さん今電力に任せるといような状態ですよ。その辺の状況を把握する対策、そういったものを電力と密にとって、進めていただきたいと思います。これは屋良課長、ぜひやっていただきたいと思いますけれども、対応できますよね。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 状況について私のほうもまだ情報収集しておりませんので、情報を収集させていただきたいと思います。まずは電力と自治会がどういう経緯でそこまで来たのかも地域と情報を収集していきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 計画というのは、その都度、その時のタイミングで実施しないと経済状況でいろいろ激変していますので、今のようにグリーンベルトもできるかという状況になってしまいます。少しでも、待ったがかかると、待ってくれと言われると、こういう結果に陥ってしまうわけですよ。この辺はグリーンベルト、これは村がやるわけでもないですよ。お金もないわけですからね、その辺の復活というのはぜひ全力を挙げて取り組んでいただきたいと思います。それから今後の対応についてお伺いしますけれども、最近、マルチガスタービン発電所ができた後、去年の9月ごろだったと思うんですけども、何か騒音の問題が発生したと聞いております。この対応など、どのように行ったのかお伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(11時26分)

~~~~~

再開(11時27分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 答弁いたしたいと思います。

騒音問題については、マルチガスタービン発電所の運転音に関する苦情ということであります。それについては、マルチガスタービンの起動するときに、吸気口による風の音ということでお聞きしております。それについては、地域と協議をしまして、一度吸気口を改善する作業を電力は行っております。電力からはこれ以上の対応はできないけど、いいですかという承諾のもと、数千万円かけて対応したということがあります。この吸気口に対しましては、風に運ばれて住宅地までの音が来たということであります。これについては、地域自治会長を中心に苦情のあった方々と相談をしまして、沖縄電力

は解決したということでありませう。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 これも恒久的な対策にはならないはずなんですよ。さっき言ったようにそこでもグリーンベルトというのが重要な役割になってくるんですよ。非常に大きなバッファになるんですよ。まず最初、25年にでしたかね、LNGを受け入れたときに振動問題が発生しましたね。あれは大きな問題になりました。人身事故とは言いませんが、病人を出すという事態まで発生したわけですけども、あのあたりについても、グリーンベルト、これは非常に大きな役割を果たすんですよ。だからこの久場地区、LNG火力発電所は住宅に近いということを私は前から口を酸っぱくして言っていますけれども、その辺を何としても改善していただきたい。この問題ですね、生活環境、あるいは計画からも非常に大きな問題ですよ。朝から晩までそこを見て、出て行って帰ってきてとそういう苦情を強いられるわけですけども、これは久場区民にとっては大変、泊区民もそうですけれども、大変きつい状況だと思いますよ。

ちょっと話を変えて、税務課長にお伺いしますけれども、この電力に関する税金あるいは固定資産税あるいは法人住民税とか、そのようなものも含めて、一体どれぐらいの税金があるのか、これは軽減措置をしておりますけれども、これを差し引いた額でできればお答えいただきたいと思っておりますけれども。

議長 與那覇朝輝 税務課長 稲嶺盛昌。

税務課長 稲嶺盛昌 それではお答えいたします。

平成28年度の税金ということで、御理解お願いいたします。平成28年度において、固定資産税で約1億7,500万円、法人住民税におきまして約700万円、合計しまして約1億8,200万円程度の税金となっております。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 課長、ちょっと念を押したんですけども、これは軽減後ではないですか。軽減前の額としてお答えいただければと思いますけれども。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(11時32分)

~~~~~

再開(11時32分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

税務課長 稲嶺盛昌。

税務課長 稲嶺盛昌 課税標準額、県から受けます額としましては、実質的には税額とは違いますが、28年度で言いますと、5億6,445万7,700円が免除されておりまして、当初の課税から申しますと、課税標準額から言いますと7億3,920万円余りとなっております。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 実質税額は6億円以上となると思います。軽減もやがて切れると思うんですけども、この辺も含めると5億円以上の税金があると。それが久場地区のある意味、安全安心生活環境の不便さ、負担をもとに入ってきていると、そういうことも考慮して受けますと、この久場地区の環境改善、環境保全、その辺にはもう少し真剣に取り組んでいただきたいと思っております。これはぜひ村長、自らがリーダーシップを取って、この辺の諸問題解決には対応していただきたいと思っておりますけれども、村長所見を伺いたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

沖縄電力火力発電所の誘致に関しては、仲眞議員も一生懸命、尽力していただいた件ですから、こだわる気持ちも十分理解しているつもりではあります。ただいまのグリーンベルトだけにとらわれての話になると、私も今ここでどうこうというのは答弁できませんけれども、当然

先ほど冒頭でお話しましたとおり、これは村民は久場、泊、区民の安心安全を第一に考えた上での村の携わり方というのは、当然やるべきことであると思っておりますので、形は今のグリーンベルト云々の話だけではなくて、久場地域、泊地域の安心安全を第一に考えていくのが務めだと思っております。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 ぜひずっといつも心にとめていただきたいと思います。私も村長が言われたように沖縄電力に誘致に尽力してきたつもりではあります。だけどもある一方、非常に少し本当にこれでよかったのかなとそういう後悔の面も一面は持っております。これは環境問題、いろいろ起こさせてしまったと。私の立場から言えば、ありますのでその辺については、私もいつも村のためにはなったかもしれないけれども、区民に対して、これでよかったのかなとそういう自問自答をいつもしております。

それから最後に、この件に関しては三者協議会というのが解散されたと言いました。大変残念なことです。では今後どういうふうに解決していくというのが、非常に大きな課題が皆さん突きつけられたと思うんですね。住民の声とか、そういうものは反映する場がなくなってくる。あるいは少なくなってくると。どうなるかと言いますと、あとは対立等のそういうのが起こりかねないわけですね。場を設定するということは、非常に大事なことなんですよ。その辺も考慮しながら、ぜひ対応を考えていただきたいと思っております。

次、進めていきます。BCPについてでありますけれども、これはBCP、ICT部門BCPについて、一括してお伺いします。BCPについては作成中で、ICT部門BCPについては、まだこれから取り掛かるとのお話でしたけれども、ではそのBCPの対策をどういう体制で取り組んでいるのか、この責任者とあとはい

つごろの完了を予定しているのかをお伺いします。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(11時37分)

~~~~~

再開(11時38分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

先ほどお答えしましたけれども、インフルエンザのBCPのほうについては、もう作成中です。29年度中には可能なというふうに思っています。そのインフルエンザのBCPをベースにまた災害等のBCPも検討していくということになりますので、その後になるかというふうに思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

BCPにつきましては、当初平成26年度から策定に向けて動き出そうと、そのように計画を立てておりました。ところが社会保障番号制度、いわゆるマイナンバー制度でありますけれども、そのほうの基幹システムの改修業務が入ってきました。さらには日本年金機構による情報漏えい問題が発覚をいたしました。そのために総務省からネットワークの強靱化ということで、ネットワーク改修をするようにという指針が示されております。そのためにネットワーク改修についてを、村としましては最優先に取り組むべき重要課題として位置づけておりました。そのために策定業務が遅れている状況でございます。村としましては、その業務が平成28年度で一区切りつくというふうなことで、今想定をしておりますので、ぜひとも平成29年度におきましては、策定に向けて動き出したいとこのように考えております。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 責任者がだれかという

のを聞けなかったんですけども、先ほど総務課長からお話がありまして、平成27年5月に内閣府の防災担当部局から出されております、「市町村のための業務継続計画策定ガイド」にはこう書かれております。「業務継続計画の策定に当たっては、全庁にかかわるプロジェクトになるため、災害時に責任を負う首長自らリーダーシップを発揮して取り組まなければうまくいかない。これは非常時優先業務の整理や必要資源の配分等を検討する際には、部門を超えた優先順位等の合意形成が必要となるためである」と、そういうふうに記されておるんですよ。そういうこともありまして、わざわざ先ほどもお話がありましたように、地方のBCPが遅々として進まない。それにしびれを切らして、平成27年度ついに簡易的なものを出してきたわけですよ。これは村長がリーダーシップを取らないとうまくいかないと。これはもう政府も国も認めているわけですよ。その辺に鑑みて、村長ぜひリーダーシップを取って進めていただきたいと考えますけれども。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

御進言のとおり、先ほど企画課長からもお話がありましたけれども、当然これは村の首長たる私がリーダーシップをしっかりと取って策定に向けて、各課もちろん関連していくと思いますので、意見を集約して進めていきたいなと思っております。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 この災害時とか、そういうときにはやはり全責任を負うのは村長ですので、しっかりした実効性のある計画にするためには、やはり村長が整理整頓して、この資源配分というのは本当に限られてくるわけですよ。災害時にはこれをどう生かすかというのが大事な問題だと。必要最小限の6要素とか、いろいろ述べられておりますね。その辺も

やはり考慮しながら、しっかりと住民に業務をサービスできるようなBCPを策定していただきたいと思っております。さらにこのガイドラインにはこうも書かれております。「業務計画策定後は職員に対する教育、訓練等を実施しながら計画の実行性を確認し、高めていく。また教育や訓練の計画等を策定し、着実に実施する」とあります。しかし、これは実際、実施となると非常に厳しいところがあると思っております。しかし、本村は一つのチャンスが今あると思っています。それは新庁舎建設移転です。この際にBCPの項目チェックができるはずなんです。実際につくったBCPがうまく機能できるかどうか。現庁舎で対策するか。あるいは現庁舎が被災してしまった場合には、この拠点を移して対応しなければならないとか当然これはBCPに入っていきますよね。その辺も含めて、いろいろチェックができるチャンスなんです。移転というのは、たまたま実際にできる全てとは申しませんが、そういうチャンスがありますので、この新庁舎建設に合わせて、建設計画も含めて、並行してBCPの策定というのもぜひやっていただきたい。実際に移転する場合は、大幅な移転になりますから、詳細な課とか、係とか、移転の計画もつくらなければいけないんですよ。この際にBCPにつくっておけば、ある程度、このBCPの従って実行すればいいというような形に持っていける。これが今回、我々には与えられていると思います。実証実験ができると。果たして我々がつくったBCPが機能するかどうかという一つの検証もできるということです。これがきれいにできる時期はちょっとよく私、まだ把握しておりませんが、このBCPの完成もこの庁舎建設計画に沿って、ぜひこれに合わせた時期で完成できるようにしっかりと対応していただきたいです。村長のリーダーシップですね。これは大いに期待します。



それでは情報セキュリティについてお伺いしますけれども、先ほどのお話ですと、セキュリティポリシーに従って、実行計画は策定したと、監査ですね。自己点検という形になるのかな、その程度ぐらいで実際の運用については、まだやっていないというお話でありましたけれども、これは今後、どのようにやっていくのかというのを少しお伺いしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。  
企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

先ほどBCPの話がありましたので、BCPにつきましては、平成29年度に策定に向けて取り組むというふうなことで答弁をいたしました。BCPにつきましては、今仲真議員もおっしゃったとおりつくることだけが目的ではなくて、BCPに基づいた訓練というのが非常に重要になってくると、そのように考えているところでございます。セキュリティにつきましては、これも御指摘がございました。文書についての監査は終了しておりますけれども、運用の監査は残念ながら行うことができませんでした。これにつきましても、本村の情報資産セキュリティ管理委員会において監査統括責任者を指名することになっておりますので、その監査統括責任者を指名した上で実施したいと考えております。

議長 與那覇朝輝 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 本村の情報セキュリティポリシーによりますと、情報資産を4種類に分類し、必要に応じて取り扱い制限を行い、情報セキュリティ管理者、これは各課長等により適切に管理されることとなっておりますけれども、情報資産の分類区分とか、取り扱い制限等は設定されているのかどうか、お伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。  
企画課長 與儀 忍 お答えいたします。  
本村の情報セキュリティポリシーの対策基準

におきましては、重要分類を4つのほうにわけさせていただきます。その中では一番重要なものは個人情報及びセキュリティ侵害が住民の生命財産に重大な影響を及ぼす情報。そういうふうなことで一番重要な情報として位置づけております。さらに、そういう情報の制限等につきましても定めているところでございます。

議長 與那覇朝輝 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 その定めた情報資産はこの各課長等が適切に管理するという事になっておりますよね。この辺は徹底されておるか。各課長自身は自分の所属の課がどれが情報資産で、どれがどの分類に位置づけされていると、そういうものを皆さん御存じかどうかお伺いしたいと思います。教育総務課長、その辺については把握しておられますか。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(11時50分)

~~~~~

再開(11時50分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

重要性分類1、2、3、4ということで分かれているということでありまして、その中で、重要性分類につきましては、個人情報セキュリティ障害が住民の生命、財産等へ重大な影響を及ぼす情報だということで、認識しております。ほかもその2、3、4にそれぞれの分類基準がございます。あと学校における生徒の個人情報とか、あれも重要な分類の位置に該当すると思っております。以上であります。

議長 與那覇朝輝 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 ちょっと私の意図したのとは違っているんですね。私が聞いたかったのは、皆さんがどういう情報資産を持っていて、自分の課でその情報資産のどれが第1類で、ど

れが第2類とそういうものをちゃんと把握しているかどうかとそういうことを聞きたかったわけですが、何か今のお話からですと把握していないと。情報資産の全部を洗い出して各課ですよ。これは重要度に従って1、2、3、4を分けて、それぞれの管理方法というのを適切にやりなさいということですから、まず自分の課にどういう情報資産を持っていて、それはどの分類に属するというのを各課長は把握しなければならないということですよ。その概念は今お話しして書いているとおりですよ。そういうことではなくて、実際に徹底されているのかと。要するにこれは何も各課長だけの問題ではないんですけれども、全職員にそういうのが徹底されているかが知りたかったわけですから、どうもそういうことはまだ済んでないというような状況であると思います。これは非常に大事なことなんですよ。ぜひまず課長お伺いします。各課の情報資産というのを洗い出されて、それがどれどれに相当するというのは、各課で検討されているんですか。又は、できているんですか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

もちろん各課のほうで重要な情報資産というのを保有していると、そういう状況にあると考えております。ただ、各課におきまして、どれが重要分類1に該当するのか。あるいは2に該当するのか。そういう取り決めを行っているのかどうかにつきましては、現在のところ把握をしておりません。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 これはまず各課長に情報セキュリティポリシー、これを徹底して理解してもらい、それに従ってやっていただきたいと思っております。この情報セキュリティポリシーでは、こう述べていますよね。「最高情報資産統括者は研修計画を立案し、定期的に情報セキュ

リティに関する研修、訓練を実施し、情報資産セキュリティ管理委員会に報告しなければならない」となっておりますけれども、具体的にはこのようなことは実施されているのか。まだ未実施の状況なのか、お伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

情報セキュリティに関する研修を実施しております。これまで全職員、さらには臨時嘱託職員を含めた、全ての職員に対して情報セキュリティ研修を行っているところでございます。詳細の数字は持っておりませんが、たしか延べ人数で280名前後であったと記憶しております。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 課長、研修計画は立ててやっておられるということで理解しております。特に注意していただきたいのは、新規採用の職員等に対しても研修を実施しなければならないとうたっておりますが、その辺は徹底して本当にやっていただきたいと思っております。この情報ネットワーク社会と言うんですか、電子自治体の怖さというのは一人の不注意がネットワーク全てを危険にさらしてしまうということなんですよ。これはもう全庁舎、村内だけの問題ではなく、最終的には国まで危険にさらしてしまうという危険性がありますよね。特にもう社会保障制度、マイナンバー、これが実施されてきた折では、そういうことを大変心配されております。だから一人の不注意が国全体まで及ぼすということでありますが、これを防ぐためにはどうするか。やはりセキュリティポリシーを徹底するしかない。ミスは許されない。その辺をしっかりと全職員に周知徹底して、事あるごとに口を酸っぱくしてやっていただきたいと思っております。国としてもそのための金をつぎ込んでおりますよね。先ほどお話がありましたけれども、地方公共団体情報セキュリティ強化対策と

ということがうたわれて本村も実施したと思います。これは完了したかどうかお伺いします。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

平成27年度と平成28年度におきまして、ほぼ完了しております。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 国もこれだけお金をつぎ込んで、何とか情報セキュリティを確保したいというのは、皆さんもよく御存じだと思いますけれども、外国からのサイバー攻撃とか、あるいはいろいろなところからの攻撃ですね。特に市町村の脆弱なところがあるわけですよ。いつだったか、高校生にもセキュリティを破られたという実績も報告されましたよね。そういう問題でありますから、本当に徹底というのが最大条件です。

最後にちょっとセキュリティ監査について、再度お伺いしたいんですけれども、このセキュリティ監査ガイドラインでは、この監査結果の公表をしていただきたいということが述べられておりますけれども、その辺について公開できるものとできないものがありますけれども、我々は皆さんにマイナンバーとかいろいろな情報を預けているわけですから、監査はしっかり行って中城村は大丈夫ですよと、そういうものを公表していただきたい。もちろんどうしても公表できないという部分が出てきます。監査というのは脆弱な部分はある意味洗い出すのが目的ですから、そういうのはありますけれども、こういう個人情報、マイナンバーを含めて、全てを皆さんに預けている住民にとっては、情報セキュリティというのはしっかりと確保されていると、そういう確信がほしいわけです。説明責任を果たす意味においても、ぜひ監査を実施し、そして実施結果を中城村においてはそういう心配はないという安心感を与えるような情報公開をぜひやっていただきたい。強く要望して

一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝

以上で仲眞功浩議員の一般質問を終了いたします。

休憩します。

休憩(12時00分)

~~~~~

再開(13時30分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて、安里ヨシ子議員の一般質問を許します。

10番 安里ヨシ子議員 安里ヨシ子一般質問をいたしますが、一般質問の前に村長の施政方針読みました。その中でやはり村長の施政方針の重点政策として、医療費無料化を未就学児童を対象に一部負担がありましたけれども、今度は中学校まで自己負担なく医療費無料化を他市町村に先駆けて実施するとあります。子育て一番の村長だと、私は高く評価をしております。これからも未来ある子供たちのために現物給付になるまで頑張ってもらいたいと思います。

それでは一般質問を行います。

では 番目、吉の浦火力発電所建設で久場自治会、泊自治会、中城村で地域振興策について協定書が結ばれています。平成18年1月、要望書の中で、泊、久場とも生活排水路の不備なため環境の悪化、快適な生活環境が阻害、健康で快適な住みよい集落の整備を挙げていますが、まだ不備なところが多くあります。国道329号線から電力正門までの溝にごみがいっぱい溜まっていて見苦しい。また、久場導流堤側から泊にかかる排水、不法投棄やビン・缶・ビニールが、泊側の土砂の堆積している水辺に相当のごみが溜っていて、そこもみぐるしいので、周辺の会社、事業所などからごみが出ていると思いますので、それを会社などに注意ができないか、お聞きします。

2番目は国民健康保険について。2018年より、

国保の運営主体が市町村から県のほうに移るといわれていますが、ねらいは何でしょうか。高すぎる国保税が払えなく病院に行くのをためらう人、我慢をする、そして重症化してから病院に行く。広域化になれば村が独自に実施している一般会計からの繰り入れはどうなりますか。命の危機にさらされていて、大きな不安を感じています。村として今後の方向性をどのように考えていますか、伺います。

2番目に、資格証明書、短期保険証の交付、差し押えの状況などについて伺います。以上、よろしく願いいたします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 安里ヨシ子議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、住民生活課。大枠2番につきましては、健康保険課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうではお尋ねの国保についてでありますけれども、議員も御承知のように大変厳しい状況が続いているというのは、もう御承知のとおりだと思いますが、今回、御質問の平成30年度からの広域化についてでありますけれども、広域化になることによって多少の事務負担など、軽減が図られるような気がいたします。そういう意味では県も私も市町村も一緒になって、この問題には取り組んでいきたいと思いますので、お尋ねの決してその支払いの厳しい方々に対して、切り捨てるような制度ではございませんので、それはまた所管課のほうで詳しい説明をさせていただきたいと思えます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。  
住民生活課長 仲村盛和 それでは安里ヨシ子議員の大枠の1番について、お答えいたします。

沖縄電力前の水路については、周辺企業により定期的に清掃作業が実施されており、収集さ

れたごみを村が協力して処分を行っております。水路のごみについては国道や周辺、海岸への漂着物などさまざまな要因があると思われませんが、周辺企業へもごみが散乱しないように申し入れは行っていききたいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。  
健康保険課長 比嘉健治 安里ヨシ子議員の大枠2の 及び について、お答えします

について、国保には小規模保険者が多数存在し、財政が不安定になりやすいなどの財政運営上の構造的な課題または市町村ごとに事務処理など事務方法にばらつきがあるなどの事業上、運営上の課題があります。広域化することによって、国保の財政運営主体が県のほうに移りますと安定的な財政運営、そして広域化により効率的な統一化した事務の実施など、そういうことをねらいとして今回、広域化が図られていくと考えています。一般会計からの繰り入れについてですが、広域化後も市町村の判断により、法定外等の繰り入れは行えることとなっております。今後の方向性ですが、広域化後も、保険税の支払いが厳しい方へはこれまでどおり分納相談などを行い、個別の状況を確認しながら安心して病院受診ができる対応を行っていきます。また、重症化しないように特定健診や予防事業に取り組み、疾病の予防、そして重症化予防に今後も取り組んでいきたいと考えています。

についてですが、資格証明書の交付はゼロ件、短期保険証の交付99件、差し押さえについては2件ということで、これは平成28年度の現在の状況になっています。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 住民生活課長は、定期的にやっているとおっしゃっていますが、定期的とは年に1回なのか。定期的とはどれぐらいのペースで行っていますか。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。  
住民生活課長 仲村盛和 それではお答えし

ます。

年2回は実施している状況であります。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 質問している場所は伊舎堂から添石、添石からモールの下までの海岸通りは近隣の人たちのウォーキングや特に年配の人たちの散歩コースとして、当間のほうからも来られる方もおられまして、まさに地域の住民の人たちの憩いの場所になっていると考えます。海岸に座って、朝日の登ってくるのを待っていて、おしゃべりを楽しんでいる人たちを見ると、もっと地域の人たちが快適で気持ちよく楽しい場所にしたいと思います。それには海岸近くの会社事業所が一緒になって協力をしてできることだと考えておりますけれども、村として事業所などにどのような周知徹底をいたしますか、お伺いします。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。

住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

周辺企業へは作業の協力依頼を求め、我々も協力してやっていきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 協力を求めていくとおっしゃっておられますけれども、その久場前浜原線ですか、仮称だと思いますが、そこが今できつつあります。歩道つきの立派な道ができると車が多くなる。そうすると、また不法投棄とか、それが増えるんじゃないかと思っております。今も冷蔵庫とかが捨てられていて、そして道もないのにどこからこれ持ってきたのかなと思うぐらいの、大きいのが捨てられています。皆さん見たことないと思いますが、満潮時になると久場の導流堤のほうから水が緩やかに入ってきます。そこでプラスチックのお椀がぶかぶか浮いていたり、ごみが浮いていたり、本当に見苦しいことですので、そこを何とかしないとイケません。道が完成して、事業所が入ってきたら、その事業所からのごみがこ

の排水に捨てられるわけですね。今でも捨てています。現に弁当屋がまた再開したら、そのプラスチックのお椀とかが捨てられていて、この砂が堆積しているそばの水辺のところはもういっぱいごみが溜まっております。課長は年2回とおっしゃっていますけれども、私たちの自治体のほうでも年2回清掃のときに掃除ができる分は掃除をしております。道ができてきてその近隣の住民の人たちに迷惑がかからないように快適に住みよい集落になる、安心な安全を心掛けるように行政としてしっかりとした対策を立ててほしいと思っておりますけれども、具体的に対策と言いますか、文書で事業所に注意したりすることはできないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。

住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

このごみの原因がどこの事業所というのは、まだはっきりしないところがありますので、まずは口頭でそういった周辺にごみが散乱しないように協力依頼は出していきたいと思っております。あくまでも、現段階では協力依頼になるというふうに考えております。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 ここは多くの高齢者の方の散歩コースになっていて、本当にきれいにしないとイケないと。新しい事業所が入ってきたりした場合に、その人たちにきちんとした、この快適な住みよい、そしてごみのない場所にするようにということを文書で持って注意しないと。ただ口頭で言っただけでは「はい、はい」と済まされてしまうので、立て看を立てるなり、これから事業所が多くなれば、もっともっとひどくなると思うんですよ。どこの企業、事業所から出たかということも含めて、年に何回かそこを巡回して見て、ちゃんとした対策を講じてほしいと思っております。

以上で2番目の国保についてですけれども、新制度に移行に向けて、市町村のこれからの国

民健康保険運営のあり方と県と市町村の役割分担はどのようなになっていますかね。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。  
健康保険課長 比嘉健治 それではお答えします。

県の役割としては、財政運営の責任主体となり、先ほども申しましたが、安定的な財政運営が求められますので、その効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うということになっています。市町村においては、これまでどおり住民に身近な窓口として、資格の管理、医療費の支払い、保険税の賦課決定等。それと保健事業等の事業の実施、そういう役割を担うこととなります。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 県は市町村ごとの標準保険料税率を算定すると言われてはいますが、その標準保険税の算定とはどういうものなのか、ちょっと説明お願いしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。  
健康保険課長 比嘉健治 それでは標準保険料の算定についてですが、各市町村とも所得の状況によって税の調定額も変わりますし、それと医療費の水準も各市町村で変わるということで、そこを基本的に各市町村の両方の状況を見ながら、県が市町村に応じて納付金を設定するんですが、その納付金を決める場合に先ほど言った医療費の水準と所得の水準を見ながら各市町村のほうに保険税の標準的な税率を設定するという役割を県がします。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 現在は市町村の判断で、一般会計から国民健康保険特別会計への繰り入れをしていて、減免制度とかそういったものに使われていると思うんですが、新聞か何かで読んだんですが、それを一般会計からの繰り入れを勘案しないで算定するというのを聞

いているんですけども、それについてはどうですか。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。  
健康保険課長 比嘉健治 それではお答えします。

繰入金についての件ですが、国保特別会計は基本的には単独の会計ですので、その中において運営はしていかないといけないということがあります。県においての標準保険税率の設定については、その辺は実際、加味はしないで算定。あくまで標準的な部分ということで示されてくると思います。ただし、先ほども言いましたように、繰り入れができないということではありませんので、最終的には市町村の判断で繰り入れが必要な場合は実施していくような形で今後もなると考えています。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 一般会計からの繰り入れを外して、この算定することになれば市町村で違うと思うんですが、うるま市なんかは1世帯2万円ぐらい繰り入れを勘案しないで計算すると、1世帯2万円ぐらいの負担になるということで、私も心配をしております。そして、ほかの方々からどうなるのということをよく聞かれますけれども、今課長の答弁で繰り入れもあり得るということですので、それをぜひとも実現してほしいと思います。一般会計からの繰り入れがなくなると、国保加入者は自営業とか、年金生活者と非正規の人たちが比較的所得の低い人たちが加入していると思いますので、もし軽減措置がなくなれば、命にかかわる問題ですので、それについては市町村としては十分配慮してほしいと思います。

次に、短期保険証が交付されておりますけれども、それが交付されている世帯の交付の有効期限が1カ月とかで聞いていましたけれども、それが1カ月単位なのか、お聞きします。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。

健康保険課長 比嘉健治 それではお答えします。

現在、基本的には1カ月の期間で発行していますが、その個別の状況、住民の方々の状況によって変わってきます。まずは納付相談をいたしまして、そこで毎月どの程度の納付ができるかを相談し、その方々に合った収入等を納付できる金額に設定をして1カ月の期間で発行をしています。ただし、年金収入などにあわせて、2カ月の期間を区切って発行している方もいますので、その辺の状況を見ながら実際は対応しています。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 これですね、短期保険証の有効期限が1カ月だと、期間が短いので、せめて3カ月は猶予できないか。なぜならば3カ月猶予があれば、病気もよくなるし、そしてお金の工面もできるかと思います。できたら6カ月、せめて3カ月に延ばすことはできませんか。お聞きします。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。

健康保険課長 比嘉健治 それでは期間を3カ月ということで対応できないかということではありますが、個別の状況を見ながら窓口において、毎月相談をしながらその状況に応じても対応は可能だとは思いますが、基本的に1カ月更新、または年金等の収入の状況によつての2カ月などで、今後も対応して住民の方々の状況を毎月確認するという事をしながら進めていきたいと考えています。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 ぜひこの期限を3カ月に延ばしてほしいと思います。差し押さえのほうももっと親身になって相談し、納税者に会って相談をして支払える分ずつでも納納してもらいようにやってほしいと思います。それが支払いが滞ってしまうと余計、払うのが大変になるので、ぜひとも差し押さえをなくすように

努力をしてほしいと思います。

ジェネリック医薬品の利用についてですが、前にもらった資料の中で、ジェネリックの使用をしている方が中城村は多くおられます。ジェネリックの新薬の値段は病院で聞いたんですが新薬の3分の1程度。ジェネリックは薬品会社は特保が切れるときに2カ年前に開示し、開示をした後はこの後発医薬品は安くなると。新薬の3分の1程度ですので、それをもっと普及するように進めたら医療費がもっともっと少なくなると思いますので、いろいろな方法を使って、ジェネリックを利用させるように頑張してほしいと思います。この前の資料を見てみたら健診活動、さまざまな予防活動が充実していると思っています。施政方針にもありましたけれども、認知症の対策やがん検診などが組み入れていますので、村民に周知徹底を図って、ぜひ対策を強化してほしいと思っております。

私は国保が県のほうに移管するということに対して、国のねらいとしては、今の情勢を考えると社会保障がどんどん削られて、軍事費に全部、金がつぎ込んでいっているように思われます。貧困対策が広がる中で減免制度、そういったことがなくなれば命にかかわることでもありますので、県に移管後も独自の減免制度と一般会計からの繰り入れ、それをなくさないでほしい。短期保険証を持っている方に対しては、十分なる相談をしてほしいと思います。広域化になったらそういった相談ができなくなる。住民の声が届きにくくなるのではないかと懸念がありますので、どうしてもそれを払拭できるようにしてほしいと思います。特定健診のどの市町村のデータを見ても、40歳から60歳までの人たちの未受診があるんですね。その対策を強化して、若い人たちの健診も十分にできるような体制ですか。休みにやるとか、いろいろな方法を取られてはいますけれども、それ以上に40歳から60歳までの未受診者対策も強化してほしいと

思います。特定健診とか、筋トレなどなかなか日にちが合わないので、行きたいけれども、行っていないという状況ですので、県のほうに移管しても今のような対策を講じてほしいと思います。以上で私の質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 これで安里ヨシ子議員の一般質問を終了いたします。

10分間休憩します。

休憩（14時05分）

~~~~~

再開（14時15分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて、新垣博正議員の一般質問を許します。

12番 新垣博正議員 ハイサイ、こんにちは。一般質問の前に、先立ちまして一言。伊集の豆腐屋が閉店するというので、新聞に掲載されておりましたが、私も非常に思い出深い豆腐屋の工場で、ついに閉まるということで寂しくなるんですけども、大変御苦労さんでしたということをお声かけをしたいなと思っております。また、新たないろいろな未来に明るい何かが生まれればなと思いながら、新聞記事を読ませていただきましたが、そういった話題もいろいろな歴史の一つかなと思っております。それに関連して本日は歴史的な話を含めて質問をさせていただきます。

それでは通告書に従いまして、質問をします。大枠の1番、世界の中城人との交流推進について。5年に1度開催される世界のウチナーンチュ大会も昨年で第6回目となり、盛大に県内各地で交流イベントが開催され本村においても交流会は世界の村人と深い絆を確認することができました。そのつながりを更に発展的に活かしていく考えはないか所見を伺います。インターネット等を通じて相互に情報発信し、リアルタイムでニュース情報等の交換したりすることなどは考えられないかお伺いいたします。

大枠2番、村内文化財悉皆調査についてであ

ります。村内各地域、集落内に残る文化財や民俗調査を進めていますが、これまで調査した中で新たに発見されたものや新たに聞きとりの中で得られた情報などがあつたのかをお伺いします。どのように沖縄戦調査についてもお伺いします。

大枠の3番、中学生を対象に予定されている沖縄戦学習会についてであります。どのような内容で取り組むのかをお伺いいたします。どのようなコースの設定で行うのか伺います。

大枠の4番、護佐丸歴史資料館の企画展についてであります。これまで開催してきた企画展について主催した側の感想をお聞かせ下さい。

企画展の様子をどのように記録に残しているか伺います。会場まで足を運ぶことができなかった方々のためにネット動画などで配信する方法は考えられないかをお伺いします。簡潔、明瞭に、そして一般的な答弁ではなくて、本当に失望させることがありますね。血沸き肉踊るような希望に満ちた質問をお答えいたします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 新垣博正議員の御質問に答弁させていただきます。

まず大枠1番につきましては、企画課のほうで詳細について、答弁をさせていただきます。大枠2番、3番、4番につきましては、教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、お尋ねの世界のウチナーンチュ大会の今後というお尋ねだと思いますが、実はきのうも世界のウチナーンチュ大会、感謝の夕べということで、たくさんの方々がお集まりの中、翁長知事からの挨拶の中でも、たしか7,000名以上だったと思います。7,000名以上の参加者があるような、そんな大会は日本中どこにもないという、非常に全国の知事会でしたかね、その中でも評判になったほどだということとございました。そういう意味では、本村におきましても、今後もその世界のウチナーン

チュの方々あるいは中城人の方々より交流を深めていきたいなということで、ハワイの高良コートニーさん、今度平成27年度の研修生ですけれども、ハワイのほうでの会長に来年就任するようになるようです。そういう意味では、よりまたハワイとの交流も深まっていくんじゃないかなと思いますし、当然南米もそうですし、ヨーロッパ、いろいろなところにも中城人がおりますので、より広く深く、そして翁長知事からも話がありましたけれども、10月30日が世界のウチナンチュの日ということで、去年の10月30日に宣言もいたしましたので、より世界のウチナンチュの方々との交流は深まっていくものだと思います。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 新垣博正議員の御質問、大枠2と3の、4についてお答えいたします。

2の、聞き取り調査及び資料調査により、かつて村内には王府から任命されたノロがあり、その人を中心に集落の人たちが特に祭祀を行っており、その祭祀が詳細にわかってきました。各集落には地域に伝わる地名が多く残されていますが、これらの地名を一つ一つ聞き取ることで、地質や地形また自然環境と先人たちの生活のかかわり、その土地の歴史を深く読み取ることができております。これまでにほとんど明確に文献として残されてこなかった各集落の歴史や暮らし、神事などの風習など多くのことが判明してきております。村内における沖縄戦調査については、平成28年度から事業を開始しておりますが、現在までに、北上原、登又、南上原、新垣、伊集、和宇慶で調査を実施し70人以上の方々から聞き取りを行っております。これまで把握してこなかった、字ごとの戦跡（陣地壕、駐屯場所、防空壕など）、避難経路の特徴、個々人の体験談などを新たに確認しております。中城村全体の戦争や戦災に関する実態の把握の手がかりになると考えられます。

大枠3の、中学校において、6月23日の慰霊の日が制定されたことの意味と生命の尊重を基盤に、世界の恒久平和を考えていこうと、毎年6月20日ごろから1週間を平和教育週間として位置づけられております。平和教育の取り組みとして、全体集会で平和講演会を実施して、平和の尊さや命の大切さについて感想文を書かせたり、沖縄戦の写真パネルの展示、沖縄戦に関連した書物を紹介したりしています。また、中学3年生が実地体験として貸し切りバスを利用して、南部の平和祈念公園において、平和のつどいを行っております。さらに、平和祈念資料館の学芸員による沖縄戦について講話を聞き、感想文を書かせ、平和の大切さや思いやる心、寛容の心を育てております。

大枠4の 企画展4回、延べ入場者数が9,000名の方々に見ていただくことができました。初年度としては、成功したと考えております。企画によっては、人気のブログ等にも掲載されるなど注目度の高さを感じるとともに、村内の歴史文化に関する企画展示をさらに増やしてほしい等の要望も多く、企画展が期待されていると強く感じております。開館当初で、不慣れなことも多く、至らぬ点もあったと思いますので、その点を改善し、来年度に生かしていきたいと考えております。会場の風景を写真で撮影するほか、企画展報告書として来場者から感想や要望、満足度などの見学者アンケート内容、企画展としての反省点や改善点。成果などを含め、次回の企画展に活かせるようまとめております。企画展で使用している写真や絵図は、他の関係各署（宮内庁・県立図書館や博物館、芸大付属図書館、各市町村教育委員会）から掲載許可をいただいて展示しているものが多く、著作権の問題があるため、ネットでの公開は考えておりません。以上です。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 世界の中城人との交流

推進について、お答えいたします。

第6回世界のウチナンチュ大会は、2016年10月26日から30日までの間、開催され、世界に住むウチナンチュが5年ぶりにふるさとである沖縄に集っております。本村におきましても、10月28日、中城人交流会として、海外からの参加者が、多くの村民と交流を行っております。現在、本村におきましては、平成8年度から「海外移住者子弟研修生受入事業」を実施しており、これまで60名の研修生を受け入れ、日本語の研修や文化研修とともに、村民との交流を行っております。その成果としまして、村人会会長への就任など、各方面での活躍がなされております。また、ハワイにおきましては、当間出身の勢理客ジェーンさんが長年、ハワイ沖縄連合会の専務理事を務めておりますが、先ほど村長からもありましたように、平成27年度海外移住者子弟研修生でありました、高良コートニーさんが、現在、ハワイ沖縄連合会の副会長に就任し、年明け平成30年には会長に就任することがほぼ決定しております。中城村からハワイへ戦前・戦後を通じて最も多い2,169名の方が移住をしておりますが、これまでほとんど交流がありませんでした。しかし、平成27年度海外移住者交流事業としまして、伝統芸能や創作エイサー団体のハワイ公演と合わせ、県人会や村人会との交流を行ってまいりました。このような機会を通し、ハワイとの交流を推進するため、現在村人会と調整を進めているところでございます。また、南米3カ国においても、時代の流れや次世代のニーズに合った交流のあり方を検討すべく、各国村人会との調整を行っております。さらに、これまで海外移住者子弟研修生としての受け入れ実績はございませんが、ここ数年、ポリビアから研修生受入事業に関心をもっている若者がいるとの情報があり、現地の県系団体への情報提供を呼びかけているところでございます。以上のような機会を通じまして、

世界に住む中城人とのつながりをこれまで以上に発展させていきたいと考えております。

次に、リアルタイムでのニュース情報等の交換についてお答えいたします。

テレビ電話やソーシャルネットワークサービスのリアルタイムによる情報交換等につきましては、時差の関係から調整が必要になるため、今後の課題として検討したいと考えております。平成28年度は、世界のウチナンチュ大会中城人交流会に向けFacebookを開設し、国際交流に関する情報を発信いたしました。今年で21年目を迎えた海外移住者子弟研修生受入事業の歴代研修生の写真を掲載。また、今年度の研修の様子をアップしております。さらに、中城人交流会の準備の様子を発信しております。海外の村人会ともつながっており、お互いの近況等を知ることができております。しかし、海外移住者子弟研修生の研修中と世界のウチナンチュ大会前後に関しましては、発信できる内容が豊富でありましたが、それ以外の時期をどのように盛り上げていくのか今後の課題となっております。平成29年度におきましては、Facebookについて村民への周知を図るとともに、掲載内容の充実させるよう検討してまいります。

次に、中学生を対象とした平和学習について。内容及びコース設定について、一括してお答えいたします。

沖縄戦学習会につきましては、村が毎年、平和行政の一環として、中学生3名を長崎に派遣している「青少年平和学習交流団」を対象に実施する予定でございます。これまで、青少年平和学習交流団を長崎に派遣する前に、オリエンテーションとしまして、行程を中心に調整を行っており、事前に戦争や平和についての学習はしていませんでした。平成29年度から事前学習としまして、沖縄戦に関する知識を深めることを目的に、沖縄戦に関する学習を2回程度行いたいと考えております。研修のプログラム

内容につきまして、生涯学習課の協力を得ながら、1回目は村内の戦争体験者へのインタビュー、また、村内の戦跡めぐりなどを行い、戦時の中城村について概要を学びます。2回目は、9市町村の平和大使が集う「おきなわピースサミット2017 in 沖縄市」に参加し、平和大使としての役割を認識してもらいながら、他の市町村の平和大使と交流を深めさせたいと考えております。この2回の平和学習により、沖縄戦に関する知見を深め、生徒たちに自分なりの問題意識、戦争観、平和観の視点を持ってもらうことで、長崎県への派遣事業をより効果的、意義深いものにしたいとこのように考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 それでは順を追って詳細の質問を行います。

まずは大枠の1番の中城人との交流推進についてであります。昨年、私も会場で参加をさせていただきましたが、非常に盛大で感動的な出会いの風景を、再開の風景と言いますかね、見させていただきまして、「ああ、これは未来永劫に続けていきたいものだ」というのを実感いたしました。村長の答弁の中にも10月30日が世界のウチナーンチュの日と制定されるというような非常に前向きなお話をいただきましたが、我々中城人にとってもたくさんの海外で活躍をしていて、今現在も現在進行形でいろいろな活躍をされていると思います。もちろん我々サイドにもいろいろな活躍をしている方々が多くおります。こういったお互い共有するような情報をぜひとも無駄にすることなく、認知させていくということを望みたいものです。今初めて、研修生からいろいろな村人会、県人会の役員が誕生したという話も聞きました。非常に誇らしく思うことでありますし、反面、知らなかったというような状況でもありますので、ぜひ一人一人の村民がこういうふうに関外に

行った方々が活躍しているということが、認知されていくように。そして我々もまた当の沖縄でもこのようないろいろなことの出来事があるということ、海外の人たちにもわかっていただけたらいいなと思っています。私も事例を申し上げますと、昨年私、何回もここで質問したりしますが、ウォーリー与那嶺さんの娘さんも当時、お会いすることができましたし、また、後に長男のポール与那嶺さんも、村長表敬をされてやはりつながりというのはあったというふうに、本当に確信を持って感動的な場面、そして親戚の方々とも出会いをつなぐことができました。そういった中で、初めて私も聞いた情報の中では、ハワイでは高校野球の試合に与那嶺杯という大会があるということも話されていまし、そしてサンフランシスコフォーティンライナーズ、有名なアメリカンフットボールのチームのショーにも与那嶺賞という賞もまだあって、たくさんの方々が表彰されるという非常に誇らしい話を聞きました。初耳でありましたし、我々も知らなかったというのが、ちょっと恥ずかしくなるなというような思いもありました。このようにして、本当に沖縄県にとっても非常に誇らしいものが結構あるんですけども、知られていないのはまことにもったいないなと思っています。ぜひ、こういったものをお互いに掘り起こしながら情報交流がさらに発展するように期待をいたします。

続きまして、次の大枠の2番ですね、教育長のほうから答弁をいただきましたが、70人以上の方から聞き取りをして、地名や風習などの新しい情報を得られたということをお話しされましたが、もうちょっと担当のほうからでもよろしいですから、具体的なものをお聞かせいただけますでしょうか。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(14時36分)

~~~~~

再開（14時36分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

生涯学習課長兼生涯学習係長 金城 勉。

生涯学習課長兼生涯学習係長 金城 勉 お答えいたします。

先ほどの70名というのは戦争調査における聞き取り人数ということで御理解いただきたいと思います。悉皆調査におきましては、お宝的なものが出たということではございませんが、聞き取り及び資料調査でかつての祭祀空間の発見であったり、地質、地形、地名などから、かつての日常生活の空間の発見や、物が語る中城の歴史であったりなど、そういうようなことが調査で発見しています。抽象的ではございますが、全体として、これまで明確に文献化されていなかったものを聞き取りの成果として発見がございました。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 議長、ちょっと休憩。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（14時38分）

~~~~~

再開（14時38分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

生涯学習課長兼生涯学習係長 金城 勉。

生涯学習課長兼生涯学習係長 金城 勉 お答えいたします。

まず鎌倉芳太郎、田代安定さんの資料などにより、沖縄戦が始まる昭和19年ごろまで実際に中城グスクにおいて、ノ口と集落の人たちが集落の安泰を願った祭事が行われていたこと。また、沖縄戦で失われたノ口の衣装や、かんざしなどが描かれている資料を発見することができましたことで、中城の各地域の祭祀の姿が確認できました。先程、日常生活の発見と申し上げましたけれども、泊のうていーじばる一帯は、昔から地すべり地帯であったとか、新垣のシッターヤーモー辺りは、いつも水がしみ出して土

が湿っているとされており、そういうことから地形、地名を知ること、災害対策にもつながるのではないかなというようなことや、各集落には、カヤモーがあり、そこで共同体の生活が見えてきたり、また伊舎堂、安里に残る墓地証文も見つかっております。証文字が消えている箇所もあり、まだこれからの調査研究になりますけれども、そういうことがわかったり、あと伊舎堂に残る力石ですね。意味がわからなければただの石だと思うんですけども、これまでの調査によってただの石ではなくて、先人たちの生活習慣とか、文化を知ることができるようになりました。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 本当に職員の皆さん、精力的に調査をされていることに敬意を表したいと思います。私も全部ではありませんが、目を通させていただきましたが、かなり一生懸命やられた跡が見られるかなというふうに感じております。ちょっとだけ足りないのが確かにあるかなと思いますが、でも記録に残すということは非常に大切なことであって、これが未来への証言につながっていくものだというふうに確信をしております。同様に沖縄戦についても、もうちょっと具体的に新しい発見とか、聞き取りの中で得られたものがあれば、教えていただけますでしょうか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 金城 勉。

生涯学習課長兼生涯学習係長 金城 勉 お答えいたします。

教育長の答弁と重複するところもございませけれども、陣地壕、駐屯場所、防空壕などの戦跡や避難経路の特色を個々人の体験談として聞き取っております。この地域の人はこちら逃げたとか、この地域には、こういった陣地があり、地域の戦跡がわかったというところの調査結果がございませ。これまでで70名余りの調査をし

ておりますけれども、北上原では、図式化した地図をつくってありまして、手元にある北上原の調査内容なんですけれども、陣地壕や、駐屯地を実際に聞き取りで場所まで明確に示してある地図を作成してあります。今まで読み取れなかった地域ごとの戦跡も確認はしております。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 これも本当に精力的に頑張っていたに敬意を表したいと思いますし、ぜひ確認された場所について、ポイントを打っていただいて、何らかの証となるものを表示するというようなこともやっていただければと思います。場所にもよるでしょうけれども、できる限りにおいて、その場所が特定できたのであれば、そこに目印になる表示板なりをつくるということを目指したいんですけれども、その辺の今後の計画というのはどうなっていますか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 金城 勉。

生涯学習課長兼生涯学習係長 金城 勉 お答えいたします。

悉皆調査も一括交付金事業として、33年までの計画としております。どちらも基礎調査を行った後に、きちんとした結果報告書としてまとめるとともに、整備が必要なものにつきましても、文化財の整備事業として、一括交付金を活用して実施していきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 平和学習をするときのコースとして設定した場合にはこういった標示目印があると非常にガイドする側もやりやすくなるだろうし、イメージも湧きやすくなるだろうというふうに思っておりますので、ぜひ怠らずにその辺を取り組んでいただくように希望いたします。

それでは大卒の3番ですね、これも新しくなっております。中学生を対象にして沖縄戦学

習会を開催するというので、今年度はとっかかりの部分ではあるので、いきなりボリュームの多い学習はすぐにはできないかもしれませんが、長崎には毎年派遣をしていたのは、私も存じております。事前学習として足元の沖縄戦というのを理解しないと、長崎に行った成果というのも、ある意味では半分片手落ち的なところがあるかなとずっと思っていたものですから、ぜひ地元の沖縄、あるいは中城の沖縄戦というのを、子供たちがしっかりと学ぶということをやっていただきたいと思っておりますし、ぜひ教育委員会と連携を取りながら、この内容を充実させていただきたいというふうに思います。その中で教育委員会ではどのような情報提供、そして、コース設定等でアドバイスできるのがあるのかなのかをお伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩 (14時46分)

~~~~~

再 開 ( 14時47分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

教育総務課主幹 安田 智。

教育総務課主幹 安田 智 お答えいたします。

教育委員会との連携ということなんですけれども、先ほど企画課長のほうからありましたように、生涯学習課のほうでも平和に関する資料がたくさんありますので、特に中城村内の平和に関する礎とか、そういうものもありますので、教育総務課としては従来の中学校、小学校の平和学習については、従来のとおり進めてまいりたいというふうに思っております。もし関連することがありましたら、また平和学習でも連携をとりたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 例えばフィールドワークをするときにどういったところを通ってやるのかとか、わかりますか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。  
教育総務課長 名幸 孝 いろいろ沖縄本島  
の中に戦跡は多数存在しておりますので、その  
辺に関しては各学校でもそういった教育資料を  
参考にしながら平和学習に取り組んできており  
ます。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 ちょっと休憩…。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(14時49分)

~~~~~

再開(14時50分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

一番最初の答弁のほうと重複します。まず平成29年度から事前学習として、こういうことをやっていきたいというふうなことでお答えをいたしました。答弁の中で生涯学習課の協力を得ながら1回目は村内の戦争体験者へのインタビュー。また村内の戦跡の巡りを行うということで考えております。具体的な誰々にインタビューというのはこれから生涯学習課と調整をしながら決定をいたします。それから村内の戦跡につきましても、村内には一番身近なものは平和の風であるとか、老人福祉センターのほうに建立されている施設がありますので、そういう施設を中心として、またほかにも161.8高地陣地等もございます。具体的な場所につきましては、今後生涯学習課と調整を行いたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 ぜひフィールドワーク、現場に出て行ってコースの中で説明をしていただくというのが、よりリアルで理解しやすくなるものだとは私は思っています。もちろん資料をもとにして学ぶのも大変重要ではありますので、その辺もあわせながら中学生の皆さんに

沖縄戦について、より学習を深めていただきたいというふうに希望いたします。

それでは大卒の4番のほうに移らせていただきますが、いろいろな延べ9,000人ですか、来場があったということもありますし、初回としては非常にいい出だしだったんじゃないかなと思っていますし、必ずしも完璧を私は求めるつもりもありませんし、やることに意義があるというふうに感じておりますので、これも職員の皆さんには敬意を表したいというふうに思っております。ぜひ反省等がありましたら、生かしていただきたいということであります。昨日、私、議会が休会でしたものですから、県立美術館、博物館のほうに行ってきた、地図の展示ですか。企画展をやっているものですから、それを見に行ったんですけども、膨大な資料が展示されていて、圧巻な展示物だったなというふうに感動的なものでありました。地図だけであれだけの情報を集めて、いろいろな話題に事欠かないくらい展示されている様子を見ると、地図の歴史というのもすごいものがあるというふうに感じていました。そういった意味で、企画展の意味というのは本当にこの資料館においては、重要な位置を占めるなというのも思っております。本を貸し出しするのも確かに図書館としての役割でありますし、常設展示を見るのも、それも資料館の役割であるというふうには思いますが、やはり企画展というのは、いろいろな角度を変えて学ぶ様子というのが、うかがい知ることができますので、ぜひ企画展は重要視していただきたいというふうに思っております。もちろん私も恐らく写真撮影が大体無理なところがこういった会場は多いので、動画で配信するというのは限界があるかなとは思ってはいます。それでも発信できる部分、例えば予告編的なものでもいいし、あるいは総括できたようなもの。又は言葉だけで発信するとか、そういった工夫も必要ではないかなと思っています。今

は情報社会ですから、たくさんの動画がユーチューブなどでもアップされており、いながらにして情報収集ができるという利点があります。こういった市町村ネットワークと言いますかね、生かしていくということをもう一度、見詰め直してもいいんじゃないかなと思うんですけども、その辺の取り組みについて、再度お伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 金城 勉。

生涯学習課長兼生涯学習係長 金城 勉 お答えいたします。

先ほど議員の御質問にありましたように、企画展全体の動画というのは、規制があり問題があります。本来の目的は、企画展を通して、図書館を知らしめ、未館者数を増やすというのが大きな目標、目的でありますので、やはり来て見ていただくというのが一番でございます。御指摘がありましたようにピーアールとか、興味を持たすような動画として有効的活用を計画してまいりたいと思います。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 この辺は十分、研究していただいて、動画配信ができる範囲内で結構ですので、やっていただければ。また逆に今の時代は素人のほうから情報を取り寄せられるというような利点もあると思います。見た人から実はこういったものもあるよ。ああいったものがあるよというふうにいるいろいろな補完できるような情報を得る手段にもなり得るものだと思いますので、ぜひ研究をして取り組みができる範囲内で協力いたします。

最後になりましたが、これらの記録に残すということの重要性について、ちょっとある記事を読んだものですから、紹介させていただきますけれども、これはアメリカの最大の著名な週刊ニュース雑誌タイムという雑誌があるというのを小耳にはさんだことがあるかと思いますが、

世界最初のニュース紙と言われていて、1923年に創刊されたということでもあります。この雑誌のほうに掲載されていた記事の中で、人類が5560年の歴史上、1万4,000回の戦争があった。過去5000年間で毎年平均2.6回の戦争があったことになるという計算になるようでもあります。そして古い時代ですけれども、シーザーの時代、シーザーというのはローマ帝国の王様ですね。カイザーとも言われておりますが、この時代には今から大体2100年前ぐらいの話ですね。敵兵一人殺すのにおよそ75セント、75円から80円ぐらいですかね、かかったというふうに言われていて、これからまた時代を進めて、ナポレオンの時代、約200年以上前になると3,000ドル、30万円から40万円ぐらいの値段。あくまでも値段の換算ですね。そして第一次世界大戦では、2万1,000ドル、210万円以上ですね。跳ね上がって第二次世界大戦では20万円ドル、2,000万円以上かかったと。もう1回世界大戦があるとすると、一人月100万ドル。約1億円以上の金額になるというふうに言われています。一人の敵を殺すのに1億円以上かかるというような経済的に換算するとそういうふうな計算になるということを行っています。こういったものから時代を過去にさかのぼって、学ぶことの重要性を説いたような記事ではあるんじゃないかなと私は思っております。そういった意味でも記録に残していく。未来への証言となり得るような記録ですので、大切な事業と私は捉えておりますので、積極的に頑張っていただくことを希望して、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長 與那覇朝輝 以上で新垣博正議員の一般質問を終わります。

10分間休憩します。

休憩(14時59分)

~~~~~

再開(15時09分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて、宮城重夫議員の一般質問を許します。

15番 宮城重夫議員 皆さん、こんにちは。眠いと思いますけれども、20年先の中城村の将来についての質問ですので、目をぱっちり開けて聞いてください。それでは早速、質問に移らせていただきます。

大枠1、中城村土地利用計画について。平成29年度から第4次基本構想の後期基本計画の初年度に当たり、市街化調整区域の見直し計画は考えられないか伺います。

大枠2、役場庁舎建設。建設に伴う大まかな総予算額は幾らでしょうか。完成までの日程等のスケジュールはどうなっていますか。バリアフリー、障害者対策や対処策はどうお考えでしょうか。

大枠3、県道の新設要請について。県に対し県道35号から国道329号線、中城のJA給油所付近までの県道の新設要請はできないか。

大枠4、中城中学校プール建設。去年3月定例会で私の一般質問に対して、村長、教育長とも現役場庁舎跡に中城中学校プール建設計画の考えでの共通認識を持っていましたが、その後教育委員会と村長部局で建設に向けてタイムスケジュール等の協議をしたでしょうか。以上、答弁をお願いいたします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは宮城重夫議員の御質問にお答えいたします。

大枠の1番から3番までにつきましては、都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。大枠4番につきましては、教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、所見といたしまして、去る去年3月の今御質問のプールに対する思いといたしますか、今後の方向性といえますか、それを少し述べさせていただきたいと思っております。プールはもう絶対につくらなくちゃいけないものだと思っておりますので、その一番適しているのは

平成29年3月現在、今のところ現在の庁舎の跡地が最適ではないかと私自身では思っております。中学校は隣でもありますし、中学校のプールを早急につくるために、希望的観測を述べさせていただきますが、この庁舎が新たに建設が完了して、引っ越しをしてこの旧庁舎が取り壊した段階で、すぐ着工できるような状態にするためには、年度明け平成29年4月から早速いろいろな関係機関と協議を重ねながら、これは補助金との兼ね合いもありますので、その辺の作業を私自身も、そして教育委員会も含めて、その作業に入っていきたいと思っております。もう希望的観測で大変申しわけないんですが、相手があることですから。そしてそれと同時にいかに財政出動を抑えるか。言うなればプールのつくり方を単純にプールをつくって、文科省の予算ということではなくて、より有利性の高い、そして財政出動の少ないつくり方も一緒に年度明けには、来月からは早速その作業に入っていきたいと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 吳屋之雄。

教育長 吳屋之雄 宮城重夫議員の御質問、大枠4について、お答えします。

村長からもありましたけれども、私からも答弁したいと思います。中城中学校プールの建設については、現役場庁舎跡に建設計画を考えております。具体的なスケジュールまでは、まだ至っておりません。これから教育総合会議などを通して協議をしていく予定であります。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 大枠1から大枠3について、お答えいたします。

大枠1、那覇広域都市計画区域は、昭和49年に区域区分に関する都市計画が当初決定されました。(当初5市5町3村、現在は5市4町2村)その後、おおむね5から7年での定期見直しを経て現在に至っています。現在、平成29



年度中に第6回の定期見直しが決する予定です。中城村に関しては、南上原地区が平成5年に第2回の定期見直しで市街化編入しています。また、久場・泊地区、沖縄電力吉の浦火力発電所付近が、市街化編入へ条件が整い次第、保留を解除する特定保留ということで位置づけられています。基本方針が、無秩序な市街化の拡大を防止し計画的な市街化を図るための区域区分制度の趣旨であり、その的確な運用のため国より示された都市計画運用指針及び沖縄県都市計画運用指針に基づき、区域区分を見直すことから、ただ市街化区域にしてほしいということで市街化区域に編入はできないこととなっています。基本的には、整備事業が担保されることが条件であり、飛び市街地編入に関して、50ヘクタール以上の区画整理等の面整備が前提となってきます。

大枠2、 実施設計の内容が固まらなと、概算工事費の算出がでなないので、現段階でお答えできるのは基本計画上の総工事費18億円です。スケジュールは、平成29年度基本設計・実施設計を発注してまいりました。それと開発・確認申請、事業認可申請業務を行い、平成30年度に用地買収を行い工事に着手し、平成32年度に完成する予定です。バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例の必要な基準は当然計画に反映します。さらに建設検討委員会には、社会福祉協議会の方も委員に入っただいており、健全者では気づきにくい意見も収集できる体制をとっております。

大枠3、 県道から道路を計画するとしたら、村外の幹線につながる道路ではないため、県道ではなく村道の計画となつて思われます。当該道路の検証はされておりませんが、公共施設の立地状況や土地利用計画も見据えて道路網を検討する必要があります。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 それでは順を追って

再質問させていただきます。

今、広域から外するのは非常に難しいとの都市計画課長の答弁でありましたけれども、そこまでは中城村として、時間的猶予がないんじゃないかなと私自身考えております。と申しますのは、小学校の卒業式に参加いたしまして、上地区、下地区の均衡のとれた発展を本来ならばあるべきですけれども、既に児童数を見た場合において、格差が生じているんじゃないかなと思っました。その子供たちが現在1年生で中小の場合、1年生で34名、2年生で63名、3年生56名、4年生で45名、5年生で65名、6年生で49名。また先ほど教育総務課長から聞きましたら、新幼稚園生も43名とか、あるいは新1年生も35名とか、それがそのままいくと年寄りだらけの下地区は、そういう状況が生まれてこないかなと非常に懸念しているわけです。都市建設課長に聞きますけれども、南上原の土地区画整理事業が計画から完成に何カ年かかりますか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

南上原土地区画整理事業は平成6年3月1日に事業認可をもらって、8年から仮換地指定を行いながら、平成31年には完成を図る予定です。全体としては、26年かかっています。計画は平成元年からやっています。以上です。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 計画が元年で、もう30年ですね。大体計画の事業を進めてから、実際そこに地域住民が住むようにまでには、計画から25年。と申しますのは、先ほども言ったように将来は下地区に子供がいなくなつて思っけれども、そこで早急な対処策が必要と思っます。村長のお考えをお伺いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

議員お尋ねの件で、都市建設課長が答弁したのは市街化調整区域を現在の都市計画区域内の

市街化調整区域を市街化にしてくれというのは、担保が必要だし、区画整理が必要だし、南上原のように時間もかかりますし、そういうことを答弁いたしました。もちろんものすごい時間がかかりますね、二十数年という時間がかかります。その規模を縮小したとしても、その半分程度なのかなという気がしますけれども、ただ光としまして、議会でも私は答弁させていただきましたけれども、今度は大型M I C E の誘致により、伊集、南浜、和宇慶、北浜。言うならば本村の南側の土地の見直しの期待が持てます。これは土地の自由度が高まるということが、まずは一つでございます。そこには住宅地も恐らく広がってくるだろうと。住宅地といいますか、土地の選択肢が広がっていくだろうというのが予測されます。それが一つと。今、県のほうといろいろ何かの会合のたびにあって非公式ではありますがけれども、お話しをさせていただくのが、沖縄県の都市計画は県の裁量でできるはずだと。ということは、我々の中城は中城の裁量でもってある程度の権限をこちらに寄こしてくれと。県がそう決めてくれるのであれば、我々中城の思いを我々のまちを我々が計画をしてやっていくのは、そんなに悪いことではないんじゃないかというような話は、もう何回も会合のたびに非公式ですけども、これはあえてこの場でお話ししますけれども、最大の希望は那覇広域都市計画を離脱できないか。もうそこまで南城市のように。南城市は大きな理由とありますが、根拠があったからやりやすかったと思うんですけども、我々は壁は確かに高い壁はあるかもしれませんが、しかしこれは全国的に例がないわけではありませんので、私も平成29年度4月から幾つかを選定して、これまで広域都市計画を抜けた市町村を視察に行つてこようと思っています。どういうやり方で参考になるものがないかどうか、その思いをここに持ちながら常にこれを公言しながらいろいろな形で実

現をしていきたいなと思っていますので、あえて言わせていただきました。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 まさに全くそのとおりの答弁をもらって、私もやる気も出てきました。次、企画課長に伺いますけれども、4次基本構想の28ページに土地利用方針とありますよね、土地利用方針の(4)で全県及び近隣市町村を含む動向に即した都市構造上の位置づけと土地利用の配置を行いますと。これは周辺の地域の動向を見ながら、中城村もやっていくというお考えですか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

もちろん基本構想の中におきましては、中城村のみならず周辺市町村の動向も見ながら、さらには本村の地形的な特徴、そういうことも勘案しながら、例えば平坦地域においては現在は土地改良事業が実施されております。また台地地区におきましては、南上原のような区画整理事業を行われているところもあります。そういうことを踏まえて、村にとって一番どういった土地利用の方法がいいのかというのを検討していく。そういうふうなことを書いてあるということで理解をしております。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 近年、近隣市町村も見た場合は普天間の瑞慶覧の西地区はもう既に解放されて、面整備を行っているし、普天間飛行場も、もう返還のこの話は出ております。西原地区にはもうM I C E が既に誘致決定して、着々と計画は進んでいる。浦添市においても、キャンプ・キンザーは城間から仲西までかね、海岸沿い、その倉庫地帯が知花の弾薬庫跡に移転する。これは沖縄市も嘉手納町もいいということを新聞報道で知っています。そこが私たちの周辺の軍用地、そういった土地が戻ってくるわけですよ、地域に。そうすると沖縄全体の

人口のパイはそんなに伸びないんじゃないかなと。そのままいくと私たちもそのいかに中城村に人間を集めるか、その集める環境というのをつくっていかねばいけないんじゃないかなと思います。先ほど村長が答弁にもありましたように、本当に早急で大胆な決断をやらないと追いつかないんじゃないかなと思います。また、那覇広域からの離脱を考えている答弁でございましたけれども、でも村長、個人での判断ではなくして、中城村民の住民投票もしてもいいんじゃないかなと思います。その件に関してはどうですか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

住民投票というのは、これがいいのか悪いのかを別にして、やったほうがいいのかどうかも、判断は今ここではできませんけれども、住民の意思のある程度、把握をしないといけないと思いますので、いろいろなアンケート調査だとか、形はどういう形にするか、これから考えていきますけれども、住民投票というのはどうかと気はしますが、ただ思いは同じでございます。住民の意思ももちろん一番大事なところですから、それを推し量るべく手段を選ばないといけませんし、一つお話ししたいのが、この那覇広域都市計画、市街化区域、市街化調整区域の定めがあるから法の縛りで我々はこういうことになっています。そこから離脱をしたい。これは決断ではないんですね。これは戦いなんです。だから私が出ますと言って、出られるものではないものですから、今おっしゃったように住民の方々の喚起、そしてほとんどの方々の賛成をバックにある意味、大きな戦いになってくると思いますので、それであえて公言をさせていただいたんですけども、その辺の御理解をいただきながら思いは一つでございますので、ひとつその節にはよろしく願いいたします。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 近隣市町村の現状で、動向を見た場合、もうじっとしてはられない。何か今まで中城村民は優しかったんじゃないかなと。那覇という冠に何か、那覇市という首都圏の名前があるものだから、それに埋もれてしまったんじゃないかなと思います。やはりここから見ても格差が、1972年それからずっと格差が出てきていますね。経済的とか、また今後、先ほど言った平坦地の人口減とかありますので、ぜひ村長、村民と一緒にやってこの離脱に向けて、頑張ってもらいたいと思います。

次の質問に行きます。庁舎建設が18億円と言っていましたけれども、この18億円の資金の内訳はどういうふうになっていますか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えいたします。

今回の事業費については、平成25年10月、新庁舎建設基本計画策定に基づいて、事業費の金額をお答えします。建設費内訳、庁舎建設費が14億6,000万円、その他1億4,000万円は備品購入、計16億円ですね。あとは土地代として2億円を入れて18億円の総事業費となっています。以上です。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 財源の裏付け及び資金計画をお願いします。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(15時34分)

~~~~~

再開(15時34分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

庁舎建設基金が10億6,000万円ございました。平成28年度におきまして、1億円を取り崩しまして、約6,000万円程度の基本設計、実施設計を発注しております。今年度分で使わなかった分については、また基金のほうに戻します。18

億円の中の10億6,000万円が庁舎建設基金でございませう。残りは一般財源並びに基金を活用したいと考えております。

議長 與那覇朝輝 訂正いたします。

企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 訂正します。18億円のうち、10億6,000万円が基金でございませう。残りを起債と一般財源を充てます。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 現在、基金高は取り崩しがあるから現在9億6,000万円ですか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

10億6,000万円のうち、1億円を取り崩しましたので、9億6,000万円でございます。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 9億6,000万円の現金で持っているのかどうなのか。管理はどうしていますか。

議長 與那覇朝輝 会計管理者 比嘉義人。

会計管理者 比嘉義人 お答えします。

基金として、農協のほうにあります。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 必要であるならば、すぐあしたでも使えるということですね。あとはこれに関して、村長は平成29年度の施政方針の9ページの中で、普天間飛行場を離発着する米軍機は中城村の上空を昼夜問わず飛行し、その騒音や対策への恐怖を抱かずにはいられませんと。恒常化している現状に沖縄防衛局への抗議や改善策を行うとともに、翁長知事と連帯して、辺野古基地反対云々とありますけれども、毎日騒音に悩まされている中城村として、この庁舎建設への補助金は考えられないかどうか。実際、迷惑こうむっていますよね。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

通常、公共施設につきましては、補助金ある

いは交付金の対象事業になりますが、公用施設である庁舎につきましては、補助金・交付金はないものと理解をしております。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 ということは、現在学校なんか防音工事をやっていますよね、この沖縄防衛局の予算で。この庁舎についてはこれも対象外ということですか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

一般的に考えた場合には公用施設ですから、対象外になるものだと考えております。ただ、沖縄防衛局に対しましては、これが補助の対象になるかどうかというのは確認したことはございません。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 我が村の財政状況は今後とも旺盛だと考えられるわけです。先ほども質問した中学校のプール建設、幼稚園の園舎の老朽化、あるいは社協の建物の老朽化等、もう私自身は一般質問で取り上げたいですけども、現状はどうしても庁舎の問題がありますので、だから役場庁舎の建設費基金等を補える部分があったら、他から補って幼稚園舎や社協建物あるいは中学校のプール建設等に回してもらいたいわけです。村長、頑張ってください。どうですか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今の防衛に関しては、大変厳しいというのは認識してスタートしております。しかし、図面ができた段階では、もう一度チャレンジはさせていただこうとは思っております。御存じだと思いますが、9条予算というのが基地所在地市町村ではありませんから、8条でしか対応できませんので法律を破った、制度を破ったという形では無理でしょうけれども、しかし何らかの方法、これは議員と考え方も思いも一緒ですよ。

幾らかでもどこかで浮かして、そこに持っていけないかということですよ。そういうことは常に考えながらやっているつもりですので、またこれから頑張っていきたいと思います。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 それでは2番目の建設庁舎にあたって、バリアフリー対策等について質問いたします。先ほど、社協のメンバーの方もその建設検討委員会に入っているという都計課長の答弁でしたけれども、職員は、健常者だと思ふんですよ。私が思うのに、実際、足、腰、手の障害を持った方々から直接、どういったづくりがいいとか、あるいはバリアフリーにしてもどういうものを望んでいるかどうか、そういった障がいを持っている方々から直接聞いて、その設計等に反映できないかどうか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

バリアフリー法、それから福祉のまちづくり条例がありまして、今回、アンケート調査した段階でもトイレについては、キッズ用の小さいサイズの便座をいれるという意見とか、バリアフリーはぜひやってくださいとか、あとは、障害者のための点字ブロックも設けてくださいとの要望、意見がありますので、その辺も参考にしながら反映していきたいなと思っています。アンケートの意見の中でバリアフリーとか、あとは障害者についての要望等がありますので、この辺は参考にしていきたいと思います。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 この設計に当たっては、ぜひとも実際に障害を持っている方々、健常者の感覚ではなくて、どういったことが困っているのか。きめ細かなサービスできるように反映してもらいたいと思います。

それで次の質問、県道要請については、村長は村道だけではないという答弁でしたけれども、35号から当間前原線、現在役場建設予定

地ですね、あの道路に引っ張ってこられれば、新垣とか、北上原、南上原の地域住民が庁舎を訪れるときに利便がものすごく図られるのではないかと。そういった意味からもぜひその当間前原線につなぐように、35号線。考えられないかですね。金城議員からもあったように安里の上でもまた亀裂とか生じている。そういう一般質問もありましたし、もし災害が起きた場合、避難道的なものもなると思うわけです。6年前の、多分私は四、五年前にも村長、あのときに避難道路ができないかという考えと、一致するようなく感じがするわけです。その下地域には保育所、児童園、吉の浦会館、新たに護佐丸資料図書館もでき、人が集まる施設が集積していますので、避難する場合、非常に困るんじゃないかなど。四、五年前の村長の答弁でも村長は、奥間から南上原に行くとき、大変な渋滞だったと。そういうのも勘案した場合、現状は今の公共施設の配置からしても、あるいは上地区の方々が庁舎を訪れる場合でも、この道路というのは必要じゃないかなと思いますけれども、村長の答弁をお願いします。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（15時47分）

~~~~~

再 開（15時47分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今の宮城議員の提案はすごくいい提案だとは私も思っています。もともと昭和58年にメモリアルパークができるときに、この今の吉の浦のJAのところまで道をつくりましょうという話があったんですよ。ただ勾配的にきついものですから、断念した経緯はあります。調査はしていないんですが、もしできるのであれば今の安里の滑ったところから道路勾配が可能であれば計画としていけるんじゃないかなと、それで

ショートカットできて、吉の浦まで行けるとい  
うのが計画出来れば、ぜひこれは今後、道路網  
計画の中で調査をする必要があると思っていま  
す。以上です。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 道路網計画にしても、  
北中城、西原町、近隣を見た場合、どうしても  
中城のほうが見劣りするわけです。私はその原  
因というのは、個人的な意見ですけど、先ほど  
言った市街化調整区域、それが道路網の整備も  
阻んでいるんじゃないかなと思います。先ほど  
の那覇広域圏のほうを見直すことによって、こ  
の道路網整備もスムーズに進んでいくと、私は  
個人的な考えですけども、ぜひそういったも  
のを考慮して、土地利用見直しを村長を初め、  
村民一体となって進めていきたいと思えます。

最後にはプールの件ですけども、教育長、  
村長部局も絶対この庁舎跡につくりたいとい  
う考えもありますし、呉屋教育長も3月いっばい  
で終わるとい話は聞いています。それで事務  
引き継ぎの段階で、新しい教育長にぜひプール  
のことを引き継いで、村長部局と話し合いなが  
ら早急に実現できるよう、事務手続で確実に引  
き継いでください。思いも込めて。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 先ほどの答弁で重複する  
かもしれませんが、プール建設はぜひ必要だ  
と思っております。それで新教育長に4月からス  
タートしますけれども、既に私たちは教育総合  
会議と言いまして、教育委員と、村長を交えた  
会議というのがあります。その教育総合会議の  
中で、中学校のプール建設については、話し合  
うよう引き継ぎをしっかりとやりたいと思っ  
ております。以上です。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 全ての質問の項目に  
おいて、前向きな答弁をもらいましたので、こ  
れで私の一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で宮城重夫議員の一  
般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまで  
した。

散 会 ( 1 5 時 5 2 分 )

## 平成29年第1回中城村議会定例会（第22日目）

|                                                 |                 |                         |                                    |         |
|-------------------------------------------------|-----------------|-------------------------|------------------------------------|---------|
| 招 集 年 月 日                                       | 平成29年 3月 6日（月）  |                         |                                    |         |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                         |                                    |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 平成29年 3月27日 （午前10時00分）  |                                    |         |
|                                                 | 散 会             | 平成29年 3月27日 （午後 4 時00分） |                                    |         |
| 応 招 議 員<br><br>（ 出 席 議 員 ）                      | 議 席 番 号         | 氏 名                     | 議 席 番 号                            | 氏 名     |
|                                                 | 1 番             | 石 原 昌 雄                 | 9 番                                | 仲 眞 功 浩 |
|                                                 | 2 番             | 比 嘉 麻 乃                 | 10 番                               | 安 里 ヨシ子 |
|                                                 | 3 番             | 大 城 常 良                 | 11 番                               | 新 垣 徳 正 |
|                                                 | 4 番             | 外 間 博 則                 | 12 番                               | 新 垣 博 正 |
|                                                 | 5 番             | 仲 松 正 敏                 | 13 番                               | 仲 座 勇   |
|                                                 | 6 番             | 新 垣 貞 則                 | 14 番                               | 新 垣 善 功 |
|                                                 | 7 番             | 金 城 章                   | 15 番                               | 宮 城 重 夫 |
|                                                 | 8 番             | 伊 佐 則 勝                 | 16 番                               | 與那覇 朝 輝 |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                         |                                    |         |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 11 番            | 新 垣 徳 正                 | 12 番                               | 新 垣 博 正 |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 知 名 勉                   | 議 事 係 長                            | 比 嘉 保   |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介                 | 企 画 課 長                            | 與 儀 忍   |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典                 | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 屋 良 朝 次 |
|                                                 | 教 育 長           | 呉 屋 之 雄                 | 都 市 建 設 課 長                        | 新 垣 正   |
|                                                 | 総 務 課 長         | 新 垣 親 裕                 | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 津 覇 盛 之 |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 仲 村 盛 和                 | 上 下 水 道 課 長                        | 仲 村 武 宏 |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 比 嘉 義 人                 | 教 育 総 務 課 長                        | 名 幸 孝   |
|                                                 | 税 務 課 長         | 稲 嶺 盛 昌                 | 生 涯 学 習 課 長 兼<br>生 涯 学 習 係 長       | 金 城 勉   |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 仲 松 範 三                 | 教 育 総 務 課<br>主 幹                   | 安 田 智   |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 比 嘉 健 治                 |                                    |         |

議事日程第8号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |



議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 ハイサイ、グスーヨー、チューウガナピラ。通告書に基づきましてこれより一般質問を行います。一般質問の前に関連しますので、施政方針について、若干前置きをさせていただきたいと思います。新年度の重点施策として医療費助成の拡充で中学生まで医療費の無料化が実施されることになりました。村長の英断に議員諸氏から賞賛の声が上がっております。私も同感でございます。子育て世代の浜田ファンもふえ、本村への転入人口増にも少なからず好影響が出てくるものと考えられます。子育て支援を初め、多岐にわたる事業推進が掲げられておりますが、村民ニーズに応え、村民ファーストの施策取り組みで実り多い村政経営に期待して、これより一般質問に入ります。

大枠の1番、窓口業務のワンストップサービスについてでございます。現状の住民課窓口は、証明書発行だけの方もその他届出や時間のかかる相談に来庁される方も、同じ窓口で受付を行っているため、窓口の混雑が見受けられます。混雑を緩和するため住民票や印鑑証明など証明発行については別窓口を設けて改善する余地はないか伺います。新年度から新庁舎の基本設計・実施設計に入ります。住民サービスを原点に住民目線に立った窓口改革を推進する上から、税証明も含めて各種証明書発行も多岐にわたると思いますけれども、ここでは にあるように住民生活課で発行している印鑑証明、住民票関係、そこら辺で考えてよろしいかなと思っております。各種証明書発行を1カ所で行えるワンストップサービスのできる「証明発行

コーナー」スペースを設計段階から計画することを提案するが、どうか伺います。

大枠の2番、学校防犯システム導入について。それにつきましては、初日に比嘉麻乃議員からも質問が出ておりました。皆さんの各テーブルに参考までに資料を配付させていただいておりますので、参考にしてください。このたび、特定NPO法人「ツイタもん」から提案があり村当局・村教育委員会・学校長の御理解で、村内児童生徒の更なる安全確保の充実に向けて、新年度より学校防犯システムの導入を村内小中4校に予定しております。システム概要は、その参考資料にありますとおりでございますが、通用門等の防犯カメラ・ICタグ読み取りセンサーの設置・ICタグによる児童の登下校時の通過時刻を新設の専用パソコンに記録し、通過情報の確認と防犯カメラの映像モニターとして活用でき、不審者の学校への侵入の未然防止効果もあります。なお、児童へのICタグの貸与、システム整備に関してはNPO法人から無償設置となります。システム導入に御尽力いただいた教育長の所見をお伺いいたします。卒業、入学と時季的に繁忙な時期と思慮しますが、保護者への説明会等学校側の取り組み情報等がありましたらお伺いいたします。

大枠の3番、奥間喜納原の復旧実施計画についてでございます。奥間喜納原の森林法違法行為で、県から事業者の「森の郷おくま」に対し、中止及び復旧指導が行われているが、復旧実施計画に基づく県との協議の情報はるか伺います。以上、簡潔・明瞭な答弁をお願いいたします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは伊佐則勝議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番につきましては、住民生活課。そして都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。大枠2番につきましては、教育委員会。

大枠3番につきましては、農林水産課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、窓口のワンストップサービスについて、所見を述べさせていただきますが、現状におきましては、住民の皆さんが不便を来しているという話も聞いておりますし、また改善の余地がないか検討するところでありませうけれども、御承知のとおりスペースの問題などもありますし、また現在設計を行っております新庁舎においては、議員御提言をいただきましたこの部分につきましても、真剣に検討をさせていただいて、また実際にその検討に入っているようでございますので、担当課のほうからまた詳細はお答えさせていただきたいと思っております。

大枠2番につきましても、大変すばらしい御提言をいただいたと思っております。御承知のとおりといいますか、先日も本土のほうでは小学生の非常に悲しい事件も起きているところでございますし、本村におきましても対岸の火という捉え方ではなくて、小学生、あるいは中学生の子供たちの安心安全をいかようにして得ていくかというのを、この議員御提言の「ツイタもん」だけではなくて、いろいろな形でまたそれが波及していけるように努力をしていきたいと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 おはようございます。伊佐則勝議員の御質問、大枠2についてお答えします。

本来、学校は夢を育む安全で楽しい場所ではない。しかし平成13年に起きた大阪府の小学校で殺傷事件等、近年学校における犯罪の増加に鑑み学校の防犯対策のあり方が問われてきております。今回防犯システムを小中学校に導入することにより、児童生徒の登下校時の通過時刻をパソコンによる管理や学校通用門に防犯カメラを設置することにより、不審者の侵入未然防止にもなり、安心安全な学校づく

りが図られると確信しております。また、今回の防犯システム「ツイタもん」はNPO法人からの無償設置となっており財政的にもやさしいシステムになっていることを喜ぶとともに、導入提言に関し、伊佐則勝議員の御尽力に感謝いたします。防犯システム「ツイタもん」の取り組み状況について。2月10日に防犯システム設置依頼をNPO法人に提出しております。2月21日各学校の現場調査をNPO法人、教育委員会、各学校長で行いました。防犯システム設備の設置は3月末を予定しております。各学校の取り組み状況であります。津覇小学校の対応が早く、2月でPTA役員に説明、保護者へ文書で周知しております。他の3校では、3、4月でPTA役員、保護者への説明を行い、その後、ICタグの配布を予定しております。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。  
住民生活課長 仲村盛和 それでは伊佐則勝議員の質問の1の について、お答えいたします。

証明書窓口と時間のかかる事務関係の窓口をわけることで窓口の事務効率化が図れると思っておりますが、現在の人員では証明発行について別の窓口を設けるとするのは、厳しいと考えております。繁忙期の3月から4月には、記載テーブルを増やすなど工夫して対応していきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。  
大枠1の について、お答えいたします。

「中城村新庁舎建設基本計画」において、証明書発行の窓口機能について、ワンフロアサービスもしくはワンストップ窓口の検討を行う方針であります。また現在進めている庁舎建設においても、ワンストップ窓口を設ける提案となっております。以上です。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之  
それでは伊佐則勝議員の大枠3に対して、お答えをいたします。

事業者である「森の郷おくま」から県の南部林業事務所へ平成28年11月24日に復旧防災計画概要書の提出があり、その後、復旧防災計画書を同年12月21日までに提出する予定でしたが、調整が遅れたことにより、平成29年2月8日に提出をされております。現在、県と事業者で計画内容等について協議中であり、今月中には計画内容を固め、5月の梅雨入りまでには復旧工事を完了したいとの意向を県から聞いております。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 それでは順を追って再質問をさせていただきます。

大枠の1番、ただいま担当課長より答弁がありましたけれども、の窓口の混雑改善の緩和の件でございましたけれども、現状では厳しいということは理解できます。いろいろとまた創意工夫で対応をお願いしたいと思っております。最近、新聞の読者からの声欄に証明書発行、の印鑑証明あるいは住民票、そこら辺の証明書発行の点でありますけれども、ほかの自治体の窓口での職員対応について、一日中不愉快な思いをしたとの投書記事が掲載されておりました。本村では住民目線に立たいわゆる来庁者への接遇、窓口サービスの提供はどのようになされているか伺います。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。  
住民生活課長 仲村盛和 それではお答えします。

現在、職員が少ないことは認識しておりますが、職員全員でカバーし合って住民へは丁寧な対応を行っていると考えております。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 しっかりと窓口サービスの対応をお願いしたいと思います。同じく

になりますけれども、初日に大城常良議員からも一般質問がありました。県から事務の権限移譲を受けまして、村でもパスポートの申請交付事務の住民サービスができるようになりました。従来どおり旅券センターでの申請も可能とのことで、利用者にとっては選択肢の幅が広がったのかなと思っておりますが、住民生活課のほうで、いわゆるそのパスポート申請に関する準備は万全か伺います。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。  
住民生活課長 仲村盛和 それではお答えします。

その事務に関して準備は万全かということなんですが、職員は1月から県の旅券センターへ週1回程度の研修を受けてまいりました。今4月3日からの受入体制は十分整っていると考えております。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 対応方よろしくお願いたします。

大枠1番の でございます。先ほど担当課長よりの答弁でワンフロアサービスとワンストップサービスを検討しているというふうな答弁がございました。ワンフロアサービスとワンストップサービス窓口の違いについて伺います。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

ワンフロアサービス、それとワンストップサービス窓口というのがありますけれども、ワンフロアサービスは各課の窓口業務の証明発行する業務を言います。ワンストップフロア窓口については1カ所の窓口を設けることを言います。例えば来庁者が各課の窓口へ移動することなく転出、出生、死亡等を各証明書をとれる窓口のことを言います。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(10時22分)

~~~~~

再開（10時22分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 そこら辺はしっかり庁内で研究されてください。現在、発注している基本設計の中でも反映されていくということで理解してよろしいでしょうか。これから基本設計、実施設計というふうな段取りになりますけれども、設計段階で庁舎のあり方、十分検討していただいて、住民目線に立った窓口改革を新庁舎でぜひ推進していただくことを望んでおります。

次に進みます。大枠の2番、学校防犯システム導入についてでございますけれども、教育長より詳細な御答弁、御所見がございました。本件の学校防犯システムは児童生徒の安心安全の確保と保護者の安心にも寄与するものと確信しております。引き続き、教育委員会のほうでもぜひとも学校とまた調整を図りながら協力体制をお願いしたいと思います。

大枠の3番になります。その復旧実施計画の提出がおくれて、県との協議もおくれてきたというふうな話なんですけれども、地域の安全を守るためにも今後とも県との連携を密にさせていただいて、今後ともしっかりと見守っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますが、津覇課長、内示が出たようございまして、4月から異動ということになるようですが、課業務で何か大きな置き土産が記憶にないか、ちょっと伺います。この間の私の一般質問をちょっと思い起こして答弁を願ひたいと思ひます。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

伊佐議員がおっしゃられることは恐らく喜納

原の保安林指定に関する同意作業のことだと考えておりますけれども、農林水産課長として、任期中に同意を取りつけることができなかつたということは、本当に残念に思ひます。今後、新たに農林水産課長になられる方には十分、そのあたりの申し送りはしていきたいと思ひております。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 津覇課長の答弁で終わる予定でしたけれども、若干訂正します。喜納原については、自治会の所有地で既に自治会長の同意の印鑑もいただひているところでござひます。それも含めて、上川原と宇津原、3カ所が保安林指定できれば工事に着工できるというふうなことでござひます。上川原については、何名かの地権者と直接お会いして説明、同意も一部いただひているかと思ひますけれども、その後の上川原の残る地権者への説明、あとは宇津原がほとんどまだ地権者への説明についてはなされていないのかなというふうな思ひを持っています。途中の経過報告も確認するけれども、なかなか進んでいないというふうな状況も聞いており、申し送りというふうな話がありましたけれども、そこら辺、津覇課長として、現課長として再度答弁をお願いいたします。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

上川原と宇津原、あと喜納原については、県の南部林業事務所のほうにもその後、事業要望等があつた場合には、そういった対策事業が入れられないかというのは、我々も申し入れはしております。現在、上川原については、26名の地権者がおりまして、相続が発生しているものですから、そのうちのたしか16名ほどは保安林指定の同意を得ております。あとは喜納原につきましても、これは大分前に自治会のほうから

は保安林指定の同意はいただいておりますけれども、なかなか事業のシステムからして採択には結びついていないというのが現状です。宇津原についても、まだ現状としては同意作業等には入っておりませんが、先ほど申し上げたように今後も農林水産課として、その辺の同意作業に向けて進めていきたいなとは思っておりますので、このあたりもまた次期課長には申し送りをしていきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 ただいまの答弁、しっかりと事業の進行に向けて、まずは地権者への説明が第一だと思いますので、しっかりと今後も取り組んでいただきたいと思います。以上をもちまして、一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で伊佐則勝議員の一般質問を終了します。

10分間休憩します。

休憩（10時31分）

~~~~~

再開（10時42分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて、仲松正敏議員の一般質問を許します。

5番 仲松正敏議員 皆さん、こんにちは。ただいまより議長より一般質問のお許しが出ましたので、これより質問いたします。

まず大枠1番、農業振興について。有機農業推進について。有機農業を推進していくための今後の課題と方向性を伺います。有機農業により生産される農産物の流通・販売面の支援体制は、どのようになっているか。環境保全型農業の現状と課題。

大枠2番、ふるさと納税について。ふるさと納税の推進について伺います。ふるさと納税の取り組み状況は。ふるさと納税の政策メニュー別実績件数・寄附金の活用状況はどうなっているか。ふるさと納税の現状と今後について。以上、明瞭・簡潔に答弁よろしくお願

いいたします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは仲松正敏議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、農林水産課のほうでお答えをさせていただきます。大枠2番につきましては、企画課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでは、ふるさと納税について、所見を述べさせていただきますが、議員御質問のふるさと納税、中城村におきましても近年は少しずつ今回は大幅にその部分はアップいたしました。ただ、これからどうなっていくかということも含めて、当然ふるさと納税という制度ですから、努力はさせていただきますけれども、新聞紙上でも今、にぎわせております過熱気味な部分を節度あるようにという通達もあるようでございますので、その辺はまた企画のほうで詳細は述べさせていただきますけれども、本村も当然力を入れながらしかしながら、しっかりと本村らしい節度をもってやっていきたいなと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは仲松正敏議員の大枠1についてお答えいたします。

について。有機農業とは、化学肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本とした農業となり、環境保全型農業の一つとなっております。消費者の農産物に対する安全・安心志向や環境保全意識が高まる中、農業生産における環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業を推進していく必要があるものと考えております。について。沖縄の温暖な気候の中では、病害虫・雑草の多発や土壌中の有機物の早期分解などの影響により、化学肥料や農薬等を削減する栽培方法を実践するには厳しい状況にあります。また、県内にお

ける環境保全型農産物の付加価値の向上や化学肥料、農薬の低減に取り組むエコファーマー認定を受ける農家が少ないのも課題となります。今後、沖縄特有の温暖な生産環境の中で、関係機関と連携し緑肥などを活用した生産技術の普及及び環境保全型農産物の付加価値を高めるためのピーアール活動等を検討していきたいと考えております。 について。現在、本村における有機農業者は、自ら販路を開拓し販売を行っております。今後は、流通業者等の連携により、県内量販店での展示販売等の取り組みによる支援体制が図られるように検討していきたいと考えております。 について。 にでも述べたとおり、温暖な気候の中での環境保全型農業による農産物の生産は厳しいものが現状であり、環境保全型農業に関する技術の確立及び普及、環境保全型農産物の消費課題が拡大であるものと考えます。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 本村のふるさと納税の推進とその取り組み状況について、一括してお答えいたします。

多くの方が地方のふるさとで生まれ、その自治体から医療や教育等様々な住民サービスを受けて育ち、やがて進学や就職を機に生活の場を都会に移し、そこで納税を行っております。その結果、都会の自治体は税収を得ますが、自分が生まれ育った故郷の自治体には税収が入りません。そこで、主に都市部で暮らしている人を対象に、以前住んでいた故郷や興味のある市町村などへ寄附ができ、生まれ育った故郷や地域を大事にしたい、応援したいと思う気持ちを寄附金という形で実現できる仕組みが「ふるさと納税」でございます。本村のふるさと納税につきましては、平成20年度に条例を制定し、平成26年度から「お礼の品」をお返しするシステムを取り入れております。その後、寄附金の決済方法及び事務の効率化等について、本格的な検

討を開始し、平成28年度より、全国版のウェブサイト「ふるさとチョイス」への掲載を行い、より多くの方に簡単に寄附していただけるよう、寄附の方法を「クレジットカード決済」といったウェブサイト上で納付できる方式やパンフレットの作成など、民間の力を活用し、新たな受入体制による業務を行っております。取り組み状況につきましては、本村の特産品等を扱う7事業者の協力を得まして、総計28種類の「お礼の品」の設定を行うと共に、本村ホームページにも内容を掲載し、取り組んでおります。その結果、平成27年度と比較し、平成29年1月末時点におきまして、1,183万円余り増加しております。このようにふるさと納税につきましては、本村におきましても重要な財源と位置づけ、今後も強力に推進したいと考えております。

次に、政策メニュー別の実績・活用状況についてお答えいたします。ふるさと納税を財源として、本村を応援しようとする方々の思いを実現するため、条例におきましては3つの応援メニューを定めております。「世界遺産（中城城跡）の保全活用」に関する応援では134件、寄附金額222万1,000円でございます。「子どもたちの健全育成及び環境整備に関する応援」では267件、500万2,000円でございます。「村長におまかせ応援」では291件、684万円の寄附がございました。寄附金の活用状況につきましては、現在、「チバリヨ-中城ごさまる応援基金」への積み立てを行っておりますが、寄附額も前年度と比べてふえておりますので、今後、応援目的ごとの活用方法を検討したいと考えております。なお、平成29年度の当初予算では、「チバリヨ-中城ごさまる応援基金」を取り崩し、人材育成事業助成金としての活用を予定しております。次に、ふるさと納税の現状と今後についてお答えいたします。平成28年度においては、ふるさと納税の効率化を目指し、ワンストップ特例制度など寄附金受け入れの際の必要事務等

について、多くの寄附に対応できる環境整備を強化してまいりました。しかし全国的に見ても各自治体において急速に取り組みが進んでいる制度であることから、各関係課や商工会・農家の方々との連携など、執行体制の強化や「お礼の品」のさらなる充実、また、寄附金を活用した魅力ある施策の立案などが急務となっております。一方で、全国的に「お礼の品」への過熱ぶりが一部懸念されている部分もございますので、「お礼の品」への良識ある取り扱いを保ちつつ、さらに「個人番号」等の適切な取り扱いにつきましても十分管理体制を整えながら、ふるさと納税の件数拡大、寄附額の増加など持続的に取り組んでいきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 それでは大枠1番から再質問したいと思います。

先月2月15日から17日までの3日間、宮崎県綾町に議員5名で視察研修を行いました。綾町は土地の8割が森林で、地域の経済力は昭和35年に綾川総合開発事業が終わると、これを境に営林署の仕事の機械化が進み、また並行してモータリゼーションが進んだことから、町民自身が「夜逃げの町・人の住めない町・若者が出稼ぎに行く町」と表現されるほどの過疎化が進行し、このような状況に対処するため、綾町では有機農業を推進し、全国に先駆けて食の安全を追求する目的で自然生態系農業の推進に関する条例を制定し、化学合成された肥料や農薬の使用制限を明確にした綾町独自の認定基準を定めて、消費者が求める安全安心な農産物を生産供給する綾ブランドを確立されました。それで、本村も農業振興地域ですので、有機農業について、いろいろと質問をしたいと思います。まず本村の農業就農者で現在、有機農業に取り組んでいる方はおられるか、お聞きします。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

現在、本村の農業就農者で有機農業に取り組んでおられる方は把握している分だけで3戸の農家があります。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 その方はどのような作物をつくっているか。それと農地面積はどのくらいか。また、わかりましたら年間の売り上げもお伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

1戸の農家は作付面積が3万5,000平米。約1万600坪で、セロリ、タマネギ、ヘチマ、マンゴー、バナナ、ドラゴンフルーツ等を生産し、残り2戸の農家はともに作付面積が2,000平米、約600坪で農作物は小松菜、水菜、チンゲン菜、大根葉などの葉野菜で、もう1戸はノニを生産しております。年間売り上げについては、現在のところ把握はしておりません。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 年間の売り上げについては、これから有機農業を目指す就農者にとっては、ひとつの参考にもなりますので、できるだけ把握していただけるようお願いいたします。

次に、法律に基づいて有機農産物生産物制度、有機JAS制度があると聞いているが、どのような制度か伺います。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

JAS制度につきましては、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律。JAS法に基づき有機農産物の有機加工食品などの生産方法について基準を定め、この基準を満たす

ものだけを有機と表示できるようにした有機食品の認証制度のことで、農林水産省の認定登録機関が認証をいたします。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 では村内にこの有機JAS認定を受けている農業者はおられるか。また、有機農業を推進するため、有機JAS規格の認定取得に対する支援が必要と考えられるが、この辺、どのように考えているかお聞きます。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

本村において、有機JAS認定を受けている農業者は2名おります。有機農業などの環境保全型農業を推進する上では生産技術の確立及び普及が課題としてあります。その課題解決のため、関係機関と連携し就農者や新規就農者等に対し、環境保全型農業に関する講座などを開催し、生産技術の普及を図る支援などを検討してまいりたいと思います。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 それでは次、に移ります。本村の農業就農者は環境に優しい農業である有機農業について、化学農薬及び化学肥料の低減に対する認識はどのような状況にあるかと思うかお伺いします。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

本村の農業従事者につきましては、農産物の栽培において、なるべく農薬を使わないよう努めたいという意識を持たれている方は多いと思いますが、沖縄の温暖な気候の中では反収や所得の向上を考えると、有機農業は厳しいものがあるものと考えていると思います。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 食の安心安全、特に学校給食の関しては地産地消を推進されていて、子供たちの多くが食物アレルギーを抱えている中、有機農業への取り組みは大切な方向性であると認識されるべきと思います。それで学校給食に搬入されている農家には、ぜひ有機農業を取り入れるよう指導すべきと思うが、その辺はどのように考えているか伺います。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

食の安心安全を考えますと、学校給食において有機農産物を取り入れることは必要だとは考えますが、有機農産物の価格や品質、生産量等を考慮しながら学校給食への取り入れにつきましては、今後検討していくべきかと考えております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 今後、本村においても有機農業推進法における有機農業に向けた方向づけがなされ、新規就農者が参入しやすい体制が築かれることにより、有機農業によって生産された農産物が、これから将来、本村のブランドとなることを期待しております。

次に、綾町では自然生態系農業の推進ということで、自然生態系農業を推進するに当たり、土づくりが取り組まれていて、いわゆる有機肥料の確保をするために、どのようなことがされたかという、町内のし尿液状堆肥化する自給供給施設を1981年に畜産の進行に合わせて、家畜ふん尿処理施設を設置されております。どのようなシステムかということ、家庭雑糞いわゆる生ごみ、生活雑糞コンポスト清浄装置で堆肥としてリサイクルし、また家畜糞尿処理施設で堆肥として、農協を通して農家に安く卸す。し尿処理場で液肥として使われ、このように環境問題のもとである家庭生ごみやし尿家畜糞尿等あら



ゆる資源をリサイクルし、綾町では有機農業に生かす取り組みがされております。それでどうですか、本村でも自然生態系農業の土づくりの施設を計画し、施設の設置を検討されてはどうか伺います。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

綾町の事例はすばらしい取り組みだと思えますが、かなり大規模な施設となると思えますので、現状では厳しいものがあるかと考えますが、将来的には関係機関とも協議しながら、検討していくべきものと考えます。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 堆肥施設の設置ということになると、中城村の将来にとっても有益なことだと思います。それでこの施設設置について、村長にもひとつ見解を伺いたしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今ここでできる、できないという話はもちろんできませんけれども、ただ、今のお話などでは十分検討をしながら、費用対効果も含めて本村の農業推進、農業振興に寄与できるものであるというものがあれば、当然積極的に検討もしていくべきでしょうし、そのためにはいろいろな判断材料が必要になってくると思いますので、今後、検討課題ということで答弁をさせていただきます。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 今、農業においても、環境に優しい環境保全型農業が推進されていて、環境問題を考える上で、全国的にも取り組みが推進されており、各自治体で堆肥施設の設置が進んでいる中、農業振興地域である本村でも、ぜひ堆肥施設の設置に向けて課題という話ではあるけれども、設置されるよう検討のほうよろ

しくお願いいたします。

次に のほうですね、中城村有機農産物を認証することによって、消費者や外食産業量販店等の食品関連業者に向けて、販売促進を行うとともに、イベント等のさまざまな機会を捉えた情報発信やウェブ等の相談会及び中城村農産物ネットカタログの活用によりまして、販売の促進を行っていく計画をこれからされると思うが、その辺どのように考えているか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えをいたします。

有機農産物の認証や販売促進活動等々を行うためには本村における有機農産物の品質や生産量の安定がなければ厳しいものと考えますので、今後、本村において有機農業の環境保全型農業の技術の普及を図るよう検討してまいりたいと思います。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 私は消費者のニーズを本当に見きわめて付加価値の高いものをつくり続けるということで、それが信用性につながり、顧客のリピータ性といえますか、それにもつながって成功するのではないかと思うわけでありまして。それでその付加価値の高いものと言ったときに、私の頭の中に浮かぶのが、地産地消フードマイレージ資源循環型農業と食の安全安心にこだわって、有機農法に取り組んだらと思えますが、その辺をお伺いします。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

有機農業を行う上で、生態系と共存し土の力をつける循環型農業を行い、また地産地消を推進しフードマイレージの減少につなげる取り組みを行うことは必要だと考えますので、今後検

討をしまいいりたいと思います。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 ぜひ検討のほうをよろしく願いたいします。

次に についてですけれども、先ほど でも答弁され、また冒頭でも答弁されたのでよろしいかと思えます。

次に有機農業とちょっと別の質問になりますが、新規就農者制度について、少しお聞きします。新たな農業の担い手となる新規就農者への支援に努めてまいりますと施政方針でも述べられておりますが、新規就農者への制度を活用した申請手続において、実績が求められると聞かれますが、新規就農者への実績を求める根拠と新規就農者への概念をお答えください。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

青年就農給付金については、給付要件として独立自営就農をし、農業経営者となることについて強い意志を有していること。農地の所有権または利用権を有していること。農業機械施設を所有または借りていること等及び村の人・農地プランに新たな担い手として位置づけられることや青年就農計画の認定を受けたものであることの要件がありますので、このような要件を満たすためにはある程度の就農実績は求められるものがあると考えます。概念についてですが、農林水産省では新規就農者調査における用語の解説では、調査前1年以内に農業への従事が主に主になったもの及び土地や資金を独自に調達し、農業経営を開始したものと定義されております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 要件の中で、農業経営を開始して5年以内の青年等とあるが、これから新規に農業を行うとすることなのに、5年以

内という意味で、それと農業経営を開始して5年後に年間農業所得175万円、労働時間1,200時間の計画書の作成ですけれども、175万円以上、1,200時間の根拠というのはどういったことか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

まず5年以内の内容についてですけれども、経営開始5年以内と事業で定めているのは新たに農業を開始した青年等の約3割が5年以内に離農しており、担い手となる新規就農者の確保定着を図り、就農後の安定した所得の確保をするために就農開始後最大5年間給付金を支援することの内容となっていることからでございます。

次に年間所得の175万円と労働時間1,200時間の根拠についてでございますけれども、本村の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想において、新規就農者の農業経営開始5年後の所得目標として、認定農業者の農業経営目標である350万円の5割である175万円としており、労働時間につきましては、農業専従者の定義として年間150日、8時間で1,200時間以上を従事したのとなっていることから、その達成目標としております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 私はこの制度に対して、少し矛盾を感じます。今回の定例会でも農業振興について、農地の遊休地改善問題や農業の担い手の問題、担い手不足の問題の質問があつて、村長の答弁でもあつたが、今全国的に大きな問題だとありました。遊休地問題に関しては、それからすると新規就農者を目指している方々に対して、行政はもっと県のほうに働きかけて新規就農者に対して支援をされるべきだと思いますので、ぜひその辺を頑張っていただきたいと思えます。

それでは次に大枠2番について、再質問します。同じく先月2月16日にふるさと納税に関して綾町で研修を行ってきました。綾町のふるさと納税の平成27年度の実績が寄附金件数が8万4,947件で、金額はと言うと13億7,993万円で、平成28年度1月現在、寄附金件数5万9,174件、納税額が9億3,243万円、それと2014年度には寄附金件数で全国一位になるなど、その躍進ぶりが注目されており、ふるさと納税は地方で生まれ育ち、都会で納税している人たちがふるさとに少しでも恩返しができないかということからまた税収で大都市との格差是正を図る狙いで総務省が平成20年5月に創設された制度であります。このふるさと納税の仕組みはと言うと、例えば1万円をどこかの自治体に寄附した場合、2,000円を差し引いた8,000円が控除対象となり、税金の控除対象となり基本的に所得税、住民税合わせて8,000円安くなることとなります。つまり実際の自己負担は2,000円で、平均5,000円程度の地元特産品が送られるということになると、差し引き3,000円の儲けになります。このふるさと納税をされる納税者にとっては、この制度は本当にこの上ない魅力ある制度と言われています。そこでお聞きしますが、本村の平成25年度から平成28年度2月までの各年度ごとの納税の実績を伺います。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

平成25年度が5件、235万円でございます。平成26年度が18件、340万2,500円でございます。平成27年度が45件、226万円でございます。平成28年度につきましては、現在1月末現在の集計になっておりますけれども692件、1,406万3,000円でございます。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 先ほど村長のお話にもありました平成28年度の位置づけが大幅にふえたという話がありましたけれども、平成27年度

より28年度の実績がかなりふえている。大変すばらしいことと思いますが、ふえた要因を少しお聞きします。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

本村では平成28年度から民間の力を活用いたしまして、全国版のふるさと納税のウェブサイト「ふるさとチョイス」へ掲載しております。ウェブサイト上でふるさと納税ができるシステムを現在活用しております。平成28年度からは「お礼の品」ということで、返礼する品の充実も一つの要因であると考えております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 ふえた要因として、職員の取り組みの頑張り、それから返礼品の品数がふえたということで本当にすばらしいことですので、またこれからも頑張っていたきたいと思えます。ふるさと納税を財源として実施した事業について伺いますが、ふるさと納税の充当額が多い事業の主なものと、使用して実施した事業による効果についての状況はこの辺はどうですか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

一番最初の答弁で少し触れましたけれども、平成28年度まではふるさと納税を財源とした事業は実施しておりません。そのため平成28年度までの効果というものはまだわからない状況でございます。しかし、平成29年度からふるさと納税を財源とした事業を実施していきますので、これから効果があらわれるものと考えております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 ぜひこのふるさと納税の財源を生かしてしっかり取り組んでいただきたいと思います。この制度は地域へ還元しようということもあるし、また地域生産者の支援もあるわけですが、やるだけのことをやって、そ

して地元の特産品を全国に発信することに価値が見いだされるわけでありますから、ぜひこれもう積極的に取り組む必要があると思います。それでは本村ではふるさと納税の目標値は掲げておるかお聞きします。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

平成28年度におきましては、おおむね1,500万円程度を目標に掲げておりました。ほぼ目標どおりの結果になっていると考えております。次年度以降につきましては、常に前年度以上の件数あるいは寄附額を目指していきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 ぜひ平成29年度は2,000万円に届くよう頑張ってくださいと思います。何か事業や政策を進めるには、目標設定をするのは大変大事だと思います。目標をなしで物事を進めてしまうとその仕事に対する意欲とか、努力する取り組みが薄れると思います。目標値に届かなければ取り組み方を見直していくことが必要ではないかなと思います。そこでこのふるさと納税を呼びかけのためのピーアール活動が非常に大事になってくると思いますが、今本村ではどのようなピーアール活動をされているか伺います。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

全国版のふるさと納税の受付サイトへの掲載を行っております。さらにはパンフレットを作成をいたしまして、来庁者あるいは関心のある方への配付を行っております。また本村のホームページのトップページにも掲載をしまして、そこから全国版のふるさと納税のサイトへ展開できるように体制を整えております。また、村長も直接ふるさと納税、あるいは人材育成基金への寄附を呼び掛けているところでございます。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 私もふるさと納税の返礼品についてのホームページを見ましたけれども、ちょっとよその自治体と比べて、この返礼品の写真が小さいような感じがします。それと文字が小さい。もうちょっと大きくしてわかりやすいようにしていただければ、もっとふるさんじゃないかなと思いますので、その辺よろしくお願ひします。

ではふるさと納税の支払い方法なんですけれども、本村ではどのような支払い方をされているのか、お聞きします。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

ふるさと納税の納付方法につきましては、主に県外の方々が利用しますクレジットカード決済がございます。また、郵便局の窓口納付やあるいは本村の会計課窓口へ直接納付することができるようになっております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 支払い方法として、郵便振替、それにクレジットカードによる支払いと。コンビニ収納が一番いいかなと思われませんが、このコンビニ収納でやると大きな予算がかかるそうで、それで村税に係るクレジット収納と合わせて導入することで費用を抑えることができるかなと思うが、村税と合わせて導入していく方向で検討できないか、その辺をお伺ひします。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

クレジット収納につきましては、まだこちらのほうでシステムを開発しておりませんので、システムを開発するために高額な費用がかかるという欠点があると考えております。それからクレジット収納につきましては、村税等についてのクレジット収納であれば一定の効果があるものだとは思いますが、ふるさと納税につきましてはあくまでも寄附金でございますので、そ

の効果クレジット収納で出てくるかどうかというのを今後検証しないとすぐの導入というのは厳しいのかなということで感じております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 寄附される方の利便性を図るということで、本村への寄附が促進され、またひいては自主財源の確保にもつながると考えますので、ぜひ今後検討していただきたいと思っております。このふるさと納税、本村から他の自治体への寄附がされた件数と、それから金額についてはどのような状況か伺います。

議長 與那覇朝輝 税務課長 稲嶺盛昌。

税務課長 稲嶺盛昌 それではお答えいたします。

議員の御承知のとおり、納税という言葉がございますが、実質的には都道府県や他市区町村と言った自治体への寄附というのが現実でありまして、それはその寄附をふるさと納税をされた方々は確定申告によって、住民税、所得税が控除されます。そこで御質問の件なんです、現時点、平成29年3月に28年度の税額から幾ら控除されているかということで、住民税は翌年度課税になりますので、実質的な数値としまして、ふるさと納税、平成27年中にふるさと納税を村内の方が別の村外へ寄附された数字ということと、税額は平成28年度ということで御理解いただければと思います。それではふるさと納税をされた方としましては、平成27年中ですが、人数としまして、95人。ふるさと納税の額、寄附額としまして、927万8,004円、それで28年度の税額から控除された部分につきましては、653万9,494円ということになっております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 中城村民が他の自治体へ寄附した人数というのは95人ということですね。中城村民が他の自治体へふるさと納税を行うことにより、税収への影響はどのような状況になるのか、その辺もお伺いします。

議長 與那覇朝輝 税務課長 稲嶺盛昌。

税務課長 稲嶺盛昌 先ほどの答弁と重複いたしますが、先ほど私の言った税額控除額653万9,494円が住民税のほうから税額が控除され、実質その分が村民税が減ったという表現もおかしいんですけども、それだけが控除された額となっております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 次に平成27年度税制改正特例控除の上限額の引き上げ。ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設について、どのように受けとめているのか。例えばふるさと納税の拡充やふるさと納税する方の利便性の方向につながるメリットはあるが、逆に返礼品の競争の過熱が心配される懸念があるとかで、その辺課長の考えは…。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

平成27年度の税制改正におきまして、地方税法の一部が改正されまして、ふるさと納税に係る特例控除額の上限額が約2倍に引き上げられております。また5つの自治体までに限りまして、寄附金控除に必要な確定申告がワンストップで受けられるワンストップ特例制度が創設されております。そのためにふるさと納税がしやすくなるというような制度が導入されております。今後もふるさと納税を申し込む方がふえるのではないかと考えております。ただ、この改正そのものが直接返礼品の競争に結びつくものではないと考えてはおりますが、ただ近年新聞報道でもありますように、あまりにも豪華すぎるものであるとか、商品券あるいはパソコンなどを換金性のある返礼品が出ているようでございますので、当初の制度導入の考え方からは少し趣旨が外れ気味になっている、そういう部分もあるのではないかと感じております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 次に、中城村のトップセールスにある村長にお聞きしますが、中城村のこういうところが誇れるとか、あるいは自信を持ってアピールできるものとか、村長の思うことがあればお聞きします。またこのふるさと納税制度について村長の見解をお聞きします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

大変力が入れないといけないふるさと納税制度だと思っていますので、今後とも課と相談しながらいいアイデアを出して、先ほどもお話ししましたけれども、過熱気味でございますので、逆に我々は中城のよさを精一杯アピールをさせていただきながら、中城の魅力を私自身も含めて一生懸命発信していきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 ちょっとまだ時間があります。平成27年度から企業版ふるさと納税が実施されましたが、これまでのふるさと納税とどのような違いがあるか。また企業にはどのようなメリットがあるか、この辺お伺いします。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

企業版ふるさと納税につきましては、これは地方創生を実現するために導入された制度でございます。その地方創生を実現するためには産官学金労言、この6つを初め、各界階層の参画と協力のもと取り組みを進めていくことが必要であると言われております。中でも、企業からの寄附金というのは非常に大きなものがありまして、民間企業の皆さんに積極的に寄附を行っていただければ税制改正がされたものでございます。企業版ふるさと納税をすることによりまして、企業におきましては、市町村が実施する事業について、その財源を企業が賄うということで非常にアピールができる部分と税制の面でも控除が受けられると。そういうメリットがあるというふうなことで考えております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 企業からこれまで実績はあるか。それと企業版ふるさと納税にお礼の品があるか、また寄附金、この企業版の寄附金額は幾らから始まって、上限は幾らまでなのか。その辺をお聞きします。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

企業版ふるさと納税につきましては、まだ実績はございません。それからお礼の品につきましては、特にお礼の品を返礼するというようなことはございません。寄附の金額ですけれども、特に上限は設けられておりませんけれども、最低限の寄附として10万円以上の寄附というふうなことでうたわれております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 総務省は今年23日ふるさと納税の返礼品の競争過熱には何日か前には新聞に載っていましたが、過熱に対して歯どめをかけるため、今まで返礼品の調達額は平均で寄附額の4割程度。しかし、7割を超える自治体もあり、この状況を行き過ぎると見て、現状を下回る上限を寄附額の3割を目安とした方針を固め、4月から各自治体に通達されるという記事が載っておりました。しかし、ふるさと納税の寄附金によって、自治体の事業に大きくかわる財源となるふるさと納税制度、これから村発展のためには必要とあると思いますので、しっかりとこのふるさと納税を取り組んでいただきたいと思います。以上をもちまして私の一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で仲松正敏議員の一般質問を終了いたします。

これで休憩に入りたいと思います。

休憩(11時41分)

~~~~~

再開(13時30分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

午前中に続きまして、新垣貞則議員の一般質問を許します。

6番 新垣貞則議員 それでは通告書に基づいて新垣貞則一般質問を行います。

大枠1番です。久場地区の環境整備をして安心・安全なまちづくりを図る。です。防犯灯・防犯カメラの設置について。区画整理内のカーブミラー・停止線の設置。吉の浦火力発電所から発生する災害の安全対策を図るには。

大枠2番です。各種団体を強化して、住みよい町を創る。子ども会・青年会・婦人会・老人クラブは幾つありますか。です。各種団体組織の強化を図るには。大枠3番です。来るべき自然災害に備える。沖縄県で過去に地震、津波被害は、どこで起こりましたか。命を守る地域防災力の強化を図る（自助・共助・公助）の取り組みについて。以上、簡潔な答弁をお願いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 新垣貞則議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、都市建設課と企業立地観光推進課のほうでお答えをいたします。大枠2番につきましては、教育委員会。大枠3番につきましては、総務課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは大枠3番の自然災害について、所見を述べさせていただきますが、当然のごとく本村におきましては、地震・津波、それと議員御承知のとりの平成18年でしたか、土砂災害の経験がございますので、海と山両方へのケアといえますか、自然災害に対する住民の意識高揚を図るためにも、特に3.11にはそれを忘れることなくということで、講演会や防災訓練などこれからも引き続き住民の意識高揚のためにやっていきたいなと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 新垣貞則議員の御質問、大枠2についてお答えします。

村の連合会への加入団体の数は、子ども会4団体、青年連合会1団体、婦人連合会4団体、老人会連合会13団体の22団体です。今後も財政的・人的支援を継続しながら各種研修会や講習会への派遣、また各団体と意見交換しながら連携し、安定した運営が可能となるよう取り組んでいきたいと考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 大枠1の についてお答えします。

新年度に国から市町村に対して14億8,000万円の予算が100%補助事業で「防犯灯・防犯カメラ等緊急整備事業」が予定されております。設置場所の選定については、沖縄総合事務局、市町村、各地区管轄の警察署と協議し防犯上必要な場所を選定して決定していきます。ただ、各市町村へどれぐらいの予算配分があるのかは決定しておりませんので、設置台数については確定しておりません。できるだけ多くの予算確保を行い、各自治会より要望されている場所への防犯灯・防犯カメラを設置できるよう努めてまいります。また、各自治会からの要望は2月10日までに提出してもらっており、沖縄総合事務局との協議は2月23日、宜野湾警察署との協議は3月1日に行っています。ちなみに自治会から要望は128件、関係機関からは221件、計で349基が上がってきます。防犯カメラについては、自治会から15基、関係機関から65基、計80期、久場自治会においては防犯灯8基、防犯カメラ3基を上げてもらっています。カーブミラーの新設について。今年度、久場自治会より要望のあった3カ所のうち、区画整理地内の1カ箇所（久場23-15番地付近）にカーブミラーを設置して工事を終えています。新年度においても、区画整理内の久場2-12番地付近のカーブミラー設置を予定しております。停止線につ

いは、公安委員会での設置となるため、道路管理者で設置できるものではありません。住民生活課から宜野湾警察署へ要望をお願いしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 新垣貞則議員の御質問をお答えしたいと思います。

大枠1の についてですが、吉の浦火力発電所から発生する災害の安全対策を図るには、沖縄電力は、環境関係法令遵守をするとともに沖縄県、中城村、沖縄電力で締結した環境保全協定書で定める環境保全対策を実施し、地域住民にその結果を公表するとともに、沖縄電力は、常に住民の監視体制の意識高揚を図ることが重要だと考えております。また、日ごろから、地域住民との対話による近況報告や情報公開等を行うことで信頼関係を構築しLNG発電所の安全性の理解を図り地域住民の安心・安全確保ができるものと考えております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 新垣貞則議員の大枠3の と についてお答えいたします。

について。過去における沖縄の歴史地震の記録から石垣島、宮古島近郊で17回、沖縄本島付近で11回、津波については7回襲来があったと記録されてございます。中でも、1771年（明和8年）4月24日に八重山・宮古諸島を襲った津波は死者が1万2,000人にも及んでいます。また本島においては、1960年（昭和35年）に起きたチリ地震による津波が沖縄本島全土に到来し3名の犠牲者が出ております。 について。先ほど村長からも答弁がございましたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、村では地域防災力を高めるために防災訓練の実施や講演会などを行い、自助・共助・公助について学んできました。中でも自助・共助について

は、自主防災組織設立の必要性について講演会や事務委託者会議においては、気象庁の方を招いて防災について勉強会を行っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 それでは順を追って詳細の質問をします。

大枠1番の 防犯灯・防犯カメラなどの設置について質問します。防犯灯・防犯カメラ等緊急整備事業が国の補助による平成29年度のみ10億8,000万円の予算が組まれています。この事業の目的として、児童の通学路や歩行者の安全確保、公園などの人の多く集まる場所に対する防犯対策の一環として設置するものです。国からの回答が4月ごろから来ますと、答弁なされていまして。それで新城宅前の路上ではこの近くで児童が車に乗った男から道を尋ねられ、しつこくつきまとわれたことがあります。防犯カメラや防犯灯を設置することによって、児童の通学路や歩行者の安全確保が図れます。また防犯灯がない箇所が8カ所あります。住民が安心して暮らせるように整備する考えはないでしょうか。先ほど補助事業があるということがありました。もし補助事業が該当しなかったら子供たちの防犯を高める安全を守るために単費でも取り組む考えはないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

防犯灯については、自治会から要望されている箇所を優先的に補助対象となるよう調整していく考えであります。防犯カメラ設置については設置場所についての犯罪発生率等も考慮する必要があります。設置場所には宜野湾警察署からの意見と合致しないといけないということもあり、要望するだけで設置できるものではないと考えております。事業が該当しなかった場所についての単費での取り組みは今のところ考えておりません。今回の補助事業に関しては、総合事務

局及び宜野湾警察署等と協議を重ね、できるだけ多くの防犯灯・防犯カメラを設置していきたいと考えています。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 国からの補助事業ということで、非常にいいことだなと思っています。目的は先ほど言いましたが、子供たちの通学路、歩行者の安全確保、それから公園などの人の多く集まる場所の防犯対策の一環としてこの事業が実施されます。これを受けることによって、子供たちの防犯にも役立つと思いますので、もし補助事業がなかったら単費でも取り入れる必要があると思います。なぜなら新聞とかテレビでもいろいろ子供たちの事件・事故が発生しています。もし補助事業がなくても単費でも取り入れてください。

次 ですね、カーブミラー設置と停止線の設置について質問します。先ほど都市建設課長から答弁がありましたように久場自治会からカーブミラー設置3カ所の要請を受けて、山内宅前が最近カーブミラーの設置を終えました。早速の対応御苦労さまでした。区画整理内の村道の久場区画5号線と12号線、幹線道路です。この幹線道路に接する2カ所の道路は下り坂のため、子供たちは車を気にせずスピードを出して駆け下りてきます。近年この近くでは交通量が多く、子供たちの自転車と車との接触事故があり、多発傾向にあります。2カ月前には子供が車と接触して緊急搬送されました。そのほかにはヒヤリハットの情報も多く寄せられております。安全対策及び交通事故を未然に防止するためにもカーブミラーの設置と停止線は必要です。子供たちの交通事故を防止するためにもカーブミラー等設置と停止線は必要だと思っていますけれども、優先的に整備する考えはないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

先ほども答弁しましたけれども、久場から3カ所のカーブミラーの設置要請が来ています。そのうちの28年度で1カ所、あと新年度で久場2-12付近を行います。あと1件についてもまた来年、今年度の要望箇所はほかの自治会も結構ありますので、その辺はほかの自治会とも照らし合わせながらやっていきたいと思っています。それから停止線については、住民生活課の管轄になりますので、うちの住民生活課から宜野湾署のほうに要望させていきたいと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 下り坂なものですから、子供たちが自転車で遊んで、ここだけではなくて他でもこういったことがあります。遊んでいるときに停止線があったら下りですので、子供たちはストップします。停止線がないので、そのまま子供たちが下りですので、ブロックにぶつかってころんでけがをしたといった事例があります。ぜひ停止線をやることによって、子供たちの安全が守られると思います。停止線を要請しますので、よろしく願います。

次 ですね、吉の浦火力発電所から発生する災害について質問します。1月16日午後2時15分ごろ、発電所燃料受入設備の補修作業中に油圧ホースに亀裂が入り、油圧用の油が海上に漏れたと新聞報道がありました。具体的にはどういった原因でしょうか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えします。

原因については、ローリングアーム緊急離脱装置駆動用の油圧ホース1本に亀裂が生じて、油が漏れた状態でありました。経緯について御説明いたします。発生時は議員おっしゃるとおり平成29年1月16日の午後2時15分、発生経緯としましては、同じく同日に補修作業中、ロー

リングアーム油圧ユニット及びセレクターバルブのユニット内油染み補修作業において、配管ジョイント部オイル染み箇所が増し締め作業終了後に伴うリークチェック後の油圧ポンプ起動を行ったところ、1カ所のローリングアーム油圧ホースより作動油が漏洩したということがあります。漏洩量については漏洩油が23リットル、(内海上部に40cc)落ちたということです。原因は先ほど申し上げたとおりで亀裂によるものであります。再発防止対策としましては、亀裂により漏洩に至った油圧ホースのほか、合わせて4本のホースを新品に取りかえ実施した。それから地元への報告については、関係機関への報告については、同日の16日の13時45分に作業後であります。14時15分に現場より油漏れ連絡を受けて、油圧ホース及び油飛散を確認して、油圧ポンプを停止し、バース上の油回収作業に入っております。15時30分に海上の油、回収作業を終了しております。先ほど申し上げたとおり40ccでございます。翌17日火曜日、情報提供としまして、中城海上保安部、中城北中消防本部、佐敷中城漁業協同組合、西原与那原漁業協同組合、中城村住民生活課、これは環境保全協定を結んでいるということです。沖縄県、それから沖縄県中部保健所、久場自治会、泊自治会の両会長、那覇産業保安監督事務所、沖縄総合事務局、経済産業省に報告しております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 この事故について、私たち地元のほうは新聞を見てわかっています。この事故について地元の自治会長や地元連絡協議会の人たちに具体的に事故の原因。事故の対応や解決の方法とか、説明をやっていきますか。また過去に発電所から発生した環境問題がありました。こういった環境問題がありましたか。こういった環境問題をこういった協議会でこういったのを対処していましたか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えします。

地元自治会長や地元連絡協議会の人たちへの事故原因説明ということですが、沖縄電力は一報、原因等については、地域の自治会長に御説明している。それから自治会のほうから住民には情報が流れているというふうに解釈しておりますが、まだ最終的に沖縄電力が恒久対策を講じていないので説明は我々も受けておりませんので、それができ次第、また地域住民には、自治会長を通じて御説明するものだと考えております。それから過去の事例ということですが、平成25年5月に営業運転開始後ですね、電磁波の問題、振動の問題、照明、騒音問題等が起こっております。いずれも地域自治会、村、沖縄電力で協議を重ねて、問題解決に至った経緯があります。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 こういった問題は3者連絡協議会でまとまって話をしたと思うんです。課題を3者間で話し合っ、この課題を解決しました。それで私は一般質問で企業立地推進課長には、3者連絡協議会は必要かと質問しました。それで企業立地・観光推進課長も必要だと言っていました。それで今回、非常に残念なことに3者連絡協議会の負担金が補正予算で削除されました。地元の3者連絡協議会の人たちは、削除した理由がはっきりわからない、こういった理由で3者連絡協議会の予算を削除したんでしょうか。その理由をお聞かせください。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えします。

予算を削除した理由ということですが、まずは前提に平成28年度において、3者連絡協

議会が期限を切れたということでありませう。平成28年度において、課としては継続してほしいということで沖縄電力に働きかけ、予算は平成28年そのままいずれは協議会が復活するものだと希望を持たせながら予算を措置してきました。しかし、今年の3月まで沖縄電力からの再開の協議が得られなくて、今回やむを得なく予算を流した次第でございます。3者協の期間延長については、地元の意向を受けて村としても沖縄電力に新たな協議会も視野に入れて、ぜひ設置してほしいという要望を再三しておりますが、今のところはいい提案が出てこないという状況でございます。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 3者連絡協議会の中の第9条ですけれども、有効期間とありますけれども、これも3者間の協議の合意をもって、これは解散とか決めるはずなんですけれども、これは3者間で解散するということは、まだ決定はしていないと思うんですよね。地元はやっているということ解釈しています。今、行政がやっていることは、地域住民の意見を聞かないで、事が前に進んでいます。人間で一番大切なことはお互い同士信頼し合うことだと思っています。発電所から発生する騒音問題、排水の環境問題、今回の油問題、さまざまな環境問題が出ています。ぜひ3者間で連絡をとりながらこういった課題を解決しないといけません。今回、当初予算には、地元の新たな連絡協議会の予算の計上は見られません。それで企業立地・観光推進課長は新たな組織をつくって、こういった課題を解決すると言っておりましたので、どういふふうに対処するつもりでしょうか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えします。

地域と役場の方向性は一緒だというふう

に認識しているものだと思います。地元周辺3者連絡協議会が期限が切れたのであれば、継続するか、もしくは新たな協議会も視野に入れてもう一度、沖縄電力に調整していきたいと思っています。ぜひ地元も一緒に電力に行ってもらいたいというふうな提案は前にもしたことがあります。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 企業立地推進課長は私の答弁に、この地元連絡協議会ができなかった場合、新たな方法でこういったのを解決するとおっしゃっていましたので、再度聞きますけれども、この新たな方法とはどういった方法でこういった協議会を立ち上げる考えですか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えします。

地元も村もそれから電力も意向が通ずるような組織、もしくは話し合いの場を持てればというふうな考え方です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 例えば地元が安心して安心なまちづくりを図る取り組みとして、地元、行政、電力、3者間で連絡をとって発電所からの災害を想定した合同訓練ですね、それをやればお互い同士、合同の訓練をやるために3者間集まると思うんですよ。そういった考えとかはないでしょうか、これが私の新たな方法という提案ですけれども、この考えはどう思いますか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えします。

私もその意見に賛同しているところですが、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は人命、それから人体の災害から保護し、危険な状態にある住民等を安全な場所へ避難誘導

することが、私も大事だと思っています。そのためにも地域で自主防災組織をつくっていただいて、その中で沖縄電力の防災計画もあるはずです。それと合わせながら地域特異性の防災訓練も入れられるのではないかとということで、一緒の考え方だと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 課長ちょっとお願いがあるんですけども、私たち地元もやりますのでせっかく行政が主体で新たな方法で地元が安心して安心なまちづくりを図るとおっしゃっていただきましたので、ぜひこれをやり通してください。私たち久場のほうも自主防災組織を立ち上げようと今やっていますので。

それで次大枠2番ですね、子ども会・青年会・婦人会・老人クラブについて質問します。私は平成26年12月定例会で、一般質問で各地区の青年会、婦人会、6と少ないので各種団体の組織の強化として、その対策をとるように指摘しましたが、どういった対策をとられましたか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 金城 勉。

生涯学習課長兼生涯学習係長 金城 勉 お答えいたします。

各連合会との連絡調整会議を行いまして、行事への協力や課題の相談、予算にかかわるアドバイスなど連携を密にとりながら、人的、財政的な支援も実施しております。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 今回、子ども会が4で、青年会が1。婦人会4ですが増えてない。その理由をお聞かせください。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 金城 勉。

生涯学習課長兼生涯学習係長 金城 勉 お答えいたします。

社会経済状況の急激な変化から価値観が多様化しております。豊かな生活で楽しみや活動の

選択肢もふえ、各種団体とも役員のなり手、参加協力が減り、厳しい状況になっております。先ほど申し上げたような団体強化に努めてはおりますが、地域の問題等もあり、縮小している状況でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 こういった各種団体を強化するには、社会教育主事の資格が必要です。現在、社会教育係は社会教育の主事の資格を持っている人はいますか。それから社会教育法第9条の2のほうの内容説明してください。社会教育主事の資格を取るにはどうすればいいですか。中城村は他の市町村に比べて、社会教育主事は多いほうでしょうか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 金城 勉。

生涯学習課長兼生涯学習係長 金城 勉 お答えいたします。

現在、生涯学習課におきまして有資格者はゼロでございます。社会教育法第9条の2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に社会教育主事を置くと規定されております。資格取得につきましては、現在は県内でも資格取得が可能ではありますけれども、約40日間程度の講習期間が必要となっております。近隣市町村の教育委員会内の有資格者数は西原町、北中城村、宜野湾市が1名となっております。配置していない市町村は浦添市と嘉手納町、本村となっております。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 今生涯学習課長から答弁がありましたように、社会教育法の第9条の2ですね、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に社会教育主事を置くとあります。教育委員会には、社会教育資格を持っている人はいないですよ。法律でうたわれているのに不在というのは少し問題ですね。この案件については平成26年ですね。決算認定に当たって議会と

しての意見書ですね。社会教育法第9条の3項ですね、1の2において、社会教育主事の配置と職員について、うたわれているのに、社会教育主事が不在であることを指摘し、各種団体を育成する上からも専門的、技術的な助言と指導を与える重要な役割になる社会教育主事の不在の状況は望ましくないとあります。早急に配備するよう意見書を出していますよね。議会からの意見書も出していますが、早急に社会教育主事を置くべきだと思いますけれども、どのように考えていますか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 金城 勉。

生涯学習課長兼生涯学習係長 金城 勉 お答えいたします。

議員がおっしゃるように社会教育法にもうたわれております。必要性和重要性は十分に理解しております。また先ほど答弁いたしました、現在は県内でも資格取得が可能になっておりますが、資格取得には約40日間の講習期間が必要でございます。研修期間中の業務の取り扱いもございまして、現状の生涯学習課における人員配置と業務量及び状況では課内において資格取得を増やすということは困難であります。この問題は本村のみならず県内でも同様の状況の市町村も多くございます。県としましても、状況を把握し、問題改善へ向けて取り組んでおります。今後、本村におきましても、職員の配置計画を見ながら早目の対応と検討をしていきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 それでは教育委員会の教育長にお伺いします。今、中城村では社会教育主事が置かれていないんですけれども、教育長はそれでよろしいですか。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

法律で定められていますので、いろいろな角

度から考えて配置ができたらと。聞いたら職員の中に社会教育主事の資格を持っている方がいらっしゃるという話がありますので、その方との人事交流と言いますか、そういったことができたらと思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 前までは社会教育主事資格は九州に取りに行きました。今は那覇で約1カ月間をやれば講習資格を取れるんですよね。皆さんは各種団体の組織は低迷しているのを御存じですか。それを解決するため、どんな方法がありますか。いいですか、先ほど言いましたように婦人会も少ないですよ。青年会も少ないですよ。子ども会も少ないですよ。そういう資格、能力、やり方がわからないと普及しないと思いますよ。やり方がわからないと指導ができないですよ。安田先生も中学校の教員の資格を持っていますよね。免許を持っているから子どもたち、生徒たちを指導できます。今、教育委員会はそういった社会教育主事の資格を持っていない人たちが青年会、婦人会の育成をやろうとしています。やり方がわからないんじゃないですか。3カ年間社会教育主事がいないですよと指摘しています。それを改善しないとイケませんので、例えば業務が忙しかったらですね、1カ月非常勤つけたらどうですか。それで社会教育係は2人いますよね。誰か交代交代で資格を取らるとか、そういった配慮とかはできないものでしょうか。臨時職員をつけるとか、そういった改善の方法はないですかということです。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 金城 勉。

生涯学習課長兼生涯学習係長 金城 勉 お答えいたします。

社会教育主事につきましても、法律で制定されているところでの不足であることも承知しておりまして、今おっしゃったような対策も含め、

検討していくべきだと考えます。しかし、社会教育主事がないことイコール各種団体の低迷ではないと考えます。各組織の盛り上がりは、行政だけではなく、地域コミュニティにおける伝統的な組織構成である、自治会、老人会、青年会、婦人会、子ども会などが組み合わさって、助け合って地域ができているところも御理解いただいて、行政に強化だけを求めるものではなく、逆に地域の問題という認識を持っていただきたいと考えます。今足りていない行政の社会教育主事の件は、早目に検討していきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 久場でも青年会を立ち上げようとして、この前、久場ソフトボール交流会もやっています。中学生、高校生、青年会が集まっています。私が今言っているのは、今行政主体にやってくださいよという提案ですので、それをやってください。それで子ども会、青年会、婦人会のリーダーを育成しなければなりません。私はリーダーが育たないことには中城村のすばらしい未来はないと考えています。リーダー育成することが各種団体の強化につながり、住みよいまちにつながると思っています。教育委員会は人づくり、まちづくりをする責務を担っております。各種団体の強化を図るために頑張ってください。

次、大枠3番いきます。来るべき自然災害に備えるについて質問します。総務課長から答弁があったように沖縄県では八重山地方で震度7.4弱の地震が起き、大災害が起きました。県内では近年、人的被害を伴う地震が発生しないため、沖縄は地震が少ないという思い込みが強い。それが防災意識の低さを生んでいるのではないのでしょうか。東日本大震災では1万5,000人の人が亡くなり、6年たっても12万人の人が依然自宅にも戻れない。今も地震の爪跡が残っています。今後、起こると予想される地震、津

波、自然災害に備えて準備をしなければ助かる命も助からないかもしれません。そのために準備をする。災害には備えあれば憂いなしです。中城村のハザードマップでは沖縄県に今後、何年以内に震度6弱の大きい地震が来ると予想されていますか。そして震度6弱の地震からは建物とかどういった状況になりますか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

政府の地震調査研究本部の発表した資料によりますと、今後30年以内に震度6以上の揺れに見舞われる確率が29%ということになってございます。その被害、建物の状況等なんですけど、最近起こりました熊本県での大きな地震がございました。その状況を見ておりますと建物の構造には熊本県と沖縄県では若干違いはございますが、ほとんどの建物が倒壊し、ひび割れして、破損している状況です。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 災害に備えて、地域の防災力が必要です。住民自身が訓練できていればいいですが、一般には住民は災害に備えて普段から訓練をしない。大規模災害時には訓練ができないため、お互い同士助け合うこともできません。だから災害に備えて日ごろから訓練することによって、命が助かり、災害を軽減することができます。つまり組織的な活動、自主防災組織、結いの力、コミュニティの力が必要であります。地域防災力を高めるためには自主防災組織が必要です。それでは質問します。現在、自主防災組織は幾つありますか。そして、自主防災組織を普及するためにどういった取り組みをしていますか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

今、中城村では自主防災組織がある自治会は、奥間自治会の1自治会のみです。取り組みについては、地域住民が自分たちの地域は自分で守

るという連帯感に基づいて、自主的に結成する組織であります。村としても立ち上げに向けて自治会等での説明会、それから組織規約のマニュアル、訓練の補助や中城村自主防災組織運営補助金要綱に基づいた訓練補助金と資材購入補助金でのサポートを行っているところでございます。また、久場自治会においても去る2月7日に役員や防災に関心のある方々が約30名を対象に糸満市西崎ニュータウンの自治会長、自主防災副会長の古我知氏を招いて自主防災組織の役割と活動についての研修をしています。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 総務課長から答弁がありましたように久場地区では2月の役員会で自治会長を中心に消防職員、それから消防団員、民生委員の方々、役員大体30名が集まって自主防災組織をつくるということで、役員会の中では了解しています。それで5月の総会で承認によって活動を開始します。自主防災組織は、少ないんですが、この対策としてどういった人たちを中心にすれば自主防災組織は普及すると思いますか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 普及についてですが、まず考えられることは、地域の中に防災の専門的知識の保持者がいることは住民生存の可能性を高めることにつながるのではないかというふうに思いますので、消防OB、それから防災に詳しい方が組織の中にいれば広がるんじゃないかというふうに思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 北中城村渡口では消防OBの安里秀己さんが渡口自主防災組織を立ち上げて現在活動しています。自主防災組織を普及するためには豊見城市は防災力を高める防災スペシャリストとして内閣の証明を受けた地域防災マネージャー防災士を4月から採用して、

自主防災組織がない自治会に対して、組織の立ち上げを支援しています。中城村も自主防災組織の普及を図るために防災のプロが必要であると思います。それで防災士とか、豊見城市みたいに消防職員のOBとか、そういった人を採用すれば自主防災組織を普及すると思います。非常勤職員とか、そういった人を採用して自主防災組織を普及する考えはないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 職員の採用に職員OBを非常勤として採用できないかというお話ですが、その件については今採用する予定はございませんが、先ほども答弁したようにそういった専門的知識のある方々については、今防災という面では非常に重要視されるものだというふうに思いますので、今後検討したいというふうに思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 自主防災組織を増やすためには地域に防災知識を持ち、それから避難誘導や介助、応急処置など学んだ人材が多くいればそれだけ住民の命を守ることができます。専門的な知識を持った防災士、それから消防職員、消防OB、消防団員の人たちの協力が必要だと思っています。そうすることによって、自主防災組織を普及すると思いますので、消防機関と連携をとって、普及に努めてください。

次、公助について質問します。中城村のハザードマップによると、指定避難所一覧表の中に老人福祉センターが指定避難所に指定されています。老人福祉センターはどういった団体が利用し、どういった団体の事務所が設置されていますか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

老人福祉センターを活動拠点としている団体は社会福祉協議会、中城村老人クラブ連合会、中城村民生委員児童委員協議会などいろいろあ

ります。主に老人クラブ活動の中でヨガサークル、民謡サークル、大正琴サークルなど、またふれあい総合相談を月曜日から金曜日まで開設し、障がい者地域活動センターむつみ、障がい者就労継続支援きらりのほうが立地しています。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 センターは日ごろから高齢者の方々が文化活動や健康づくり活動や各種福祉団体の活動拠点として、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、老人クラブ連合会などの事務所があります。村民の福祉向上を図っている重要な施設ですが、現在この施設はどんな現状でしょうか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

老人福祉センターは昭和52年4月に開所し、40年がたちます。高齢者、障がい者が体操、サークル活動、料理教室等を通じていきいきと活動できるように、去年の夏にはクーラーを全面入れかえております。またその都度、修繕箇所については、修繕の措置をしています。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 今福祉課長から答弁がありましたけれども、老人福祉センターは40年ぐらい経過して老朽化して柱や床に亀裂が入り、事務所は雨が降ったら雨漏りをし、天井は雨漏りでしみがついています。床は陥没ですね。会議室も同じように陥没しています。柱は鉄筋が腐食してコンクリートが落ちて、鉄筋が見えているところもあります。そのほかにも事務所の鍵が破損しているとかあります。新聞によると中城村の指定避難所は24カ所ありますが、耐震性がない建物が一つあります。それはどこの施設ですか。それから老人福祉センターは耐震診断はやらなくてもいいとされていますが、その理由を説明してください。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

まず少し誤解があるようですので、述べますが、老人福祉センターは耐震をやらなくてもいいということではなくて、これはまず昭和56年以前の建物で、旧耐震基準に基づいた建物なので、その建物の耐震診断あるいは耐震に伴う補修工事ですか、そういうもろもろのことを考えますと、恐らく予算的に大きくなるだろうという予想をしており、村としてはまた新たな新老人福祉センターも含めましての計画を早目に進めていくということでございます。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 それでは今、総務課長からの答弁がありました1981年（昭和56年）に建築基準法が改正され、新耐震基準が誕生しました。新耐震基準と旧耐震基準との違いはどういったところが違いますか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

まず新基準では地震による建物の倒壊を防ぐだけではなく、建物内の人間を安全に確保することに主眼が置かれました。旧基準の震度5程度の地震に耐える建物の規定は新基準は震度6強以上の地震で倒れない建物というふうになりました。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 那覇市民会館は、耐震診断の結果、耐震基準を満たしていないので、建物内の市民の安全を守る意味から10月から休館にしています。老人福祉センターは旧耐震基準で建設された建物です。旧耐震基準で建築された建物は平成7年の阪神淡路大震災時には大きな被害を発生し、多くの建物が倒壊、破壊し、建物の約30%以上が被害を受けたのに対し、新耐震基準の建物ですね。数パーセントに抑えられています。老人福祉センターは、村の指定避難所に受けていますけれども、震度6の地震が発生時には倒壊の危険が大きいです。その対策はどのように考えていますか。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（14時30分）

~~~~~

再開（14時31分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

先ほど福祉課長からもございましたが、この建物については、修繕等で今保っている状況でございますが、その都度、破損がある場合はそういう修繕等でカバーしたいというふうに思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 地震が起きた場合は、老人福祉センターは指定の避難場所です。多くの人が避難し、避難施設となります。老人福祉センターが避難所の対応をしなければなりません。震度5以上の地震が発生したらセンターは老朽化しているので、倒壊する危険性があります。また現在、駐車場は老人クラブを初め、多くの村民が利用するが、常に駐車場は満杯です。混雑の状況にある中、老人クラブの会員の皆様も、交通事故に遭わないか心配です。村長も前答弁していましたが、老人福祉センター庁舎建設は必要だと。老人福祉センターは建物が古くから5年後、45年になります。10年後には建設してから50年になりますね。それで今から建設に向けての準備をしなければならぬと思います。次年度から老人庁舎建設基金条例を設置する考えはないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今の御質問だけをお答えしますと、基金条例をやるということではないです。きょう現在の考えは、私が言っているのは、優先順位をつけて建て直し、建てかえをしないといけない建物が本村にはたくさんあるわけですね。ぱっと思っただけでも、老人福祉センター、幼稚園、

もちろん庁舎、もろもろ幾つかあるでしょう。それに向けて全てをもちろん耐震基準を満たす建物をそれは建てていきたいです。ところがそれも一気にできないものですから、まず庁舎を今度建設いたします。その後、ここにプールをつくるというのは決定していますから、これは宮城重夫議員の御質問にも答弁させていただきましたけれども、その際に一緒につくれる方法はないかだとか、これは一つの方法です。あるいはまた別の場所ですっきりとしたものをつくっていくのか。それはこれから検討に入って、そして数年以内にはきちんと結論を出さないと。あるいは結論出さないどころか、もうそこには着工のめどがたっていないといけないというのは認識しておりますので、ですからその一つをとって、基金云々ではなくて全体的に優先順位をつけて、本村の今後の発展のためにしっかりと寄与できるようにすばらしい建物をこれからもつくっていきたく思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 私が言いたいことは、このセンターが地震とか起きた場合、倒壊するおそれがありますよということです。これまでに老人福祉センターは多くの村民が利活用し、地域の福祉の推進に大きく貢献しています。現在も老人クラブを始め、各種団体、ボランティア、民生委員などの活動拠点として最大限に活用されています。中城村の老人クラブ連合会は会員約900名あり、老人福祉センターを活動拠点として活動し、各スポーツ大会やレクリエーション、文化活動など高齢者の生きがいづくりに役立ち、地域活性化の一端を担っております。役場も40年経っていますけれども、老人福祉センターも同時に40年経っています。それで5年後は45年ですね。10年後は50年になります。そういった形で今からそういった老人福祉センターの建設の準備、どんな方法がありますか。先ほど村長は基金条例ではなくてとおっしゃい

ましたので、あと5年後、10年後の基本構想とか、そういった老人福祉センターの基本計画とかがありますか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

先ほどの質問の答弁に重複するところがあると思いますけれども、私が言いたいのは必要性が感じています。老人福祉センターは古いですし、議員がおっしゃるように震度6以上のものがきたときに倒壊のおそれもある。幼稚園もそうです。本村にはそういう建物が幾つかあります。それを年次的にしっかり住民の方々の安心を得るためにもハードの部分というのは、しっかりやっけていかないといけないと思っております。それをするためにいろいろな策があるわけですよ。例えば私が先ほども言ったように庁舎が移転したときに、この土地は空きますからこれも当然、地主さん借地の部分も多いですし、地主さんとの話し合い等もあるとは思いますが。その場所にプールも一緒に併設はできないかとか。あるいは幼稚園をあれもかなり古い建物ですよ。そういうものを一つに統合してできないかとか、あるいはそこを民間の力でできないかとか、方策はいろいろあるわけですね。その方策もきちんとしたものを見つけ出すすべはもう年度明け、まさに来月からいろいろなものを問題をまず出して、そこから何を優先的にどういう方法があるか考えていきたいと思いますというのが私が先週、宮城重夫議員に答弁したものであります。積極的にそれを解決したいがためにいろいろな問題点をまず挙げてもらって、そして何とかそこをつくっていかうやという気持ちは持っておりますので、それは財政的な問題がありますので、必ず財政出動が抑えられる方策を今から真剣に考えていきたいと思いますということでございますので、ぜひ議員の皆さん方もその辺の情報等をいろいろありましたら、積極的に御提言いただいで一緒にすばらしい中城村

をつくっていきましょう。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 今、村長から答弁がありましたように、たくさんの課題があると思います。ただ私も来るべき自然災害ですね、地震、津波、台風など災害に強いまちづくりを図る意味から、また早急に老人福祉ですね、老人クラブの方々が老人福祉センターで活動できるような対策をとられてください。先ほど言いましたけれども、もう5年後は45年になります。老人福祉センターの基本構想、基本計画を早目にやられてください。そうすることによって、防災に強いまちづくりができると思います。防災の環境づくりを災害前の今しかできない。誰がどこまでやるのか、みんなできちんと話し、そして現場で試して検証する。つまり自主防災組織をつくって結いの輪を広げる。結いの輪で人づくりを図り、組織の強化を図ります。「防災がまちづくりをする」のではなく、「防災でまちづくりをする」のです。どんなに災害に遭ってもみんなが元気で生きていくことができるように来るべき自然災害に備える。みんなの命を守る。地域防災力をみんなで高めていきたいと思います。

最後に、教育長と教育総務課長が退職するに当たり、本村の教育に御尽力なされたことに対し感謝を申し上げます。退職をなされても健康に留意なさって、頑張ってください。これで私の一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で新垣貞則議員の一般質問を終了いたします。

休憩します。

休憩(14時41分)

~~~~~

再開(14時52分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

続きまして、新垣善功議員の一般質問を許します。

14番 新垣善功議員 それでは、議長から

のお許しを得ましたので、一般質問を行います。

まず大枠1、平成29年度の施政方針を出していますけれども、その施政方針を出すに当たり、

平成28年度の施政方針について庁内での総括、検証は行ったのか。総括と検証を行ったのであれば、その結果について伺います。例えば今後の村の課題。それと 農業振興復興の活性化に向けて農業の担い手となる新規就農者の支援、営農指導の強化とうたわれていますが、平成27年度の施政方針に対する一般質問でも質問しましたが、具体的な計画は策定されていないとのことでありましたが、その後、策定なされたのか伺います。それと 観光振興の飛躍について伺います。村長の公約である中城城観覧入場者15万人目標は、村長当選後8年経過し、目標には達していませんが、これまでの取り組みについては評価いたします。最近イベント中心で、イベントマンネリ化していないかどうか。当初は非常に感動を受けましたが、イベントについても、今後、文化庁やJTB、企業等のイベントを見直して、村独自で企画したイベントができないものか。旧8月15日の十五夜の日に城に関する歌のど自慢大会の企画も考えるべきではないか。そして村長、もう15万人にはこだわらず、後世に残るものを考えていただきたい。継続してできるもの、一過性ではなくて。そして今回、平成30年度に観光協会を設立するということありますが、この件につきましては、3年前でしたか、北中城村との協同での観光協会の設立を目指しましたが破綻しました。その理由を伺います。私は、今ある中城村観光推進協議会の組織を見直して、中身を充実して観光振興を図っていき、その後、推進協議会を発展解消して、観光協会として設立していったほうがいいのではないかと思います。それに対する村長の考えを求めます。それで、皆さん方をお願いしたいことは、行政はいろんな組織を立ち上げはしたものの、その後の組織活動に対して

のサポート、あるいは運営に対して、サポートが長続きしていないのが現状ではないかと思えます。そのために、先ほどもありましたように、青年会や婦人会の組織の衰退につながっているのではないかと思います。村長も常に言うように、役場職員は一步リードして村民を引っ張っていくというのが必要ではないかと考えております。それと 都市基盤・生活環境の整備の中で、自主防災組織の結成促進を図っていくとうたわれていますが、21自治会の全自治会において、結成するまでの計画書はつくられているのか。そして村民の安心、安全を守る義務はどこにあるのですか。伺います。そして平和への願いという中で、平和行政の取り組みについて、昨年とことしとの取り組みの違いはあるのか。新規に企画したものはあるのか。平和行政の見直しは考えていないのか。それは、平成26年度にも施政方針での質問で提案しましたが、その後、検討したかどうか。

大枠2、宜野湾横断（東西横断）道路建設について。県の構想である宜野湾横断道路、東西横断道路が検討されていますが、構想を実現させるための要請行動、活動について村長にお伺いしますが、県に対して要請行動、活動を行っているのか。また、中部市町村会での首長会議においても、そういう話はやっているのかどうか、伺います。住みたい、住みよい、住み続けたい村に大事なことは、交通の利便性ではないかと思えます。また、地域の活性化は、道路建設からではないかと思えますが、村長の所見を伺います。

大枠3、村三役の公務記録についてでございます。村の三役の公務記録は備えられているのか。そして公開できるのか。公務記録の作成の義務の根拠となる定めはあるのか。あるとしたらどういう条例か、規則か、そのことについてお伺いします。以上です。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣善功議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、企画課、農林水産課、企業立地観光推進課、総務課のほうでお答えをさせていただきます。大枠2番につきましては都市建設課、大枠3番につきましては総務課のほうで答弁をいたします。

私のほうでは、村長の所見ということですので、宜野湾横断道路についてでございますけれども、これはもう議員も御承知のとおりだと思います。我々中城村にとっては、非常に大きな課題と申しますか、東西道路ができることによって、議員がおっしゃるように中城村の活性化を図れるものだと思っておりますが、県への要請、県との懇談会、各種、私の記憶だけでも総合事務局、そして県の土木課、企画課だったと思いますけれども、いろんな話し合いの場で、このお話は出ておりますけれども、詳細については、都市建設課から話させていただきますけれども、なかなか厳しいものがあります。御承知のとおり、普天間飛行場が位置する関係上、最近では南部国道事務所との話し合いの中でも、普天間飛行場の下を、トンネルを掘ってでもできないのかという話もさせていただきました。おわかりのとおりハードルは非常に高いものだと思いますけれども、心折れずに頑張っていきたいと思っております。

そしてもう1点、先ほど大枠1の観光協会の件で所見をとということでございましたので、観光協会の設立に向けて頑張りたいと思っております。これは施政方針でもお話ししましたけれども、退路を断ってやっていきたいという思いで、あえて施政方針で述べさせていただきました。そして北中城村と当初合同でできないかという案などもありましたけれども、これも御承知のとおり、北中城村はイオンモールの開設に伴い、観光協会の設立が急務だということで、後々一緒にできるかどうかも含めて、またこれから検

討していきます。どちらにしろ私どももいち早く観光協会を設立して、議員が御提言の協議会からの発展でどうかというものも視野に入れながらではありますけれども、最終的には観光協会設立に向けて、しっかり頑張っていって、そして数々のイベントやいろんな催し物は、その観光協会が受け皿となって、そして村はそこをバックアップしながら村の発展につなげていくというのが私の思いでございます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 平成28年度の施政方針の総括についてお答えいたします。

施政方針は、実施計画に基づき作成しております。そのため、実施計画に基づき実施される各種事業につきましては、決算書の添付資料である、主要施策の成果報告を作成する過程で、それぞれの部署におきまして総括しているものと考えております。さらに、次年度の実施計画策定のためのヒアリングの際、企画課を交えて継続事業につきまして、前年度分を総括しております。したがって、現時点では平成28年度の総括は行っておりません。主要施策の成果報告を議会へ提出する9月ごろには総括が行われるものと考えております。

次に平和行政の取り組みについてお答えいたします。平和行政としまして、村民の平和意識の高揚につなげるため、これまでの取り組みについての強化や、新たな試みに真摯に取り組みたいと考えております。本村では、昨年、平和行政の新たな取り組みとして、護佐丸歴史資料図書館におきまして、「平和企画展」を開催しました。期間中、村内外から940名余の方が来場しております。会場内でのアンケート調査では96%の方から、「戦争の悲惨さ・平和の尊さが伝わった」と回答を得ております。また、例年実施しております、中学生を対象とした「青少年平和学習交流団」の長崎県への派遣に

つきまして、平成29年度より、長崎県へ派遣する事前学習プログラムとして沖縄戦に関する研修を予定しており、これまでとは違う形で事業を実施したいと考えております。さらに、「青少年平和学習交流団」につきましては、今後、派遣対象者の拡大など、段階的な見直しを検討したいと考えております。戦後71年を迎え、戦争の記憶の風化が懸念される今、戦争体験者の御苦労、戦争で犠牲になられた尊い命、残された遺族の心痛を風化させることなく、村民の平和意識の啓発など、今後も平和行政に取り組んでいきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは新垣善功議員の大枠1の についてお答えいたします。

現在、農業振興に関する独自の具体的な計画書は策定しておりません。実施計画については、中城村総合計画の基本構想に基づき、各年度の予算編成時に作成する実施計画書がありますが、数値目標を設定している事業につきましては、今後、目標達成状況について検証をしていきたいと考えております。事務局の体制についてですが、事務局の職員体制は現在、農林水産課との兼務職員3人の体制となっております。農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会は、事務局への専任の職員の配置及び確保等に努めるよう定めておりますので、今後、検討をしていくべきものと考えております。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 新垣善功議員の御質問にお答えします。

大枠1の でございますが、観光振興についての取り組み状況、民泊事業の状況と実績、それから最後に平成30年度に観光協会設立についての計画書策定について答弁したいと思います。

まず、中城城跡の入客数は一括交付金を活用した各種イベントの開催やさまざまな取り組みを行い、平成27年度は、対前年比10%の増、13万5,164人になりました。年間来場者数が初めて13万人を超えたわけでございます。取り組み状況としましては、県内観光関連事業所へ、観光PRをするとともに、観光関連施設への観光パンフレットの設置、中頭教育事務所の所管小中学校への中城城跡への学習観覧依頼、それから県内の老人クラブへのピクニック案内等も行ってございます。また、県内外でイベント誘致のトップセールスを行い、平成28年度は4件の民間イベントの誘致に成功しました。さらに近年、外国人観光客の増加が見られます。このようにことに対応して、ICTを活用したアプリケーションの利用促進と外国語版パンフレットを増刷し、外国人に対する案内サービスの充実も図っております。県内の観光市場は堅調に推移していくことが見込まれることから、今年度も引き続き、観光誘客促進に努めてまいりたいと考えております。また、ごさまる陸上競技場を活用したプロサッカーキャンプは、年々、本土からのサポーターがふえてきております。本土からのサポーターや、県内からお越しの観覧者に対し、村内飲食店と中城城跡への誘導を促進するため、平成28年度はスタンプラリーを実施し、地域活性化を図っております。ちなみに、中城城跡を観覧した場合は2倍のスタンプを押すという特典を設けて、観覧しやすい環境を整えてきております。

次に、民泊事業の状況実績については、地域交流型観光に対応可能なNPO法人しまんちゅ活力支援隊が実施しております。民泊受け入れ世帯は44件で、平成28年度は4校710人を受け入れしている状況でございます。

観光協会の設立の計画書策定についてでございますが、先ほど村長からもお話があったとおり、平成30年度設立に向けて作業を開始してい

く考えてございます。設立までの日程、概略スケジュールでございますが、6月までに観光振興計画の委託費の予算を確保したいと思っております。あわせて、7月に観光協会の準備委員会を立ち上げていきたいと考えております。今、考えているのが、委員に観光関係団体、事業所、まちづくり団体、それから農業団体、議会議員、福祉関係、行政等を考えているところでございます。平成30年3月には、振興計画策定を終えまして、いよいよ計画書に基づいて観光協会を設立していきたいと考えております。参考までに、観光協会は基本的には補助金を前提に考えておりますが、ちなみに北中城村の平成29年度の予算でございますが、補助金関係、そして受託事業関係、収益事業関係を含めまして9,800万円余りの予算を予定している情報をとっております。それから、平成28年度に設立した豊見城市においては3,800万円程度の事業費で行っております。

次に、質問書にはないのですが、先ほど口頭で説明がありました推進協議会の見直しを図って進めるべきでは、ということもありますが、県内の観光協会の状況を見ますと、11市6町14村、33の市町村が今、観光協会を立ち上げておりまして、まだ設立していないのが9町村でございます。その中に、北中城村と国頭村が入ってしまっていて、最終的には7町村が未設置ということになります。観光推進協議会は、役場、行政的な運営になりますが、観光協会になると、民間の力を借りて、民間サイドで動きやすい観光振興が図られるということもありまして、ぜひ平成30年度をめどに立ち上げていきたいと考えております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 新垣善功議員の大枠1の と大枠3についてお答えいたします。

大枠1の について。自主防災組織の各自治会形成までの計画書というのは、現在のところ

策定はされておられません。ただ、多くの自治会の立ち上げを望んでいるところでございます。組織立ち上げに備えて、2自治会の予算を確保しているところでございます。それから、安心、安全の義務等についてですが、災害対策基本法の中で、第5条市町村の責務というところがございます。「市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護する」とうたわれてございます。

それから大枠3について、まず総務課としましては、秘書業務としまして、各関係課から業務の日程調整等を行っております。村長、副村長の公務記録については、県内、県外出張、それから会議、各機関からの案内状等の公務のつづりを設けてございます。年4回の議会での行政報告はこの記録に基づいたものでございます。以上です。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 大枠2についてお答えします。

中部市町村会において、総合事務局に「宜野湾横断道路」の建設は要望として上げ続けております。この会議は、県の土建部、部長を含めて全課長一堂に会って、意見交換会をする場です。これは、総合事務局は開発建設部の課長、所長、次長。それも課長も全体集めての、中部市町村会の市町村長との行政懇談会となっております。当該道路建設に関しては、普天間飛行場の基地返還がネックとなっており、現実的な計画として進展していないのが現状です。平成27年には、基地返還と切り離し、国道330号から国道329号まで、一部前倒をして計画できないかという要望もしておりますが、切り離れた計画では道路ネットワークとして機能しないことから、切り離れた計画ではできないとの総合事務局からの回答を受けております。しかし、中部地域、特に本村において、東西方向への道路

整備が進んでいないということもありますので、早期実現に向けた要望を引き続き行う必要があります。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 それでは順を追って再質問いたします。

企画課長、総括はまだ行っていないということですが、皆さん方は年度ごとの総括はしているわけでしょう。執行状況を出しています。9月にしかできないと言いますが、それではちょっと遅すぎるのではないかと思います、私はその都度、皆さん方は四半期ごとにちゃんと総括をして、目標達成の状況もちゃんと把握すべきだと思います。私はいつも言っているように、常に計画をつくって実施しなさいと。そして実施した結果については、その都度総括をしなさいと提唱していることについていつまでたっても改善しないのは問題ではないか。この3月の施政方針を出す場合は、早目に前年度のものを把握して、それに基づいて新年度の施政方針を考えていくべきだと私は考えていますので、そのように持っていくように強く指摘しておきます。

それと農業振興について。もう答弁はいいです。農業振興と活性化についてで、皆さん方は農業振興をうたっています。村長、毎年ね。この農業振興について、質問していますが私は中城村の産業振興の大きな柱だと思います。それは村長も認識していると思うのですが、私も農業委員会に入ってみて感じたことは、3名が兼務ですよ。事務局長、それから係長も兼務です。それでは、施政方針の中でうたっている産業振興とは相反するのではないかと思います。そして条例上もちゃんと2名は置くようになっています。農業委員会の専任職員として。なぜそれができないのかどうか。それを見てもわかるように、農業振興に対する姿勢が、私はなっていないと思いますので、ひとつその辺も十分

考慮していただいて、農業委員会の事務局の充実、農業振興を図るには、組織の事務局の体制をしっかりとしないと振興はできないと思います。そして、その事務局体制をつくったものの、問題は人材育成なのです。職員の研修費も何もありません。そして、人材育成の弱さも私は大きな原因だと思っています。農業振興が遅れているものは何なのか、真剣に分析をした後に、農業振興はどうあるべきかを企画立案して、計画書をつくっていくべきだと思います。そして、農林水産課長もしっかり分析して、早目に計画を策定して、その計画にのっとって進めていただきたい。先ほど中松議員からありましたように、ちゃんとしっかり計画を立ててやれば、仕事も楽です。言われてやるのではなくて、言われる前に皆さん方は計画書をつくって実施していただきたいと思います。

それで村長、1つ約束してください。先日外間議員の質問に対して、農業委員会の事務局強化については真剣に考えていきますということで答弁をされていましたが、来る10月1日の農業委員会の改選と同時に、事務局体制を強化するという約束できませんか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

一言一言が重い議会ですので、できない約束はしませんけれども、しかし、これは真剣に考えさせていただくというのは、外間議員も、私はあえて農業のプロだという表現を使いましたし、新垣善功議員は農業委員会所属の、といいますが、議会推薦での重い質問だと認識しておりますので、その件につきましては、10月1日にできるかどうかは別でありますけれども、真剣に、10月1日には、なるべくどういう方向性に行くかぐらいだけでも、はっきりした返事ができるように、真剣に努力させていただきます。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 10月1日には実施で

きるように強く要望いたします。とにかく農業委員会の中に入って見て感じたことは、本当に事務局体制がなっていないし、職員に対する人材育成、研修とかも全くないと言っても過言ではないです。皆さん方はいつも人材育成、教育委員会もそうですが、人材育成と言いながら、言うのと行いが伴っていないと思います。それは人材育成をしながら、リードしながら、また職員の自己啓発も重要だと思います。職員も自分の職責を全うするにはやはり勉強しないとできないと思います。自分の職責を自覚していただいて、そして研修もさせて、いい人材を育てるようにしていただきたい。いい人材が育てば、この中城村もいい方向にいくと思います。教育長も先ほどの新垣議員からありましたように、しっかりそれを肝に銘じて次の教育長に引き継いでください。

今回、施政方針の中で、平成30年に観光協会を設立するということではありますが、そんなにお金がかかるのですか。3,000万円とか9,000万円も。これは設立した場合、その3,000万円の予算化は継続していけるのかどうか。そしてこれは村長にお聞きします。観光協会をつくった場合、今の体制でどういう構想を持っているのか。商工会を頼っていたらだめですよ。私は、はっきり言いまして、今の商工会も私の時分とは全然違ってきています。非常に憂慮しています。そういう意味でも、商工会頼りでは困ると思いますので、ひとつその辺をしっかり検討していただきたい。村長、この観光協会を設立してどういうことを考えているのか。村長の所見を。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

先ほども少し述べましたけれども、まず第一は、公の手から少し離したいというのが1つあります。これはどうしてかと言いますと、観光協会、もちろん我々、公の支援、あるいはパッ

クアップ、サポートは当然必要ではございますけれども、観光協会を設立することによって、大きな受け皿ができます。これは、中城村は今世界遺産を持っておりまして、そこでのイベント活動、そしてキャンプ誘致。これからもっと発展をしていくべきだと思っておりますので、そのためにもやはり民間力を活用したいいろんな施策が実現できるのではないかとというのがまず1つでございます。それで、窓口をしっかりと設けておけば、これからの裾野の広がりにもつながっていきますし、また、民間力という意味では利潤という部分も、これは大きくかかわってまいりますので、その利潤の部分も念頭に置きながら、そして村の発展、そしてこれは民間力を使った一つの事業でございますので、使うほうも、また使われるほうも、またあるいは利用するほうも全てがウィンウィンになるための、これは一つの方策ではないかと思っております。そのためにも、まず観光協会を設立して、それに向けて村もしっかりバックアップをしていきたい、そういうことでございます。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 立ち上げはしたものの、これまでのいろんなものを見ますと、結局その後のサポートができていなくて、もうどんどん衰退していっているのが現状だと思います。本当に民間に預けるなら、設立したからやりなさいと丸投げするのではなくて、そこには四、五年、この協会が自立するまでは、皆さん方はしっかりサポートして面倒を見ていかななくては、私はまた、つくりはしたものの、その所期の目的が達成できないと思います。今の皆さん方の職務を見ますと、果たしてそれができるか疑問です。だから私は今言っているように、その推進協議会のメンバーを見たら、村長、副村長、もうほとんど行政だけですよね。その中から村長も外れてもらって、副村長を中心として民間の方々を入れて、そこでならして行って、

それから、もうこれで大丈夫だと思ったとき、観光協会をつくり、そして引き継いで、さらに自立するまでは、何年かはちゃんと面倒を見ていくという方向をとったほうがいいと思います。そんな大金を使うよりは、最低3,000万円は使うわけですね。その辺をひとつ検討していただきたいと思います。

次、都市基盤・生活環境の整備の中での、自主防災組織、その計画が作られていない。一体、いつになったら皆さん方は計画ができるのですか。特に副村長。あなたの総務課長時分からそれは言われていますね。これは中城村の防災計画にもあるように、これは行政が第一義的責任があると思います。先ほども条文を読みましたね。あれはどう解釈すればいいのですか。私は、行政が主導になって引っ張っていかないと、この自主防災組織はつくれないうと思っています。副村長も村長も、地元の浜もまだ、伊舎堂もまだ。せめて、自分の出身のところはしっかりやってからほかのところに呼びかけるべきではないかと思います。そして副村長、これは、あなたの責任だと思っていますけれども、この自主防災組織をつくっていくのは、今の副村長としての立場で。総務課長任せでは困りますよ。それについてどう考えていますか。

議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉忠典。

副村長 比嘉忠典 自主防災組織については、平成24年度、東北の災害以降、中城村においても防災計画書をつくり、この自主防災組織の組織化について、講演会、それから避難訓練等を重ねながら、各地域、これまで自分が総務課長時代においても、6自治会ほど説明会も実施してまいりましたが、なかなか、この組織を立ち上げる中で、自治会長、地域の皆さんがどういう判断をなさったのか、これはまだ検証までは至っておりませんが、雑談の中では責任が重いかいろいろあり、なかなかその辺の解決ができなくて、今の状況になっております。

副村長として、これからどう進めていくのかという部分は、副村長に就任したときには、自治会長会に出向いて、自分のほうからもお願いをしました。そういうことで、今年、久場のほうが立ち上げると。あと北浜自治会とサンヒルズタウンも検討しますということで、自分のほうにもお話がございました。そういうことで、議員は副村長の地元もまだでしょうということがありますので、それを含めてこれからも全自治会が早目に自主防災組織が設立できるように、できるだけ力で準備を進めていきたいと考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 副村長、今の考えではできませんね。同じ答弁の繰り返しなのです。私はあなたを責めるわけではないのですが、職責を自覚して、副村長というのはどういうものかということを知ってほしい。なぜできないのか。3年かけてもできないということはおかしいのではないですか。皆さん方は本当に真剣に、それに取り組んでいるかどうか。もっと汗を出して現場を踏んだらどうですか。私は、行政は、住民福祉の向上、そして住民の安全、安心を守る第一義的責任があるので、それをお願いしたい。事務委託者イコール自治会長です。皆さん方は、自治会長に対して事務委託をしている。それは地域をまとめてくれるという期待があってやっているのでしょうか。なぜ指示できないか。事務委託者に対して。私は、しつこいようですが、事務委託者の研修、教育もして、事務委託者の質をもっと高めていけばできます。災害というのはいつ来るかわからない。あしたくるかもわからない。そうのんびりしては、村民の安全、安心は守れないですよ。生命、財産は守れないと思いますよ。村長、その辺の所見を強く求めます。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

基本的には議員がおっしゃるとおりだと思います。ただ、私の部下をかばうというつもりではありませんけれども、沖縄の特殊性といいますが、本土との違いは、まず本土は自主防災組織、スムーズにでき上がってきたところは、これは大学の先生もおっしゃっていました。自警団的なものが最初から、消防団という、火事から始まった部分があって、そういう自主防災組織が非常にやりやすかったというのが1つ。それと、我々が目指しているのは自主防災組織は1つの方法、手段です。目指すところは村民が危機意識を持って、自分の命は自分で守るということ、我々がどれだけ伝えていくのか、啓発していくのか。それがまだ我々にできていないということだと、自分自身はそう思っております。

ですから、我々の力のなさは、まだそこまでの村民に対しての危機意識を浸透させられない。それによって、自主防災組織が立ち上がってこない。自主防災組織だけをとって、早くつくりなさいと言っても、まさに「仏作って魂入れず」の部分になり得るでしょうし、まず我々がやるべきことは、しっかりと、いかにして、これは議員の皆さん方からもいろんな意見もお伺いしながら、しっかりと、地域に、私の浜もそうですし、伊舎堂もそうです。ここにいらっしゃる議員のほとんどの地域もそうです。奥間以外は。ですから、そういう意味では、お互いが一つになってやるべきではないかと思っておりますので、もちろん行政として、そういう職責をしっかりと果たすために、我々も一生懸命やらさせていただきます。

ですから、ちょっと長くなりますけれども、先ほどの自治会長に対する命令とか、指示とかというのは、また別の話ですけれども、それはまた別で、ほかの部分ではそれも必要なときが来るかもしれませんが、今の自主防災組織に限っては、やはり意識の啓発から、もっと

もっと浸透させることが、まず第一ではないかと思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 今の村長の答弁の中にありましたけれども、事務委託者、自治会長に対してどういう指導・指示をやっているのか。ただ「お願いします」だけなのか。副村長は。

議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉忠典。

副村長 比嘉忠典 この自主防災組織についてのお願いだけなのかという御質問ですが、この組織を立ち上げるときにも、組織の必要性とか、そういうものを話し合いながら、今回は、総務課長の答弁にもありましたように、気象庁の職員を呼んで、災害のときの状況というのを講義していただきながら進めております。そういうことで、まずは地域を代表する自治会長が、そういう危機的意識を持ち、それに基づいて地域の人たちとのコミュニケーションを図りながら、こういう組織はできるものだと思います。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 副村長、これはあなたがお願いをしても、果たして区民の人まで周知されているか疑問です。自治会長イコール事務委託者だけが聞いて、その方々が下におろしていないと思います。そうであれば、自ら皆さん方が現場に行って集めて、重要性、必要性の訴えをやらないと、私はこの自主防災組織の促進はできないと思っています。今、皆さん方の行政手法を見ると、現場を踏んでいない、現場に行かない。住民との接触が少なすぎる。副村長、先頭になって責任を持って、総務課長と一緒に現場を踏んで行って、そこで必要性をお願いをしていただきたい。できますか。

議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉忠典。

副村長 比嘉忠典 現場に出向いて説明をしてもらいたいということですので、地域の皆さんを集めていただいて、それを踏まえて、総務

課長と相談しながら進めていきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 事務委託者に指示して集めてもらって、そこで役場が中心となって、やっていくよう指摘します。ひとつ頑張ってください。

大枠1の 平和行政についてでございますが、今回は写真展ですか。それ以外に講演会とか、平和と戦争とか、あるいは前も提唱した憲法講演会等、そういうのは平和行政の中には入らないのかどうか。2年前の施政方針の中でも、延々と訴えてきましたけれども、そういうのは取り入れる考えはないのかどうか。私はこれ以上皆さん方にお願いはしないつもりですが、できるかできないか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

平和に関する講演会であるとか、あるいは憲法講演会であるとか、そういうものが平和行政に入らないかと言いますと、これは入ることになると考えております。以前は、たしか平成16年までは、5月3日の憲法記念日に憲法講演会を開催しておりました。開催の時期がゴールデンウィーク期間中であったことから、参加者が少なく、やむなく憲法講演会は中止しているところでございます。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 憲法は、我々国民の大事な基本ですので、憲法だけはしっかり浸透するように、平和主義をうたっている憲法ですので、ひとつその辺考えていただきたい。

次に大枠2に移ります。村長、これは県の構想ですが、課長からは大変難しいということでありましたけれども、普天間基地を撤去しない限りこれができないというのは、私は非常に疑問を感じるのです。普天間基地を撤去するのはあと20年、30年かかると思いますので、我々議

会も行政と一緒にあって、この議会で早期実現の決議をし、そして村民大会を開いて大会決議をするといった村民、行政、それから、議会。三者一体となってお互い要請していく、そういう運動を行政、村長が先頭になってとってもらえないのか。そうすることによって、私は県は動くと思います。村長の考えを伺います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

お気持ちはよくわかります。私もこの件に関しては、何か方法はないかということで、先ほど県の話をしましたので、県でらちが明かないなら、国道58号と国道329号だから、国道でなんとかできないかとか、いろんな提案的な部分もさせていただきましたが、いかんせん、計画にさえ入らないという現状では、普天間飛行場の問題がもちろん一番大きいのです。東西道路という面では、普天間飛行場の撤去なしでは考えられないものですから、普天間飛行場を避けた部分での、何か計画性な東西道路があって、そこを推進していくというのであれば、今議員がおっしゃることも十分可能だと思います。ただ、普天間飛行場を撤去しない限りこの道路はできないという結論が出ている中で、住民大会を開くというのも、これもまたひとつ考えないといけないという、非常にやきもきしているというか、私自身ももやもやとした気持ちが多々ある案件ではございます。そういう意味では、何らかの方法を本当に考えないといけないとは思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 私以前に、この件、県の方と話をしたときに、「それはあなたの考えもいいかもしれないけど、村がその計画がないと県は受け付けない」と。ですから文書を持って、ちゃんと作成して、こういう計画書もつくって、議会も村民も一体となって要請活動をすべきだと思う。そうすれば、県は動くと思

います。ただ考えているだけではなくてまずやってみようではないですが、村長どうですか、やってみませんか。やるのが大事ですよ。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

もちろん、やることは十分可能だと思いますけれども、先ほどから同じ答弁になりますけれども、いかんせん、計画にもものらない段階で、というのは、なぜその話をするかと言いますと、今、サンライズ協議会で与那原町から北中城村までの4町村で、与那原バイパス、西原バイパスを通り中城村への道路の要請を今やらせていただいております、やっと住民大会が開かれるといえますか、今だからこそ、この時期に合わせてやるうということ、去年やらせていただきましたけれども、それで要請行動も、それをもっているいろいろ各省庁を回ったり、あるいはもちろん沖縄県総合事務局、南部国道事務所も含めて、やらせていただいております。ですから、いかなれば、函面なども実はできていて、要請などもやっているわけです。今の東西道路の話ですけれども、計画にさえもまだのせられない段階で、今議員がおっしゃる議会も一緒にやるということでもありますけれども、パフォーマンス的な要請は可能かもしれません。しかし、これを実現するという意味では、時期を選びながら、計画にまずのせて、そこから機運を高めてやっていくほうがいいのかということも考えられますし、その辺は、実は非常難しいところがございますので、御理解をいただきたいと思いません。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 村長、ですから、計画にもものっていないということですが、のっていないからこそ、我々村民は丸となって県に求めるべきではないかと思えます。普天間飛行場の撤去後、県はある程度構想を持っていますよね。その前から我々はやらないと、こ

れから順調にいったとしても、10年、20年かかりますよ。せめて浜田村長の時代にそういう要請をしておいて、そして次に引き継いでいくと。私はこれ10年から20年かかると見ています。しかし今やらないと、20年後はできないのです。そういう意味でも積極的に取り組んで、それができたら、私はもっといい方向にいくと思う。村民大会を開けるぐらいに村長が持つていくなれば村は変わります。私はそう思っています。村長、職員全員一丸となって、我々議会も議長を中心としてやります。村民も一緒になってまずやってみましょう。失敗したっていいじゃない。私はそう思っています。

次は大枠3、村三役の公務記録についてでございますが、これは、どういう内容の公務記録があるか。職員は研修して行った場合は、復命書というのを書いていますね。我々議員も政務活動費使って行きますと、2週間以内に議長に対して、領収書も添付して報告しなければならないという条例があるのです。それに基づいてやっています。三役については、自らレポートを書いているかどうか。村長。

議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉忠典。

副村長 比嘉忠典 お答えいたします。

村長は選挙で選ばれた首長でありますし、中城村の執行機関の最高の人でありますので、職員の管理、予算の執行まで村長の業務でございます。それで今回、どういった報告等があるのかということですが、そういう規則、要綱等はございません。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 副村長、今の考え方はちょっとおかしいのではないですか。確かに村長は選挙で選ばれています。村長は選挙で選ばれたから記録は残す必要はないという考えなのですか。

議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉忠典。

副村長 比嘉忠典 記録に残す必要はないと

ということで、考え方は食い違っておりますが、先ほど総務課長からあったように、出張等出向して行く場合に、その文書に基づいて日程調整し、その文書はきちんと保管をされています。あと報告についても議会の冒頭で村長の執務の記録は説明をされております。そういうことで、村長の職務ということで、村長は市町村を代表する、独任制の執行機関になります。市町村の組織を統括、代表し、また事務を管理、執行する。具体的には市町村の予算を調整、執行したり、条例の制定、改廃の提案、その他の議会等の議決すべき事件について、議案を提出することができる。これが村長の職務の権限という形になっております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 副村長、宮古島市の市長記録、公務記録の件、新聞で読みましたか。休憩してください。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（15時56分）

~~~~~

再開（15時58分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

今の御質問ですが、出張の会議の内容等云々については、その担当箇所で会議の内容等のものは保管されているということで考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 課長、考えていますでは困ります。これは皆さん、総務課だったら総務課のほうでちゃんと一つにまとめるべきではないですか。村長の出張記録は。そして公務内容がどうだったということは、税金を使って行くのですから、我々議員だって選挙で選ばれた者です。村長も一緒です。二元代表制ですから。皆さん方をチェックするのが我々議会で

しょう。どのようにしてチェックするのですか。今、いろいろテレビで問題になっているでしょう。東京の豊洲の問題だって。記録が消失した、それで通るかどうかです。その意味でも、村長がどういうことをしてきたという記録は、ちゃんと残すべきではないかと思うのですが。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

今のところ、そういう規則とか、あるいは規定、要綱等はございませんので、そういう面も含めて、今後検討していきたいと思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 村長は何かあるごとに、要請をしていると言うのですが、公式でやっていただきたい。知事にも会って、文書で行ったことも。今言った、東西連絡道路、県の構想としては東西の均衡ある発展を願っているのですから。特に中城村は空間地帯になってしまっています。西原町は東西の道がいっぱいありますよね。北中城村も今、渡口交差点など。しかし、中城村は何もないのです。私は、この東西連絡道路1本で、相当中城村も変わると思っています。宜野湾市が近くなる。そういう意味で、しっかり、ただパーティーとか何かの集まりのついでにではなく正式に、議長も一緒、あるいは住民代表も一緒に行って、正式に文書でもって要請を続けていくと。毎年そうしない限り、この東西連絡道路はできないと思います。県に任せるのではなくて、こちらから要望として、要請すべきではないかと思いますが、村長の考えは。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

東西道路だけではなくて、当然中城村の発展に必要なものは当たり前でありますけれども、これは当然公式に要請もしていきますし、ただ、何度もお話ししますが、今のこの東西道

路に関しては、少しだけ違う観点といたしますが、もうちょっと進めさせていただいて、そこから議会も一緒になって、我々も一緒になって、一番効率よく、また効果的な方法があるはずでございますので、そのときにはまた議員の皆さんにも相談をさせていただきながら、やらせていただきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。持ち時間1分以内です。

14番 新垣善功議員 県知事も、地域住民の声は無視できないと思います。我々、声上げましょうよ。堂々と。村民も議会も行政も。そうしない限り、我々中城村は遅れます。県任せではなくて、自らの地域は自ら作っていくという意思を示してほしいのです。それが村長、行政、議会それから村民一体となって要請活動をすれば、私は県も動くと思います。今のような考えではいつチャンスが来るかわからない。チャンスはつくるものですよね。待つだけではだめだと思う。チャンスを待つよりは、我々はチャンスをつくっていかうのではないかと。そして、県を動かすということが大事ではないかと思っておりますので、村長、ひとつ、常に、定期的に、年に1回ぐらいは、お互い一緒になって要請行動していく。議会と行政も一緒になって。お願いします。

最後になりましたが、教育長、それから教育総務課長、大変御苦労さまでした。以上をもちまして終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で、新垣善功議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会（16時00分）

## 平成29年第1回中城村議会定例会（第23日目）

|                                                   |                  |                           |         |         |
|---------------------------------------------------|------------------|---------------------------|---------|---------|
| 招 集 年 月 日                                         | 平成29年 3 月 6 日（月） |                           |         |         |
| 招 集 の 場 所                                         | 中 城 村 議 会 議 事 堂  |                           |         |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                          | 開 議              | 平成29年 3 月 28 日 （午前10時00分） |         |         |
|                                                   | 閉 会              | 平成29年 3 月 28 日 （午前10時50分） |         |         |
| 応 招 議 員<br><br>（ 出 席 議 員 ）                        | 議 席 番 号          | 氏 名                       | 議 席 番 号 | 氏 名     |
|                                                   | 1 番              | 石 原 昌 雄                   | 9 番     | 仲 眞 功 浩 |
|                                                   | 2 番              | 比 嘉 麻 乃                   | 10 番    | 安 里 ヨシ子 |
|                                                   | 3 番              | 大 城 常 良                   | 11 番    | 新 垣 徳 正 |
|                                                   | 4 番              | 外 間 博 則                   | 12 番    | 新 垣 博 正 |
|                                                   | 5 番              | 仲 松 正 敏                   | 13 番    | 仲 座 勇   |
|                                                   | 6 番              | 新 垣 貞 則                   | 14 番    | 新 垣 善 功 |
|                                                   | 7 番              | 金 城 章                     | 15 番    | 宮 城 重 夫 |
|                                                   | 8 番              | 伊 佐 則 勝                   | 16 番    | 與那覇 朝 輝 |
| 欠 席 議 員                                           |                  |                           |         |         |
| 会 議 録 署 名 議 員                                     | 11 番             | 新 垣 徳 正                   | 12 番    | 新 垣 博 正 |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                    | 議 会 事 務 局 長      | 知 名 勉                     | 議 事 係 長 | 比 嘉 保   |
| 地 方 自 治 法 第 1 2 1<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 |                  |                           |         |         |
|                                                   |                  |                           |         |         |
|                                                   |                  |                           |         |         |
|                                                   |                  |                           |         |         |
|                                                   |                  |                           |         |         |
|                                                   |                  |                           |         |         |
|                                                   |                  |                           |         |         |
|                                                   |                  |                           |         |         |

## 議 事 日 程 第 1 号

| 日 程  | 件 名                                                  |
|------|------------------------------------------------------|
| 第 1  | 議案第 1 号 中城村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例            |
| 第 2  | 議案第 2 号 世代間交流・人材育成・防災避難拠点施設の設置及び管理に関する条例             |
| 第 3  | 議案第 3 号 中城村一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例                   |
| 第 4  | 議案第 4 号 中城村職員の自己啓発等休業に関する条例                          |
| 第 5  | 議案第 24 号 平成 29 年度中城村一般会計予算                           |
| 第 6  | 議案第 25 号 平成 29 年度中城村国民健康保険特別会計予算                     |
| 第 7  | 議案第 26 号 平成 29 年度中城村後期高齢者医療特別会計予算                    |
| 第 8  | 議案第 27 号 平成 29 年度中城村土地区画整理事業特別会計予算                   |
| 第 9  | 議案第 28 号 平成 29 年度中城村公共下水道事業特別会計予算                    |
| 第 10 | 議案第 29 号 平成 29 年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算                 |
| 第 11 | 議案第 30 号 平成 29 年度中城村水道事業会計予算                         |
| 第 12 | 陳情第 1 号 「沖縄の民意を尊重し、地方自治の堅持を日本政府に求める意見書」の採<br>択を求める陳情 |
| 第 13 | 決議第 1 号 閉会中の所管事務調査について                               |
| 第 14 | 決議第 2 号 閉会中の議員派遣について                                 |



議長 與那覇朝輝 これより本日の会議を開きます。

( 10時00分 )

日程第1 議案第1号 中城村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定め

る条例を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 金城 章。

建設常任委員長 金城 章

平成29年 3月28日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

建設常任委員会

委員長 金城 章

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

| 事件の番号 | 件名                                | 審査の結果 |
|-------|-----------------------------------|-------|
| 議案第1号 | 中城村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例 | 原案可決  |

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから議案第1号 中城村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第1号 中城村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第1号 中城村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第2号 世代間交流・人材育成・防災避難拠点施設の設置及び管理に関する

条例を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 新垣博正。

総務常任委員長 新垣博正

平成29年 3月28日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

総務常任委員会

委員長 新垣博正

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

| 事件の番号 | 件名                               | 審査の結果 |
|-------|----------------------------------|-------|
| 議案第2号 | 世代間交流・人材育成・防災避難拠点施設の設置及び管理に関する条例 | 原案可決  |

議長 與那覇朝輝 これでは委員長報告を終わります。

これから議案第2号 世代間交流・人材育成・防災避難拠点施設の設置及び管理に関する条例の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第2号 世代間交流・人材育成・防災避難拠点施設の設置及び管理に関する条例を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第2号 世代間交流・人材育成・防災避難拠点施設の設置及び管理に関する条例は委員長報告のとおり可決されました。

引き続き日程第3 議案第3号 中城村一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 新垣博正。

総務常任委員長 新垣博正

平成29年 3月28日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

総務常任委員会

委員長 新垣 博 正

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

| 事件の番号 | 件名                         | 審査の結果 |
|-------|----------------------------|-------|
| 議案第3号 | 中城村一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例 | 原案可決  |

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから議案第3号 中城村一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第3号 中城村一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第3号 中城村一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第4号 中城村職員の自己啓発等休業に関する条例を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 新垣博正。

総務常任委員長 新垣博正

平成29年 3月28日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

総務常任委員会

委員長 新垣 博正

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

| 事件の番号 | 件名                  | 審査の結果 |
|-------|---------------------|-------|
| 議案第4号 | 中城村職員の自己啓発等休業に関する条例 | 原案可決  |

議長 與那覇朝輝 これでは委員長報告を終わります。

これから議案第4号 中城村職員の自己啓発等休業に関する条例の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第4号 中城村職員の自己啓発等休業に関する条例を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号 中城村職員の自己啓発等休業に関する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第24号 平成29年度中城村一般会計予算を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 新垣博正。

総務常任委員長 新垣博正

平成29年 3月28日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

総務常任委員会  
委員長 新垣 博 正

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号  | 件名              | 審査の結果 |
|--------|-----------------|-------|
| 議案第24号 | 平成29年度中城村一般会計予算 | 原案可決  |

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから議案第24号 平成29年度中城村一般会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第24号 平成29年度中城村一般会計予算を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第24号 平成29年度中城村一般会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第25号 平成29年度中城村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣徳正。

文教社会常任委員長 新垣徳正 では、読み上げて委員会審査の報告をいたしたいと思います。

平成29年 3月28日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

文教社会常任委員会  
委員長 新垣 徳 正

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号  | 件名                    | 審査の結果 |
|--------|-----------------------|-------|
| 議案第25号 | 平成29年度中城村国民健康保険特別会計予算 | 原案可決  |

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから議案第25号 平成29年度中城村国民健康保険特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第25号 平成29年度中城村国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第25号 平成29年度中城村国民健康保険特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第26号 平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣徳正。

文教社会常任委員長 新垣徳正 では、同じく読み上げまして委員会審査の報告をいたしたいと思います。

平成29年 3月28日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

文教社会常任委員会  
委員長 新垣 徳 正

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号  | 件名                     | 審査の結果 |
|--------|------------------------|-------|
| 議案第26号 | 平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計予算 | 原案可決  |

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから議案第26号 平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第26号 平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第26号 平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第27号 平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 金城 章。

建設常任委員長 金城 章

平成29年 3月28日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

建設常任委員会  
委員長 金城 章

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号  | 件名                      | 審査の結果 |
|--------|-------------------------|-------|
| 議案第27号 | 平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計予算 | 原案可決  |

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから議案第27号 平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第27号 平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計予算を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第27号 平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第28号 平成29年度中城村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 金城 章。

建設常任委員長 金城 章



平成29年 3月28日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

建設常任委員会  
委員長 金城 章

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号  | 件名                     | 審査の結果 |
|--------|------------------------|-------|
| 議案第28号 | 平成29年度中城村公共下水道事業特別会計予算 | 原案可決  |

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから議案第28号 平成29年度中城村公共下水道事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第28号 平成29年度中城村公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第28号 平成29年度中城村公共下水道事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第29号 平成29年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 金城 章。

建設常任委員長 金城 章

平成29年 3月28日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

建設常任委員会  
委員長 金城 章

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号  | 件名                        | 審査の結果 |
|--------|---------------------------|-------|
| 議案第29号 | 平成29年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算 | 原案可決  |

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから議案第29号 平成29年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第29号 平成29年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第29号 平成29年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第30号 平成29年度中城村水道事業会計予算を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 金城 章。

建設常任委員長 金城 章

平成29年 3月28日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

建設常任委員会  
委員長 金城 章

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号  | 件名                | 審査の結果 |
|--------|-------------------|-------|
| 議案第30号 | 平成29年度中城村水道事業会計予算 | 原案可決  |

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから議案第30号 平成29年度中城村水道事業会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第30号 平成29年度中城村水道事業会計予算を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第30号 平成29年度中城村水道事業会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 陳情第1号 「沖縄の民意を尊重し、地方自治の堅持を日本政府に求める意見書」の採択を求める陳情を議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております陳情第1号 「沖縄の民意を尊重し、地方自治の堅持を日本政府に求める意見書」の採択を求める陳情については、提出書のとおり採択したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第1号 「沖縄の民意を尊重し、地方自治の堅持を日本政府に求める意見書」の採択を求める陳情については、提出されました陳情書のとおり採択といたします。

日程第13 決議第1号 閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。  
金城 章議員。

7番 金城 章議員

決議第1号

平成29年3月28日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

提出者

中城村議会議員 金城 章

賛成者

中城村議会議員 宮城 重夫

中城村議会議員 仲真 功浩

閉会中の所管事務調査について

上記の議案を別紙のとおり、中城村議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

閉会中の所管事務調査について

本議会は閉会中に、下記の所管事務調査を実施することを決議する。

1, 調査の目的

(1) 常任委員会

本村及び他市町村の実態を調査し、村政の伸展に寄与することを目的とする。

(2) 議会運営委員会

議会運営の実態を調査し、議会の円満かつ積極的な運営を図ることを目的とする。

2, 調査事項

常任委員会

(1) 行財政運営等に関する事項

(2) 学校教育及び社会教育に関する事項

(3) 監査及び選挙に関する事項

(4) 福祉等に関する事項

(5) 環境衛生等に関する事項

(6) 健康保険等に関する事項

- ( 7 ) 商工観光の振興に関する事項
- ( 8 ) 農林水産業の振興及び農地等に関する事項
- ( 9 ) 土地開発等に関する事項
- (10) 住宅、道路及び河川等に関する事項
- (11) 都市計画等に関する事項
- (12) 上下水道整備等に関する事項
- (13) 安全・安心・防災に関する事項
- (14) その他上記以外の村政に関する事項

議会運営委員会

- ( 1 ) 定例会及び臨時会の会期日程等の議会運営に関する事項
- ( 2 ) 議会会議規則、委員会条例等に関する事項
- ( 3 ) 議長の諮問に関する事項

3 , 時期及び方法

平成29年度の閉会中に調査を行うこととし、その方法については各委員会において、それぞれ決定する。

4 , 調査費用

議会費予算の定める費用弁償の範囲内とする。

平成29年 3月28日  
沖縄県中城村議会

議長 與那覇朝輝 これで提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

休 憩 ( 1 0 時 3 4 分 )

~~~~~

再 開 (1 0 時 4 6 分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

(「 質疑なし 」 という声あり)

議長 與那覇朝輝 「 質疑なし 」 と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております決議第 1 号は、会議規則第39条第 3 項の規定

によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「 異議なし 」 という声あり)

議長 與那覇朝輝 「 異議なし 」 と認めます。したがって、決議第 1 号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「 討論なし 」 という声あり)

議長 與那覇朝輝 「 討論なし 」 と認め、これで討論を終わります。

これから決議第 1 号 閉会中の所管事務調査についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。
したがって、決議第1号 閉会中の所管事務調査については原案のとおり採択されました。

日程第14 決議第2号 閉会中の議員派遣に

ついてを議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。
新垣博正議員。

12番 新垣博正議員

決議第2号

平成29年3月28日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

提出者

中城村議会議員 新垣博正

賛成者

中城村議会議員 仲松正敏

中城村議会議員 伊佐則勝

閉会中の議員派遣について

上記の議案を別紙のとおり、中城村議会議規則第14条第1項の規定により提出します。

閉会中の議員派遣について

本議会は、閉会中に下記の諸研修会へ全議員参加することを決議する。

記

- 1, 沖縄県町村議会議長会主催による議員研修会
(平成29年度沖縄県町村議会議長会事業計画に基づく諸研修会)
- 2, 中部地区町村議会議長会主催による議員研修会
(平成29年度中部地区町村議会議長会事業計画に基づく諸研修会)
- 3, 本村議会主催による議員研修会
(平成29年度中に開催される諸研修会)

平成29年 3月28日

沖縄県中城村議会

議長 與那覇朝輝 これで提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております決議第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、決議第2号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。
（「討論なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから決議第2号 閉会中の議員派遣についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、決議第2号 閉会中の議員派遣については原案のとおり採択されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては議長に一任することに

決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

閉会（10時50分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 與那覇 朝 輝

中城村議会議員 新 垣 徳 正

中城村議会議員 新 垣 博 正